

応 接 録

相談者 内閣府日本学術会議事務局

脇補佐、朽木補佐

担当者 松谷参事官、波多野参事官補

相談年月日 平成 30 年 9 月 5 日～11 月 15 日

〔件名〕日本学術会議法第 17 条による推薦と内閣総理大臣による
会員の任命との関係について

〔相談・応接要旨〕

日本学術会議法第 17 条による推薦のとおり内閣総理大臣が日本学術
会議会員を任命すべき義務があるかどうかについて、相談があった。

内閣府が作成した別添説明資料について異論はない旨回答した。

〔備考〕

岩尾第一部長、近藤次長及び横畠長官に御相談済み。

平成 30 年 11 月 13 日
内閣府日本学術会議事務局

日本学術会議法第 17 条による推薦と 内閣総理大臣による会員の任命との関係について

1. 日本学術会議の沿革等について

(1) 日本学術会議の設立経緯、設立趣旨等について

敗戦後の我が国が貧困な資源、荒廃した産業施設等の悪条件を克服し、文化国家として再建すると共に、世界平和に貢献し得るためには、是非とも科学の力によらなければならないとの問題意識の下、従来、個々の研究においては優れた成果が必ずしも少ないとは言い得ないにも関わらず、その有機的、統一的な発達が十分ではなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、科学の進歩に寄与し得るような体制を欠いていたことを省みて、全国科学者の緊密な連絡協力によって、科学の振興発達を図り、行政産業及び国民生活に科学を反映浸透させるための新組織を国の審議機関として確立することを我が国の科学振興の基本的な前提と位置付け、昭和 23 年 7 月に「日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「日学法」という。）」が制定され、昭和 24 年 1 月に日本学術会議が設立された。

近年、地球環境問題をはじめ、一つの専門分野の知識のみでは解決できない複雑な問題について、様々な知識を統合し、解決に向けた選択肢を示すことが求められている。こうした中で、日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、全ての学術分野の科学者を擁し、また、職務の独立性が担保されているといった特徴を有しており、幅広い学術分野の科学的知見を動員しつつ課題に関する審議を行って意見を集約し、政府や社会に対してその成果を提示できるところにその意義があるところである。政府や社会から尊重されつつその役割を十分に発揮できるような位置付け及び権限を付与し、安定的な運営を行うために必要な財政基盤を確保する観点から、日本学術会議は、科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関する事務を所掌し、政府からの諮問に対する答申、政府への勧告等

を行う国の行政機関として設置されているところである。

(※) 例えば、国際リニアコライダー（ILC）については、高エネルギー物理学分野の国際的なコミュニティにおいて建設の期待が高まっているところであるが、ILCの建設及び運営には巨額の経費を要するため、我が国でこれを実施する場合には学術研究全体に大きな影響を与えることも想定されることから、学術に関する各分野の専門家で構成されている日本学術会議に対して文部科学省から審議を依頼されたところであり、現在、日本学術会議において、ILC計画における研究の学術的意義や、ILC計画の学術研究全体における位置付け等について審議しているところである。

日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とされ、当初は「機関」として総理府に置かれたものであり（総理府設置法第16条）、一旦、総務省に置かれたこともあったが、現在は「特別の機関」として内閣府に置かれているところである（内閣府設置法第40条第3項）。

（2）日本学術会議会員の選出方法の変遷について

日学法制定当初は、日本学術会議は、一定の資格を有する全国の科学者により選挙された特別職の国家公務員である日本学術会議会員（以下「会員」という。）によってこれを組織することとされていた。

その後、昭和44年頃から日本学術会議改革が議論されはじめ、昭和57年10月22日に日本学術会議は改革要綱を採択し、総務長官に提出した。また、同年8月19日には自由民主党から日本学術会議の改革に関する中間提言が出され、同年11月22日には総務長官の私的懇談会も報告を総務長官に提出した。総務長官はこれらを総合的に勘案して、同月24日に総務長官試案を示し、この試案を基に総理府と日本学術会議で協議を進めた結果、昭和58年に日学法改正法案が第98回国会に提出され、同年11月に同法案は成立した。

このような状況の中で、会員の選挙制については、立候補者数の減少による競争率の低下や無競争当選等、いわゆる学者離れなどの問題点が指摘され、より良い会員の選出方法が検討された結果、会員の選出方法は、科学者が自主的に会員を選出することを基本とし、学会を基礎として選出された者を日本学術会議が会員候補者として内閣総理大臣に推薦し、その推薦に基づき内閣総理大臣が任命する方法へと改正された。

さらに、平成16年の日学法改正においては、会員構成の硬直化を

防ぎ、個別の学会の利害にとらわれない政策提言を行うことができるよう、推薦される会員候補者の選考方法が2.(2)において後述するとおりに改められた。

2. 現行の会員選出方法について

(1) 会員の選出に係る規定について

日本学術会議は、210人の特別職の国家公務員たる会員をもって組織されており、日学法第17条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が会員を任命することとされている（日学法第7条第1項及び第2項）。会員の任期は6年であり、3年ごとにその半数を任命している（同条第3項）。日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとされている（同条第17条）。日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（平成17年内閣府令第93号）では、会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の30日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行うものとしている。また、日学法上、会員としての欠格条項は特段規定されていないが、会員に会員として不適当な行為があるときは、内閣総理大臣は、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができることとされている（日学法第26条）。その不適当な行為とは、いわゆる名誉を汚辱するような行為であり、例えば、犯罪行為等が想定されているところである。

(※) 不適切な事案を背景として日本学術会議法施行令（平成17年政令第299号）第2条に基づき辞職を承認された連携会員（会員と連携し、日本学術会議の職務の一部を行わせるため、日学法第15条第1項に基づき置かれる一般職の国家公務員）の例として、

- ①大学教授が文部科学省からの研究資金を不正使用したことが大学の調査で判明し、大学から解雇された事例
 - ②大学教授が論文でデータの改ざんやねつ造を行ったことが大学の調査で判明し、大学から懲戒解雇相当の処分とされた事例
- 等がある。

上記の事例については、連携会員として不適当な行為があるとして会長が当該連携会員を退職させることができる事由にも該当する可能性があると考え

られる。

(2) 会員候補者の選考手続について

日本学術会議における会員候補者の選考では、会員及び連携会員（会員と連携し、日本学術会議の職務の一部を行わせるため、日学法第15条第1項に基づき置かれる一般職の国家公務員）は、幹事会が定めるところにより、会員候補者を選考委員会に推薦することができることとされており、選考委員会は、推薦その他の情報に基づき、会員候補者の名簿を作成し、幹事会に提出することとされている。幹事会は、この名簿に基づき、総会の承認を得て、会員候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとされている（会則第8条第1項、第2項及び第3項）。会員が任期の途中において定年、死亡、辞職又は退職により退任することで会員に欠員が生じた場合には、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の候補者の選考が行われ、また、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とされている（日学法第7条第4項）。なお、総会は、原則として毎年4月及び10月に会長が招集することとされている。

3. 日学法第7条第2項に基づく内閣総理大臣の任命権の在り方について

内閣総理大臣による会員の任命は、推薦された者についてなされねばならず、推薦されていない者を任命することはできない。その上で、日学法第17条による推薦のとおり内閣総理大臣が会員を任命すべき義務があるかどうかについて検討する。

(1) まず、

- ①日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第65条及び第72条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること
- ②憲法第15条第1項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、

任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないことからすれば、内閣総理大臣に、日学法第 17 条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる。

(※) 内閣総理大臣による会員の任命は、推薦を前提とするものであることから「形式的任命」と言われることもあるが、国の行政機関に属する国家公務員の任命であることから、司法権の独立が憲法上保障されているところでの内閣による下級裁判所の裁判官の任命や、憲法第 23 条に規定された学問の自由を保障するために大学の自治が認められているところでの文部大臣による大学の学長の任命とは同視することはできないと考えられる。

- ・最高裁判所の指名した者の名簿によって行われる内閣による下級裁判所の裁判官の任命（憲法第 80 条及び裁判所法第 40 条）
- ・大学管理機関の申出に基づく任命権者による大学の学長等の任命（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 10 条）

(2) 他方、会員の任命について、日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされているのは、

- ① 会員候補者が優れた研究又は業績がある科学者であり、会員としてふさわしいかどうかを適切に判断しうるのは、日本学術会議であること
- ② 日本学術会議は、法律上、科学者の代表機関として位置付けられており、独立して職務を行うこととされていること
- ③ 昭和 58 年の日学法改正による推薦・任命制の導入の趣旨は前述したとおりであり、これまでの沿革からすれば、科学者が自主的に会員を選出するという基本的な考え方に変更はなく、内閣総理大臣による会員の任命は、会員候補者に特別職の国家公務員たる会員としての地位を与えることを意図していたこと

によることからすれば、内閣総理大臣は、任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があると考えられる。

(3) なお、(1) 及び (2) の観点を踏まえた上で、内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されない（日本学術会議に保障された職務の独立を侵害するものではない。）と考えられる。

参考資料一覧

○1. 関係資料

・日本学術会議概要	… 1
・日本学術会議組織図	… 2
・学術行政体制の改革と発展（抜粋） ※文部科学省ウェブサイト	… 3
・日本学術会議発会式における吉田総理大臣祝辞（日本学術会議「日本学術会議25年史」、1974年）（抜粋）	… 4
・国会議事録（昭和58年5月12日 第98回国会参議院文教委員会）（抜粋）	… 5
・日本学術会議の発出した答申、勧告及び意思の表出（要望、声明、提言、報告、回答）	… 7
・日本学術会議「日本学術会議改革要綱」（昭和57年10月第86回総会）（抜粋）	… 19
・自由民主党日本学術会議改革特別委員会「日本学術会議の改革に関する中間提言」（昭和56年8月19日）	… 32
・日本学術会議に関する懇談会「日本学術会議の改革について（報告）」（昭和57年11月22日）	… 35
・日本学術会議の改革についての総務長官試案（昭和57年11月24日）	… 45
・国会議事録（昭和58年11月2日 第100回国会衆議院文教委員会）（抜粋）	… 46
・国会議事録（平成16年3月19日 第159回国会衆議院文部科学委員会）（抜粋）	… 50

○2. 関係資料

・第24期会員一覧	… 52
・日本学術会議における半数改選の選考フロー（概要）	… 62
・日本学術会議における補欠会員の選考フロー（概要）	… 63
・国会議事録（昭和23年6月30日 第2回国会衆議院文教委員会）（抜粋）	… 64
・国会議事録（平成16年4月6日 第159回国会参議院文教科学委員会）（抜粋）	… 66

○3. 関係資料

・佐藤功「憲法（下）〔新版〕」有斐閣、1984（抜粋）	… 68
・推薦に基づく任命の例	… 72
・指名に基づく任命の例	… 78
・名簿に基づく任命の例	… 80
・申出に基づく任命の例	… 81
・国会議事録（昭和44年7月24日 第61回国会衆議院文教委員会）（抜粋）	… 84
・国会議事録（昭和58年5月10日 第98回国会参議院文教委員会）（抜粋）	… 93
・国会議事録（昭和58年5月12日 第98回国会参議院文教委員会）（抜粋）	… 96
・国会議事録（昭和58年11月24日 第100回国会参議院文教委員会）（抜粋）	… 102
・判例（昭和48年5月1日東京地方裁判所判決（昭和44年（ワ）7406号））	… 106

平成30年10月22日（月）

内閣府日本学術会議事務局

日本学術会議とは

目的:我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること。(日本学術会議法第2条)

職務:科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。(日本学術会議法第3条)

位置付け:内閣総理大臣の所轄(日本学術会議法第1条第2項)の下での「特別の機関」

独立して職務を行う(日本学術会議法第3条)

日本学術会議

会長:山極 壽一

副会長(組織運営等担当):三成 美保

副会長(政府との関係等担当):渡辺美代子

副会長(国際活動担当):武内 和彦

会員:210名(総理が任命。70歳定年) 女性割合32.9%(平成29年10月)

連携会員:1,883名(会長が任命) 女性割合28.8%(平成29年10月)

※任期は6年(3年毎に半数を改選。次回は32年10月)

総会:日本学術会議の最高議決機関。原則として年2回(4月・10月) 会長が招集。210人の会員で構成。

幹事会:日本学術会議の運営に関する事項を審議。会長、副会長、各部の部長・副部長・幹事で構成。

第一部(人文・社会科学)

第二部(生命科学)

第三部(理学・工学)

機能別委員会(4)

分野別委員会(30)

課題別委員会(9)等

(委員会の下に
分科会を設置)

※課題別委員会数は平成30年9月12日現在

勸告
要望
声明
提言
報告

答申
回答

政府
(各府省庁)

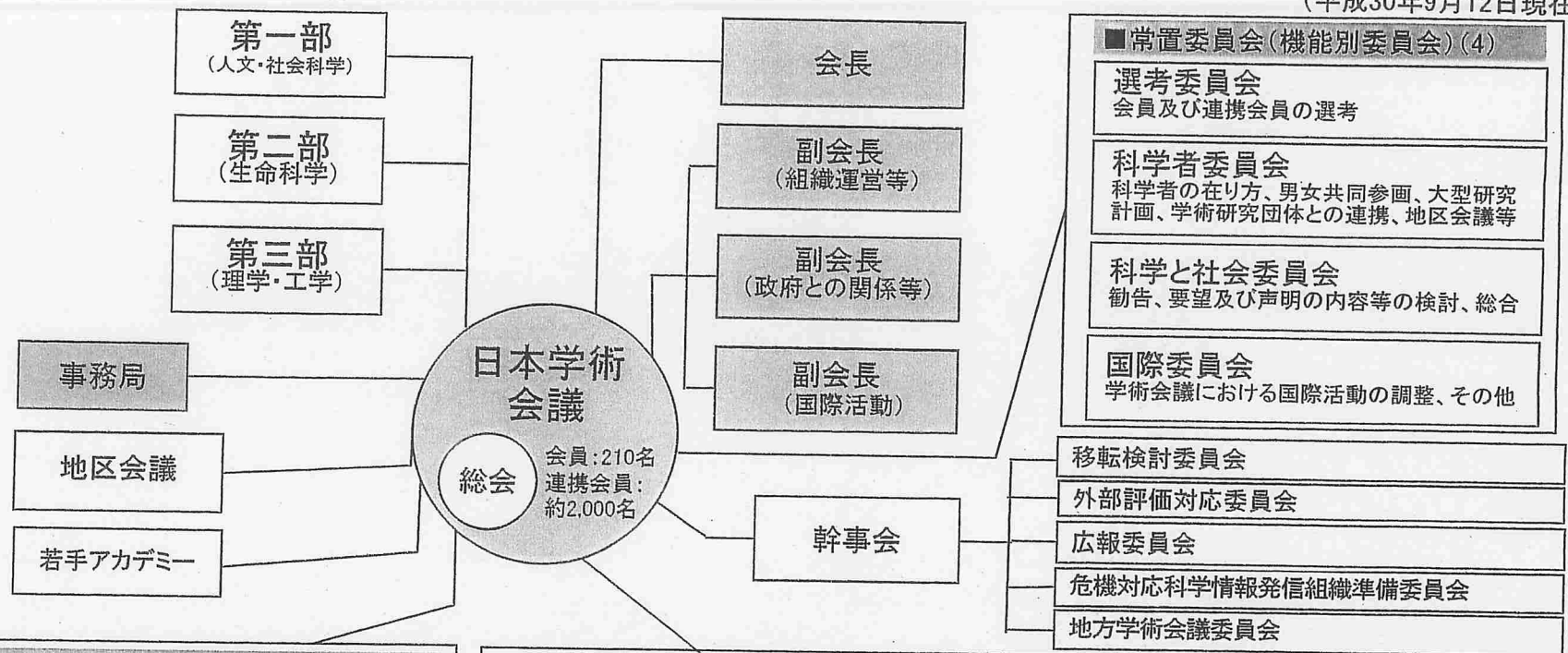
社 会

我が国約85万人の科学者

※平成29年度科学技術研究調査(総務省統計局)

日本学術会議の組織図

(平成30年9月12日現在)



■常置委員会(分野別委員会)(30)

言語・文学委員会	臨床医学委員会
哲学委員会	健康・生活科学委員会
心理学・教育学委員会	歯学委員会
社会学委員会	薬学委員会
史学委員会	環境学委員会
地域研究委員会	数理学委員会
法学委員会	物理学委員会
政治学委員会	地球惑星科学委員会
経済学委員会	情報学委員会
経営学委員会	化学委員会
基礎生物学委員会	総合工学委員会
統合生物学委員会	機械工学委員会
農学委員会	電気電子工学委員会
食料科学委員会	土木工学・建築学委員会
基礎医学委員会	材料工学委員会

■臨時委員会(課題別委員会)

防災減災学術連携委員会	人口縮小社会における野生生物のあり方の検討に関する委員会
科学技術を生かした防災・減災政策の国際的展開に関する検討委員会	国際リニアコライダー計画の見直し案に関する検討委員会
フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会	認知障害に関する包括的検討委員会
自動車の自動運転の推進と社会的課題に関する委員会	大学教育の分野別質保証委員会
人口縮小社会における問題解決のための検討委員会	

※課題別委員会は、第23期では15委員会設置。第24期についても、社会的に求められているか等に応じて順次設置予定。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

一 学術行政体制の改革と発展

新しい学術体制

敗戦を契機として、学術体制についても民主的改革を求める運動がまき起こった。この運動は、昭和二十一年三月、学術研究会議部長会が、当時のわが国の学界の中心的な機関である帝国学士院（のち二十二年十二月、日本学士院と改称）、学術研究会議および日本学術振興会の三団体の改組案を文部大臣に建議したことを発端とし、二十四年一月「日本学術会議」の設立となって結実したものである。

この間、種々のうよ曲折はあったが、二十二年八月、それ自身全国の各分野の研究者から民主的に選出された一〇八人の委員で構成する「学術体制刷新委員会」が成立し、政府は、わが国における新学術体制の立案について、同委員会に調査立案を委託することとなった。同委員会は、審議の結論を、二十三年四月、政府に報告したが、その骨子は次のとおりである。

（一）わが国科学者の内外に対する代表機関として、新たに全国各分野の科学者から民主的に選出された二一〇人の会員で構成する日本学術会議を法律に基づいて設立すること。これに伴い、学術研究会議は廃止し、また、日本学士院は碩（せき）学優遇の荣誉機関として日本学術会議に含ませること。

（二）内閣に科学技術行政協議会を設け、政府と日本学術会議との連絡および各省間の科学技術行政の連絡に当たらせること。それとともに、わが国における基本的諸科学の振興に対し責任を負うべき行政機構を整備・強化すること。

（三）日本学術振興会は、私的性格を有する学術奨励団体として存置すること。

学術体制刷新委員会の以上のような結論を尊重し、二十三年七月には「日本学術会議法」が制定され、約四万三、〇〇〇人の科学者による前例のない大規模な選挙が行なわれ、二十四年一月、内閣総理大臣所轄のもとに日本学術会議が設けられた。また、「科学技術行政協議会」も同月、同じく総理大臣所轄のもとに設けられて、戦後わが国の基本的な学術体制はここに確立されることとなった。

なお、二十二年七月から二十四年一月の間に、総司令部の招きにより、米国科学学士院の一行から成る学術顧問団、米国人文科学顧問団および米国科学使節団の三団体が来日したが、いずれも学術体制刷新委員会の立案に直接の影響を及ぼすことは避け、各地における視察、懇談あるいは調査報告書等を通じて、彼等の科学者の理解の増進に寄与した。

各期の活動

ぬ。村人は皆健康であり度い。

今現実の日本を見る。如何に理想から遠いことか。食料は米田からの補給でやっと支えている。着るものも乏しい。焼野原に次第に仮小屋が建ててきたけれども新しい夫と妻とを容れる家がない。又絶え間なく闘争が続けられる。次に世界を見渡す。日本程ではなくとも、理想に近いとは云い得ない。

如何にしてこの苦しい日本の現状を改良し得るであろうか。我々は理智（Wisdom）を動員し、合理的（Rational）な思索と実行をして有力ならしむるより他にないと思う。合理は科学である。科学に依つてのみ日本は救われる。

世界における大小の社会も亦合理即ち科学に依つてのみ発展進歩する。即ち、人間の本質の哲学を究め、人間達が相寄って作る社会の諸々の理論を研究する。永い過去に亘って人類が為し来った歴史と文芸を究めて将来の幸福に資する。自然の現象の規律を求め、進んでその規律を医、農、工に應用して生活を豊かにする。誠に科学は人類社会の福祉の基礎である。それは研究室のみのものでなく、行政にも、産業にも生活にも反映浸透させなければならない。

誠に科学は有力である。然しこの力を搾取と破壊に使つてはならぬ。平和と繁栄に役立てねばならぬ。

日本の科学者は科学の力を信じ、その善用を企圖して日本学術会議を作り、互に選んだ会員をこの会に送った。選ばれた210人は、科学こそ其に日本を再建し世界人類の福祉に貢献すると固く信じ、世界の学界と提携して、今日のこの日から活発に活動しようと思う。

終りに日本学術会議の生みの母である学術体制刷新委員会、殊に兼重委員長に厚く感謝する。又米岡科学学士院より派遣せられた一昨年のアダムス博士ら一行、昨年のブロンク博士ら一行は、日本の科学者を激励し、よい助言を与えた。また占領軍司令部の経済科学局のケリー博士は終始変らぬ援助と奨励を日本の科学者に与え、いずれもこの学術会議の誕生に大いに寄与した。厚く謝意を表すると共に今後益々助力を得度い。

本日発会式に当り、日本の科学者は勿論のこと、国民全体の深い協力の下に日本学術会議のすこやかなる発展を期し、210名の会員に代つて、茲にこの所信を述べた。

昭和24年1月21日

日本学術会議会長 亀山 直人

日本学術会議発会式における総理大臣祝辞

本日、日本学術会議の発会式に当りまして、第1回日本学術会議会員として当選の榮譽を担われた皆様の前に、お祝の言葉を申し述べる機会を得ましたこと

は、私の深く喜びとするところであります。

思うに、天然資源に恵まれない我が国が、戦争による荒廃から産業を建て直し、国民生活の安定と向上をはかることは現在の我が国の当面するもっとも大きな、そしてもっとも困難な問題であります。これが根本的解決は科学技術の振興に俟たなければならないのであります。又戦争を永遠に抛棄し平和的文化国家として、新しい日本を建設することを決意した私どもは、単に自国の平和と自国民の幸福をはかるのみならず、文化の発達なくなく科学の振興を通じて、世界の平和と人類社会の福祉に貢献しようとする大きな理想を持たなければならない。まことに科学の振興こそ新日本再建の基礎であると共にその目標であると思うのであります。

日本学術会議は、科学振興のこのような国家的要請に依つて、科学振興の具体的方策を樹立し、その実現を図るため、国家の重要な機関として設立されたものでありまして、その使命はまことに高く、その任務はまことに重いと云わなければならない。しかしながら本会議の組織運営の構想は、全国科学者の総意に基いたものであり、全国の科学者からその興出を担って選出された210名の会員が智慧を結集して問題の解決に当らんとするもので、本会議の活動には多大の期待が寄せられるのであります。又日本学術会議は勿論国の機関ではありますが、その使命達成のためには、時々の政治的便宜のための制約を受けることのないよう、高度の自主性が与えられておるのであります。ここに本会議の重要な特色があるのであります。このことはそれだけ会員の皆様の責任を重くする事と思うのであります。

どうか皆様にはその任務の重大なることを認識され、本会議の崇高な使命達成に格段の御尽力あらんことを切にお願いする次第であります。

なおこの機会に学術体制刷新の問題に関して連合軍総司令部より与えられた多大の御援助に深甚の感謝の意を表したいと存じます。終戦後我が国においてこの問題が提起されて以来総司令部経済科学局当局におかれては、終始一貫温い同情と理解とを惜まねず、特に再度にわたり、学術顧問を招聘せられるなど、貴重な助言と示唆を与えられたのでありまして、その御厚意と御支援とをここに政府を代表致しまして厚く御礼申し上げる次第であります。

最後に、私は学術体制刷新委員会が設置されてから今日に至るまで本会議の創設に多大の御尽力をいただいた兼重委員長を始め学術体制刷新委員会関係各位の御芳告に衷心敬意と感謝を表すると共に、日本学術会議の洋々たる前途を心から御祝ひ申し上げ、私の祝辞といたします。

日本学術会議発会式における参議院議長祝辞

祝 辞

新しく成立いたしました日本学術会議の発会式を挙行せられるにあたりまして、一言所便を申述べますことは、私の欣幸とするところであります。

思うに、文化的民主日本を再建する上におきまして、経済の復興が先決の要件であることはもとよりであります。同時に、広く文化一般の興隆に寄与すべき強い基盤を築くことが、また極めて切要な事柄であることは、あらためて申すまでもないことと存じます。

乃ち賢明なる全国科学者諸君におかれましては、他の行政各部機構の民主的改革と平行いたしまして、旧学術体制の吟味検討につとに意を注がれ、諸種の難問を打開しつつ、決まず努力せられました結果、その総意を反映した学術体制刷新委員会の成果となり、さらに第二回国会においてこれを立法化し、日本学術会議法が制定されるに至ったことは、邦家のためまことに慶賀に堪えないところであります。この法律のもとづきまして、旧日本学術会議会員の選挙が、全日本の科学者諸君の間に行われ、各位がそれによって当選の榮譽を荷われましたことに對し、衷心よろこびを申し上げます。

敗戦以来荒廃したわが国土の上に、健全な文化国家を再興すると共に、世界の平和に貢献致しますためには、科学の力が最も有効に應用されなければなりません。全国科学者の代表機関である日本学術会議の、今後における運営がよろしきを得るや否やは、直ちにかかってわが再建文化国家の盛衰にはもちろん、人類一般の福祉にも影響があるものと存するのであります。各位のご責務は、まことに重くかつ大であります。

国会といたしましても、各位のご活動に對し、できるだけ協力を致すことと信じます。何卒、各位におかれまして、切にご自愛ご自重の上、崇高なこれら使命の達成に精進せられ、十分に日本科学者の真価を内外に発揚せられますよう、心から念願しまして祝辞と致します。

昭和24年1月21日

参議院議長 松平 恒雄

1949年1月21日日本学術会議発会式における
H・C・ケリー博士挨拶

臣長、承田総理大臣代理、内閣々員諸氏、日本学術会議会長及び列席の各位。

本日解散することになっております学術体制刷新委員会は、全国の科学者を代表し、又現下の新しい経済状態に関連した技術的問題を解決するという科学者の

責務を果し得る能力をもった全国的学術体制案を政府に提案する責任を担っていたのであります。

日本学術会議及び科学技術行政協議会の成立により、刷新委員会は其の責務を完了したわけでありませう。この二つの機関の両方とも、日本人独自の立場から作られたもので、学術団体の歴史の中でも全く新しいものであります。刷新委員会は、日本の技術的問題と取組むために必要な機関の案を作ったということばかりでなく、非常に困難な事態の下においてよく協力の実を挙げたことに対しては賞讃さるべきものであり、又本日誕生した日本学術会議に對し非常によい範例を示しているものであります。

日本学術会議の会員は、この全国の科学者の総意による地位に就くに當って、日本学術会議法に述べられている任務を果すことを承認したわけでありませう。日本学術会議法に述べるところによれば、日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するものであります。これは大胆な言葉でありまして、この負荷の任務を遂行するには真に有能な人を要するのであります。これらの責任を果すためには、学術会議会員の一人一人が先づ最初に、自分の専門的な利益及び地域的の垣を乗り越えねばなりません。

日本は欧州のそれに比すべき産業革命の経験を持ちませんが、然し、基礎方面、特に数学、理論化学、理論物理学等における発展にはまざまざいものがあるであります。日本の理論科学者は、今なお一流であり、立派な仕事をしており、それによって現下の窮乏打開のための基礎をつくるに大いに寄与しておられるのであります。科学技術が、日本の経済的復興に肝要のものであることは疑いの余地がありません。新学術会議は、日本の現状に必然的につながる技術問題を認識しなければなりません。これらの問題の解決の道は、科学者、産業界並びに政府の間の協力的精神をますます強固にすることによってのみ開かれるのであります。この産業への應用は、経済的に必要であるのみならず、又基礎科学者の権威を更に高め、その絶えざる進歩のために必要な状態をつくらせて行くことを助けるのであります。

学術会議法についてみますのに、日本学術会議の実行力と影響力は会議それ自身の権威によってのみ決定されるのであります。この権威による影響力というものは、会議がなすところの聡明な、真摯な、そしてよく辨識せられた建議答申を通じてのみもたらされ得るのであります。皆さん、日本学術会議第1回会員各位は、この権威をうちたてていくという責任をもた、

第九十八回 参議院文教委員会會議、録第八号

昭和五十八年五月十二日(木曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

内閣参事三郎君

森野 章君

宮之原貞光君

藤田 進君

小野 明君

補充選任

田代由紀男君

高木 正男君

対馬 孝且君

瀬谷 英行君

赤桐 操君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

衆議院議員

文教委員長代理

内閣総理大臣

文部大臣

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

前島英三郎君

石橋 一弥君

中曾根康弘君

瀬戸山三男君

丹羽 兵助君

手塚 康夫君

藤江 弘一君

宮地 昌一君

大崎 仁君

堀 嘉衛君

高岡 完治君

横尾 和子君

久保 亮五君

永原 慶二君

衆議院議員

文教委員長代理

内閣総理大臣

文部大臣

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

きもございまして国会の方に御相談に参りましたら、実は国会の事務局の方が衆議院規則、参議院規則を参照いたしました。これはどうも内閣委員会では扱えないかもしれないというお返もございまして、私どももさらにいろいろ御検討願ったわけなんです。過去の経緯を見ましても、二十三年にこの会議法ができましたときも実は文教委員会でも衆参ともやっておられましたし、それから途中二度ほど改正がございました。これも実は文教委員会でもやっておられるわけです。

特に衆議院規則の場合には明確に、日本学術会議の所管に関する事項は文教委員会でも扱うというふうになっていくものから、そういう点で、それから過去の点も考えて、これは文教委員会でもやらざるを得ないんじゃないかという事務局の意見もございましたし、これは最終的には国会の問題でございます。国会の方で文教委員会という御判断をいただいたというふうに私どもも考えております。

○粕谷照美君 確かに衆議院では規則にありますけれども、その当時この法律を審議するのは総理府総務長官のものでこれができるという条件になったから、便宜的にといいますが、そういうことで文教委員会でもやったのではないかと、こういうふうに判断いたしますけれども、わが国の学術体制、学術行政というものに大きな影響を与える重要な法案であれば、普通通商国会の冒頭に出してきて、そして国民や議員や学者の前にその内容について早くから明らかにしておかなければならぬ問題だったというふうな感じで参議院に回ってきて、しかも文教委員会というところについては、やっぱり納得のいかないものがあるわけでありまして、もしこの次にこういうような法

案(衆議院提出)

○委員長(堀内俊夫君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、日本学術会議会長久保亮五君及び一橋大学教授永原慶二君を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(堀内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(堀内俊夫君) 日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○粕谷照美君 すでに四月二十八日、そして五月の十日、そしてきょうが十二日、三回目の審議に入っているという質問をするのも実はおかしいのですが、心の中はどうも釈然としなれないものがあるので、少々法律の審議についての質疑をいたします。

まず、この法律は総理府設置法の十六条の三に基づき日本学術会議法の一部改正案であります。したがって、本来であれば内閣委員会でも審議されるべきものであるというふうに考えております。

私どもは社会党の文教部会でも、あるいは参議院の中でも、文教部会のか内閣部会のかということではないが議論が起きたところでございますが、この文教委員会でも審議をするという、この法律的な根拠というものは一体どこにあるのでしょうか。

○政府委員(手塚康夫君) 正直申しますと、私どもの方も当初は内閣委員会と実は思っていました。私どもは結構でございます。法案化というふうな動

きもございまして国会の方に御相談に参りましたら、実は国会の事務局の方が衆議院規則、参議院規則を参照いたしました。これはどうも内閣委員会では扱えないかもしれないというお返もございまして、私どももさらにいろいろ御検討願ったわけなんです。過去の経緯を見ましても、二十三年にこの会議法ができましたときも実は文教委員会でも衆参ともやっておられましたし、それから途中二度ほど改正がございました。これも実は文教委員会でもやっておられるわけです。

特に衆議院規則の場合には明確に、日本学術会議の所管に関する事項は文教委員会でも扱うというふうになっていくものから、そういう点で、それから過去の点も考えて、これは文教委員会でもやらざるを得ないんじゃないかという事務局の意見もございましたし、これは最終的には国会の問題でございます。国会の方で文教委員会という御判断をいただいたというふうに私どもも考えております。

○粕谷照美君 確かに衆議院では規則にありますけれども、その当時この法律を審議するのは総理府総務長官のものでこれができるという条件になったから、便宜的にといいますが、そういうことで文教委員会でもやったのではないかと、こういうふうに判断いたしますけれども、わが国の学術体制、学術行政というものに大きな影響を与える重要な法案であれば、普通通商国会の冒頭に出してきて、そして国民や議員や学者の前にその内容について早くから明らかにしておかなければならぬ問題だったというふうな感じで参議院に回ってきて、しかも文教委員会というところについては、やっぱり納得のいかないものがあるわけでありまして、もしこの次にこういうような法

案(衆議院提出)

○委員長(堀内俊夫君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、日本学術会議会長久保亮五君及び一橋大学教授永原慶二君を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(堀内俊夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(堀内俊夫君) 日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○粕谷照美君 すでに四月二十八日、そして五月の十日、そしてきょうが十二日、三回目の審議に入っているという質問をするのも実はおかしいのですが、心の中はどうも釈然としなれないものがあるので、少々法律の審議についての質疑をいたします。

まず、この法律は総理府設置法の十六条の三に基づき日本学術会議法の一部改正案であります。したがって、本来であれば内閣委員会でも審議されるべきものであるというふうに考えております。

私どもは社会党の文教部会でも、あるいは参議院の中でも、文教部会のか内閣部会のかということではないが議論が起きたところでございますが、この文教委員会でも審議をするという、この法律的な根拠というものは一体どこにあるのでしょうか。

○政府委員(手塚康夫君) 正直申しますと、私どもの方も当初は内閣委員会と実は思っていました。私どもは結構でございます。法案化というふうな動

きもございまして国会の方に御相談に参りましたら、実は国会の事務局の方が衆議院規則、参議院規則を参照いたしました。これはどうも内閣委員会では扱えないかもしれないというお返もございまして、私どももさらにいろいろ御検討願ったわけなんです。過去の経緯を見ましても、二十三年にこの会議法ができましたときも実は文教委員会でも衆参ともやっておられましたし、それから途中二度ほど改正がございました。これも実は文教委員会でもやっておられるわけです。

特に衆議院規則の場合には明確に、日本学術会議の所管に関する事項は文教委員会でも扱うというふうになっていくものから、そういう点で、それから過去の点も考えて、これは文教委員会でもやらざるを得ないんじゃないかという事務局の意見もございましたし、これは最終的には国会の問題でございます。国会の方で文教委員会という御判断をいただいたというふうに私どもも考えております。

○粕谷照美君 確かに衆議院では規則にありますけれども、その当時この法律を審議するのは総理府総務長官のものでこれができるという条件になったから、便宜的にといいますが、そういうことで文教委員会でもやったのではないかと、こういうふうに判断いたしますけれども、わが国の学術体制、学術行政というものに大きな影響を与える重要な法案であれば、普通通商国会の冒頭に出してきて、そして国民や議員や学者の前にその内容について早くから明らかにしておかなければならぬ問題だったというふうな感じで参議院に回ってきて、しかも文教委員会というところについては、やっぱり納得のいかないものがあるわけでありまして、もしこの次にこういうような法

案(衆議院提出)

○委員長(堀内俊夫君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

つくって提案したんだというふうな考えでござ
いますか。御所見をお伺いしたいのでございま
す。

○國務大臣(中曾根康弘) 私は、科学技術庁
長官を二度ほど務めたことがございますが、やは
り学術の発展というふうなものは必ずしも投票に
なじまないものがあると思っております。むし
ろ学術的に優秀な人はそういう世俗的な投票を獲
得する運動というふうなものには無関心な方が
多いんです。そういう面も私の経験では多少ござ
いました。

そういう面で、今回選出制度を改めまして学者
閣下が推薦する、そういう形になったことは、あ
る意味において質を高めるゆえんであろう、そう
考えておまして、この法案の妥当性があると思
っております。たしか向坊君が落選し
たという話を前に聞いて、東大総長までが落選す
るというのではちょっと困った話だと当時考へ
たことがありました。

そういう意味において、この法案は一つの大き
な前進を示していると思ふんです。これだけで完
全であるとは思っておりません。いま田沢委員御
指摘のように、非常に科学技術の分野が人間の倫
理性と接する部分が出て参りまして、遺伝子の
組みかえというふうなことが、人間の尊厳性とか
生命の問題にも触れる問題も出てきたわけであり
ます。したがって学術会議におかれても、という
う方面から人間の生命とか人間の尊厳性という
ものをよく深く考究されて、これをいかに扱つた
らいいか。学術会議は総合的な学者の集まりでござ
いますから、自然科学も社会科学もあるはずでござ
いますから、そういう一番通したところではあ
ると思ふんです。もちろんほかの分野でもそうい
うことをやる場所はいふんございまして、学術
会議あたりは適当なところであると思ふます。

いずれ私は、そういう人間の尊厳とか生命の扱
いの問題というものは人類共通の問題でございま
すから、一國だけでやるものでもなし、やるべ
きものではない。国際条約をもって世界人類が一

致して行うべき性格を持つておる、いずれ条約を
締結すべきほどの問題であると思ふます。そうい
う意味において、学術会議等はどういう分野にお
いて大いに貢献されんことを期待しておるもので
あります。

○高木健太郎 私も以前二期、六年にわたるま
して学術会議の委員でございました。その間、勸
告あるいは申し入れ等を行ってきたわけでござい
ますが、この日本学術会議ができました当初にお
きましては、いまだ言えればな方がたくさん
おいでになりました。そのころは政府からの諮問
も非常に多かったわけでございまして。しかし、こ
こ十年ぐらいたつて思いますが、次第に減つてまいり
まして、現在では政府から諮問があるというのは
年に二つぐらいいしかならないのではないかと
思ふます。

学術会議の委員の構成につきましては、いろい
ろなうき、風聞もございましてすけれども、私から
見ますという非常にきつぱな方々が全閣からそ
こに集まつておられるわけでございまして、現
在、いま総理がお話しになりましたような非常に
学術的な、あるいは国際的な問題の多い中では、
学術会議に諮問をされて、その意見を聞けば非常
に私は参考になると思ふことがたくさんあるわけ
でございまして、近來そういうことをされたこと
がございせん。かなりの苦しい財政の中で政府
は予算をとつておられますし、また学者も一方で
は自分の仕事があるにもかかわらず会議場に集ま
つて熱心な討論を続けている、それが何ら報いら
れないといふことも、非常にむなしさといふこと
が、無力感といふことも、そういうものを味わつ
た経験がございまして、これは国家予算にとりま
しても非常にむだでございまして、学者を集めてお
いて何もそこから引き出さないといふのも大きな
私は人間の材としてのむだであると思ふわけで
す。

今後は、ひとついろいろな問題につきまして、
単にそのときどきの審議会をつくるというのでは
なくて、この学術会議を十分利用していただきま

して、そして活用をしていただきたい、こういう
ふうに思つておるわけでございしますが、それに
きまして非常に財政が苦しい、手弁当という
お話をございしましたが、確かに私も手弁当で何回
も参りました。そういうことのないようにひとつ
総理はお考えいただければありがたいと思つてお
ります。

二つの事項、学者を活用させる、また種々の開
題についてもそこに諮問をされる、その答申を十
分尊重していかれるということ、財政的なパッ
クアップをしていただきたい、こういう希望で
ございまして。

○國務大臣(中曾根康弘) いまの二点につきま
しては、私も努力をいたしたいと思ひます。
まず、私の方の願いを申し上げます、どうや学術
会議の指導方がその職責に自覚められまして、初
期から中期のころやもすると政治的に流れた部
面がなきにしろあらずでありました。そういう点
で政党や社会の一部の反感を買つた点がございま
す。やはり学者あるいは学術会議として中立的
態度を堅持されて、あくまで学術中心に科学的に
考へになり、また組織されんことを期待して
ございまして。

○佐藤昭夫 一九四八年一月にこの日本学術会
議が発足をいたしましたとき、その発会式におい
て、当時の片山総理大臣がどういふ祝辭を述べ
ておられるわけですか。

○國務大臣(中曾根康弘) 大分昔のことであり
ますから記憶がございせん。
○佐藤昭夫 「その」、これは学術会議の、「使
命達成のために、時々の政治的便宜のための制
制を受けることのないよう、高度の自主性が与え
られておる」、こういう祝辭を当時の総理が述べ
ておられるわけですか。

○國務大臣(中曾根康弘) そのように思ひま
す。

せん。学術会議がさらに活性化され、国際的にも
もつとりつぱな、積極的な活動ができるようにとい
う観点からこういう改革が行われるものと考へて
おります。

○佐藤昭夫 五月八日のNHKテレビを通して
の政治討論会、ここにおいて自民党の参議院
委員長中山太郎氏が大要重大な発言をして
いた。特にその要点を再び、総理には初めてであり
ますけれども、国立大学の学長の中で学術会議の
委員になつておる人は一人もいない。これは実
際委員会でも公式に学術会議の事務局にたし
ますと、四人現存をしておられるというところが
明瞭でありますし、さらにもう一つの点といしま
して、今回の法案は学術会議の久保会長と合意の
上これを提出してきたと、こういう言ひ方をテレ
ビを通して言われていたわけであります。これ
も、これも事実と違ひ。

一番肝心の公選制を学術会議、総理任命という
システムに突くという、この点については合意
がでないまま見切り発車的に政府提案が国会へ
出されたといふことも、これは明瞭でありますけ
れども、私が問題にしてまいりましたのは、テレ
ビを通してこのように言ふをつく、こういうや
り方、あるいは法案提出の重大性を隠蔽をする、こ
れまたうそをつく、こういうやり方というのは政
治家として、一般としても許されぬやり方であ
るにとどまらず、政府・与党の国対委員長として
これはまことに看過できない重大な問題だとい
うことで、総務長官にもこのことをただしたと
ころでありますけれども、すなわちこの中山氏の
テレビを通しての発言については、正式に訂正と
謝罪を国民と国会の前に明らかにしていただく
といふことを求めてきていたものであります。総
理としてもまた自民党総裁としても、この中山氏
がはつきり訂正、謝罪を明らかにされるよう指導
をいたしたいといふことを求めるのであります
が、見解を求めたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘) 中山議員と相談して

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



検索

検索
内閣府共通検索

お問い合わせ・ご意見 サイトマップ English

HOME 日本学術会議とは 提言・報告等 一般公開イベント 委員会の活動 地区会議の活動 国際活動 会員・連携会員等 協力学術研究団体

日本学術会議トップページ 提言・報告等

提言・報告等

提言・報告等

日本学術会議は発足以来、政府に対する多くの勧告・答申及び科学技術に関する意見の発表などを行い、成果を上げています。

年で探す

期で探す

分野で探す

答申

回答

「答申」とは、専門科学者の検討を要する事柄についての政府からの問いかけに対する回答です。

「回答」とは、関係機関から審議依頼（政府からの問いかけを除く。）事項に対する回答です。

答申の一覧を表示する

回答の一覧を表示する

> 答申

> 回答

> 勧告

勧告

要望

「勧告」とは、科学的な事柄について、政府に対して実現を強く勧めるものです。

「要望」とは、科学的な事柄について、政府及び関係機関等に実現を望む意思表示をするものです。

勧告の一覧を表示する

要望の一覧を表示する

> 声明

> 提言

> 報告

声明

提言

「声明」とは、科学的な事柄について、その目的を遂行するために特に必要と考える事項について、意思等を発表するものです。

「提言」とは、科学的な事柄について、部、委員会又は分科会が実現を望む意見等を発表するものです。

声明の一覧を表示する

提言の一覧を表示する

> 会長談話

> 共同声明

> 幹事会声明

報告

会長談話

「報告」とは、科学的な事柄について、部、委員会又は分科会が行った審議の結果を発表するものです。

「会長談話」とは、緊急な課題等について、日本学術会議会長から発する談話です。

報告の一覧を表示する

会長談話の一覧を表示する

※2020年5月8日より「提言」及び「報告」に替わりました。

※平成21年7月1日以前の会長コメントは、「会長談話」に含まれています。

共同声明

幹事会声明

「共同声明」とは、G8サミット各国及び関係国のアカデミーと共同でとりまとめた、サミット参加国指導者に対する提言です。

幹事会声明の一覧を表示する

共同声明の一覧を表示する

過去に使用していた意見書等

※PDFファイルを表示させるには、Adobe Readerが必要です。お持ちでない方は[こちら](#)から無償でダウンロードできます。



このページのトップへ

HOME | 日本学術会議とは | 提言・報告等 | 一般公開イベント | 委員会の活動 | 地区会議の活動 | 国際活動 | 会員・連携会員等 | 協力学術研究団体 | ページトップ

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

検索

検索

内閣府共通検索

お問い合わせ・意見

サイトマップ

English

HOME | 日本学術会議とは | 提言・報告等 | 一般公開イベント | 委員会の活動 | 地区会員の活動 | 国際活動 | 会員・連絡会員等 | 協力学術研究団体

日本学術会議 トップページ | 提言・報告等 | 答申

提言・報告等【答申】

※ファイルはすべてPDF形式です。

1999～2008 |

1999～2008

決定年月日	PDF	名 称
2007-05-30	提言文等 答申 手交写真	地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築
2004-08-03	目次 要旨及び本文 提言文等 概要版 写真	地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について
2001-11-01	目次	地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申) 付表 森林の多面的な機能の種類と定量評価の可否・試算例

※1949年～1965年の答申については[こちら](#)をご覧ください。

[↑このページのトップへ](#)

| HOME | 日本学術会議とは | 提言・報告等 | 一般公開イベント | 委員会の活動 | 地区会員の活動 | 国際活動 | 会員・連絡会員等 | 協力学術研究団体 | [▲ページトップ](#) |

[このホームページについて](#)

Copyright 2012 SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



検索

検索
内閣府共通検索

お問い合わせ・意見 ไซต์マップ English

HOME 日本学術会議とは 提言・報告等 一般公開イベント 委員会の活動 地区会議の活動 国際活動 会員・連絡会員等 協力学術研究団体

日本学術会議 トップページ > 提言・報告等 > 勸告

提言・報告等【勸告】

※ファイルはすべてPDF形式です。

1999～2008 | 1989～1998 | 1979～1988 | 1969～1978 | 1959～1968 | 1949～1958

2009～

決定(公表)年月日	PDF	名 称	議決された会議
2010-08-25		<u>総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的進展に向けて(勸告)</u>	第102回幹事会

1999～2008

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
2005-04-19	<u>本文</u>	<u>大都市における地震災害時の安全の確保について(勸告)</u>	第144回総会
1999-10-27		<u>我が国の大学等における研究環境の改善について</u>	
1999-04-21		<u>地球圏-生物圏国際協同研究計画(IGBP)の促進について(勸告)</u> <u>地球圏-生物圏国際協同研究計画(IGBP)の促進について(勸告)</u> <u>(一 小淵首相への勸告手交写真)</u>	

1989～1998

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
1997-05-28		<u>計算機科学研究の推進について</u>	
1996-04-19		<u>脳科学研究の推進について</u>	
1994-05-26		<u>新しい方式の国際研究所の設立について</u>	第118回総会
1991-05-30		<u>大学等における人文・社会科学系の研究基盤の整備について</u>	第111回総会
1990-10-18		<u>創基基礎科学研究の推進について</u>	第110回総会
1990-04-19		<u>地球圏-生物圏国際協同研究計画(IGBP)の実施について</u>	第109回総会
1989-10-19		<u>ヒト・ゲノム・プロジェクトの推進について</u>	第108回総会
1989-04-20		<u>大学等における学術研究の推進について一研究設備等の高度化に関する緊急提言一</u>	第107回総会

1979～1988

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
1988-04-24		<u>「国立地球科学博物館」(仮称)の設立について</u>	第104回総会
1988-04-23		<u>太陽地球系エネルギー国際協同研究計画(STEP)の実施について(1)</u> <u>太陽地球系エネルギー国際協同研究計画(STEP)の実施について(2)</u> <u>太陽地球系エネルギー国際協同研究計画(STEP)の実施について(3)</u>	第104回総会
1987-10-22		<u>日本高齢社会総合研究センター(仮称)の設立について(1)</u> <u>日本高齢社会総合研究センター(仮称)の設立について(2)</u>	第103回総会
1987-04-23		<u>地域型研究機関(仮称)の設立について</u>	第102回総会
1986-10-23		<u>国立代用機器開発研究センター(仮称)の設立について(1)</u> <u>国立代用機器開発研究センター(仮称)の設立について(2)</u>	第101回総会

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。

検索

検索
内閣府共通検索



日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

お問い合わせ・ご意見

サイトマップ

English

HOME | 日本学術会議とは | 提言・報告等 | 一般公開イベント | 委員会の活動 | 地区会議の活動 | 国際活動 | 会費・連絡会員等 | 協力学術研究団体

日本学術会議 トップページ > 提言・報告等 > 要望

提言・報告等【要望】

※ファイルはすべてPDF形式です。

1999～2008 | 1989～1998 | 1979～1988 | 1969～1978 | 1959～1968 | 1949～1958

2009

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
2009-04-07		実用科学推進に関する要望	第75回幹事会

1999～2008

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
2008-06-26		信頼に支えられた医療の実現－医療を崩壊させないために－	第58回幹事会
2008-03-04		脱タバコ社会の実現に向けて	第51回幹事会
2007-06-22	本文	これからの教師の科学的教養と教員養成の在り方について	第39回幹事会
2005-09-15	本文	国立大学の大学法人化に伴う大学附置全国共同利用研究所・施設の問題(要望)	第1035回運営審議会
2005-09-15	本文	電子媒体学術情報への恒久的な蓄積・保存・利用体制の整備・確立(要望)	第1035回運営審議会
2005-09-15	本文	我が国基文学術誌による学術情報発信の推進について(要望)	第1035回運営審議会
2003-09-18	参考1 参考2 参考3 参考4 参考5	両極地域観測の継続と充実について	第1000回運営審議会
2003-07-15	要望 表1～3 表4～5 表6～7 表8	国立大学法人化と大学附置共同利用研究所等のあり方について	第996回総会
2000-06-08		アジア化学・化学技術推進機構の設立について－人材育成と基礎化学の振興－	
2000-06-08		女性科学者の環境改善の具体的措置について 女性科学者の環境改善の具体的措置について(英訳版)	

1989～1998

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
1997-05-28		学術団体の支援について	
1996-10-18		資料の紙質劣化の対策について	
1995-10-25		高度研究体制の早期確立について	
1994-05-26		公的機関の保有する情報の学術的利用について	第118回総会
1993-10-21		生物遺伝資源レポジトリ及び細胞・DNAレポジトリの整備について	第117回総会
1993-07-26		民事判決原本の保存について	第809回運営審議会

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

検索

検索

内閣府共通検索

お問い合わせ・意見

サイトマップ

English

HOME > 日本学術会議とは > 提言・報告等 > 一般公開イベント > 委員会の活動 > 地区会連の活動 > 国際活動 > 会員・連絡会員等 > 協力学術研究団体

日本学術会議トップページ > 提言・報告等 > 声明

提言・報告等【声明】

※ファイルはすべてPDF形式です。

1999～2008 | 1989～1998 | 1979～1988 | 1969～1978 | 1959～1968 | 1949～1958

2009～

決定(公表)年月日	PDF	名 称	議決された会議
2017-03-24		<u>軍事的安全保障研究に関する声明</u> Statement on Research for Military Security	第243回幹事会
2013-01-25		<u>科学者の行動規範—改訂版—</u>	第168回幹事会

1999～2008

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
2008-04-08	本文	日本学術会議憲章	第152回総会
2007-05-24	本文 英文 英文要旨	博物館の危機をのりこえるために To overcome the crisis of museums	第38回幹事会
2006-10-03	本文 英文 英文要旨	科学者の行動規範について Code of Conduct for Scientists	第149回総会
2005-08-31	本文	新分野の創成に資する光科学研究の強化とその方策について(声明)	第145回総会
2005-04-05	本文	生活の質を大切にす大都市政策へのパラダイム転換について(声明)	第1025運営審議会
2005-04-02	本文	日本の科学技術政策の要諦	第1024回運営審議会
2004-04-20	日本語 英語	社会との対話に向けて	第1012回運営審議会
2001-10-17	本文	データベースに関して提案されている独自の権利(sui generis right)についての見解	第136回総会
2001-04-26	本文	21世紀における人文・社会科学の役割とその重要性—「科学技術」の新しいとらえ方、そして新しい社会・文化システムを目指して—	第135回総会
2000-06-08		<u>日本学術会議における男女共同参画の推進について</u> <u>日本学術会議における男女共同参画の推進について(英語版)</u>	
2000-06-08		<u>「人間としての自覚」に基づく「教育」と「環境」両問題の統合的解決を目指して—新しい価値観に支えられた明るい未来の基盤形成—</u>	
1999-10-27		<u>日本学術会議の自己改革について</u>	
1999-10-27		<u>日本学術会議の位置付けに関する見解</u>	

1989～1998

決定年月日	PDF	名 称	議決された会議
1994-05-26		<u>女性科学研究者の環境改善の緊急性についての提言</u>	第118回総会
1993-04-22		<u>学術分野における国際貢献についての基本的提言</u>	第116回総会

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



検索

検索
内閣府共通検索

お問い合わせ・ご意見

サイトマップ

English

HOME > 日本学術会議とは > 提言・報告等 > 一般公開イベント > 委員会の活動 > 地区会議の活動 > 国際活動 > 会員・連携会員等 > 協力学術研究団体

日本学術会議トップページ > 提言・報告等 > 提言

提言・報告等【提言】

※ファイルはすべてPDF形式です。

2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 | 2012 | 2011 | 2010 | 2009 | 2008

2018

決定(公表) 年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2018-9-13		<u>社会的つながりが弱い人への支援のあり方について—社会福祉学の視点から—</u> ポイント	社会学委員会 社会福祉学分科会	第268回幹事会
2018-8-16		<u>研究と産業に不可欠な中性子の供給と研究用原子炉の在り方</u> ポイント	総合工学委員会 原子力安全に関する分科会	第265回幹事会
2018-1-22		<u>生物多様性条約及び名古屋議定書におけるデジタル配列情報の取扱いについて</u> (英訳) The treatment of Digital Sequence Information with respect to the Convention on Biological Diversity and the Nagoya Protocol ポイント	基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会・基礎医学委員会合同遺伝資源分科会、農学委員会・食料科学委員会合同農学分野における名古屋議定書関連検討分科会	第258回幹事会

2017

決定(公表) 年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2017-9-30		<u>持続可能な最善の医療を実現する次世代型ヘルスケアプラットフォームの構築</u> ポイント	臨床医学委員会手術データの全国登録と解析に関わる分科会	第253回幹事会
2017-9-30		<u>我が国におけるがん創薬を目指した基礎研究の推進と臨床試験体制の整備について</u> ポイント	基礎医学委員会・臨床医学委員会合同腫瘍分科会	第251回幹事会
2017-9-29		<u>広域災害時における求められる歯科医療体制</u> ポイント	歯学委員会	第252回幹事会
2017-9-29		<u>我が国における臓器移植の体制整備と再生医療の推進</u> ポイント	臨床医学委員会移植・再生医療分科会	第252回幹事会
2017-9-29		<u>公共調達における知的生産者の選定に関わる法整備—創造的で美しい環境形成のために—</u> ポイント	法学委員会・経済学委員会・土木工学・建築学委員会合同 知的生産者の公共調達検討分科会	第252回幹事会
2017-9-29		<u>我が国の大学等キャンパスデザインとその整備システムの改善に向けて</u> ポイント	土木工学・建築学委員会 知的創造と活動を喚起する環境としての大学等キャンパスに関する検討分科会	第252回幹事会
2017-9-29		<u>東日本大震災に伴う原発避難者の住民としての地位に関する提言</u> ポイント	原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会	第6回東日本大震災復興支援委員会
2017-9-29		<u>東日本大震災に関する学術調査・研究活動—成果・課題・提言—</u> ポイント	東日本大震災に係る学術調査検討委員会	第251回幹事会

2017-9-29	<u>性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—</u> ポイント 正誤表	法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会	第251回幹事会
2017-9-29	<u>医療を支えるバイオマテリアル研究に関する提言</u> ポイント	材料工学委員会バイオマテリアル分科会	第251回幹事会
2017-9-29	<u>持続可能な国土をめざす知の基盤形成「国土学」の体系と戦略的実践—</u> ポイント	土木工学・建築学委員会 国土と環境分科会	第250回幹事会
2017-9-28	<u>働く世代の生活習慣病予防—健診・保健指導の今後の展開と若年期からの対策の重要性—</u> ポイント	臨床医学委員会・健康・生活科学委員会合同生活習慣病対策分科会	第251回幹事会
2017-9-27	<u>我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方</u> <u>Genome Editing Technology in Medical Sciences and Clinical Applications in Japan</u> ポイント	医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会	第251回幹事会
2017-9-21	<u>新たな情報化時代の人文科学的アジア研究に向けて—対外発信の促進と持続可能な研究者養成—</u> ポイント	言語・文学委員会・哲学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同アジア研究・対アジア関係に関する分科会	第247回幹事会
2017-9-20	<u>生きる力の更なる充実を目指した家庭科教育への提案—教員養成の立場から—</u> ポイント	健康・生活科学委員会家政学分科会	第250回幹事会
2017-9-20	<u>生命科学の発展を加速する次世代統合バイオイメーシング科学の研究推進</u> ポイント	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物物理学分科会	第250回幹事会
2017-9-19	<u>社会調査をめぐる環境変化と問題解決に向けて</u> ポイント	社会学委員会社会統計調査アーカイブ分科会	第248回幹事会
2017-9-13	<u>心理学教育のあるべき姿と公認心理師養成—「公認心理師養成カリキュラム等検討会」報告書を受けて—</u> ポイント	心理学・教育学委員会心理学教育プログラム検討分科会、健康・医療と心理学分科会	第250回幹事会
2017-9-13	<u>融合社会脳研究の創生と展開</u> ポイント	心理学・教育学委員会脳と意識分科会	第249回幹事会
2017-9-13	<u>脳科学における国際連携体制の構築—国際脳科学フロンティア計画と国際脳科学ステーションの創設</u> ポイント	基礎医学委員会神経科学分科会、形態・細胞生物医科学分科会、機能医科学分科会、臨床医学委員会脳とこころ分科会	第248回幹事会
2017-9-12	<u>我が国の原子力発電のあり方について—東京電力福島第一原子力発電所事故から何をくみ取るか</u> ポイント	原子力利用の将来像についての検討委員会原子力発電の将来検討分科会	第250回幹事会
2017-9-8	<u>物性物理学・一般物理学分野における学術研究の発展のために</u> ポイント	物理学委員会 物性物理学・一般物理学分科会	第249回幹事会
2017-9-7	<u>数理学と他の科学分野や産業との連携の基盤整備に向けた提言</u> ポイント	数理学委員会 数学分科会	第250回幹事会
2017-9-6	<u>社会的課題に立ち向かう「総合工学」の強化推進</u> ポイント	総合工学委員会	第250回幹事会
2017-9-6	<u>大学等における非密封放射性同位元素使用施設の拠点化について</u> ポイント	基礎医学委員会・総合工学委員会合同放射線・放射能の利用に伴う課題検討分科会	第249回幹事会
2017-9-1	<u>大規模風水害適応策の新たな展開に対応した科学・技術研究を進めるために—社会実装の進展と</u>	土木工学・建築学委員会 地球環境の変化に伴う風水害・土砂災害への対応分科会	第248回幹事会

ともに顕在化するニーズに応じて

2017-8-31	<u>持続的な文化財保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―</u>	史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会	第248回幹事会
	ポイント		
2017-8-30	<u>人類のフロンティアの拡大と持続性確保を支える設計科学の充実</u>	総合工学委員会・機械工学委員会合同フロンティア人工物分科会	第249回幹事会
	ポイント		
2017-8-24	<u>低炭素・健康なライフスタイルと都市・建築への道筋</u>	環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同低炭素・健康社会の実現への道筋と生活様式・消費者行動分科会	第249回幹事会
	ポイント		
2017-8-23	<u>大震災の起きない都市を目指して</u> (中屋詔記)	土木工学・建築学委員会大地震に対する大都市の防災・減災分科会	第249回幹事会
	ポイント		
2017-8-22	<u>学術の総合的發展と社会のイノベーションに資する研究資金制度のあり方に関する提言</u>	学術研究推進のための研究資金制度のあり方に関する検討委員会	第248回幹事会
	ポイント		
2017-8-22	<u>音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのための環境整備</u>	言語・文学委員会科学と日本語分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-8-17	<u>わが国における持続可能な水産業のあり方―生態系アプローチに基づく水産資源管理―</u>	食料科学委員会・水産学分科会	第248回幹事会
	ポイント		
2017-8-17	<u>材料工学から見たものづくり人材育成の課題と展望</u>	材料工学委員会材料工学将来展開分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-8-8	<u>災害軽減と持続可能な社会の形成に向けた科学と社会の協働・協創の推進</u>	地球惑星科学委員会地球・人間圏分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-8-8	<u>持続可能な社会づくりに向けた地産教育の充実</u>	地域研究委員会・地球惑星科学委員会合同地理教育分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-8-8	<u>科学的知見の創出に資する可視化に向けて</u>	総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-8-3	<u>CT検査による医療被ばく低減に関する提言</u>	臨床医学委員会放射線・臨床検査分科会	第248回幹事会
	ポイント		
2017-7-28	<u>精神・神経疾患の治療法開発のための産学官連携のあり方に関する提言</u>	臨床医学委員会脳とこころ分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-7-20	<u>21世紀の博物館・美術館のあるべき姿―博物館法の改正へ向けて</u>	史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会	第243回幹事会
	ポイント		
2017-7-14	<u>我が国の地球衛星観測のあり方について</u>	地球惑星科学委員会地球・惑星圏分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-7-11	<u>子どもの動きの健全な育成をめざして～基本的動作が危ない～</u>	健康・生活科学委員会健康・スポーツ科学分科会	第245回幹事会
	ポイント		
2017-7-4	<u>若者支援政策の拡充に向けて</u>	社会学委員会社会変動と若者問題分科会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-6-27	<u>国立大学の教育研究改革と国の支援―学術振興の基盤形成の観点から―</u>	学術振興の観点から国立大学の教育研究と国による支援のあり方を考える検討委員会	第247回幹事会
	ポイント		
2017-6-27	<u>自動運転のあるべき将来に向けて―学術界から見た現状理解―</u>	総合工学委員会・機械工学委員会合同工学システムに関する安全・安心・リスク検討分科会	第246回幹事会
	ポイント		

2017-6-1		<u>学術の総合的發展をめざして—人文・社会科学からの提言—</u>	第一部 人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会	第242回幹事会
		ポイント (英訳) <u>Toward the Comprehensive Development of Academic Research in the Arts and Sciences: Proposals from the Humanities and Social Sciences</u>		
2017-5-23		<u>我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育コミュニティの課題と提言—</u>	心理学・教育学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会・環境学委員会・土木工学・建築学委員会合同子どもの成育環境分科会	第235回幹事会
		ポイント		
2017-4-3		<u>日本型の産業化支援戦略</u>	地域研究委員会国際地域開発研究分科会	第241回幹事会
		ポイント		
2017-3-24		<u>人口減少時代を迎えた日本における持続可能で体系的な地方創生のために</u>	地域研究委員会人文・経済地理学分科会、地域情報分科会	第242回幹事会
		ポイント		
2017-3-3		<u>わが国の獣医学教育の現状と国際的通用性</u>	食料科学委員会獣医学分科会	第241回幹事会
		ポイント		
2017-2-8		<u>第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2017)</u>	科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会	第241回幹事会
		ポイント		
2017-2-3		<u>高等学校新設科目「公共」にむけて—政治学からの提言—</u>	政治学委員会	第239回幹事会
		ポイント		
2017-2-3		<u>神宮外苑の歴史を踏まえた新国立競技場整備への提言—大地に根ざした「本物の杜」の実現のために</u>	環境学委員会都市と自然と環境分科会	第239回幹事会
		ポイント		
2016				
決定(公表) 年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2016-12-6		<u>学術研究の円滑な推進のための名古屋議定書批准に伴う措置について</u>	農学委員会・食料科学委員会合同 農学分野における名古屋議定書関連検討分科会	第238回幹事会
		ポイント		
2016-11-16		<u>環境教育の統合的推進に向けて</u>	環境学委員会環境思想・環境教育分科会	第234回幹事会
		ポイント		
2016-11-4		<u>ことばに対する能動的態度を育てる取り組み—初等中等教育における英語教育の発展のために—</u>	言語・文学委員会文化の邂逅と言語分科会	第236回幹事会
		ポイント		
2016-7-6		<u>オープンイノベーションに資するオープンサイエンスのあり方に関する提言</u>	オープンサイエンスの取組に関する検討委員会	第230回幹事会
		ポイント (英訳) <u>Recommendations Concerning an Approach to Open Science That Will Contribute to Open Innovation</u>		
2016-5-19		<u>初等中等教育における算数・数学教育の改善についての提言</u>	数理科学委員会数学教育分科会	第228回幹事会
		ポイント		
2016-5-17		<u>国立自然史博物館設立の必要性</u>	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同動物科学分科会、自然史財の保護と活用分科会、基礎生物学委員会・統合生物学委員会・農学委員会合同植物科学分科会及び基礎生物学委員会・統合生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会	第228回幹事会
		ポイント		
2016-5-16		<u>18歳を市民に—市民性の涵養をめざす高等学校公民科の改革—</u>	心理学・教育学委員会市民性の涵養という観点から高校の社会科学教育の在り方を考える分科会	第228回幹事会
		ポイント		

2016-5-16		<u>「歴史総合」に期待されるもの</u>	史学委員会高校歴史教育に関する分科会	第228回幹事会
		ポイント		
2016-4-5		<u>持続可能な地球社会の実現をめざして—Future Earth(フューチャー・アース)の推進—</u>	フューチャー・アースの推進に関する委員会	第226回幹事会
		ポイント		
		訂正		
2016-2-26		<u>防災・減災に関する国際研究の推進と災害リスクの軽減—仙台防災枠組・東京宣言の具体化に向けた提言—</u>	国際委員会防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会 土木工学・建築学委員会IRDR分科会	第225回幹事会
		ポイント		
		(英訳)「Disaster Risk Reduction and Promotion of International Research on Disaster Prevention and Mitigation — Recommendations for Implementation of the Sendai Framework for Disaster Reduction and Tokyo Statement」		
2016-2-8		<u>これからの高校理科教育のあり方</u>	科学者委員会・科学と社会委員会合同広報・科学力増進分科会	第224回幹事会
		ポイント		
2016-1-28		<u>途・急環境変動下における土壌科学の基盤整備と研究強化の必要性</u>	農学委員会 土壌科学分科会	第223回幹事会
		ポイント		
2015				
決定年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2015-8-6		<u>科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策</u>	科学者委員会 男女共同参画分科会	第216回幹事会
		ポイント		
2015-5-28		<u>未来を見据えた高校公民科倫理教育の創生—考える「倫理」の実現に向けて—</u>	哲学委員会 哲学・倫理・宗教教育分科会	第213回幹事会
		ポイント		
2015-5-20		<u>東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言</u>	健康・生活科学委員会・歯学委員会合同脱タバコ社会の実現分科会	第212回幹事会
		ポイント		
2015-4-28		<u>高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言—国民的合意形成に向けた暫定保管</u>	高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会	第212回幹事会
		ポイント		
2015-4-24		神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言 提言(1/5) 提言(2/5) 提言(3/5) 提言(4/5) 提言(5/5)	環境学委員会都市と自然と環境分科会委員会	第211回幹事会
		ポイント		
2015-2-27		<u>第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言</u>	学術の観点から科学技術基本計画のあり方を考える委員会	第209回幹事会
2014				
決定年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2014-9-30		<u>東京電力福島第一原子力発電所事故による長期避難者の暮らしと住まいの再建に関する提言</u>	東日本大震災復興支援委員会福島復興支援分科会	第13回東日本大震災復興支援委員会
2014-9-30		<u>知的生産者養成に関する公共施設の創造性喚起</u>	土木工学・建築学委員会デザイン等の創造性を喚起する社会システム検討分科会	第199回幹事会
2014-9-30		<u>東日本大震災を教訓とした安全安心で持続可能な社会の形成に向けて</u>	地球惑星科学委員会地球・人間圏分科会	第198回幹事会

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



検索

検索
内閣府共通検索

お問い合わせ・ご意見

サイトマップ

English

HOME > 日本学術会議とは > 提言・報告等 > 一般公開イベント > 委員会の活動 > 地区会議の活動 > 国際活動 > 会長・連席会長等 > 協力学術研究団体

日本学術会議トップページ > 提言・報告等 > 報告

提言・報告等【報告】

※ファイルはすべてPDF形式です。

2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 | 2012 | 2011 | 2010 | 2009 | 2008

2018

決定(公表) 年月日	名 称	表出の主体	議決された会議
2018/2/27	<u>生命科学における研究資金のあり方</u> ポイント	第二部 生命科学における公的研究資金のあり方 検討分科会	第259回幹事会

2017

決定(公表) 年月日	名 称	表出の主体	議決された会議
2017/9/30	<u>大学教育の分野別質保証のための教育課程上の参照基準</u> <u>医学分野</u> ポイント	基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学 委員会合同医学分野の参照基準検討分科会	第9回大学教育の 分野別質保証委員 会
2017/9/29	<u>大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照 基準 看護学分野</u> ポイント	健康・生活科学委員会看護学分科会	第9回大学教育の 分野別質保証委員 会
2017/9/29	<u>大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照 基準 歯学分野</u> ポイント	歯学委員会・歯学教育分科会	第9回大学教育の 分野別質保証委員 会
2017/9/29	<u>超高齢社会における生活習慣病の研究と医療体制</u> ポイント	臨床医学委員会循環器・内分泌・代謝分科会	第253回幹事会
2017/9/29	<u>社会に貢献する医療系薬学研究の推進</u> ポイント	薬学委員会医療系薬学分科会	第251回幹事会
2017/9/29	<u>グローバル化と地域協働のための人材育成—大学・シンクタンク・ネットワーク形成と若者の未来—</u> ポイント	日本学術会議政治学委員会比較政治分科会	第251回幹事会
2017/9/29	<u>東京電力福島第一原子力発電所事故被災者のためのより 良い健康管理と医療の提供に向けて</u> ポイント	原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健 康管理並びに医療のあり方検討分科会	第6回東日本大震 災復興支援委員会
2017/9/29	<u>持続可能な林業・林産業の構築に向けた課題と対策</u> ポイント	農学委員会林学分科会	第253回幹事会
2017/9/29	<u>電気電子工学の新たな方向性</u> ポイント	電気電子工学委員会	第252回幹事会
2017/9/29	<u>持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて日本の学術界 が果たすべき役割</u> ポイント	環境学委員会	第252回幹事会
2017/9/28	<u>重要自然史標本としての「自然史財」の選定と登録</u> ポイント	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同自然史 財の保護と活用分科会	第252幹事会
2017/9/28	<u>高等学校の生物教育における重要用語の選定について</u> ポイント	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物科 学分科会	第252幹事会

日本学術会議は、わが国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関です。



検索

検索
内閣府共通検索

お問い合わせ・意見 サイトマップ English

HOME 日本学術会議とは 提言・報告等 一般公開イベント 委員会の活動 地区会議の活動 国際活動 会費・連携会員等 協力学術研究団体

日本学術会議トップページ 提言・報告等 回答

提言・報告等【回答】

※ファイルはすべてPDF形式です。

2006～1999

2009～

決定(公表) 年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2015-3-6	審議依頼 回答	科学研究における健全性の向上について(回答)	日本学術会議	第1回科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
2013-9-30	審議依頼 回答	国際リニアコライダー計画に関する所見(回答) (英文(要旨))Report on the International Linear Collider Project Executive Summary	日本学術会議	第178回幹事会
2012-12-26	審議依頼 回答	アジアの大都市制度と経済成長に関する検証および日本への示唆(回答)	日本学術会議	第167回幹事会
2012-09-11	審議依頼 回答	高レベル放射性廃棄物の処分について(回答)	日本学術会議	第159回幹事会
2011-09-1	審議依頼 回答	河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価(回答)	日本学術会議	第133回幹事会
2010-08-17	審議依頼 回答	大学教育の分野別質保証の在り方について(回答)	日本学術会議	第100回幹事会

1999～2008

決定年月日	PDF	名 称	表出の主体	議決された会議
2008-04-16	審議依頼 回答 対外報告	生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼について(回答)	日本学術会議会長	第56回幹事会
2006-06-01	(英文)	動物実験の適正な実施に向けたガイドラインについて Guidelines for Proper Conduct of Animal Experiments	日本学術会議	第16回幹事会

↑ このページのトップへ

HOME | 日本学術会議とは | 提言・報告等 | 一般公開イベント | 委員会の活動 | 地区会議の活動 | 国際活動 | 会費・連携会員等 | 協力学術研究団体 | ▲ ページトップ |

このホームページについて

Copyright 2012 SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

3-4 日本学術会議改革要綱

1982年10月

日 本 学 術 会 議

I 改革の基本的前提

- (1) 独特な性格の国の機関であること
- (2) 政府から独立して職務を行う機関であること
- (3) 日本の科学者の内外に対する代表機関であること
- (4) 公選制を基盤とし重層構造性を備えていること
- (5) 組織・運営上総合性を有すること
- (6) 実質上、科学者の自主的組織として機能していること

II 改革の重点

1. 職務の明確化
2. 会員のあり方
3. 会員選出制度
4. 部制、専門別制
5. 内部諸機関の組織・運営
6. 研究連絡委員会
7. 国際学術交流
8. 予算・事務局
9. 科学者との結びつきの強化
10. 他の学術関係機関等との関係

I 改革の基本的前提

日本学術会議は有権者たる科学者により選挙された会員によって組織された（日本学術会議法第7条、第17条）「日本の科学者の内外に対する代表機関として」、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」（同、第2条）という目的のために「(1)科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、(2)科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」（同、第3条）という職務を政府から独立して行う国の機関である。

日本学術会議の組織、運営の改革に際しては、これらの法による規定並びにそれに基づく創設以来の活動の歴史のなかで打ち出されたその基本的性格、特色、存在理由が改めて確認されなければならない。すなわち、この基本的性格と特色を貫徹、発揮し、目的、職務を遺憾なく遂行するためには、いかなる組織、運営上の欠陥があるかを究明し、是正の方向を打ち出さなければならない。これは改革の基本的前提であり、角を矯めて牛を殺すような無思慮な態度は厳に戒めるべきである。

改革の基本的前提となるべき本会議の基本的性格、特色、存在理由は以下の6点に要約することができる。

- (1) 独特な性格の国の機関であること。
- (2) 政府から独立して職務を行う国の機関であること。
- (3) 日本の科学者の内外に対する代表機関であること。
- (4) 公選制を基盤とし重層構造化を備えていること。
- (5) 組織・運営上総合性を有していること。
- (6) 実質上、科学者の自主的組織として機能していること。

これらは相互に関連し合って一体をなし、本会議の基本的性格、特色、存在理由をつくり出しているものである。

〔説 明〕

(1) 〔独特な性格の国の機関であること〕

本会議は法律に基づいて設置されている国の機関であって、内閣総理大臣の所轄のもとに置かれ、その経費は国庫により負担されているが、しかも政府の指導監督を受けることなく独立してその職務を行うという独特な性格の国の機関であるこの基本的性格は堅持さるべきである。

次に本会議が国の機関でなければならないとすると、しばしば提起されるのは現存する他の科学技術関係機関との職務の重複論である。

なるほど現存の科学技術関係機関と本会議とは設置法の法文に関する限り、その職務が競合関係にあるように読める点が少ない。しかし、その職務を遂行する主体、また職務遂行上の立場や視点は質的に異っている。すなわち、本会議は将来の科学・技術行政について先見的・長期的視野に立ち、行政に密着することなく、大局的見地から提言を行い、また広く科学者、学・協会等の意見を直接反映し得る機関である。したがって、人類社会の福祉とわが国の発展を目標とする、科学・技術の進歩のために、現存の諸機関と相互補完的に国にとって不可欠な職務を行うものである。

現代社会における科学・技術の役割、影響力の巨大化、国の科学・技術行政の重要性の増大の中で、科学・技術政策に対して科学者、技術者の意見を反映させる必要は不可欠になってきている。これに対し、本会議は前述の職務を達成するために、政府に対し勧告・答申し、行政への反映、滲透を期待するのである。

国の重要な科学・技術政策に現存諸機関と相互補完的に提言するためには、本会議は行政に対する独立性を有する国の機関でなければならない。

(2) 〔政府から独立して職務を行う機関であること〕

本会議は国の機関でありながら、政府の指揮、監督を受けることなく独立して所与の目的、職務を遂行することを基本的特色としている。この点も他の科学技術行政組織（審議機関を含む）と異なるところであるが、この特色

職務を行う本会議のような特殊な機関を創設し維持してきた日本は、きわめて先見的であったといえよう。また、国家行政組織の枠組みの中に、本会議のような独特な国の機関を有することは、国の科学・技術行政の健全性を保障するうえで諸外国にはるかに勝る特色である。政府がこの特色を活用し、他方本会議もその責務を果たすことこそ真の国益に寄与するゆえんである。

ただし、この独立性は、以上に記したような根源から発するものであって、法の規定があるからといって、これに安住するなどという態度はとってはならない。職務の遂行が「科学者の総意」を体して行われてはじめて、それは科学者から支持されることになり、政府も国民もこれを尊重するという結果になるはずである。「独立性」はこのようにして貫徹されるものと理解すべきである。

(3) 〔日本の科学者の内外に対する代表機関であること〕

本会議はまた、日本の科学者の内外に対する唯一の国の機関であることを特色としている。むろん、他の行政省庁の審議会等にも多数の有能な科学者が参加しており、また、荣誉機関である日本学士院の会員はすべて傑出した科学者である。しかし、これらの科学者はその学識、能力、業績等により個人の資格において委員や会員になっているのであって、日本の科学者を組織的に代表している訳ではない。

これに反して、本会議は日本の科学者を内外に対して代表しうる組織であり、そのような組織として科学に関する重要事項を審議し、勧告等を行い、また、国際、国内の研究連絡に当たるといふ職務を自主的に遂行しているのである。例えば、本会議は現在43の国際学術団体に分担金を支払って加盟しているが、これは日本の科学者の代表機関という資格においてである。

もしも本会議がなくなれば、日本の科学者はその代表機関を失うことになり、その結果、科学の発達を図り行政、産業、国民生活に科学を反映させるための公的なルートをなくし、また、国際的な科学者社会における地位を低下させることになろう。これは、科学者にとってはもちろん、国の科学・技

術行政の立場からも重大なマイナスである。科学者の代表機関としての本会議の存在理由は堅持されねばならない。

(4) 〔公選制を基盤とし重層構造化を備えていること〕

本会議の会員は他の省庁の審議会等の委員などと違って、政府から任命されるのではなく、一定の資格を認められて登録された科学者（有権者）の直接投票によって選出されている。この会員の公選制は本会議を「日本の科学者の内外に対する代表機関」たらしめる最大の特色であり、非任命制は独立性の制度的保障である。

だが、科学の各専門分野がますます細分化し、また、学際化も進む中で、本会議が日本の科学者の内外に対する代表機関として、科学者の総意の下に審議や研究連絡等の職務を遂行するためには、公選されたわずか210名の会員だけでは不十分である。この欠陥を補っている最重要的な内部組織が研究連絡委員会（「研連」）という独特な組織である。現在予算上認められている59の「研連」には、人文、社会、自然各分野の約1,200名の第一線の科学者が関係学・協会からの推薦、選出等に基づいて委員として委嘱されて加わり活動している。

このほか、各分野の学・協会との緊密な連携、協力を保持するための「登録学・協会」制度（現在約450）が設けられ運用されている。これらの「研連」は国際、国内の研究連絡、関係分野の研究、将来計画の策定を任務とし、総会への提案権も保障され、本会議が加盟する各国際学術団体に対応するナショナル・コミッティーとして機能している。

言い換えれば、本会議は210名の会員のほか多数の「研連」委員によって重層的に構成され、運営されているのである。本会議の重層構造化という特色である。

このように、公選制と重層構造化とはあいまって、各分野の科学者の英知を最も民主的に、公正に、かつ組織的に結集し集約するための制度的特色を生み出している。

(5) 〔組織・運営上総合性を有すること〕

本会議の構成は人文、社会、自然諸科学の全分野にまたがるという総合性をもっており、この総合性は諸外国のアカデミー、カウンスル等にもほとんど類例を見ない本会議のユニークな特色である。

科学の向上発達を図り、科学を行政、産業、国民生活に反映浸透させるといふ目的に即しつつ審議を行うに当たって、本会議は、この総合性により、①人文、社会、自然の全領域にまたがる視野に立ち、諸科学の調和ある発展という見地から、総合的なアプローチをすることができ、②また、他の省庁及びそれらの審議会等が行政目的や管掌範囲に制約されるのに反して、本会議は自由な立場から総合的に科学・技術政策について審議し、批判や提言などを行うことができる。

(6) 〔実質上、科学者の自主的組織として機能していること〕

本会議は制度上は国の機関でありながら、その実態は、人文、社会、自然諸科学各分野の国際、国内学術団体（学・協会）と結びついた科学者の自主的組織（いわば非政府機関）として機能することを最大の特色としている。

このような組織は、日本の他の科学技術行政組織にはもちろん、諸外国にもほとんど類例がない。以上は本会議の存在理由の最大のものであって、したがって国際、国内の科学者組織、また、広汎な各分野の科学者との結びつきが無くなったり、弱まったりすれば、本会議の存在の意義は失われ、あるいは滅殺されよう。

Ⅱ 改革の重点

1. 職務の明確化

本会議の目的、職務（法第2条、第3条）は基本的に堅持する。しかしながら、審議、研究連絡の両職務をあらためて以下のように明確化する。

(1) 審議活動

審議活動をあらためて以下のように明確化する。

- ⑦ 科学の発達に資する本分に立ち、同時に科学の社会に及ぼす影響について深く配慮しつつ、科学的見地に立って審議する。
- ⑧ 先見的、総合的、長期的視野に立って将来の科学・技術政策について提言を行う。
- ⑨ 「縦割り行政」に陥りがちな科学・技術行政に対して大局的見地からの提言を行う。
- ⑩ 学・協会、科学者等の意見を集約、反映できるような運営をするとともに、必要に応じ学・協会、科学者等に対して提言、見解等を示し、理解と協力を求める。

(2) 研究連絡活動

研究連絡活動の基盤である研究連絡委員会については、別項6のごとく、その地位の確立、組織・運営の拡充強化を図る。

国際的な研究連絡活動については、政府諸機関が実施している業務との重複・競合を避け、本会議独自の役割を充実、強化するため、別項7のごとく、その任務等について改革する。

2. 会員のあり方

(1) 望ましい会員像

会員は①科学者の代表機関の構成員であるとともに、②その職務上、個別専門分野のみならず諸科学全体の発達を図り、また行政、産業、国民生活に科学を反映浸透させる目的のため、科学者の総意の下に、審議と研究

連絡に当る責任を有する。

したがって、会員は以下の諸点を具えることが望ましい。

- ㉖ その専門分野で国内的・国際的にすぐれた業績を有するもの
- ① 自己の専門分野のみでなく他の分野の科学にも関心を持ち理解に努め、科学の全般的発展のために総合的視野に立って、科学政策を審議しうる能力、見識をもち、責任を果す意欲を有するもの。
- ㉗ 科学者、とくに有権者と結びついてその意向や要望を汲みあげ、これを本会議の諸活動に反映させるよう努力するもの。
- ㉘ 科学者としての良心と本会議創設の精神、日本学術会議法、科学者憲章に基づいて適正な活動を行うもの。

会員選挙に際してはこの「望ましい会員像」が有権者に広報され、適切な会員が選出されることを期待する。

(2) 会員の待遇の保障

会員の活動の活発化のために必要な保障をする。

3. 会員選出制度

- 1 会員の選出制度は有権者の直接選挙によることを原則とする。ただし、定数のおよそ三分の一について、コオブション(co-option)制を加味した推薦制を採用する。

〔註〕 ここでコオブション制とは当選会員が他の会員を選挙によって選出する制度のことをいう。

〔説明〕

- (1) 「試案」でうたっている直接選挙制の原則をあらためて確認する。その理由は次のとおりである。

㉙ 代表の選出の仕方として選挙制が最も望ましい制度であることは、民主主義の原則である。

① 科学者の代表としてだれがふさわしいかを判断しうるのはもとより科学者自体であり、個々の科学者の判断は選挙による以外測定しえな

い。

- ⑦ 科学者の多数の支持がなければ代表の機能を果たしえないが、多数の支持があるか否かも選挙による以外測定しえない。
- ⑧ 代表が選挙によって選ばれるということが国の他の審議機関に見られない本会議のみが持つ重要な特質であり、この原則が守られなければ本会議の存在理由もまたありえない。また選挙制は本会議の独立制を保障する制度としても重要である。
- ⑨ 科学者との直接的むすびつき、科学者の関心の度合いという点からみても直接選挙制は最適な方法である。
- ⑩ 創設以来30数年にわたって日本の科学者は代表を自らの手で選出する権利を有してきたのであるから、この長年にわたる権利を有権者たる科学者の意見を聞くことなく、一方的に奮うことは問題である。

以上の理由により、直接選挙制の原則は、これを堅持する。

- (2) しかしながら会員定数のすべてをこの原則のみによって選出することにも問題があるので一部については他の選出制度を併用することが妥当である。その理由は次のとおりである。

- ⑦ 選挙制は、多数の科学者の支持を測定する制度であるが、他面、少数者の意見が反映されないことも、この制度に必然的なことである。
科学の世界では、科学者の数が少なくても、重要な分野があり、これら少数者の分野の意見が反映されないときには、科学の諸分野の調和ある発展をめざす本会議の活動に支障を来すおそれもある。少数者分野の保障という課題は専門別制の工夫によってある程度達成されるが（専門別の項目参照）たえず発展し、新しい領域が出現する科学の世界においては、それだけではなお不十分であり、選挙制度以外の選出制度を工夫する余地がある。

- ⑧ どのような部制・専門別制をとるにしても、現代の科学において重要な複合領域・学際領域の代表を選挙制度だけで保障するのは困難である。（この種の代表を選出する仕組みとして選挙を前提とし部・専

門にかかわらない一般票を設ける案、研連を活用する案等も検討したが、技術的に困難である）。

⑦ 国内外の学術団体との対応は本会議の重要な仕事であるが、重要な学術団体の役員等で選挙制度によってカバーしえない科学者に会員になってもらう必要のあるものに道をあけることが望ましい。特に国際学術団体の役員は当該団体において自主的に決定される場合があるので、これとの調整をはかる必要も生じうる。

⑧ 選挙制度は立候補制（推薦候補制を含む）を前提とするが、会員であるのにふさわしい人がすべて立候補するとは限らないので、この点を是正する必要がある。また地域的片寄りの是正をもあわせて配慮する。

(3) 選挙以外の選挙制度に当てる会員の定数は、およそ三分の一とするのが妥当である。その理由は次のとおりである。

① これらの新しい選出制度の採用は、選挙制度を否定したり、あるいはそれに代わるべきものではなく、選挙制度を前提とし、それによってカバーしえない会員適格者を選出する趣旨のためのものであるから新しい選出制度に当てる会員の定数は、全体の調整に必要な限度にとどめるべきである。

② 上述の会員定数があまり少ない場合には、改革の意義が失われる。他方この定数があまり多い場合には、本来の選挙制度の趣旨がそこなわれる。全体の定数の三分の一以上の定数を認めることは、選挙制度の補充という意義を超えて、選挙制度そのものの変質をもたらしかねない。

③ 選挙にあたり、専門別等を考慮して会員を配置するならば、現行定数を前提とする限り少なくとも各部最低20名くらいは当選会員を確保する必要がある。

(4) 新しい制度として、当選会員の意見に基づいて他の会員を決定する純粹コオプション(co-option)制と当選会員の意見が反映されない純粹推薦制とが考えられるが、それぞれ一長一短がある。

⑦ コオブション (co-option) 制の長短

- a. 長所としては間接的ながら有権者の意思に根拠を置いており選挙制の原則に近いこと、また選出団体が当選会員であるから制度的に明確単純であることがあげられる。
- b. 短所としては、これが選挙制度の一種の変形である以上選挙制度によってカバーしえない会員の選出という趣旨に適合的でないこと、場合によっては選挙制の短所が増幅されるおそれがあることがあげられる。

⑧ 推薦制の長短

- a. 長所としては、上述のコオブション (co-option) 制の短所を克服しうる点において選挙制度によってカバーしえない会員の選出制度としてはコオブション (co-option) 制より合理的であることがあげられる。
- b. 短所としては、選出母体 (選考委員会、推薦委員会) をいかにつくるかについての合意の形成が困難であることがあげられる。本会議が政府から独立した機関である以上、この選考委員会を政府の任命制 (実質) とすることは全く考えられないので、あらかじめ一定の機関・組織の代表によって構成しておく必要があるが、当選会員の意見が全く反映されない場合には、当選会員と推薦会員との間に運営上支障を生ずるおそれもありうる。

(5) 以上、純粹コオブション (co-option) 制も純粹推薦制もそれぞれ一長一短があるので両者のそれぞれの長所をとり、短所を棄てるような制度の仕組みを考える必要がある。すなわち、当選会員の意見だけで決めるのではなく、また、逆に当選会員の意見と全く無関係に決めるのではなく、当選会員の意見とそれ以外の外部の機関・組織の代表者の意見とが共に反映されるような選考委員会をつくる必要がある。これがコオブション (co-option) 制を加味した推薦制の併用の理由である。

具体的には、たとえば次のような案が考えられよう。

〔 A 案 〕 当選会員が当該会員以外で構成する選考委員会の委員を選出し、その委員会に会員の補充を一任する案。

〔 B 案 〕 あらかじめ法律によって学術関係諸組織の代表者による選考委員会を定めておくが、その中に一定の比率で当選会員の代表を入れるという案。

〔 C 案 〕 当選会員の代表とあらかじめ法律によって定められた学術関係諸組織の代表との協議による案。

〔 註 1 〕 上述のほかにもよい案がありえようが、いずれにしてもどのように選考委員会をつくるかについては、本会議の意見だけでなく、広く外部の意見を聞いて決定する必要がある。

〔 註 2 〕 いずれの案をとるにしても、まず第一段階で当選委員が決定し、第二段階で推薦会員が決定し、その上で正式に新しい期が発足することになるから、当選の決定と新しい期の発足との間には、現行よりも長い期間（例えば 6 ヶ月）が必要である。

(6) 推薦会員には、各部の見地からみて必要な会員と、部の枠を超えた全体の調整から必要な会員がある。推薦の基準を考える段階で、それらを配慮し、両者の配分の適正を期する。その際、各部同数の原則にこだわる必要はない。

2 有権者登録を促進すると共に、有権者の資格を現行制度より厳格にする。

〔 説 明 〕

(1) 現在の実態は、一方において有権者たるべき第一線の研究者が登録しておらず、他方において研究者でなくなっている者が引き続き登録している。前者の登録を促進し、後者の登録を抑制することが望ましい。促進のためには関係機関、関係学・協会の協力が不可欠である。

(2) 有権者の資格については次のように改める。

㊦ 現行の資格要件について「大学卒業後 2 年以上の者」を廃止し、「研究歴 5 年以上の者」に一本化する。

④ 現行で認められている口頭の業績報告は原則として認めないこととする。

⑤ 再審査における現行の広範な除外規定について見直し、除外事例を厳しくする。

(3) 外国人、とくに定住外国人を有権者とするかどうかの問題については、国全体の政策とも関係があるので、将来の課題として関係政府機関と協議する。

3 地方区選挙を全国区選挙と別個に行う現行の選挙方式を改め、一本にまとめるが、地方区からも会員の当選を保障する。

〔説 明〕

(1) 地方区選挙の存廃については、会員や有権者内部でも意見は分かれている。それゆえ両者の意見を調整し、地方区独自の選挙を廃止するという点では廃止論の意見を入れると同時に、地方区組織活動に支障ないよう地方区所属会員の当選を保障するという点では存続論の意見を入れることにする。

(2) 具体的にはたとえば次の案が考えられよう。立候補段階で全国区と地方区の区別をせず、すべての立候補者は専門別、地方区別の所属を明らかにして立候補する。投票者は従来どおり全国区2票、地方区1票を入れるが、全国区と地方区について、同一人物に投票することを妨げないことにする。当選の決定に当っては全国区の定数を一応選び特定の地方区からの会員が含まれていない場合には、当該地方区の立候補者を繰り上げ当選とする。

(3) 上記地方区とは必ずしも現行地方区のことではなく、地方区の区分については、今後なお検討の余地を残す。

4-3 日本学術会議改革の基本方針 についての中間提言

(1) 中間提言

昭和57年8月19日

日本学術会議改革特別委員会
委員長 中山太郎

日本学術会議改革の基本方針についての中間提言

日本学術会議は、日本の科学者の総意を代表し、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的として設立されたが、設立後30余年を経過した今日においては、その実態は設立当初の目的からは程遠いものとなり、科学者一般の関心と信頼を失い、その期待された本来の機能を果していない状況にある。

このような現況にかんがみ、この際、日本学術会議を次のような方向で改革する。

1. 日本学術会議は、学問の自由を守るため何者にも拘束されない民間組織に移行させることが最も適当であるので、国の機関としては廃止する。
2. 仮に、国の機関として存続させる場合には、
 - (1) その組織、運営について、抜本的な改革が必要であり、とくに選挙による会員選出制度は、これを廃止する。
 - (2) 科学者相互の連絡（研究連絡会議）及び政策提言の機能は残し、国際会議への代表者派遣、研究費補助金の配分等の実務的機能は、日本学術振興会・学術審議会に移す。

(2) 日本学術会議改革特別委員会名簿

(5 7 . 1 2 . 2 0)

委 員 長

佐 藤 信 二

顧 問

田 邊 國 男

橋 口 隆

中 山 太 郎^参

副 委 員 長

愛 野 興一郎

石 橋 一 弥

後 藤 正 夫

委 員

宇 野 宗 佑

小 淵 恵 三

奥 野 誠 亮

海 部 俊 樹

鯨 岡 兵 輔

砂 田 重 民

谷 垣 専 一

藤 尾 正 行

前 田 正 男

松 永 光

三 原 朝 雄

森 山 欽 司

安孫子 藤 吉^参

植 木 光 教^参

長 田 裕 二^参

熊 谷 太三郎^参

古 賀 雷四郎^参

斎 藤 栄三郎^参

町 村 金 五^参

(参 考)

同委員会の設置は5 7. 7. 1 5であり、当初及び中間提言時のメンバーは次のとおりである。

委 員 長

中 山 太 郎(参)

副 委 員 長

愛 野 興一郎

石 橋 一 弥

佐 藤 信 二

橋 口 隆

後 藤 正 夫

委 員

宇 野 宗 佑

小 淵 恵 三

奥 野 誠 亮

海 部 俊 樹

鯨 岡 兵 輔

砂 田 重 民

谷 垣 専 一

藤 尾 正 行

藤 波 孝 生

細 田 吉 蔵

前 田 正 男

松 永 光

三 原 朝 雄

森 山 欽 司

安孫子 藤 吉(参)

植 木 光 教(参)

長 田 裕 二(参)

熊 谷 太三郎(参)

古 賀 雷四郎(参)

斎 藤 栄三郎(参)

町 村 金 五(参)

2-2 日本学術会議に関する懇談会

(1) 日本学術会議の改革について（報告）

本懇談会は、昭和57年8月13日総理府総務長官より、日本学術会議改革について審議委託を受けた。爾来昭和57年11月22日までに8回の討議を重ねた。その論議は、概ね次の通りである。

日本学術会議の現状については、社会の寄託に応えるところ少なしとして、改革の時期にあることについては、概ね全員の一致するところである。

しかし、その任務である学術に関する政府への提言機能、国際学術団体への加盟、交流などの事業については、学術の分野により事情が著しく異り、重点の置きどころにも差異があることが明かになった。

そのため改革の実行方策については各種の提案がなされたが、これらの提案を要約して、以下の四つにまとめた。

A案 会員選出制度改革案

国の機関とし、会員の選出については改善を加えることを基本とする案である。

国の機関とする主な理由は、次の通りである。

- (1) 学問の発展のためには、科学者によって討議された学問の将来と発展の方策を国の施策に反映させる必要があ

る。そのためには、国の機関とすることが適切である。

- (2) 組織の対外的関係を考慮すれば、国の機関である必要があり、また、全国的な日本の学者の団体として適切に運用されるためにも国の機関であることが望ましい。

また、会員選出制度については、次のような案が出された。

- (1)学者の代表機関としては、選挙制を維持しながらも、推薦制を加味して、選挙制の欠陥を改善する案、(2)全面的に推薦制とする案、(3)学会単位で推薦又は選挙された候補者の中から適切な方法で選出する案、が出された。

各案の理由としては、

- (1)案については、イ 学者の代表機関としては、選挙制が望ましい。しかし、過去の経験上欠陥があるので改善する必要があること、ロ 基本的には学者の自主性を重んじ、外部からの押付けの形の改革は好ましくないこと、
- (2)案については、学識の優れた人を会員として選出するには、選挙制はなじまないこと、
- (3)案については、まず有権者自身が学問についてよく知っているそれぞれその所属する学会単位で選ぶことが適切であることなどがそれぞれ挙げられている。

B案 機能分離案

政府への提言機能と研究連絡機能（国際対応機能を含む。以下同じ。）とを分離することを基本とする案である。

その主な理由としては、次のことが挙げられている。

- (1) 上記の二つの機能は別の性質のものであり、各種の不都合は纏めて一機関にしたことに起因している。
- (2) 現状では不十分と考えられている諸活動も、分離により必要な充実を図ることが出来る。分野による考え方の重点の違いも分離により対応出来る。

なお、設置形態については、次の二案が出された。

- (1) 一案は、政府への提言機能は民間組織で、研究連絡機能は政府機関で行うとする案であるが、この案は、国の内外の科学に関する研究連絡という事務を政府の財政的支持の下に行うことが必要であることをその理由としている。
- (2) 他の一案は、基本的には両機能とも民間組織で行うのがよいとするが、研究連絡機能を行う組織は認可法人とし、これに国の財政援助を行うという案である。この案は、両機能とも本来政府機関で行うことは学問の基本的な性格になじまないが、研究連絡機能については国の財政援助が必要であることをその理由としている。

なお、民間の組織とする理由については次のC案と同じである。

C案 民間移譲案

これは、全機能を民間（社団法人又は財団法人）に移し、政府は必要な財政援助を行う案であるが、その主な理由としては、次のことが挙げられている。

- (1) 科学の発展のために長期的な提言をする機能を行う組織を国の機関とすることは、学問の基本的性格からしてなじまず、政府に自由に提言するためには、自由な立場を保つため独立するのが本筋である。
- (2) 独立性の基盤は、自分たちのものという意識にある。そのためには、経費の相当部分は自己負担するぐらいの意気込みが必要である。
- (3) 日本学術会議の掲げている使命を達成していく上で、同会議が国の機関である心然性は乏しいものと判断される。将来を展望すると、むしろ民間組織への移行など国家機関以外の形態を考えるべきである。

D案 根本的改革案

一応現状維持とし、期間をかけて根本的な見直しを図る案

である。その理由の主な点は次の通りである。

- (1) 科学技術会議、学術審議会、日本学士院、日本学術振興会など関係のある機関を含めて日本学術会議の在り方を検討する必要がある。
- (2) 選挙制度などを改正するにしても、有権者・研究者などの定義を議論しなければ、改善にならない。

(以上の四案については、次のような問題点の指摘があった。

- (1) A案については、日本学術会議の自主改革案もこの方向にあり、この点は望ましいとしても、内容については、以下の意見があった。

まず、国の機関とすることについては、「独立性」を主張するのならば政府機関であることは矛盾するのではないか、科学の発展のために提言する機能は学問の基本的性格からしてむしろ国の機関にはなじまないのではないかなどの意見が出された。

次に、会員選出制度の改革案のうち、日本学術会議の自主改革案については、その内容が微温的で現在の改革の要望に応え得るものか、約 2 / 3 を選挙で選び残りを推薦制として改善になるのか、改悪のおそれさえもあるのではな

いか、さらに、基本的には、学者の総意を代表することなど果して可能か、日本学術会議の改革問題は会員選出制度の部分的変更などの手段で解決することは出来ないのではないかなどの意見があった。

また、有権者資格の厳格化、選挙の公正化、推薦制の在り方、その内容などについて更に検討する必要があるのではないかとの意見があった。

(2) B案については、国際交流などの事業は現状の改善が望めるが、一方、分野によっては政府への提言機能などは漸次不活発となるとの意見があった。何れにしても分離後の機関の在り方、組織等について今後十分な検討が必要であるとの意見があった。

(3) C案については、先進国でもこの形態をとるところは少なくないが、我が国の国情として民間移譲により果して成立可能かと危惧する意見があった。また、民間運営の場合、必要経費の調達方法や政府補助金をどうするかなどの問題点も存在するのではないかとの意見があった。

(4) D案については、一つの考え方ではあるが、改革の気運

のある現段階にいくらかでも改革を実現すべきであるとの意見が多かった。

このほかに、日本学術会議の自主改革案を基礎として選挙制度の改革を行い、新選挙制度に基づいて選出された会員により更に改革を行うべきであるとする意見、一旦日本学術会議を廃止し、科学者がその在り方を議論した上で再建すべきであるとする意見、自然科学系と人文・社会科学系とを組織的に分離すべきであるとする意見なども出された。

以上に述べた通り、本懇談会は日本学術会議の改革について検討を重ねてきた結果、おおよそ以上のような改革案が提案されたが、何れの案についてもそれぞれ問題点が指摘され、本懇談会として一致した結論を得るには至らなかった。

何れの案についても細部にわたり検討を要する問題が多く、これらの問題について結論を得るには今後なお相当の時日を要するものと思われる。

なお、日本学術会議の改革については例えば新たな懇談会等を設けて引続き検討を行っていくこと、さらには当面、来年11月に予定されている第13期日本学術会議会員の選挙について、これを一年間延期する措置をとることなどが考えられる。

(2) 日本学術会議に関する懇談会名簿

(座長)	吉	識	雅	夫	宇宙開発委員会委員長代理
	石	川	忠	雄	慶応義塾長
	梅	棹	忠	夫	国立民族学博物館長
	岡	本	道	雄	科学技術会議議員
	黒	羽	亮	一	日本経済新聞社論説委員
	佐	藤		功	上智大学教授
(	進	藤	貞	和	経済団体連合会産業技術委員会 委員長
	永	田		武	国立極地研究所長
	中	根	千	枝	東京大学教授
	名	取	禮	二	東京慈恵会医科大学長
	並	木	正	吉	農政研究センター理事
	宮	島	龍	興	理科学研究所理事長
(	向	坊		隆	原子力委員会委員長代理
	吉	國	一	郎	地域振興整備公団総裁
	吉	武		信	日本放送協会経営委員会委員長

(3) 日本学術会議に関する懇談会の経緯

第1回 (昭和57年8月13日(金))

- 座長選出
- 日本学術会議改革問題の経緯について総理府から説明聴取
- 日本学術会議の概要等について学術会議事務局から説明聴取

第2回 (昭和57年8月27日(金))

- 科学技術関係行政機関の概要について文部省等から説明聴取
 - (1) 科学技術会議
 - (2) 学術審議会
 - (3) 日本学士院
 - (4) 日本学術振興会

第3回 (昭和57年9月28日(火))

- 日本学術会議改革試案について学術会議から説明聴取

第4回 (昭和57年10月12日(火))

- 意見交換

第5回 (昭和57年10月19日(火))

- 意見交換

第6回 (昭和57年10月29日(金))

- 意見交換
- 小委員会の設置

(小委員会(報告案の検討))

第1回(昭和57年11月10日(水))

第2回(昭和57年11月12日(金))

第7回 (昭和57年11月15日(月))

- 報告案の検討

第8回 (昭和57年11月22日(月))
(最終会)

- 報告の決定

2-3 日本学術会議の改革についての総務長官試案

昭和 57 年 11 月 24 日

日本学術会議の改革については、先に自由民主党日本学術会議改革特別委員会の中間提言が出され、続いて去る 10 月末には、日本学術会議から政府に対して同会議の改革について要望が出された。

また、総理府においても、過去 8 回に及んで「日本学術会議に関する懇談会」を開き、検討を重ねてきたところである。

これらの意見においては、日本学術会議を国の機関として残すこと及び会員選出方法を改革する必要があることについては、多数が支持しているものと考えられる。

これらの各方面の意見を踏まえ、私としては、日本学術会議を国の機関とし、その会員の選出方法として、科学者が自主的に会員を選出することを基本とし、学会を基礎に選出した者を会員として推薦し、その者を会員とすることが適当と考えられるので、今後、この試案を中心にして、日本学術会議をはじめ関係方面とも十分意見を交換して成案を得たいと考える。

(第一類 第六号)

衆議院 文 教 委 員 会 議 録 第 三 号

(六六)

昭和五十八年十一月二日(水曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 葉梨 信行君

理事 石橋 一弥君

理事 中村 浩君

理事 青木 正久君

理事 小里 貞利君

理事 奥田 敬和君

理事 亀井 善之君

理事 佐藤 信一君

理事 谷 祥一君

理事 中西 啓介君

理事 保利 耕輔君

出席國務大臣

國務大臣 丹羽 兵助君

國務大臣 小里 貞利君

出席政府委員

内閣府副大臣 橋本 虎君

内閣府副大臣 藤江 弘一君

日本学術会議事務局長 藤江 弘一君

委員外の出席者

内閣府副大臣 岡田 完治君

日本学術会議 堀田 隆三君

日本学術会議 池田 末利君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

日本学術会議 佐藤 信一君

第一類第六号

文教委員会議録第三号 昭和五十八年十一月二日

文教委員会調査 中島 幸夫君

委員の異動

十一月二日

辞任

白井日出男君

久保田門次君

高村 正彦君

坂本三十三次君

西岡 武夫君

野上 敏君

三原 博君

渡辺 栄一君

同日

辞任

小里 貞利君

堀山 静六君

工藤 謙君

谷 祥一君

津島 雄二君

中西 啓介君

中村正三郎君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

保利 耕輔君

同日

辞任

小波 三郎君

亀井 善之君

佐藤 信一君

同日

補欠選任

中村正三郎君

堀山 静六君

○委員委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

本日は、御多用のところ当委員会に御出席いただき、また貴重な御意見を述べただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

○委員委員長 引き続き、質疑の申し出がありますので、これを許します。船田元君。

○船田委員 参考人の質疑に引き続きまして、今度は総務府並びに学術会議の会長あるいはその事務局に対する質疑に入りたいと思っておりますが、参考人の質疑で大分内容の問題について触れましたので、かなり重複する部分があるかと思いますが、あらかじめ御了承をお願いしたいと思っております。

総務府の統計局がこの前出した科学技術研究調査報告によりまして、わが国の自然科学部門だけに限ってみても、その研究者の数は昭和三十三年に十万人、それが昭和五十七年には三十三万人、実に三倍以上に上っているわけでございます。このような科学者数の増加というものは、最近の科学というものは、これはもちろん人文科学も同じでございますが、最近の科学が著しい発達を遂げている、これを端的にこの数字というのがあらわしていると思っております。

それからもう一つは、科学の各分野の動きでございます。先ほど船田会長からお話がありましたように、どんな分野ともお話の細分化をしている、あるいは分野と分野の重なり合っている学際的な分野というものが登場し、あるいはさらに、先ほどの船田会長のお言葉をかりれば、創造科学と言われるようなこれまでになかった新しい分野の科学、あるいはその科学分野というものが登場している、こういう状況にあると私は認識をしているわけでございます。し

たがいますと、このような状況の中では、多数の科学者が相互に密接な連絡をとるとともに、国際的にも十分に協力をして、そしてそれぞれの分野における研究に力を注いで、それによってわが国全体の科学の発展に努めていかなければいけない、このように考えるわけでございます。

こういう中で、わが国の科学者の内外に対する代表機関である、このように規定をされている日本学術会議が、過去において確かにそれなりの役割りを果たしてきたということは否めない事実でございます。一方では、日本学術会議がさまざまな問題点を持ち、その解決のために各方面での改革の機運あるいは動きというものが近年非常に高まってきたということも事実でございます。そこで、まず私は、法案の内容そのものに触れる前に、学術会議の現状ということについて簡単に再確認をしておきたいと思っております。

まず、学術会議の事務局にお尋ねしたいと思っておりますが、今日までの会員選挙の実情ということについてお聞きしたいと思っております。特に具体的には、聞くところによりますと、立候補者の数が非常に減少してきている、そのために競争倍率も低下をしていて、それに伴って投票率そのものも毎回減少しているということでございますが、実際数字としてどういふものがあらわれているかというところ。それからもう一点は、いま進行中の第十三期の選挙、この立候補がどのような状況になっているかということについてお知らせをお願いいたします。

○藤江政府委員 競争倍率、投票率のそれぞれについてお答え申し上げます。まず競争倍率でございますが、第一期は昭和二十三年でございます。四・五一倍でございます。それから第二期ではそれが二倍台になりました。第三期からは一倍台に低下いたしました。前期十二期が一・一五倍という最低倍率になっているわけでございます。また投票率につきましては、第一期が八三・一％でございますが、二、三期に九〇％を超えて

ピークをつけまして、その後は漸減いたしました。最低投票率が十期の五八・五％でございますが、十二期では六二・八％ということになっていくわけでございます。

なお、今回の十三期選挙、現在手続を続行中でございますが、これにつきましては十月一日で候補者を公示いたしております。それによりまして二百三十三名ということで、競争倍率といたしましては、法案の成立によりまして中断するかもしれないという特殊要因がございましたけれども、一・一倍という最低倍率でございます。

○船田委員 また一方、学術会議そのものの活動、これも非常に不活発になってきているという指摘もあるわけでございます。学術会議の大きな仕事の中には、政府に対する勧告あるいは要望、意見というものが一つ挙げられるわけですが、それ、一体それはどのくらいの頻度で今日まで行われてきたか、政府の諮問の状況というものと関連させてお知らせをお願いいたします。

○藤江政府委員 まず勧告、要望等の案件数でございます。三十九件、要望では百四十一件、申し入れは百九十三件となっております。なお、近年の状況を見ますと、まず勧告につきましては、二、三期は極端に少なくなっておりますけれども、昭和三十年代から四十年代にかけては二十七件を超過しております。それが五十年代に入りまして、十期、十一期、十二期と八、十四、八というふうに減少いたしているわけでございます。

また要望につきましては、三十年代の初めまでは二十件を超過しているわけでございますけれども、その後は九期が十件、十一期が十二件であるのを除きましては一けた台に減少いたしているわけでございます。また申し入れでございますけれども、これもはっきりした傾向を示しているわけではございませんが、一期が五十三件と極端に多いわけではございませんが、その後減少いたしまして、七期には再び三十五件というふうなふえております。しかし、その後漸減いたしまして、十一期、十二期では一けた台ということになっているわけでございます。

なお諮問件数につきましては、ここ何年来と申しますか、毎年、文部省からのものが法定のものとして一件だけでございます。

○船田委員 そこで、総務長官にお尋ねしたいのですが、学術会議の事務局局長からいろいろな数字を出していただきましたが、特に選挙の状況についても、投票率が下がる、あるいは立候補者の数が減るといふことで、選挙そのものにおいて不活発、あるいは選挙から学者が離れてしまふ、こういう実情が数字としてはつきりあらわれているし、それから学術会議の本来的仕事である勧告なりあるいは要望、意見、こういったものの数も最近非常に少なくなっているというところは事実の数字としてあらわれているわけですか。こういった学術会議そのものの活動の不活発さ、こういったものの原因は一体どこにあるとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○丹羽國務大臣 先生の御質問にお答えさせていただきます。ただいま御指摘の点につきましては、先生も御承知のように、各方面において種々論議が行われておるのでございますが、私といたしましては、先ほど参考人からも述べられましたように、戦後の設立当初とは異なり、飛躍的とも言えるほど科学が著しい発展を遂げたという時代の変化、こういった変化への対応という問題が一番大きな問題ではないかと思っております。また一方、若い科学者の方々が、ともすれば御自分の研究の方に熱心になりがちであるかと思っておりますが、学術会議の活動にこれらの若い研究者の関心を引くようなものをつくり出すことができないのではないかと、こういうようなこともあるように思われます。いずれにいたしましても、どのような考えをお持ちの方も、学者離れの状況は冷感な事実としてこれを認められておるのでございますから、そ

いう点も私どもは十分関心を持っておることを申し上げておきたいと思ひます。

○船田委員 いまと同じ質問を会長さんほどのようにお受けとめてでしょうか。

○塚田委員 いま学術会議の学者層という御指摘でございますけれども、確かに最近その傾向があるという事は残念ながら認めざるを得ないと思つたのでございますが、この背景になつておりますのは、学術会議、政府双方にある程度問題があつたのではないかと。われわれ学術会議側といたしましては、いま発展しつつある科学技術に對しまして、若い科学者にもアピールできるような、二十一世紀には日本の科学技術政策はどうあるべきであるかというような報告であるとか提言であるとかというものを、本当にいままでやつてきたのであらうかということがございまして、確かに学術会議自身の活動につきましてもある低下があるという事でございまして、それはわれわれも大いに反省しなければならぬ点だと考へておるわけでございまして。

一方、予算の面とかあるいは審議経費あるいは国際会議への出張費というようなものが削られてくるというような事態も起こつておりますし、あるいは政府からの諮問というようなものも余りしていただけなくなつてしまつた。つまり、政府と学術会議との間の信頼関係が低下しているという非常に重大な問題が起つておるわけでございまして、この点につきましてもやはりわれわれ、事務局は総務府でございしますので、あるいは総務府との間のパイプを強化する必要があるのではないかと、いふふうに考へるものでございまして。

ただ、いま総務長官もおっしゃいましたように、若い人たちの関心が非常に少なくなつていくというところにつきましては、だんだん科学が専門化し、日本は研究費あるいは研究設備が非常によくなつてまいりましたので、若い人たちは日夜研究に没頭するといふような傾向が出てきたこと、あるいはまた、学術会議は直接研究費を若い諸君に配るといふような機関でございまして、非常

に長期的なあるいは総合的な審議機関ということでございますので、若い研究者の日常の研究生活に余りなじみがないといふようなことも一つの大きな原因ではないかといふふうに考へるわけでございまして。

○船田委員 次に、学術会議の改革の経緯について再確認をしておきたいと思ひます。

今回のこの学術会議の改革の経緯は、たしか昭和五十六年、一昨年の中山元総務長官の問題提起があつたわけで、それは正会員以外の海外派遣という問題が發生をしたといふふうに記憶をしております。これを受けて政府側としてはどのような対応をし、さらに、今回の改正法案を取りまとめるまでの経緯というものを、学術会議の自主改革案と関連づけて、かいつまんでお聞かせ願ひたいと思ひます。

○橋本(喜)政府委員 いま先生がお話しになられましたとおり、五十六年の六月、当時の中山総務長官が欧州視察の結果を踏まえまして、日本学術会議の改革の必要性を表明されたとともに、日本学術会議に国際会議代表派遣のあり方を検討するよう申し入れをいたしました。翌七月に、これを受けて、当時の学術会議の伏見会長と中山長官との会談が一回にわたつて行われました。日本学術会議は、同年十月の第八十三回総会におきまして、自主改革路線推進の表明が行われ、昨年十月の八十六回総会において改定案を採択いたしました。先ほど参考人から御説明のあったとおりでございます。

一方、総務府においては、昨年八月に有識者による懇談会、いわゆる吉澤懇談会を設けまして、日本学術会議の改革について検討を依頼いたしました。その結果、その懇談会の報告、それから昨年八月の自民党の特別委員会の中間提言、さらに日本学術会議の改革要綱等を総合的に勘案いたしました。当時の田邊総務長官が試案をまとめられまして、日本学術会議にこれを提示し、その検討を依頼いたしました。これを受けまして、日本学術会議は、本年二月の臨時総会で試案についての分

科会の検討結果を採択するとともに、自主改革案と試案との関連について論議し、その結果、いわゆる自主改革案を最善としつつも、具体的な政府折衝の極限を会長にゆだねたのでございまして。

以後、総務府は、この極限をゆだねられました会長を初め、両副会長と折衝を重ねまして、その意見を十分聞きながら具体策を作成したということとでございます。

○船田委員 いまの答弁を聞いた限りでは、今回の改正法案というのは、決して総務府の専断の考へであるいは強断といふことではなくて、十分に各方面の意見も踏まえ、特に学術会議の会長、その他の役員の方々と十分意見を交わした、あるいは協議した結果であると理解したいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

○橋本(喜)政府委員 そのとおりでございます。○船田委員 それでは次に、改正案の具体的な内容について質問したいと思ひます。

まず一つは、学術会議そのものの存在の必要性、存在意義という基本的な問題でございまして、現行の学術会議法においては、日本の科学者の内外に對する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映促進させるという目的を第二条で規定していると思ひます。また、その目的を達成するためには、第三条において、科学に關する重要事項を審議し、科学に關する研究の進捗を圖るといふ二つの職務を政府から獨立して行ふ国の機関である、こういふふうに規定してあるわけですが、この規定について、改正法案においてもそのまゝ手をつけずに残してあるわけですが、それから学術会議の昨年の十月の自主改革案の中にも、この改革の基本的な前提として、そのような目的あるいは機能というものをそのまゝ列挙してあるわけではございまして、ですから、政府側においてもあるいは学術会議側においても、学術会議といふものは、その目的、職務、機能というものは絶対に必要だ、こういう点では一致していると思ひます。

ただ、一方において、政府においては、科学技術会議、それから学術審議会、要するに学術会議と非常に似たような職務を持つたいろいろな機関というものが今日までできていく。こういう中で、では改めてこの学術会議がどうして国の機関として必要なのかといふことについては長官は一体どう考へておられるか。

○丹羽國務大臣 学術会議と似たような機関もある。しかし学術会議の存在の必要性は、総務長官、一体どう考へておられるか、こういうことでございまして、先生が述べられましたように、科学の振興及び発展の重要性は言うまでもないこととございまして、資源小国の我が国にとつては、今後高まりこそすれ低下することは絶対にあり得ないものと考へます。このような科学の振興及び発展の重要性を考へるとき、科学についてのいふゆる総合的な審議機関として学術会議が存在することの意義、これは非常に大きいものであるという考へてございまして。

○船田委員 次に、会員の選出方法ということですが、これは最も議論の分かれるところでもあり、先ほどの参考人に対する質疑の中でも若干触れたわけではございますが、改めて会員の選出方法ということについてお聞きしたいと思ひます。

そこで、まず学術会議側にお聞きしたいのですが、学術会議の自主改革案では、三分の一を推薦、それから三分の二を公選、要するに公選の足らざる部分を補充する形で推薦ではなくて、＝オプショナルといふのでしうか、そういう特殊な方法で行われている、こういうことが要綱の中には書いてあるわけではございまして、確かに要綱の中にはその理由といふことを幾つか詳しく述べているわけですが、それを読んでも、なぜ三分の一が推薦なのか、なぜ半分になつたのか、こういう単純な疑問が起るわけですが、それども、その三分の一といふ合理的な理由についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○塚田委員 ただいまの御質問でございまして、

れども、学術会議といたしましては、公選制が原則であるという考え方で改革案がつけられておるわけでございまして、半分ずつということになりますと公選制が原則であるということから外れてしまふ、したがって三分の一ぐらいのところを推薦制にするのが適当であるということでございます。論理的な根拠があるということではななくて、三分の一ぐらいを推薦制にして三分の二を公選制にしておけば公選制としての原則が守られるという考え方から三分の一という数字が出てまいったわけでございまして。

○総務委員 それでは、総務府の方は今度は、確かに自主改革案であえて三分の一推薦、そして三分の二公選というのを打ち出したにもかかわらず、総務府としては今回の提出した法案では全面推薦というところに切りかえたといえますか、そういう形にしたわけでございしますが、あえて全面推薦にした理由は一体何かということについてお聞きいたします。

○橋本(豊)政府委員 お答えいたします。選挙制については従来から科学者の代表を選出する方法としては適当でないという意見もありまして、また現行の選挙の欠点として、立候補者の数の減少による競争率の低下や無競争当選などが多いという問題がありますなど、先ほど御説明のありましたように、いわゆる学者離れを起していることは御承知のとおりでございます。総務長官の私的懇談会におきましても多数意見は、選挙制を根本的に見直す必要があり、かつ推薦制の採用を適当とするというものでございました。したがって、これまで多くの問題点が指摘されてまいりました選挙制にかえて、科学者が実質的に会員を選出することを基本に、科学者の活動の母体でありその構成員である科学者の学問研究上の業績を最も適正に評価できる学会を基礎とする推薦制を適当と考えた次第でございます。

○船田委員 もう大分時間がなくなりましたけれども、次に、いま進行中の第十三期の選挙日程、これは大分繰り下がったと聞いておるのですが、実際の日程はどうかになっていきますか。事務局の方はおわかりでしょうか。

○藤江政府委員 選挙につきましても進行状況と今後の日程につきまして御報告申し上げます。先ほど申しましたように、十月一日に候補者の公示をすべく完了いたしました。今後の段取りといたしましては、この下旬にかけまして投票用紙を配付するということを予定いたしております。したがって、実際に投票に入りますのは投票用紙の配付を受けてからということになります。投票の締め切りは十二月十九日ということになっておりまして、締め切りを待って二十四日には中央選挙管理会を開きまして、そこで当選人の最終的な確定をするということでございます。

○船田委員 私は、この改正法案というのは実質的には日切れ法案だと理解しているわけですが、そこで、改正法案がいつまで成立をすれば今回の進行している選挙そのものはとまるのか、あるいはいつまで成立しなければ選挙を行わなければならない、そういう必要性が生ずるのか、そういう点は総務府はおわかりになりますか。

○橋本(豊)政府委員 法律的に申しますと、当選人が決定されるまでに改正法案が成立、施行されればよいということが言えますけれども、いろいろな手続等の事情を考え合わせますと、できるだけ早く成立させていたいただきたいということでございます。現在の選挙手続では十二月二十四日に当選人の確定を行うような形になっておりますけれども、今月の下旬には投票用紙の発送などがございしますので、なるべく早く成立を願っております。

○船田委員 それでは、最後に総務長官にお尋ねいたします。今回の改正法案は確かにまだいろいろと議論をしなければならぬ問題はあると思っておりますけれども、今回の改正法案が成立をした段階において、そしてそれに従って学術会議というものの改革が実現していくという段階において、学術会議の将来に対する政府としての希望をいまいしうか、こういう学術会議になってもいい、そういう展望がもしあればお聞かせを願いたいと思っております。

○丹羽國務大臣 この法改正に伴いましてきわめて適切な、大切なお尋ねでございますから、政府としては、この学術会議の将来に対する展望と申しますか考えと申しますか、御指摘のことについてはっきりと申し上げさせていただきます。もちろん私としても、今回の改革の実現により学術会議がその本来の目的を十分に果たし、わが国の科学の振興及び発展に大きく寄与するようになるものと信じております。

先ほどお話ししましたように、資源の乏しいわが国にとつては、いままら申し上げるまでもないところでございまして、科学の振興及び発展の重要性は、今後高まりこそすれ低下することは絶対にあり得ないものと思われまふ。したがって、学術会議の果たすべき役割もそれに伴ってより一層重要になっていくものと考えます。私としては、このような基本的な考えのもとに今後とも対処してまいりたいと考えております。

なお、学術会議は今回の改革を契機としてその体制を整え、科学者のみならず広く国民全体の期待にこたえて十分その機能を発揮していくことを心から希望いたしております。

○船田委員 私もやはり今回の改正法案によって、その内容についてはこれから学術会議それから政府の間で十分に協議をしてもらいたいと思っておりますけれども、それによる改革によつて学術会議がさらに実りあるもの、そして日本社会、日本経済、日本のいろいろな文化に大きく貢献することをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○斎藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○斎藤委員長 この際、本案に対し中村靖君から、自由民主党提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。中村靖君。

日本学術会議法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○中村(靖)委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、趣旨の説明を申し上げます。原案は、現に会員である者の任期は、昭和五十九年一月二十日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日まで延長することになっておりますが、本法による新制度への移行をさらに円滑にするため、一年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日の前日まで延長することに改めようとするものであります。何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○斎藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○斎藤委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、採決に入ります。

日本学術会議法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、中村靖君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立総員。よって、本修正案は可

第百五十九回国会
衆議院
文部科学委員会
會議録 第六号

平成十六年三月十九日(金曜日)
午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 池坊 保子君
理事 青山 丘君
理事 遠藤 利明君
理事 平野 博文君
理事 斎藤 鉄夫君
理事 宇野 浩君
理事 小高 優子君
理事 加藤 紘一君
理事 城内 実君
理事 近藤 基彦君
理事 田村 憲久君
理事 馳 浩君
理事 山際 大志郎君
理事 城井 崇君
理事 古賀 一成君
理事 高井 美穂君
理事 鳩山 由紀夫君
理事 牧野 聖修君
理事 笠 浩史君
理事 石井 郁子君

本日(の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
参考人出席要求に関する件
日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣
提出第一九号)

参考人
(日本学術会議会長)
文部科学委員会専門員
黒川 清君
嵯谷 康文君

○池坊委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として日本学術
会議会長黒川清君の出席を求め、意見を聴取する
こととし、また、政府参考人として内閣府政策統
括官林幸秀君、総務省大臣官房審議官田中順一君、
日本学術会議事務局局長吉田正嗣君及び文部科学省
研究振興局長石川明君の出席を求め、説明を聴取
いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と仰ぶ者あり〕

○池坊委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○池坊委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。斎藤鉄夫君。
○斎藤鉄夫君 公明党の斎藤鉄夫です。よろし
くお願いいたします。
日本学術会議法の一部を改正する法律案、質問
をさせていただきます。日本学術会議、名前はよく
聞かれますけれども、何のために存在しているの

かということがいま一つわからないところがござ
います。

学術会議法を讀みますと、目的は、「わが国の
科学者の内外に対する代表機関として、科学の向
上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を
反映浸透させること」と書いてございまして、職
務は、「科学に関する重要事項を審議し、その実
現を図る」という審議的機能、それから「科学に
関する研究の連絡を図り、その能力を向上させる
こと」という研究連絡的機能、審議的機能と研
究連絡的機能から成っている、これが学術会議だ、
このように書いてあるわけです。

いわゆる行政、産業及び国民生活に科学を反映
浸透させることというふうな考えれば、内閣府が
あり、また文部科学省があつて、その仕事をし
ておられます。そして、審議的機能ということにな
れば、政府の中に多くの科学関係の審議会がござ
います。いろいろな政策提言をしていただいてお
ります。それから研究連絡的機能ということでは
が、これはいわば内閣府総合科学技術会議や文部
科学省がそういう研究連絡的機能も持つておりま
す。そういうことからすると、何のために日本学
術会議があるのかということがいま一つはつきり
しないということがあります。

そこで、この日本学術会議が何のために存在す
るのか。税金を使って、国税を使って、国民の負
担で存在しているわけですから、何のために存在
するのか、国民にわかりやすく説明をしていただ
きたいと思ひます。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。
ただいま先生御指摘になられましたように、こ
の日本学術会議は、我が国の科学者の代表機関で
ございまして、我が国、科学者は七十六万人いらっ
しゃいます。その代表機関といふのはこの
日本学術会議だけでございまして、これは法律に

規定されておるところでございます。

そういった全国の科学者の意見あるいは知見を
ボトムアップ的に集約しまして、それを例えば提
言というふうな形で政府あるいは社会に伝えるこ
と、それでもって社会の発展あるいは政策の推進
に寄与していく、こういう機関でございまして、

○斎藤鉄夫委員 それはわかるんですけども、
ではなぜ、例えば文部科学省にあるいろいろな科
学者を集めた審議会、その審議会も政策提言能力
や、またある意味での研究連絡調整機能もあるわ
けですが、そういうものとどこが違うかというこ
とを今の御説明ではいま一つすつとのみだめな
いんです。

○吉田政府参考人 各省に審議会いろいろ設置さ
れておりますが、それぞれ所掌事務というのが決
まっておりますので、その所掌事務の範囲の中で、
あるいは意見具申をしたり、答申をしたり、そう
いうことをされておるわけでございまして、この
日本学術会議は、学術、科学のことに限しまして
すべての分野にわたつて意見具申あるいは提
言をする、そういう機能を持つております。そう
いった所掌の範囲の違いがございまして、

それから、審議会は、全国の科学者の代表とい
うような性格はございません。我が国の科学者の
意見を代表する意見というものがこの日本学術会
議から出てくる、そういうふうにお考えいただ
ければ幸いです。

○斎藤鉄夫委員 ということは、例えば、審議会
等は各省庁にあつて所掌事務が決まつていて、ま
た、審議会等はある意味で行政の一端であるけ
れども、この学術会議はその行政から独立をして
政策提言を行う、そこが違うんだ、こういう意味
でしょうか。
ですから、例えば、行政と議会、こういうふう
な理解でよろしいんでしょうか。行政は行政で、

国民から選ばれて、首長がいて、その行政を行っている。それとは独立して議会があつて、その行政に対してチェック機能等、またいろいろな提言機能等が議会にあるわけですが、その行政と議会という位置関係と同じようなものだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えを申し上げます。

日本学術会議は、法律上も独立して職務を行うというふうに規定されておりますが、これはあくまでも行政部内の機関でございます。行政と立法との違い、関係というものはまた違つておるかと思ひます。行政の中で、行政機関ではあるけれども、独立して仕事を行うことによつてその機能を発揮することができ、そういう趣旨であらうかと思ひます。

○斎藤(鉄)委員 この学術会議が全体の中では行政の中にあるというのは理解しているつもりなんです。内閣府、文部科学省と学術会議の対比、これを今理解しようと私は努めているんですけれども。

例えば文部科学省、内閣府とは独立した存在としてあつて、内閣府や文部科学省がやうとしていろいろな科学行政に対して提言しチェックをする、こういう機能だ、それは例えば三権分立における行政と議会の、そういう関係と同じようにとらえていいんですかという質問なんですけれども。

○茂木国務大臣 ある程度おわかりの上で、議論をクリアにするために御質問いただいている面があると思ひますが、この日本学術会議は大きく分けますと三つの機能を持っております。今先生の方から御指摘いただいておりますのは政策提言に関する機能の部分だと思ひます。それ以外に、科学者間のいゆる連携であつたりとかコミュニケーション、それから社会全体に対して発信をしていく、情報提供していく、こういう機能も日本学術会議は持つわけでありまして。

その最初の部分について申し上げると、行政と議会、こういうことで対比していただいております。

ですが、恐らく、行政と議会の関係にしますと、議会の方は決定権があるわけでありまして、しかし、こちらの学術会議は専門的な立場から、しかし、総合的そしてまた長期的に政府に対して意見具申、提言を行つていく、こういう機能を持つわけでありまして。

ちなみに、そういう総合的な提言をする、こういうことではないかと、内閣の中に総合科学技術会議があるわけでありまして、総合科学技術会議の方は、総理大臣を長といたしまして、閣僚も入り、そしてまた有識者議員、科学者の方々も入つて、まさにトップダウンで全体的な政策をみずから決めていく。それに対してこちらの学術会議の方は、科学者のコミニニティーの中からボトムアップで政策をくみ上げ、そしてそれを提言していく。

こういうトップダウンとそれからボトムアップと、手法の違い。それから、総合科学技術会議の方はみずから政策をつくり、そして方向性を設定する、それに対してこちらの学術会議の方は提言機能、それに代りましてこの学術会議の方は提言機能を担う、こういう違いがあるかと思ひます。○斎藤(鉄)委員 学術会議と行政の関係、何となくわかつたような感じがいたします。総合科学技術会議との関係についてはまた後ほど質問させていただきます。そういう学術会議の存在の意義はわかりました。

その前に、ここで言う科学ですね。行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることが目的である。ここで言う科学の意味ですけれども、我々、一般的には科学といふといふゆるサイエンス、自然科学といふことをすぐ思ひ浮かべるわけですが、学術会議の組織を見ても、そこではなないといふことがわかるんですが、ここで言う科学の意味をちよつとはつきりさせておきたいと思ひます。

○吉田政府参考人 日本学術会議法で科学という言葉が使われておりますけれども、一般的には科学といふ用語は広い意味にもいろいろな狭い意味にも使われるといふことではないかと存じます。

この学術会議の場合は、法律上も人文科学と自然科学といふ言葉が使われておりまして、人文科学の中にもいゆる社会科学以外の人文科学も含まれておるといふことで、すべての学術分野が含まれておるといふことで、非常に広い概念で使われておるわけでございます。

○斎藤(鉄)委員 ここで言う科学とは、すべての学術をいふことがわかりました。

では、次の質問に入らせていただきます。この目的の文章にこだわりますが、「行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」が目的である。いわば、まさに産官学そのものが目的のところに書いてあるわけでございます。産官学の連携と推進ということが書いてあるわけでございます。

ところが、この学術会議の歴史を振り返つてみますと、産官学こそ学問の自立自主を促す思想であるといふ考えのもとで、まさにこの目的に反する、目的に逆行する考え方のもとで運営された時期がある、このように我々理解しております。学問の自由、学術の自由を強調する余り、国民生活への反映浸透といふこと、そういう目的とはまさに逆行するような時代があつたと我々認識しておりますが、そのことをどのように認識され、またその反省に立つてどのような改革が行われてきたかといふことについて伺ひたいと思ひます。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

昭和二十四年に日本学術会議が設立されましたけれども、この日本学術会議の会員の選考方法は、当初選挙によるという方法をとつておりました。その当時、先生の御指摘のように、日本学術会議の活動が科学の進展や学術研究の多様化に対応できないといふようなこともございました。また、たゞうつつた状況もございましたために、会員候補者として立候補する科学者も少なくなつて、科学者の日本学術会議離れが進んだ、そういう状況もございました。

こういつた状況に陥つたことを反省いたしまして、昭和五十九年から、この会員の選出方法がそ

れに關係するといふことで改正がなされて、一定の要件を備える学術研究団体である登録学術研究団体からの推薦に基づいて会員の選出という制度に改正されたところでございます。

○斎藤(鉄)委員 元総務庁長官でした中山太郎先生が、それまでの一部イデオロギーに支配されていた学術会議を正常な姿にした、このようによく語つておられますけれども、そのことがいゆる選挙方法の改善によつてなされた、これは大きな改革であつたと中山先生もおっしゃるのを何處も私聞いたことがございますが、その昭和五十八年の改革はその所期の目的を達成したんでしょ

か。

○吉田政府参考人 昭和五十八年の改正によりまして、先ほど申し上げましたような問題が改善されたわけでございますけれども、近年になつてみますと、行政改革会議あるいは総合科学技術会議等の議論におきましては、日本学術会議に關しまして、陳情的な勧告等があつてきたのではないかと、あるいは会員の高齢化、長期に籍会員がいるといふことで、会員構成が硬直化しているのではないかと、そういうような指摘がなされるに至つてまいりました。

こういつた御指摘を踏まえまして、今回、また日本学術会議の改革を行うといふことで、日本学術会議が我が国の科学者コミニニティーの代表機関といたしまして、より的確にその役割を果たしていくといふことにすることをいたしましたものでございます。

具体的に申し上げますと、会員の選考方法でございますが、個別的な学術研究団体の利害にとらわれな

い政策提言が行えるように、会員選出方法につきま

□ 第23-24期 会員一覧

No.	所属部	氏名	所属・職名
1	1	井伊 雅子	一橋大学大学院国際・公共政策大学院教授
2	1	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
3	1	石川 義孝	京都大学大学院文学研究科行動文化学専攻教授
4	1	伊藤 公雄	京都産業大学現代社会学部客員教授(ダイバーシティ推進室長兼任)
5	1	岩崎 晋也	法政大学現代福祉学部学部長・教授
6	1	遠藤 薫	学習院大学法学部教授
7	1	岡田 真美子	中村元記念館東洋思想文化研究所研究員、兵庫県立大学名誉教授
8	1	小佐野 重利	東京大学大学院教育学研究科特任教授
9	1	亀田 達也	東京大学大学院人文社会系研究科教授
10	1	河田 潤一	神戸学院大学法学部教授
11	1	上林 憲雄	神戸大学大学院経営学研究科教授
12	1	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
13	1	木部 暢子	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構国立国語研究所副所長・教授
14	1	窪田 幸子	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
15	1	久留島 典子	東京大学史料編纂所教授、副学長・大学執行役、附属図書館長
16	1	古城 佳子	東京大学大学院総合文化研究科教授
17	1	小玉 重夫	東京大学大学院教育学研究科教授
18	1	西條 辰義	高知工科大学経済・マネジメント学群教授、総合地球環境学研究所特任教授
19	1	佐藤 岩夫	東京大学社会科学研究所教授
20	1	志水 宏吉	大阪大学大学院人間科学研究科教授
21	1	白藤 博行	専修大学法学部長・教授
22	1	恒吉 僚子	東京大学大学院教育学研究科教授
23	1	土井 政和	九州大学大学院法学研究院教授
24	1	徳賀 芳弘	京都大学経営管理研究部教授・京都大学大学院経済学研究科教授、京都大学副学長

No.	所属部	氏名	所属・職名
25	1	戸田山 和久	名古屋大学大学院情報科学研究科教授
26	1	永瀬 伸子	お茶の水女子大学 基幹研究院教授・学長補佐
27	1	中谷 和弘	東京大学大学院法学政治学研究科教授
28	1	西川 伸一	明治大学政治経済学部専任教授
29	1	西崎 文子	東京大学大学院総合文化研究科教授
30	1	糠塚 康江	東北大学大学院法学研究科教授
31	1	野澤 正充	立教大学大学院法務研究科教授
32	1	廣瀬 真理子	東海大学教養学部教授
33	1	福永 伸哉	大阪大学大学院文学研究科教授
34	1	藤原 聖子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
35	1	本田 由紀	東京大学大学院教育学研究科教授
36	1	町村 敬志	一橋大学大学院社会学研究科教授
37	1	松浦 純	東京大学名誉教授
38	1	松本 恒雄	独立行政法人国民生活センター理事長
39	1	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
40	1	三成 美保	奈良女子大学副学長・教授(研究院生活環境科学系)
41	1	宮崎 恒二	東京外国語大学名誉教授
42	2	秋葉 澄伯	鹿児島大学名誉教授
43	2	東 みゆき	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科分子免疫学分野教授
44	2	石川 冬木	京都大学大学院生命科学研究科教授
45	2	磯部 光章	榊原記念病院院長
46	2	今井 由美子	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所感染症制御ワクチンプロジェクトプロジェクトリーダー
47	2	巖佐 庸	九州大学大学院理学院教授
48	2	大杉 立	東京農業大学客員教授
49	2	岡部 繁男	東京大学大学院医学系研究科神経細胞生物学分野教授
50	2	小川 宣子	中部大学応用生物学部教授

No.	所属部	氏名	所属・職名
51	2	小田切 徳美	明治大学農学部教授
52	2	甲斐 知恵子	東京大学医科学研究所教授
53	2	春日 雅人	国立研究開発法人国立国際医療研究センター名誉理事長
54	2	片田 範子	関西医科大学看護学部設置準備室教授
55	2	神尾 陽子	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所児童・思春期精神保健研究部長
56	2	神谷 研二	広島大学副学長・特任教授
57	2	菊池 章	大阪大学大学院医学系研究科分子病態生化学・教授
58	2	近藤 孝男	名古屋大学大学院理学研究科特任教授
59	2	塩見 美喜子	東京大学大学院理学系研究科教授
60	2	澁澤 栄	東京農工大学大学院農学研究院教授
61	2	城石 俊彦	情報・システム研究機構国立遺伝学研究所副所長・教授
62	2	高木 利久	東京大学大学院理学系研究科教授
63	2	武内 和彦	東京大学国際高等研究所サステイナビリティ学連携研究機構 機構長・特任教授
64	2	丹沢 秀樹	千葉大学大学院医学研究院教授
65	2	永井 良三	自治医科大学学長
66	2	南條 正巳	東北大学大学院農学研究科教授
67	2	西村 いくこ	京都大学大学院理学研究科教授
68	2	平井 みどり	神戸大学医学部附属病院教授・薬剤部長
69	2	寶金 清博	北海道大学病院長
70	2	宮崎 康二	医療法人聖粒会慈恵病院顧問
71	2	向井 千秋	東京理科大学 特任副学長
72	2	村川 康子	宮城県立がんセンター腫瘍内科医療部長
73	2	森 正樹	大阪大学大学院医学系研究科消化器外科学教授
74	2	山極 壽一	京都大学総長
75	2	山脇 成人	広島大学大学院医歯薬保健学研究院精神神経医科学教授
76	3	阿尻 雅文	東北大学材料科学高等研究所教授

No.	所属部	氏名	所属・職名
77	3	荒川 薫	明治大学・総合数理学部長、先端数理科学研究科長、教授
78	3	磯部 雅彦	高知工科大学学長
79	3	大西 公平	慶應義塾大学理工学部教授
80	3	大野 英男	東北大学電気通信研究所長・教授
81	3	片岡 一則	公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンター長 (兼 東京大学政策ビジョン研究センター特任教授)
82	3	加藤 昌子	北海道大学大学院理学研究院化学部門教授
83	3	木村 学	東京海洋大学海洋資源環境学部特任教授
84	3	厨川 常元	東北大学大学院工学研究科研究科長・教授
85	3	小谷 元子	東北大学材料科学高等研究所・所長兼大学院理学研究科・教授
86	3	五神 真	東京大学総長
87	3	柴山 悦哉	東京大学情報基盤センター教授
88	3	鈴置 保雄	愛知工業大学工学部電気学科電気工学専攻教授
89	3	高橋 桂子	国立研究開発法人海洋研究開発機構地球情報基盤センター センター長
90	3	坪井 俊	東京大学大学院数理科学研究科教授
91	3	徳田 英幸	国立研究開発法人 情報通信研究機構 理事長
92	3	中村 栄一	東京大学総括プロジェクト機構特任教授、東京大学大学院理学系研究科特任教授、東京大学名誉教授
93	3	中村 崇	東北大学 名誉教授
94	3	中村 尚	東京大学先端科学技術研究センター副所長・教授
95	3	橋本 和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長、東京大学総長特別参与・教授
96	3	波多野 睦子	東京工業大学大学院理工学研究科電子物理工学専攻教授
97	3	東野 輝夫	大阪大学大学院情報科学研究科教授
98	3	福山 満由美	株式会社日立製作所研究開発グループ技術戦略室技術統括センタ長
99	3	藤井 孝藏	東京理科大学工学部情報工学科教授
100	3	藤井 良一	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長
101	3	松尾 由賀利	法政大学理工学部教授

No.	所属部	氏名	所属・職名
102	3	松宮 徹	金沢大学大学院自然科学研究科客員教授
103	3	吉田 進	京都大学名誉教授
104	3	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構副理事
105	3	渡辺 芳人	名古屋大学理事・副総長

□ 第24-25期 会員候補者一覧

No.	所属部	氏名	所属・現職名
1	1	遠藤 利彦	東京大学大学院教育学研究科教授
2	1	大竹 文雄	大阪大学社会経済研究所教授
3	1	大野 由夏	北海道大学大学院経済学研究科教授
4	1	大山 耕輔	慶應義塾大学法学部教授
5	1	岡崎 哲二	東京大学大学院経済学研究科教授
6	1	亀本 洋	明治大学法学部教授
7	1	苅部 直	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
8	1	行場 次朗	東北大学大学院文学研究科教授
9	1	栗田 禎子	千葉大学大学院人文科学研究院教授
10	1	黒崎 卓	一橋大学経済研究所教授
11	1	小林 傳司	大阪大学教授・理事・副学長
12	1	佐藤 嘉倫	東北大学大学院文学研究科教授
13	1	佐野 正博	明治大学経営学部教授
14	1	高倉 浩樹	東北大学東北アジア研究センター教授
15	1	高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
16	1	高山 佳奈子	京都大学大学院法学研究科教授
17	1	西尾 チヅル	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
18	1	西田 眞也	日本電信電話株式会社NTTコミュニケーション科学基礎研究所上席特別研究員
19	1	橋本 伸也	関西学院大学文学部教授
20	1	眞柄 秀子	早稲田大学政治経済学術院教授
21	1	松井 三枝	金沢大学国際基幹教育院教授
22	1	松下 佳代	京都大学高等教育研究開発推進センター教授
23	1	松原 宏	東京大学大学院総合文化研究科教授

No.	所属部	氏名	所属・現職名
24	1	水野 紀子	東北大学法学部教授
25	1	溝端 佐登史	京都大学経済研究所教授
26	1	吉田 和彦	京都大学大学院文学研究科教授
27	1	若尾 政希	一橋大学大学院社会学研究科教授
28	1	和田 肇	名古屋大学大学院法学研究科教授・副総長
29	1	渡部 泰明	東京大学大学院人文社会系研究科教授
30	2	天谷 雅行	慶応義塾大学医学部皮膚科学教授
31	2	池田 素子	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
32	2	伊佐 正	京都大学大学院医学研究科教授
33	2	石塚 真由美	北海道大学大学院獣医学研究院教授
34	2	市川 哲雄	徳島大学大学院医歯薬学研究部教授
35	2	遠藤 玉夫	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 所長代理
36	2	越智 光夫	広島大学長
37	2	河岡 義裕	東京大学医科学研究所感染・免疫部門ウイルス感染分 野教授
38	2	川人 光男	株式会社国際電気通信基礎技術研究所脳情報通信総 合研究所長
39	2	神奈木 真理	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科免疫治療 学分野教授
40	2	経塚 淳子	東北大学生命科学研究科教授
41	2	熊谷 日登美	日本大学生物資源科学部教授
42	2	小松 浩子	慶應義塾大学看護医療学部長・教授、大学院健康マネ ジメント研究科教授
43	2	小安 重夫	国立研究開発法人理化学研究所理事
44	2	佐治 英郎	京都大学特任教授、京都大学名誉教授
45	2	杉本 亜砂子	東北大学大学院生命科学研究科教授
46	2	高井 伸二	北里大学獣医学部獣医学科教授
47	2	多久和 典子	石川県立看護大学教授
48	2	武田 洋幸	東京大学大学院理学系研究科教授

No.	所属部	氏名	所属・現職名
49	2	丹下 健	東京大学大学院農学生命科学研究科長・教授
50	2	戸田 達史	東京大学大学院医学系研究科 脳神経医学専攻 臨床神経精神学講座 神経内科学分野・教授
51	2	名越 澄子	埼玉医科大学総合医療センター消化器・肝臓内科教授
52	2	仁科 弘重	愛媛大学理事・副学長
53	2	西村 理行	大阪大学歯学研究科教授、大阪大学副理事
54	2	古谷 研	創価大学大学院工学研究科教授、東京大学特任教授
55	2	別役 智子	慶應義塾大学医学部内科学教室(呼吸器)教授
56	2	松田 道行	京都大学大学院生命科学研究科教授
57	2	松本 宏	筑波大学生命環境系教授
58	2	眞鍋 昇	大阪国際大学学長補佐・教授
59	2	水口 雅	東京大学大学院医学系研究科国際保健学専攻国際生物医科学講座発達医科学分野教授
60	2	光富 徹哉	近畿大学医学部外科学教室呼吸器外科部門主任教授
61	2	三村 徹郎	神戸大学大学院理学研究科教授
62	2	宮地 元彦	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所身体活動研究部長
63	2	望月 眞弓	慶應義塾大学薬学部・薬学研究科教授
64	2	安村 誠司	福島県立医科大学理事・副学長、医学部教授
65	2	吉岡 充弘	北海道大学大学院医学研究院長、薬理学分野教授
66	3	相澤 彰子	国立情報学研究所コンテンツ科学研究系教授
67	3	相澤 清晴	東京大学大学院情報理工学系研究科教授
68	3	相田 美砂子	広島大学理事・副学長
69	3	浅間 一	東京大学大学院工学系研究科教授
70	3	浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
71	3	乾 晴行	京都大学大学院工学研究科材料工学専攻教授
72	3	大倉 典子	芝浦工業大学学長補佐・工学部教授
73	3	大島 まり	東京大学大学院情報学環、東京大学生産技術研究所教授

No.	所属部	氏名	所属・現職名
74	3	小澤 徹	早稲田大学理工学術院先進理工学部応用物理学教授
75	3	梶田 隆章	東京大学宇宙線研究所教授
76	3	金子 真	大阪大学大学院工学研究科機械工学専攻教授
77	3	川村 光	大阪大学理学研究科教授
78	3	君塚 信夫	九州大学大学院工学研究院応用化学部門主幹教授
79	3	小池 俊雄	国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)センター長、東京大学名誉教授、政策研究大学院大学連携教授
80	3	小林 潔司	京都大学大学院経営管理研究部教授
81	3	小山田 耕二	京都大学学術情報メディアセンター教授
82	3	菅原 洋子	北里大学理学部教授
83	3	関根 千津	住友化学株式会社理事、研究主幹
84	3	但野 茂	(独)国立高等専門学校機構理事、函館工業高等専門学校学校長、北海道大学名誉教授
85	3	田近 英一	東京大学大学院理学系研究科地球惑星科学専攻教授
86	3	田辺 新一	早稲田大学創造理工学部建築学科教授
87	3	谷口 倫一郎	九州大学情報基盤研究開発センター長、九州大学大学院システム情報科学研究院教授
88	3	田村 裕和	東北大学大学院理学研究科教授
89	3	筑本 知子	中部大学超伝導・持続可能エネルギー研究センター教授
90	3	茶谷 直人	大阪大学大学院工学研究科教授
91	3	徳山 豪	東北大学大学院情報科学研究科長・教授
92	3	所 千晴	早稲田大学理工学術院教授
93	3	中野 義昭	東京大学大学院工学系研究科電気系工学専攻教授
94	3	野尻 美保子	高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所教授
95	3	萩田 紀博	株式会社国際電気通信基礎技術研究所(ATR)知能ロボティクス研究所長
96	3	春山 成子	三重大学大学院生物資源学研究科共生環境学専攻教授
97	3	菱田 公一	慶應義塾大学理工学部教授
98	3	前川 宏一	東京大学工学系研究科社会基盤学専攻教授

No.	所属部	氏名	所属・現職名
99	3	美濃 導彦	京都大学学術情報メディアセンター教授
100	3	宮地 充子	大阪大学大学院工学研究科教授、北陸先端科学技術 大学院大学先端科学技術研究科教授
101	3	山口 周	東京大学大学院工学系研究科マテリアル工学専攻教授
102	3	山崎 典子	宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所准教授
103	3	山本 里枝子	富士通研究所システム技術研究所所長
104	3	吉村 忍	東京大学副学長・大学院工学系研究科教授
105	3	米田 雅子	慶應義塾大学先端研究センター特任教授

日本学術会議における半数改選の選考フロー（概要）

日本学術会議会則及び運営に関する内規

① 選考委員会が候補者の推薦を受け付け



② 選考委員会が候補者名簿を作成

（注）多数決による合議制（構成員は16名）



③ 幹事会が候補者を決定

（注）多数決による合議制（構成員は16名）



④ 総会が候補者を承認

（注）多数決による合議制（210名の会員全て）



日本学術会議法

⑤ 日本学術会議が、内閣総理大臣に推薦



⑥ 内閣総理大臣が推薦に基づき任命

日本学術会議における補欠会員の選考フロー（概要）

日本学術会議会則及び幹事会申合せ

① **各部**が候補者を選定（5名以内の複数名） ※順位付

（注）部長が、部員の意見を確認した上で決定



② **選考委員会**が順位付の候補者名簿を作成

（注）多数決による合議制（構成員は16名）



③ **幹事会**が候補者1人を決定

（注）多数決による合議制（構成員は16名）



④ **総会**が候補者を承認

（注）多数決による合議制（210名の会員全て）



日本学術会議法



⑤ **日本学術会議**が、内閣総理大臣に推薦



⑥ **内閣総理大臣**が推薦に基づき任命

六九二

100

100

100

1. The first part of the paper is devoted to the study of the properties of the function $f(x)$ defined by the equation $f(x) = \sum_{n=0}^{\infty} a_n x^n$, where $a_n = \frac{1}{n!}$. It is shown that $f(x)$ is an entire function and that $f(x) = e^x$.

議を審査いたします。そして選考委員会の意見がきかれます。今度は次の部会に出すわけでありまして。そうしてその部分で審査をして決定いたします。今度は部会、これは第一、第二部会でありまして。自然科学も含めて、部会の議決によつて決定する。この順序であります。

○黒岩委員 少し前へもどつて相済みませぬけれども、先ほど横田君が質問いたしました選考権、被選挙権を得るところの資格であります。学歴はなくても、國家試験を受けて相當の資格を獲得した者は、これに該当するか否か、お聞きしたいと思ひます。

○清水政府委員 第十七條の一及び二の資格は、これは學校教育の程度を表わすものでございまして、これが現在存置されております大學程度及び專門學校程度の學校の種類だと存じております。この同程度の國家試験を受けた者は、その証明によりまして、もちろん同等に取扱われるものと考へます。

○松本委員 日本学士院の行いまして、授賞の方法を御説明願ひます。

○大丸説明員 それは新聞の発表によりまして知らせるとか、授賞式を行ひまして、公衆の面前で授賞する、こういう方法をとつております。

○高橋委員 「日本學術會議は、左の事項について、政府に勧告することができ。」という第五條の十番條に「その他日本學術會議の目的の遂行に適當な事項」というのがあります。それは予算にも触れられるという御答弁であつたが、授賞というようなことは、全部第二十四條の日本学士院に關

つて、日本學術會議それ自体ではやらないのですか。その点をちよつと聴いておきたい。

○岡野説明員 この法律によりまして、科學者の眞に業績のある者に対して授賞するといふ権限は、学士院に委ねておることに解されるわけでありまして。但しその授賞の候補者等につきましては、日本學術會議として適當な者を推薦するといふようなことも、もちろんあり得ることと存じます。そこは運営でできるというふうに考へております。

○黒岩委員 学士院側の最終修正案というのをたゞいま見ても、全然學術會議とは切り離して、日本学士院を別に置いて、獨立して職務を行うという根柢に立つて修正をしております。してみると、これを政府が承認するならば、この法律案外のものでありはせぬかと思ふ。そして二元的な二本議の機關といふものを考へるに余地があるかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○清水政府委員 修正案に對しましては、政府はその立案についても関知いたしてございせんし、またそれを見ましても容認いたしてないのではありません。ただいま御指摘のように、まつた獨立の機關として二つの機關になるといふことは、この學術機構刷新の根本の精神が、一本にまとめて、一つの最も強力なる組織にしていこうという建前でございます。別に存在させるといふことは政府は考へてないのではありません。

○岡谷委員 学士院といふものをここに置きまして、学士院のメンバーと學術會議のメンバーが對立關係を起すのでありましようがこれがやはり日本学士院といふ一つのグループができるように見えるのですが、そういう誤解はありませんか。

○岡野説明員 それは從來の日本学士院といふような機能も新しくできた日本学士院にも附與されておるといふことは、そういう職務權限の重複からくるおぼやかしさか、トランプがあるかと思ひますが、新しい日本学士院と申しますのは、いわば日本學術會議の名誉會員といふような方をもちつて組織されるわけでございます。しかも日本学士院は事業をなさる所ではなくなりまして、政府に勧告したり、諮問に應じたりする機能を今後日本学士院がもつわけではございませんので、そういう面からいたしまして、そのいふ對立的なことはあるまいと存じます。

○岡谷委員 そうすると功勞ある者の優遇のためにつくられる、いわば長老院のようなものと考へていいですか。

○岡野説明員 まあそうでございます。

○松本委員 次は第七章、雜則に移ります。

○横田委員 第二十六條の「不適當な行爲」といふのは、どういふようなことを考へておられるのですか。

○岡野説明員 万々やういふことはなにも思ひませんが、たとえば刑法上の罪に當る、あるいは追放のようなことも考へられます。普通社會一般で申しまふ名譽を汚辱するやうな行爲といふふうにお考へいただきますれば、結構と存じます。

○松本委員 ほかには御意見はありますか。——それでは次に移ります。

て、附則。

○岡谷委員 附則が非常に長いんです。これは結局日本学士院といふものを無理に入れたために、こういう附則ができたのですが、ほんとうのところを伺いたい。

○岡野説明員 この附則は、二十九條におきましては、この日本學術會議が成立する日を本法の施行の日と定めた規定でございます。これは日本學術會議が成立いたしますには、全國の科學者の選舉によらなければなりません。それが大体六箇月かかる予定でございます。従いまして一月二十日からこの日本學術會議が成立いたしましたとして、同時にこれが施行されるという規定でございます。それから三十條、三十一條、三十二條、これは経過規定でございます。そして、日本学士院、學術研究會議、それから日本学士院會員の待遇に關する件、これは日本學術會議の會員は一般官の待遇とする勅令が現在ございまして、それを廃止する規定でございます。三十一條は殘存する事務をどこかで処理しなければなりませんので、日本學術會議が引續いてそれを處理する。三十二條におきましては、現在日本学士院會員がそのまゝ新しい日本学士院の會員になつたものをするという規定でございます。

三十三條に新しい第一回の會員の任期は、本來なら三年でございますが、先ほどすでに申し上げましたように、第一回の會員の任期だけは二年にしたといひ。

三十四條、三十五條は新しい第一回の會員の選舉のための特別の規定でございます。日本學術會議が成立してございまして、日本學術會議が成立してございまして、學術機構刷新委員會がこういう選舉を行ひまして、選舉管理委員會と申すものを學術機構刷新委員會に設けて、第一回の會員の選舉を支援なく行ふという趣旨でございます。

○田淵委員 三十四條の三項にありますが「前二項に要する経費は、國庫の負擔とする。」この「前二項に要する経費」といふのを具体的に伺いたい。

○岡野説明員 前二項と申しますのは、第一項は會員の選舉の費用でございます。これは先ほど御説明申し上げましたように、科學者有権者を調べまして、それを登録いたしましたとして、それに所定の投票用紙を配ります。それから候補者あるいは推薦者の氏名を印刷して、有権者に配る費用でございます。これが郵便あるいは紙代で相當かかるわけでありまして、それから第二項は第一回の總會を招集する費用でございます。二百十人の會員がきたときに、それを刷新委員會の委員長が招集いたします。そして會員がございまして、そこで初めて日本學術會議が成立するその費用でございます。これは金額にいたしましては、先ほど御説明申し上げましたように、選舉あるいは郵便料金等が値上げになる場合におきましては、約千五百万円ほど必要かと存じます。

○田淵委員 わかりました。念のためにもう一度伺ひます。そういういたします、學術機構刷新委員會の委員長がこれを招集する。すなわち第一回の總會を招集する経費なのですね。

○岡野説明員 さうでございます。

○松本委員 他に御質問ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり。」

第百五十九回 参議院 文 教 科 学 委 員 会 会 議 録 第 八 号

平成十六年四月六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月一日

辞任

伊藤 基隆君

補欠選任

本田 良一君

四月二日

辞任

池田 幹幸君

補欠選任

伊藤 基隆君

四月六日

辞任

本田 良一君

補欠選任

伊藤 基隆君

辞任

佐藤 泰介君

補欠選任

小林 元君

出席者は左のとおり。

委員長

北岡 秀二君

理事

角井 郁夫君

委員

後藤 博子君

山本 寛君

委員

林 紀子君

阿南 一成君

委員

有馬 朗人君

大仁田 厚君

委員

大野つや子君

橋本 聖子君

委員

伊藤 基隆君

小林 元君

委員

谷 博之君

中島 卓夫君

委員

西岡 武夫君

國務大臣

國 務 大 臣

菅 野 昭三君

副大臣

内閣府副大臣

中島 眞人君

大臣政務官

文部科学副大臣

稲葉 大和君

内閣府大臣政務官

官 政 務 官

光寛君

事務局側

常任委員会専門員

山口 俊史君

政府参考人

内閣府政策統括官

幸秀君

参考人

日本学術会議議長

吉田 正嗣君

参考人

文部科学大臣官房文政施設企画部長

萩原 久和君

参考人

文部科学省科学技術・学術政策局長

石川 建男君

参考人

文部科学省研究振興局長

石川 昭君

参考人

日本学術会議会長

黒川 清君

参考人

日本学士院院長

長倉 三郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北岡秀二君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る一日、池田幹幸君が委員を辞任され、その補欠として畑野君が選任されました。

○委員長(北岡秀二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣府政策統括官(官制官位)菅野昭三君、日本学術会議事務局局長(官制官位)中島眞人君、大臣官房文政施設企画部長(官制官位)萩原久和君、文部科学省科学技術・学術政策局長(官制官位)石川建男君及び文部科学省研究振興局長(官制官位)石川昭君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(北岡秀二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北岡秀二君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本学術会議議長黒川清君及び日本学士院院長長倉三郎君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(北岡秀二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(北岡秀二君) 日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○有馬朗人君 皆さん、おはようございます。自民党の有馬朗人でございます。

日本学術会議法の一部を改正する法律を審議するに当たりまして、まずその歴史についてお聞きしたいと思っております。

私は、初期の学術会議の果たしてきた功績をいたしましては、原子力平和利用についての三原則を確立したこと、南極地域観測を恒久的事業として再出発させることについて勧告を出されたことを挙げたいと思っております。

そして、国立大学の附置研究所としての共同利用研究所、後に国立大学共同利用研究所の創立を求める申入れや勧告を多数出し、政府がそれを実現してこられたことであります。

一九四五年、敗戦時、日本では原子核の学術的研究、原子力の研究はGHQの命によって厳しく禁止されておりました。理化学研究所と大阪大学が待っていたサイクロトロンはそれぞれ東京湾と大阪湾に投げ入れられました。私は長い間の希望として、サルベージをしてこの二つを記念品として私は探し出したと思っております。

一九五一年より原子核研究、原子力研究が許されました。そして、原子核研究は直ちに再開されましたけれども、原子力研究は極めて多くの研究者が兵器としての利用を恐れ、なかなか原子力研究を出発することができませんでした。そこで、学術会議は、原子核特別委員会、原子核特別委員会で原子力研究の是非を検討し、激しい論争の結果、原子力平和利用三原則を作り、それを国に要求したわけであります。その下で原子力研究を開発することを是といたしました。一九五四年のことであります。

そこで、まず第一の質問は、原子力平和利用三原則とは何か、その原則は原子力基本法にどのような

た、連携会員としてイメージされているのはどう
いう人か、連携会員というのは会員の職務の一部
を行わせるということなんですけれども、この一
部というのは具体的に何を指すのでしょうか。
○政府参考人(吉田正嗣君) 現在は研究連絡委員
会というのがございまして、その委員会に研究連
絡委員会という方がそれぞれ所属して、その研究
連絡委員会の学問領域あるいは課題に関して調査
審議等の活動をされておられるわけでございます。

今回新しく設けます連携会員は、緊急の課題や
新たな課題に迅速、柔軟に対処するために、科学
の課題別に設置される委員会におきまして、会員と
ともに日本学術会議の活動を担うものでございま
す、ということ、この連携会員もまた優れた科
学的な業績を有する方になっていただくというこ
とで考えております。

会員と連携会員の差異は、一体として活動する
ものでございまして、委員会への出席でありま
すとか、そういったものにつきましては連携会
員は含まれないと、そういった差異はございま
す。

○山本香苗君 また、十四条におきまして、また
今度は、先ほども、連携会員を置く、機動性を高
める一つの手段、もう一つの機動性を高める手段
として、運営審議会を幹事会という形に置き換え
て職務及び権限の一部を幹事会の方に委任する
と、そういうことが十四条に規定されているわけ
でございます。

幹事会、これに具体的にどのような職務、権限
が委任されるのでしょうか。総会とこの幹事会、
この役割の違い、デマケ、役割をどういうよう
な形で分担されているのか、されることになるの
か、その点について具体的に伺えたいと思いま
す。

○政府参考人(吉田正嗣君) 具体的な委任事項の
決定につきましては改革後の新たな体制におきま
して検討し決定されるということになろうと思
いますけれども、今回の総合科学技術会議の意見

具申の趣旨を踏まえまして、緊急時に時宜を得た
政策提言を行うと、そういったことを可能にする
ために、緊急時における委員会の設置であります
とか、あるいは意思決定、緊急時における提言等
の意思決定、そういった事項について幅広く委任
していくということになるものと考えておりま
す。

また、総会におきましては、例えば会長の選出
でありますとか新会員の選考等の組織上の重要事
項、そういったものを取り扱っていくという区分
になろうかと思っております。

○山本香苗君 人の選考方法とか、そういった機
動運営だとか、そういうものを変えていく、それ
によって大きく活性化していくということがあ
つて、それで意味付けとして分かったんですが、
二十六条というところに、会員として不適切
な行為がある場合に、以前というのは総会三分
の二以上の議決による学術会議の申出により退職さ
せることができるようになっていたんですけども、
今回、この総会での三分の二以上の議決という要
件がほとんど落ちていくわけなんです、この理由
はどのような理由から落ちたんでしょうか、どうい
う場合が不適切な行為となるんでしょうか。

○政府参考人(吉田正嗣君) 現在は、会員として
不適切な行為があったときの退職手続につきまし
ては、総会における出席会員の三分の二以上の議
決による日本学術会議の申出による、そのよう
にされておりますけれども、現在の制度の下で
は、常に総会を開催いたしましてこの議決を行わ
なければならぬということから、場合によっては
著しく機動性に欠けるということもあり得ると
いう問題点がございまして、このため、今回の改正
案におきましては、このように法律で一律に手続
要件を定めるということではなくて、日本学術会
議が事案の種類や具体的な状況に応じまして、必
要に応じて機動性のある手続を取ることによって可
能となるように規定を改めることとしたものでご
ざいます。

また、不適切な行為というのは非常に幅広いと
思いますが、例えば犯罪行為等を想定しているこ
とでございまして、

○山本香苗君 具体的に法案、改正案の内容を一
つ一つ押さえていっていただければいいんです
が、最後に会長に伺いたいわけなんです、
今回こうした改正がなされるわけなんですけれど
も、一番大事なこととは、いろんな方々も言われ
ていらっしゃると思いますが、やっぱりこの日
本学術会議というものが日本を代表する
ような機関にならなくちゃいけない、そのため
には、やっぱり中にいらっしゃる方が、ああ、
学術会議に入ることが誇りだと思える、入
りたい、あそこに入るために頑張ろうとか、そ
ういう何か前向きなものがないといけないと思
うわけなんです、そのためには、やっぱり日本学術
会議というもののアカデミック・レスポンスをす
ごく高めなくちゃいけないという非常に大きな大
きな課題があるんじゃないかと思うわけなんです
けれども、今後この課題についてどういうふう
に取組まれるのか、最後にお伺いします。

○参考人(黒川清君) おっしゃるとおりだと思
います、二十一世紀を迎えて我々日本人はどんな
抱えているかといえは、日本をどう描いてあり
ますか、現在もう六十三億人いる人間があと五
十年したら九十億人超える、環境の劣化、エネ
ジー、水、食料、そのような問題があらわ
れて、一因で解決できるような問題ではない、決
して、南北の格差が更に広がって、六十三億人
のうち八割は低開発国あるいは開発途上国に
いるわけ、この問題をどうするかというのは、国
とか産業、企業だけでは解決できないのは明らか
であります。そういう意味では、先ほどから伝え
てきたような国際的な枠組みの連合が急にな
るべき、そういうのは実はそういう背景があるわけ
で、そういうことからいって、我々がどんなアウ
トプットを出すかというのが期待されているわけ
だと思っております。

実は、この間の衆議院でもありましたが、これ
も、最近、アメリカと日本と、科学技術と国の安
全という点については二国間協議がされました
けれども、そのときに実はアメリカのアカデミー
と私ども学術会議がそれとはハラルに一つのコ
ミッティーのスタディーをやるというところにな
ってございまして、現在、そのディーテルを打合
せに行っているところであります。そのようなこ
とはやはり国ではなくて科学者コミュニティ同
士がある程度自発的にやる活動だということに皆
に知ってもらいたいというのが、この方策の一つ
の理由であります。

それからもう一つは、学術会議の会員、元会員
たちが、五月にやりますけれども、それぞれの地
元の小学校、中学校の教育、あるいは地域での
いろいろな社会的な貢献について自分たちでやる
というその運動の提言をしまして、財界その他
にも呼び掛けようと思っております。これを基
盤にするような、科学者、若い人たちがみんな
ですけれども、そういう社会活動に自発的に参加
しようという動きをどんどん広めていければ
と思っております。具体的なやはり提言を次
から次へと出すことによってやはり科学者コミュ
ニティ全体が、ああ、学術会議はそういうな
ブルステイジがあるんだというふうなことを見
ていければと考えているところでございます。

○山本香苗君 是非ともそういう方向で頑張
っていただきたいと思います。

私も外国で留学していたときに、やっぱりアカ
デミーという形で、から出ているもの、すこ
く信頼性が高い、評価が高い、そういうものを
感じて、日本に帰ってきて、済みません、不勉強
だったもので余り提言等陳述していただい
ていなかったんですけども、いろんなこと、今回こ
ういった法案の審議をするに当たりましていろいろ
と陳述させていただいたと思っておりますので、
どうぞよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。
今日はまず、参考人としてお話をいただい

著者紹介
佐藤 功

大正4年生れ。
昭和12年東京大学法学部卒業。
現在、上智大学法学部教授。
〔主著〕憲法改正の経過（日本評論社）、憲法解釈の諸問題Ⅰ・Ⅱ（有斐閣）、憲法研究入門上・中・下（日本評論社）、日本国憲法概説＜全訂第二版＞（学陽書房）、行政組織法（有斐閣）、憲法問題を考える正・続（日本評論社）



ポケット註釈金書

憲法（下）〔新版〕

昭和30年12月30日 初版第1刷発行
昭和59年4月15日 新版第1刷印刷
昭和59年4月25日 新版第1刷発行 定価 4,300 円

著 作 者 佐 藤 功

発 行 者 江 草 忠 敬

東京都千代田区神田神保町 2-17

発 行 所 株式会社 有 斐 閣

電 話 東京 (264) 1 3 1 1 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

京都支店 [606] 左京区田中門前町 44

印刷・株式会社 精興社 製本・株式会社 高陽堂

© 1984, 佐藤功. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-641-01890-1

事項索引 (III- は III 頁) 以下を示す

あ 行

秋田市健康保険税事件判決……………

III-

朝日訴訟判決……………426-, 944

現人神……………43

家永教科書事件判決……………379-, 450-,

1066

家の制度(家族制度)……………415-

違憲審査権……………926, 1039-

違憲審査制……………1279

違憲判決

——の形態……………1065-

——の効果……………1057-

一事不再議の原則……………709-

一事不再理……………608

委任事務……………1219

委任命令……………906-

院内の秩序……………749-

浦和充子事件判決……………780-, 973-

営業の自由……………388-

栄典……………93-, 235-

惠庭事件判決……………129-

押収……………554

公の支配……………1165-

——に属しない教育の事業……………

II74-

恩 赦……………91-, 911-

か 行

会 期……………706-

——不継続の原則……………708-, 798

会議の公開……………736

会議録……………740-

会計検査院……………878, 1189-

外交関係事務……………886-

外国人の基本的人権……………226-, 397-

外務省秘密文書事件判決……………365-

下級裁判所……………941

——の裁判官……………1031

——の裁判官の報酬……………1039

閣 議……………824

閣議決定……………824-, 875

閣議事項……………874-

各省大臣……………837

確定予算……………1129-

学問の自由……………400-

確立された国際法規……………1287

華 族……………234

学校における懲戒……………521-

川崎民商事件判決……………562-, 597-

環境権……………194-, 440-

間接選挙……………640

官 吏……………901

議 案……………800-, 868-

減額は、その理由は問わず許されない。すなわち、懲戒処分としても、一般の公務員の場合のように減給処分（国家公務員法八二条）はできない。裁判官分限法（二条・一三条）は懲戒処分としての過料処分を認めており、その処分を受けた場合は、実質的には裁判官の収入の減少を結果することにはなるが、それは制裁としての処分であり、かつ報酬そのものを減額することではないから、本項の禁止する減額には当たらない（最（大）決昭二五・六・二四昭二五・六・二七官報三九一頁）。

この減額の禁止の趣旨は、いうまでもなく個々の裁判官に安定した一定額の報酬を保障することにより経済的事情に左右されることなくその職務に専念できるようにすることにある。その意味で、この保障は個々の裁判官に対する個別的保障である。したがって、国家財政上の理由などに基づくやむをえない措置として、法律により、一般的に全裁判官の報酬の減額を定めることは許されると解される（この見解に対して、その場合も個々の裁判官にとっては報酬の減額にはかならないから許されないとし、またそのような場合には少なくともその法律の施行後に任命された裁判官についてのみ、その適用が許されるとする見解もありうるが、この保障は個々の裁判官に対する個別的保障であるから、本項が右のような一般的な減額の禁止まで要求しているものとは解されない）。ただし、この場合においても、立法部・行政部の公務員については減額せず裁判官についてのみ減額することは、立法権・行政権に対する司法権の均衡を害し、全体としての司法部の活動に影響を及ぼすこととなるから、許されないと解される（法律により、裁判官の報酬に対してのみ特別の高額の所得税を課するというようなことも同様である。これに反して、法律により一般的に所得税額が引き上げられた結果、裁判官の実質的収入が減少することとなる場合は、本項の減額に当たらないことはいまでもない。さらに貨幣制度の改革により貨幣単位の名目額が低下し、その結果として裁判官の実質的収入が減少する場合も、本項の減額に当たらないことはいまでもない）。

なお、以上述べた諸点は、最高裁判所の裁判官についてだけでなく、八〇条二項の定める下級裁判所の裁判官の報酬の保障およびその在任中の減額の禁止についても当てはまる。

第八〇条 下級裁判所の裁判官^{〔1〕}は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて^{〔2〕}、内閣でこれを任命する^{〔3〕}。その裁判官は、任期を十年とし^{〔4〕}、再任されることができ^{〔5〕}。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する^{〔6〕}。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない^{〔7〕}。

〔1〕「下級裁判所の裁判官」とは、前条の定める最高裁判所の裁判官（最高裁判所長官・最高裁判所判事）と区別され、下級裁判所を構成する裁判官をいい、裁判所法（五条二項）は、それを高等裁判所長官・判事・判事補・簡易裁判所判事とすると定めている（これらは下級裁判所の裁判官の「官」の名、すなわち官名である。「高等裁判所長官」が挙げられており、「地方裁判所長」が挙げられていないのは、後者は官名ではなく、職名、すなわち判事が最高裁判所によって補される「職」の名であるためである。「簡易裁判所判事」は官名である）。

〔2〕内閣が任命するとしながら、その任命が最高裁判所の指名した者の名簿によることとしたのは、内閣が恣意的（情實的・党派的）な任命を行うことによって司法権の独立性・公正性を害する危険を防止し

ようとする趣旨である。

「名簿」といっているのは複数の裁判官が同時に任命される場合を予定していることを示すが、つねに複数の任命を要求しているのではなく、一人を任命する場合のその氏名の揭示も「名簿」である。

最高裁判所は、内閣の任命すべき裁判官の氏名を指名した名簿を作成して、内閣に送付する。この名簿の作成（名簿に掲げる者の指名といっても同じである）は、司法行政事務であるから裁判官会議の議による（裁判所法一二条）。

任命資格（指名される者の資格）については、裁判所法が、高等裁判所長官および判事（四二条）、判事補（四三条）、簡易裁判所判事（四四条・四五条）についてそれぞれ一定の法曹の経歴を要するものと定めている。また、欠格事由については、裁判官はその使命上、特に公正性が要求されるので、一般の政府職員の場合以上に、その事由が拡張されている（裁判所法四六条）。同条は「他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命することができない者」のほか、禁錮以上の刑に処せられた者・弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者は裁判官に任命することができないと定めている。この「一般の官吏」とは国家公務員法上の一般職の国家公務員を指し、「他の法律の定めるところ」とは、同法三八条に掲げる欠格事由を指す。なお、弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者も、資格回復の裁判を受ければ、この限りでない。裁判官弾劾法三八条。

なお、本項には「指名した者の名簿」とあるのみであり、その名簿の方式については何ら触れていない。すなわち、名簿の方式としては、任命すべき裁判官の数と同数を名簿に掲げることとする方式と、任命すべき裁判官一名について二名以上の者を名簿に掲げることとする方式とが考えられるが、本項はそのいずれによるべきかを特定してはおらず（そのいずれの方式をとっても違憲ではない）、また法律（裁判所法）および規則にも定められていない。前者の方式をとるならば、内閣がその任命にあたって選択の余地がないこととなり、後者の方式をとる場合は、内閣に選択の自由を認めることとなる。実際には、任命すべき裁判官の数より一名多い数（たとえば一〇名については二一名）を名簿に記載する方式をとっているといわれている。

〔三〕（一）任命は内閣が行うのであるが、「名簿によつて」行わなければならない。「名簿によつて」とは「名簿に従つて」の意味であり（字句としては「名簿に基いて」よりも内閣に対する拘束性が強い。六条は天皇が内閣総理大臣および最高裁判所の長たる裁判官を国会および内閣の「指名に基いて」任命するものとしている。「指名に基いて」の字句からすれば天皇の任命に対する拘束性が「指名によつて」よりも弱いこととなるが、内閣総理大臣および最高裁判所の長たる裁判官の指名はその性質上当然に一名に限られるのであり、また天皇の権能の行使を嚴重に制限するという原則からいって、この場合の指名は天皇を絶対的に拘束する。すなわち、この場合は単に「指名に基いて」の字句からのみ論ずべきではない）、「名簿に掲げられた者の中から」の意味である。すなわち、内閣の任命行為は名簿に掲げられている者についてなされなければならないが、名簿に掲げられていない者を任命することはできない。

問題は、内閣が名簿に掲げられている者を不適任と判断し、その任命を行わないことが認められるかである（この問題は、名簿が一の空席につき一名を掲げるといふ方式をとるか、一の空席につき一名以上を掲げるといふ方式をとる場合のいずれにおいても同様に問題となりうる）。この点については、もしもそれが無制約に認められるとすれば（その場合には最高裁判所は新たに別の者の名簿を作成し提出しなければならない）、本項が特に最高裁判所に指名権を与えた趣旨が失われることになり（内閣に自由な任命権を与えることと異なる結果となる）、

他方、それがいかなる場合にも認められないとすれば、本項が任命権を内閣に与えた趣旨が失われることとなる（最高裁判所に任命権を与えることと異なる結果となる）。したがって、この問題は結局のところ、この制度の目的・趣旨に立ち戻って考えるほかはない。すなわち、この制度は、第一に裁判官の任命という重要な司法行政事務を最高裁判所の指名という行為にからしめることによって、司法権（司法部）の自律性・独立性が内閣（行政権）によって侵害されることなからしめること、第二に、裁判官の適格性を判断しうるのは内閣ではなく裁判所自身であることから、最高裁判所に実質的任命権を与えることを目的とする。したがって、この趣旨をできる限り生かすためには、内閣は最高裁判所の指名を尊重し、名簿に掲げられた者をそのままに任命しなければならず（一の空席につき一名を掲げるといふ方式の場合にはその一名を、一の空席につき一名以上を掲げるといふ方式の場合にはそれらの者の中から任命しなければならない）、内閣がそれを任命しないことは原則として許されないと解すべきであらう（内閣に任命権があることを理由として任命は内閣の裁量に委ねられると解してはならない）。ただし、内閣に形式的にせよ任命権が留保されている以上、もしも最高裁判所の指名が恣意的になされていると認める充分な理由がある場合に限って、内閣がそれを任命しないこともできると解するほかはない（ただし、裁判官の任命資格および欠格事由は詳細に定められており、かつその適格性を判断する基準も客観的に定めようといふべきであるから、最高裁判所の指名が恣意的になされるという場合は恐らくは實際上ありえないであらう）。すなわち、裁判官の選任（人事）の制度としては、この制度は最高裁判所こそ裁判官の適格性を判断しうる機関であるとし、その判断が信頼に値するということとを前提とする制度である。したがって、内閣に任命権が留保されているのではあるが、むしろ憲法はその任命権が名目的なものとなることを期待していると解すべきであらう。実際には、内閣が名簿に掲げられている

者をそのままに任命しなかったことはなく、つねに最高裁判所の意思を改正した任命がなされているといわれているが、このような運用は正当である（ただし、このことは、反面、最高裁判所による指名が恣意的に行われてはならないことを要求するものであることはいうまでもない。この点について、昭和四五年年度の判事補の任命にあたって、裁判所法四三条の定める任命資格たる司法修習生の修習を終え、判事補の任命を希望していた者のうち、最高裁判所が、青年法律家協会所属の者を名簿に掲げなかったことが問題となり、裁判官の適格性・最高裁判所の司法行政権のあり方などをめぐって論議された（七六条（四）参照）。最高裁判所はその者を名簿に掲げなかったのは青年法律家協会所属を理由とするものではないとしたが、当時、内閣・与党の側には青年法律家協会所属の裁判官は裁判官として不適格であるとする主張が強かったという背景があったことから見ると、最高裁判所がその者を名簿に掲げなかったことは、もしも名簿に掲げたならば内閣がその任命を行わないという事態が生ずることを予想し、その事態を避けようとしたためであったとも推測される。なお、後に述べる再任の場合にも同じ問題がある。（五）参照）。

(2) 内閣による任命は裁判官の「官」（裁判所法五条二項にいう高等裁判所長官・判事・判事補・簡易裁判所判事）について行われるものであり、「職」に補することと区別される。補職は最高裁判所が行う（裁判所法四七条。たとえば、判事補を判事とするのは任命であるが、判事をたとえばA地方裁判所裁判官とすることやA高等裁判所裁判官をB高等裁判所裁判官とすることなどは補職であり、新たに本項による任命行為を要しない）。なお、高等裁判所長官の任免は天皇が認証する（裁判所法四〇条二項）。

(4) 一般に任期とは、公務員の身分の存続する期間として定められている期間をいう（選挙によってその地位に就く公務員は任期の定めがあるのが通例である。衆議院議員について四五条、参議院議員について四六条。地方公共団体の議会の議員および長について地方自治法九三条一項・一四〇条一項。合議制の行政機関の委員なども任期の

○他団体等からの推薦に基づいて大臣が委員等を任命する例

番号	会議体等	根拠法	推薦 人数	候補者ネ ガチエッ ク	実質的 選考	差し戻 し・拒 否有無 有無	差し戻し・拒否 有無(逐条解説)
1	年金積立金管理運用独立行政法人 (委員長及び委員)	○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号） （抄） （役員） 第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長並びに委員長及び委員八人以内を置く。 2・3 （略） （役員の任命） 第七条の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。 2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。 3 （略） 4 厚生労働大臣は、第二項の規定により <u>委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命</u>するものとする。 5～9 （略） （役員の欠格条項の特例） 第九条 管理運用法人の役員（委員長及び委員に限る。）の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。 2 通則法第二十二条（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）であって管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは	任命に必要な人数のみ推薦されている。	欠格条項等への該当有無について厚生労働省で実施している。	関係団体（連合、経団連） ※法律上はこの2団体限定していないが、運用としてこの2団体から推薦を受けている。	なし	逐条解説がないため、回答不可。

		その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） 二 金融事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。） ○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄） （役員の下格条項） 第二十二條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。					
2	日本銀行（理事及び参与）	○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄） （設置） 第十四條 日本銀行に、政策委員会（以下この章及び次章において「委員会」という。）を置く。 （役員） 第二十一條 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。 （役員の任命） 第二十三條 1～3 （略） 4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、財務大臣が任命する。 5～6 （略） （役員の身分保障） 第二十五條 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三條第六項後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることのない。 一 破産手続開始の決定を受けたとき。 二 この法律の規定により処罰されたとき。 三 禁錮（こ）以上の刑に処せられたとき。 四 心身の故障のため職務を執行することができないと委員会（監事にあつては、委員会及び内閣）により認められたとき。 2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。 3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会か	任命に必要な人数のみ推薦されている。	日本銀行の政策委員会から推薦された者について、必要に応じて財務省で実施している。	政策委員会	過去5年間はなし。	逐条解説がないため、回答不可。

		らその解任の求めがあったときは、当該求めがあった理事を解任することができる。													
3	技術士試験委員	○技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄） 第二十九条 文部科学大臣が自ら試験事務の全部又は一部を行う場合には、技術士試験委員（次項から第五項までにおいて「試験委員」という。）に、技術士試験の問題の作成及び採点を行わせる。 2 （略） 3 試験委員は、技術士試験の執行ごとに、技術士試験の執行について必要な学識経験のある者のうちから、<u>科学技術・学術審議会の推薦に基づき、文部科学大臣が任命する。</u> 4・5 （略）	任命に必要な人数のみ推薦されている。	特段実施していない。	科学技術・学術審議会でのとりまとめ	ここ数年はなし。 （※局長専決事項）	逐条解説がないため、回答不可。								
4	土地鑑定委員会（試験委員）	○不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄） （試験委員） 第四十七条 不動産鑑定士試験の問題の作成及び採点を行なわせるため、土地鑑定委員会に試験委員を置く。 2 試験委員は、試験の施行ごとに、<u>土地鑑定委員会の推薦に基づき、国土交通大臣が任命する。</u> 3 （略） ○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄） 第六条 （略） 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。 <table><tr><td>名称</td><td>法律</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>土地鑑定委員会</td><td>地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	名称	法律	（略）	（略）	土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）	（略）	（略）	任命に必要な人数のみ推薦されている。	土地鑑定委員会での決定前に国土交通省で実施している。	土地鑑定委員会	なし。 （※官房長専決事項）	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
名称	法律														
（略）	（略）														
土地鑑定委員会	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）														
（略）	（略）														
5	日本ユネスコ国内委員会（委員）	○ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）（抄） （設置） 第五条 ユネスコ憲章第七条の規定の趣旨に従い、我が国におけるユネスコ活動に関する助言、企画、連絡及び調査のための機関として、文部科学省に、日本ユネスコ国内委員会（以下「国内委員会」という。）を置く。 （委員の任命） 第九条 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数	任命に必要な人数のみ推薦されている。	推薦前に文部科学省で実施している。推薦後にも実施することもある。	選考小委員会での面接を経て、国内委員会で承認。	人事案件のため、回答不可。	逐条解説がないため、回答不可。								

		以内を 文部科学大臣が任命する。この場合において、文部科学大臣は、<u>第一号から第四号まで及び第七号に掲げる者については、第十三条の選考小委員会の選考を経て国内委員会から推薦されたものにつき、内閣の承認を経て、任命するものとする。</u> <u>二 教育活動、科学活動及び文化活動の各領域を代表する者</u> 十八人 <u>二 教育、科学及び文化の普及に関する諸領域を代表する者</u> 十二人 <u>三 地域的なユネスコ活動の領域を代表する者</u> 十二人 <u>四 学識経験者</u> 七人 <u>五 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者</u> 四人 <u>六 参議院議員のうちから参議院の指名した者</u> 三人 <u>七 政府の職員</u> 四人 2. (略) (委員の解任) 第十一条 文部科学大臣は、委員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを解任することができる。 一 破産の宣告を受けた場合 二 禁錮以上の刑に処せられた場合 三 心身の故障のため職務の執行ができず、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると文部科学大臣が認めた場合 2 前項第三号の場合における解任については、文部科学大臣は、あらかじめ内閣の承認を経なければならない。 (小委員会) 第十三条 国内委員会に、委員で組織する小委員会として運営小委員会、選考小委員会及び専門小委員会を置く。 2 (略) 3 選考小委員会は、国内委員会が文部科学大臣に対して委員の候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する。 4～6 (略)					
6	司法試験委員会 (司法試験審査委員及び予備試験審査委員)	○司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）（抄） （司法試験委員会の設置及び所掌事務） 第十二条 法務省に、司法試験委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。 2・3 (略) （司法試験審査委員等）	任命に必要な人数のみ推薦されている。	司法試験委員会での決定前に実施している。	司法試験委員会及び選定部会 （※選定	ここ数年はなし	逐条解説がないため、回答不可。

		第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員（以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。）を置く。 2 司法試験審査委員及び予備試験審査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。 3 (略)			部会 司法試験 委員会 の下部 組織		
7	中央労働委員会 (使用者委員及び 労働者委員)	○労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）（抄） （中央労働委員会） 第十九条の二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働大臣の所轄の下に、中央労働委員会を置く。 2・3 (略) （中央労働委員会の委員の任命等） 第十九条の三 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。 2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち四人については、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち四人については、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。 3～5 (略) 6 中央労働委員会の委員（次条から第十九条の九までにおいて単に「委員」という。）は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内は、常勤とすることができる。 （委員の欠格条項） 第十九条の四 禁錮 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができ	任命に必要な人数以上が推薦されている。	厚生労働省で実施している。	内閣総理大臣	なし	逐条解説によれば、使用者委員及び労働者委員について、推薦された候補者のうちだれを委員に任命するかは、内閣総理大臣の広範な裁量に委ねられたものというべきであり、その任命の当否について内閣総理大臣の政治的責任が問われることがあっても、裁量権の濫用ないし逸脱があるとして民事法上の違法の問題が生じる余地はないものと解されている。

		ない。 一 国会又は地方公共団体の議会の議員 二 行政執行法人の役員、行政執行法人職員又は行政執行法人職員が結成し、若しくは加入する労働組合の組合員若しくは役員					
8	日本工業標準調査会（委員）	○工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（抄） 第三条 経済産業省に日本工業標準調査会（以下「調査会」という。）を置く。 2 （略） 第四条 調査会は、委員三十人以内で組織する。 2 委員は、<u>学識経験のある者のうちから、関係各大臣の推薦により、経済産業大臣が任命</u>する。 3 （略）	任命に必要な人数のみ推薦されている。	推薦の前に実施している。	推薦する大臣の省庁	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
9	公認会計士・監査審査会（試験委員）	○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）（抄） （設置） 第三十五条 金融庁に、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）を置く。 2 （略） （試験委員） 第三十八条 審査会に、公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、試験委員を置く。 2 試験委員は、<u>前項の試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、試験の執行ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命</u>し、その試験が終わったときは退任する。 3 （略）	任命に必要な人数のみ推薦されている。	初任命となる委員については、審査会決定前に実施している。	公認会計士・監査審査会	なし	逐条解説がないため、回答不可。

○他団体等からの指名に基づいて大臣が委員等を任命する例

番号	会議体等	根拠法	指名 人数	候補者ネ ガチェッ ク	実質的 選考	差し戻 し・拒 否有無 有無	差し戻し・拒否 有無(逐条解説)
1	中央選挙管理委員会(委員)	○公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄) (中央選挙管理会) 第五条の二 中央選挙管理会は、委員五人をもつて組織する。 2 委員は、国会議員以外の者で参議院議員の被選挙権を有する者の中から <u>国会の議決による指名に基づいて</u>、内閣総理大臣が任命する。 3 前項の指名に当つては、同一の政党その他の政治団体に属する者が、三人以上とならないようにしなければならない。 4 内閣総理大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、その委員を罷免するものとする。ただし、第二号及び第三号の場合においては、国会の同意を得なければならない。 一 参議院議員の被選挙権を有しなくなつた場合 二 心身の故障のため、職務を執行することができない場合 三 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合 5 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、内閣総理大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。 6 国会は、第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に委員と同数の予備委員の指名を行わなければならない。予備委員が欠けた場合においては、同時に委員の指名を行うときに限り、予備委員の指名を行う。 7 予備委員は、委員が欠けた場合又は故障のある場合に、その職務を行う。 8 第二項から第五項までの規定は、予備委員について準用する。 9～17 (略) ○総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)(抄) (設置) 第二十二条 本省に、中央選挙管理会を置く。 2 (略)	任命に必要な人数のみ指名されている。	行政機関では実施していない。	国会	なし	逐条解説がないため、回答不可

2	政治資金適正化委員会	○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄） （委員） 第十九条の三十二 <u>委員は、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。</u> 2 前項の指名に当たつては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないようにしなければならない。 3・4 （略） 5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。 6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。 7 （略）	任命に必要な人数のみ指名されている。	行政機関では実施していない。	国会	なし	逐条解説がないため、回答不可
3	最高裁長官	○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄） （最高裁判所の裁判官の任免） 第三十九条 <u>最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。</u> 2～4 （略） ○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄） 第六条 （略） ○2 <u>天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</u>	任命に必要な人数のみ指名されている。	人事案件のため回答不可。	内閣	なし	逐条解説がないため、回答不可
4	内閣総理大臣	○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄） 第六条 <u>天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。</u> 2 （略）	任命に必要な人数のみ指名されている。	行政機関では実施していない。	国会	なし	逐条解説がないため、回答不可

○他団体等からの名簿に基づいて大臣が任命する例

なし

○他団体等からの名簿に基づいて任命する例

番号	会議体等	根拠法	推薦 人数	候補者ネ ガチェッ ク	実質的 選考	差し戻 し・拒 否有無 有無	差し戻し・拒否 有無(逐条解説)
1	下級裁判所裁判官 任命	○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄） 第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。 2 （略） ○裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄） （下級裁判所の裁判官の任免） 第四十条 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。 2・3 （略）	任命に必要な人数のみ名簿に記載されている。 ※過去には任命に必要な人数より1名多く名簿に記載されていたが、現在ではそのような運用はされていない。	下級裁判所裁判官指名諮問委員会（※最高裁判所に設置されている委員会の一つ）での決定前に実施されている。	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	なし	逐条解説がないため回答不可

○他団体等からの申出に基づいて大臣が委員等を任命する例

番号	会議体等	根拠法	申出 人数	候補者ネ ガチェッ ク	実質的 選考	差し戻 し・拒 否有無	差し戻し・拒否 有無(逐条解説)
1	カジノ管理委員会 (専門委員)	○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄） （設置） 第二百十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九 条第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。 2 カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。 （専門委員） 第二百二十三条 カジノ管理委員会に、専門の事項を調査させるた め、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、<u>カジノ管理委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が 任命する。</u> 3・4 （略） ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄） （設置） 第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くこと ができる。 2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている 前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁 を置くことができる。 3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」とい う。）の設置及び廃止は、法律で定める。					逐条解説がない ため、回答不可
2	個人情報保護委員 会（専門委員）	○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄） （設置） 第五十九条 内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、個人 情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。 （専門委員） 第六十九条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置 くことができる。 2 専門委員は、<u>委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。</u> 3・4 （略）	任命に必要 な人数のみ 申出されて いる。	委員会か らの申出 前に内閣 府で実施 している。	委員会事 務局	なし	逐条解説はある が、特筆すべき 記載なし。

委員会がまだ発足していない
ため、実例なし

3	国立大学法人（学長）	○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄） （役員の任命） 第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。 2～9 （略） （役員の欠格条項） 第十六条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。 2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。 （役員の解任） 第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。 2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。 4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国立大学法人の学長選考会議の申出により行うものとする。 5 学長は、第一項から第三項までの規定により理事を解任したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。 ○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄） 第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。 九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人 二 禁錮以上の刑に処せられた者 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過	任命に必要な人数のみ申出されている。	文部科学省では実施していない。	学長選考会議	少なくとも平成16年はなし	逐条解説によれば、「学長選考会議の行う申出に任命権者たる文部科学大臣は法的に拘束され、申出が明白な形式的違法性を持つ場合や、明らかに不適当と客観的に認められる場合を除き、拒否することはできないと解されよう」とされている。
---	------------	--	--------------------	-----------------	--------	---------------	--

		しない者 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者					
4	公害対策会議（委員）	○環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄） （設置及び所掌事務） 第四十五条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議（以下「会議」という。）を置く。 2 （略） （組織等） 第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。 2 （略） 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。 4～7 （略）	任命に必要な人数のみ申出されている。	環境省では実施していない。	関係行政機関の長及び特命担当大臣のうちから慣例により選出し、申出。	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
5	公害等調整委員会（専門委員）	○公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）（抄） （設置） 第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （専門委員） 第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。 2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。 3～5 （略）	任命に必要な人数のみ申出されている。	申出前に総務省で実施している。	公害等調整委員会事務局	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。
6	日本工業標準調査会（専門委員）	○工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）（抄） 第三条 経済産業省に日本工業標準調査会（以下「調査会」という。）を置く。 2 （略） 第五条 調査会に、委員の互選による会長を置く。 2 （略） 第七条 調査会に、専門委員を置くことができる。 2 （略） 3 専門委員は、会長の申出により、経済産業大臣が任命する。	任命に必要な人数のみ申出されている。	申出前に経済産業省で実施している。	経済産業省及び会長	なし	逐条解説はあるが、特筆すべき記載なし。

についてぐらぐらしているとか、あるいは変更になつたとかということはないと思いますので、それをあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

それから、その中身でございますが、大学の自治、これはむろん言までもなく極めて重要な問題であります。ただいま御指摘になりましたように形式的な任命権あるいは実質的な任命権といふようなことばで言いますと、非常に一義的に形式的任命権ならもう手も足も出ないのじゃないか、実質的な任命権なら何んでもできるではないかといふふうになりがちでございますが、そういう意味では私もはいずれも誤りであると思つております。要するに、大学の自治はそれ自身を憲法が直接に保障しているわけではございませんが、これも判例、有名なボボロ判決にありましたように、学問の自由ゆかりのあるものとしてこれを尊重しなければならぬことは言までもございせんが、他方、私もどうも誤りもなされてはならない規定、これがやはり憲法にございまして、憲法十五条一項というのわれわれはこれを無視することができない。十五条第一項はあらためてここで申し上げませんが、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」これが、この規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理、これをまた同時に、全然無視して考えるわけにいかないと思つております。国立大学の学長も公務員である以上は、終局的には国民の任命権に基づいて任命されている。文部大臣自身も、また国民の任命権に基づいて任命されているわけでありまして、その文部大臣が、学長の任命にあたりまして、たとえいかなる場合であつても、何らの発言権も持ち得ないというところは、その結果として国会に対しても責任を負ひ得ないといふことは、国民主権の原理に一顧も与へないことになつて、正当ではないのではないかとその意味で、この問題はやはり大学の自治と、それから国民主権とのいずれか一方に偏した見地において考究すべきではなくて、その調整の見地、つまり

片方だけに偏してもむろんいけないわけでありまして、その調整の見地において考究すべきではないか。そのような大学の自治と、国民主権の原理との調整の見地において考えてみますと、單に、申し出がありましてが、何らかの理由で主観的に政府当局の氣に食わないといふようなことではなくて、そういうことで任命しないといふのはむろん違法であると思ひますが、そうではなくて、申し出があつた者を任命することが、明らかに法の定める大学の目的に照らして不適当と認められる、任命権の終局的権限者である国民、ひいては国会に対して責任を果たすゆへには、いかに認められる場合には、文部大臣が、申し出のあつた者を学長に任命しないことも、理論上の問題として私はお答えするわけでありまして、理論上の問題としてできないわけではないと解されるというものが当時の考え方ではございまして、この考え方は、われわれの考えと違つて、今日變更の必要があるという線に即して、昭和三十八年に衆議院の文教委員会でも申し上げたことを、その後も御質疑に際してお答えを申し上げておる次第でございます。

○山中(書)委員 いま法務局長官に御説明願つたその論議に、憲法十五条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」これはそのとおりだと思ひます。同時に、大学の自治という立場において、その根拠として、新憲法の表現として、憲法二十三條「学問の自由は、これを保障する」日本独特の憲法の明示がある。これは大学の自治という制度を保障するものであるといふことは、憲法学者も例外的な学説です。したがつて、この憲法二十三條の規定と、それから十五條の国民の固有の権利といふもの、この二つの憲法のコードの中から、大学の人事については、実質的には大学管理機関の運営によつて学長を定める、しかし十五條に照してあるから形式化した任命権を文部大臣に置くという現法制ができておると私は解釈しておるのですが、いかが

でしよう。

○高辻政府委員 先ほどもその点に触れたつもりでございますが、ただいまの御質疑でも憲法十五條一項の精神といふことが、趣旨といふことが、それをやはり念頭に置かれて御質疑をいただいております。すなわち十五條一項といふのは、やはり公務員の終局的任命権者である国民との関連といふものを、私どもは離れることはできないのではないかと、そういうことを背景にして任命権を持つことによつて、また国会に対して責任を負ふといふ立場に立つべきではないか、そういうことが抜きにされた場合には、これは一体だれに属するといふわけで、すべての場合とは限りませんが、たとえば公取みたいなものは別でありまうけれども、行政権の中で、少なくとも人事権的なものは内閣か、あるいは行政権が握つて、それによつて国会に対してその点の責任を負ふという仕組になつておるのが大體の筋でございます。

そこで十五條一項との関係においては、やはり任命権が文部大臣にある必要があるであらうといふことを前提にさつて、それは形式的任命権であり、これを前提にさつて、それが御説のようでありまうけれども、やはり私どもも、さつきも触れましたように、何でもかんでも文部大臣はかつて次第に任命権を行使していいとまではむろん思いません。先ほども触れましたが、思ひませんが、そうかといふいかなる場合にでも、国会に対してあるいは国民に対して責任を負ひ得ないといふような場合にまでも形式的な任命権である、そして何ら責任を負ひ得ないといふのは、やはり憲法の趣旨に即して適当ではないのではないかと。やはり学問の自由と、この十五條一項に示されておる公務員の任命権、これを調整的な見地において考えていくのが最も妥当なところではないかと。したがつて、氣に食わないといふようなことではむろん任命を拒否することはできない。しかし、いままも申さいます、明らかに大学の目的に照らして不適

当だと認められる、それを任命することは国民に対して責任を果たすゆへにはないといふような、これはもうきつめてまねなことであらうと思ひますが、そういう場合にまで任命をしないければならぬわけではない。そういう場合にはやはり十五條一項がものをいふべきであらうというのが私どもの解釈であるし、私は今日それは妥当な解釈であらうと思つております。

○山中(書)委員 法務局長官の御説明はどうもあつて、明確に私腹に入らない。あなたがあつて、二十三條の学問の自由と二つを保持しておる憲法構成の中で、この大学の人事権をどうするかといふことを現行法が規定しているのだ。そういう二つをどううまく解決するために、国民の代表であるところの国会において、国会がつくつた法律によつて、実質的な選考権といふものは、これは大学に一任をする。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

形式的任命権だけを文部大臣に、これは国民の代表の国会がきめた法律なんです。それをよくいふ解釈をして、文部大臣は一介の行政長官じゃないですか。法律によつて学長にどういふ権限を持たせかといふ、国民の固有の権利と学問の自由という憲法的要諦に基づいて、だれに実質的な任命権を与えるかどうかといふことは、国民の代表の国会がきめることなんです。国会がきめたんです。それになぜ疑問を持たなければならぬのですか。形式化したところの任命権は、一応獨立であるから、管轄庁であり、助官、指導という、監督権はない、助官、指導だけはできると文部省設置法において文部大臣の権限を大学の関係で規定して、管轄庁なんです。そういう点があるので、形式的任命権を残すといふことでつじつまを合せているのです。それですばりでいいじゃないですか。

○高辻政府委員 ただいまも仰せになりましたが、私もまた二十三條と十五條一項との調整にお

いてこの問題を考えるべきであるということを実は最初から申しておるわけです。特に二十三条の問題というのは当然出てまいります。十五條一項の規定というものは忘れがちであるために、特にそれを同時に考えなければいかぬというのはむしろ私が強調したいところで、御質問を伺っておればその基盤は全然変わりがないように私は思います。

そこで、先生の御主張はこの法律によって、何といひますか、学長に對して實は任命権を与えてゐるのであつて、文部大臣には形式的権限を与えてゐるのだといふことを御主張になつてゐる。それが法律なんだとおっしゃるわけでありますが、實は法律は学長の申し出に基づいて文部大臣が任命するところなんですから、お尋ねのような疑問といひますか、解職の余地が出てゐるわけですが、したがつて私も、法律がもしも、教授その他の大学の要員について大学の学長が任命するといふこととあれば、これは憲法上の問題が残ると思ひますけれども、少なからず法の中身はどういうことを注文してゐるのかといふことはわかるわけでありますが、ただいまの規定は、申し出に基づいて文部大臣が任命するところですから、そこに解職の余地が出てゐる。そして私が申し上げる解釈、これは全くの形式的任命権と言つてしまふのはどうであらうか。しかし、かといつて實質的な任命権があるとすれば、もうこれをどうしようとかつて次第であるというお考えだとは決して思ひないけれども、先生の言われるような、任命権は文部大臣が持つてゐるというのが、ないのと同じであるかのように解することはどうであらうかといふことを申し上げてゐるわけで、やはりその基盤として、學問の自由の憲法の規定と、それから公務員の任命権の十五条一項の規定と、それの兩方を踏まえてこの問題を考へるべきであるといふ基本的な基盤は、實は先生と全く同じでございます。その点だけ重ねて申し上げたいと思ひます。

○山中(吉)委員　いま例に出されました教特法の

十条です。すなわち、「大学の学長、教員及び学部長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う」とあります。これは任命権者が行なうということがこの十条の規定の主旨でなく、大学の管理機関の申し出に基づくというところが、この十条の規定の主たるものがつて、任命権者がだれだという規定がみなある。申し出に基いてというところが十条の大学自治を守るところの骨として特に規定をしているのだ。申し出に基づくということとは、四条から七条、九条にわたります。大学自治権についてのことがずつと書いてあつて、総括して十条が出ておるのでありますけれども、これに基づいて申し出があれば任命をしなければならぬのだ、申し出がなければ任命はできないのだということを明確にして、憲法の二十三条と十五条をうまくここに文部大臣の任命権を形式化することによつて、このものが出て、拒否権はないと書いておるのがずつといままでどの本を見ても大体そうなんです。最近、法制局はおかしくなつてきた。どうも政治的影響があつて——これは憲法が設定されて、ずつと教授法の解釈が通して私たちの頭には、文部大臣は拒否権がないということが常識になるほど、私が触れた限りの書物にある。その根拠をもう一度、法制局長官ですから政策論でなくて、厳密な法律論でお教えを願いたいと思うのですが、教育基本法の十条の「教育行政」の規定に、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」と書いて、次に、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と規定しております。十条の第一項によりまして——これは教育基本法の前文に「日本国憲法の精神に則り」と明示しております。教育はそのときどきの権力に支配されるということは望ましくないために、特に十条の教育行政の定義

が下されて、教育に限っては教育の直接担当者
は、国民全体に直接に責任を負うという規定をわ
ざわざしておる。その中に行政庁の意思の介在は
ないほうがいいのだ、教育機関というのは直接
国民に責任を持つという規定がある。ことに現代
は政党内閣でありますから、どの政党が政権を取
っても、行政庁の長官はその政党の領袖なんです。
その人がりっぱであるか、いなかはその問題。そ
ういうたてまえのもとに、教育に関する限りにつ
いては「直接に責任を負つて行われる」と書き、
その反対の、保障する立場で、教育行政というも
のは教育内容に入るのではなくて、諸条件の整備
確立であるという規定を下しておる。これは憲法
の延長線上に密着しておる教育基本法の規定なん
です。こういう規定も含んで、大学の学問の自由を
何としても保障しなければならぬ、民族の進歩
の爲として、権力から離れて、時の体制に左右さ
れないで学問を研究する任務を帯びていくところ
の大学の場合には、憲法の第十五条、二十三条、教
育基本法の十條、この三つの柱を考えたときに、
やはり大学の人事権だけは、大学の教育機関自身
が直接国民に責任を持つ体制にすることが妥當な
法体條であるというので国会できめたのが、教
特法の四條から十條までであると私は思うので
す。最もすなおな、偏見を持たない解釈だと私は
思うのでありますが、いかがでしようか。

○高辻政府委員 非常に御熱心な御議論を伺つて
おりますが、それには全く敬意を表する次第でござ
います。私もまた何か政府の正追といひますか、
か、そういうことで、わざわざ無理に言っている
のではないかと、いろいろなお気持ちがあらうとすれ
ば、それはそういうことはございません。先ほど
から申し上げておりますように、昭和三十八年
——これは先生に対する答弁のようです。荒木文
部大臣が山中委員にお答へしているのをいま実は
承知したわけでございますが、そのときにも、そ
の前年に実は検討したということを申し上げまし
たが、その線に即しておっしゃっております。

「国民的立場において万に一つも」と言われれば

ならないケースがあつた場合にはノーと言ふことがあり得るという概念を、文部大臣に与えられまして任免権の中に当然含まないならば、いわば國民の基本的人權の保護される密口がふさがれることになるであらう」といふようなことを答弁しておられますが、趣旨は大體同じであると思ひます。

ところで、いまも御指摘になりました、確かにこの問題を考える場合には、憲法の二十二条と十五条一項を同時に考えなければいけない。いまは教育基本法の十条をさらにおっしゃいましたけれども、これも必要があればお答えを申し上げますけれども、とにかく教育基本法は法律の段階でございしますが、憲法の段階でいへばこの二つの柱を考えなければいけないというのは、委員の間でも全く同じでございます。十五条一項を考えればどうか、すべての場合全く形式的というのはどうだろうかというわけなので、委員の場合には十五条一項があるとはおっしゃいますけれども、これは全然ものをいわないんだというふうにおとりになつてゐるやうに聞かせるわけにございしますが、誤解があれば私またその誤解を解消させていただきますけれども、十五条一項を持ち出す以上は、やはり國民が終局的任命権を持つ。その國民の立場あるいは國民に対する責任の遂行の立場、そういうものを憲法文部大臣は万が一にでもとおっしゃいましたが、私も全くそうだと思ひます。教育公務員特例法の学長の申し出に基づきというのは、非常に私は比重があると思つております。思つておりますが、さればといつて、それでは任命権が文部大臣にあるというのは、全然形式的であつて、これは全然ないのと同じであるというふうにはとおつておられない。そこだけがいささか違つてゐるでございします。道にいつて、この任命権を文部大臣が持つから、その主観的意図に十分沿わない者は、何でもどうにでもできるというのではさらさらないわけにございします点をひとつお聞き取り願ひたいと思ひます。

それから教育基本法の十条についてお被れにな

りました。確かに「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」と定めておられます。それからいいますと、何かいまだ御指摘のようなことが出てくるようにも見えますけれども、私どもは、この規定から教育行政に關する政府の責任が排除されるとは考えられないと思つております。この条項は、いまの規定から明らかでありますように、教育が一部の「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである」という、教育における民主主義の原則をうたつてゐるのだらうと思つておりますが、教育そのもののあり方としての中立性を非常に強調してゐることは疑いを入れないと思ひます。これとは別に、十條の二項を見ますと、「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標」とする教育行政が必要であることをうたつておりますが、こういう教育行政は、一般の行政と同じく、国会が御制定になる法律によつて規律され、その行使についてはそれこそ内閣が国会及びひいては國民に対して責任を負ふものといわなければならぬと思ひます。したがつて、せつかくの御引用ではあります。事、教育行政に關しては、やはり政府なり文部當局の責任は免れないといふことを申し上げたいと思ひます。

○山中(青)委員 法制局長官のお話がまだわからないのです。私が拒否権はないと言つてゐることは、明白に形式的違法性の場合には、文部大臣にあることはもう論議をする必要はない。前科があつて公務員になる資格のない者を学長に選考して持つてきたような場合、明白なる形式的違法性の場合については、われわれはこんなことをわざわざ論議する必要はない。だからこそ、私がいま申し上げた憲法二十三條、十五條、教育基本法十條——これは教育行政の定義です。そういう三つの憲法的柱の上に立つて、教特法の四條から十條の規定を見ますと、実質的任命権は文部大臣にないものである。そういうときに拒否権がないというのが正しいのであつて、あるがごとく言つて

おつて、だんだんと実質的任命権に侵食していく事実もあらわれておるから、法制局の解釈はそういうすきを与える解釈をずっと下しておる、あなたの答弁の中にそれがあらから、それを私は言つておる。それは私と意見同じですか。

○高辻政府委員 先生のおっしゃることはよくわかつておるつもりでございます。私のいま申し上げてゐる意見というのは、再三繰り返しますが、昭和三十一年のことでございまして、私はまだ実は法制局長官としての私の責任のもとに立てた意見ではございません。ございせんが、私自身も当時無関係ではございせんでしたし、私はやはりその意見は正しいものだと思つております。ただ、いま御指摘のように、その意見をもとにして、だんだんその意見そのものを拡大していくおそれはないかという御懸念がございまして、私どもは、法律の解釈自身もどうでありましたけれども、やはり拡大される解釈というものは、合理性を持つた範圍内にむろん限られるべきであつて、それ以上のものに及んでいゝとは毛頭思つておりません。やはり私がいま申し上げておりましたような、きつめて強い、任命権と申し上げても、拒否権が、いつでもノーとは絶対言えないのだといふことではないといふわけですが、しかし、その拒否権が閉じられるわけではない。法律論的に閉じられていゝわけではない。場合によつてはこの拒否権を行ふ使用する場合も、憲法の規定に照らし合せてみれば當然出てくるものであるといふことを申し上げてゐるわけでありまして、それがかつて気づきまな拒否権といふんです。任命権が、基づいてなんといふことは実質的に全く無視されて、文部大臣にあるのだといふことを申し上げておるわけではございせん。そのように申し上げて、そのようにならざる用されるといふことはむしろ違法である。また、そういうことはあることではないであらうと私は確信を持つておりますが、私のいま申し上げる解釈というの、そのように厳密なものとしてお受け取りをお願いしたいと思います。

○山中(青)委員 いま一度お聞きします。文部大臣の形式的任命権は、明白なる形式的違法の場合以外は拒否権はない。私はそれが最もすなわち正しい解釈と見てゐるのですが、間違ひありませんか。あなたの御意見と違ひますか。

○高辻政府委員 学長の申し出系統に違法の形があるという場合に、これは拒否できる。これはおそろく西條とにも一致すると思ひます。しかし、私はかねがねから申し上げておりましたのは、その場合だけにはやはり限られないであらう。大学の目的に照らして明らかに不適当である、公務員の終局的任命権者である國民に対して責任を負ひ得ない、——その責任は国会に対して責任を負ひ得る文部大臣が負ふべきものであります。その責任を免れるわけにいかない以上は、やはりそういうきつめて限定的な場合には、拒否をすることもあり得るといふふうに私は考へております。したがつて、その場面に於いては、山中委員のお話よりも、私の見解のほうが少し幅が広がつてくることは確かでございます。

うものを原典として論議をしなければならぬ。そうして諸外国の憲法と比較しますと、二十三條の「学問の自由」といふことばですね。「思想の自由」といふことばはみなあります。「学問の自由」といふ獨特の人の保障といふものは、私は日本の憲法の特質だと思つておるもので、そして戦前の日本の大学の實情といふものから考えまして、私はやはり形式的要請外においては拒否権がないという解釈が教特法の十條の最もすなわち解釈である。それはもう法制局長官なら常識かと思つたら、いや、それよりは少し幅がある。——幅があるといふのはくせものなんです。どこまで幅になるかわからぬ。それで、これがあつて、この法案の評價は、完全に各条文といふものが、文部大臣がこの法律に基づいて学長に報告の義務、協力義務、勸告尊重の義務を与えておいて、その義務に従わなかつたからといつて、義務違反だといつて拒否権を發動することとさせる。形式的要請といふようなものを限定して拒否権が初めて行なわれる。実質的にそういうものはないといふ法律解釈を前提としなければ、この法律自体の性格が完全に変わつてくると私は思ふので、この問題を私が法制局長官と論議をしてゐるのに、この法案をいかに評価するかで根本的な差異が出る。それで私は深刻に論議をされてゐるというなら私は心配ない。いまより少し幅があるといふう答弁をされて、その幅といふものは、法律的に一々どういふ根拠を持つて言われるかわからないのですが、そういうことが日本のいまの幼年大学では望ましくない。これは何とか解決しなければならぬことではあるが、われわれは大学問題は長期的に未來に責任を持つ立場で處理しなければならぬと思ふのだ。あなたのような解釈が現代の政治の常識の中に入つてまいりますと、これはたいへんなことになる。もう一度長官の御意見をお聞きしたいと思ふのです。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。教特法の十條の規定について、再三御指摘もあ

す。この法律の体制全般を説きますと、十五条の国民の固有の権利という、そういう限定の上に立つて文部大臣が国会に責任を持つ機関もあるでしよう。いろいろある。しかし、大学については、いま論議をした全体の中に、直接大学管理機関が国会に責任を持つ法体系になっているのではない。しかし、一方に設置者という関係、文部省の現在の指導、助言という、監督庁ではないがそういう関係があるので、形式的任命権という形だけは文部大臣に残すべきではないかという、そういう思想がいま第四条から第十条にわたる大学管理機関に基づいた人事権という法設定があるとは解釈している。それはすなおに検討されるべき問題ではないでしょうか。法制局長官、私の所説、論議をしておることはどこか間違ひがありますか。そこは間違ひしておる、おまえの言うことは間違ひしておるというなら言ってください。あるいは大體肯定するというなら検討してみたらどうですか。

○高辻政府委員 憲法二十三条との関連において、教育公務員特例法の十條の「申出に基いて」というのが非常に比重を置かれていゝものであるといふこと、つまり方向は私はそう思ふわけで、これは質疑の中の御意見と、方向においては実は変わりはないわけですが、ただ違ふところは、委員は、全く形式的な任命権である、つまり権限にいはばあつてもなくとも同じことであるといふことになるかと思ふのです。というの、違法な手続があれば、それに基づいたとはいえないという意味において、そこで片づいてしまふような問題でございまして、文部大臣が任命するといふこの法律のことば、それを實質的には無視をするといふ考え方と、基づいてといふところに非常に重点は置かれども、憲法十五條一項といふものがある以上は、それを全然無視はできないであらうといふ、簡単な言い方をすればそういうことになると思ひます。これはあまり考へ方の基本線において変つてはないと思ひます。ただ、十五條一項をどこまで見ていくか、ほとんどこれを無視し

ておられるわけではないでございまいしうが、そういうふうに近いほうで見るのか、あるいはもう少しそれに實質を持たせて見るのかという点が、幾分か違ふ点があるかと思ひます。

〔谷川委員長代理退席、委員長登壇〕

しかし、先生のような御意見が世間には見られないうといふふうには私は思つておりません。そういう考へ方はむしろ考へてあつて、それを頭から抹殺しようとは思ひませんが、しかし、私どもの考へ方、意見としては、先ほど来申し上げておるような意見を持つており、それまた、急に最近においてそういう考へ方をとつたわけではなくて、もういふ前に立てた意見、それをいま振り返つてみても誤りがないと思ふということを申しているわけで、いろいろさつきも触れましたように、日本のいろいろな考へ方、外国におけるいろいろな考へ方等も含めまして勉強したいといふ、なお、いろいろそういう意味の研究についてを含めた勉強はいたしますが、いま私の考へ方を改めるような意味合いにおける検討は、私はお約束ができません。

○山中(青)委員 私の言うことは、ごくまれなるとは何です。これは大體文部省の終戦後ずっと權威的——ほとんど全部が拒否権はないと書いてあるのです。最近變つてきた。ごくまれなる、あなたの考へ方、何ですか、ごくまれなるとは。取り消しなさい。

○高辻政府委員 しゃべつていますとだんだんいろいろなことばが出てまいりまして、不審なことがありましたとすれば、これはつしんで取り消さしていただきます。私はいま、ただいま御指摘になつたような意味で申し上げたつもりは毛頭ございしません。要するに、そういう考へ方が世の中になつては思ふまいといふことを申したかつたわけでございます。

○山中(青)委員 法制局長官、現実にあつたの所説がもし常態化していけばどういふ危険があるか。これは私はきのう読んだのですが、九州大学

の井上學長代行の問題に關連して閣議が開かれて、その閣議の席上において、佐藤総理大臣が文部大臣に対して、學長任命問題で、文相がどんな場合に拒否できるかを法律的に十分検討をしたらどうか、これを高辻内閣法制局長官に指示したと書いてある。文相、あなたに關係しているからもう一度読みますよ。〔佐藤首相は二十五日の閣議で〕「警察は敵」と発言した井上正治九大学部部長の學長代行就任上申に關連して「學長任命問題で、文相がどんな場合に拒否できるかを法律的に十分検討するよう」高辻内閣法制局長官に指示した。こんなことを指示したときに拒否権があるとあなたが答えるならば、いろいろの思想その他の者はみな拒否の事由になるでしよう。私はそれが現実の問題だからあなたに盛んに法律として言つてゐるのです。その終わりのほうの記事に「内閣法制局としては「教育公務員特例法第十條は、學長を文相の職權で任命することは否定しているが、大學から申し出があつたものについて任命を拒否できることを否定していない」。否定しておるようにな、していいやうなことをどこかで表現したのである。新聞の記事にある。政治のまつた中にある法制局長官が、そういうあいまいな答へで、あいつはなまじきだから、あいつの言動はよろしくないから、思想がよくないから、どうも現在の政府に不都合なやつだから、反体制の思想を持つておるから、そういうふうなことが閣議の話題になり、そのときに、文部大臣の任命権に拒否権があるかどうかといふことが話題になつたときに、形式的要請以外に拒否権はないといふ一つの從來の通説であるところのものが確立しておれば、私はそういうことに對して大學の自治を侵すやうな心配はないけれども、その他の助言、指導といふものによつて解決はあるけれども、権力としての拒否権といふものを解釈して、こういう論議をしておるのにはなほ危険である。その中に高辻法制局長官が一役買つてゐるじゃないですか。一つの幅はあるんだといふやうな方ではどなただけ危険な政治的情勢をつくるかといふことを、あなた

はわかつておるはずなんです。それをだんだんと拡大していつて、一時的に一つのものが便宜的にうまくいつても、長期的に見れば日本の進歩に對してたいへんな損害を与える問題になる。私はそれを問題にしてゐるのです。明確にお答えください。

○高辻政府委員 閣議でのお話の御指摘がございしましたが、閣議での話を私申し上げる資格はございせんから、これは除きますが、私が申し上げております——きょうお尋ねがあつたからお答えしているわけでございますが、それは、実は昭和三十八年に衆議院の文教委員会が表明した政府の見解、私のほうでいへば昭和三十七年に後附した結果、これを申し上げておるわけで、これは文部大臣からも、たしか参議院の予算委員会でしたか、お話をございしました。それが政府の見解でございます。それと別に、いま御指摘がございしました、閣議で別の見解を立てるというやうなことがなかつたことは明白に申し上げられます。

それからもう一つ、井上教授等の処置について、私に對していかにすべきであるか考へると言われたこともございせんし、私はそれについて意見を申し上げるつもりもございせん。私はまた、それが法制局長官の職責だと思つておる。私も、政府内部において、法律のわれわれなりに正しいと思ふ解釈を立て、そして政府の行政が誤りなきを期することとございまして、その邊に即していかに行政を実施していくかは行政各省の責任においてやられるべき問題であると思つております。

○山中(青)委員 三十八年の文教委員会のお話をよくされるが、私は、もちろん私が質問をし、荒木文部大臣は拒否権はあるといふことを言つたので、大學學長、総長が認証官になつたとき、閣議決定になれば、閣議一人でも反対すれば拒否権といふことになつた重大問題だ。そういうことだから、私は拒否権といふものがあつたといふ常識があつてはたいへんだといふので質問した。そのときに、確かに政府は拒否権を否定しなかつた。だから

らこそ私は、それに賛成した覚えはない。だから、それは間違いだという論争を起してきている。ところが、いまこういう法案が出てきたために、心配したことがたいへんな問題になってくるので、あらためて法制局長官も、この時代の要請の中で、また大学問題が出たときに心を新たに、間違いないような解釈をあらためて下す立場が出ておるのではないかと、この論争しておるのです。もうそのことはそれ以上聞きません。

なお心配なことは、これは七月の二十一日の毎日新聞であります。神戸大医学部長の選出について、学生がその選出に参加をしたというところに疑義があつて、文部省においてはその学部長の任命申し出に対して、それを発令することを引き延ばしておるといふ記事が中心で、そこでまた文部大臣の拒否権の問題がここに出てきておる。いま大学制度を改革しようとしておるときに、学生の参加、これは好むと好まざるとにかかわらず、日本の大学制度を定着するとき、重大な、一番大事な制度をいかに定着せしめるかといふことが課題になっておる。そういう中で、紛争の中で、各大学が自主的な紛争の場の中で、いろいろのかつうで大学のあり方について学生が参加する、間接、直接、いろいろなやり方で苦心をして自主的解決の方式が生まれつつある。そのときに文部大臣が、参加のやり方がどうもよろしくないから、いわゆる形式任命権を乱用し、活用し、應用することによって、それを拒否してゐる。九州大学の学長代行のときは少し肩透かしをした論理を出しておつた。しかし、その他北海道大学の教育学部長もそうである。この新聞の記事を見ますと、「学長事務取扱や学部長任命問題は大学の自治と文相任命権をめぐる大学と文部省の深刻な対立の原因になるケースがことしになって顕著、九大学長事務取扱問題では文相の任命を得られぬまま「辞任」した井上正治教授が国を相手取って訴訟している。北大教育学部長選でも二月、学生参加の方式で選ばれた砂沢登代治学部長事務取扱が五カ月たったいまも発令されていない。こんど

の神戸大方式は阪大医学部の学部長、付属病院長選の方法を一步進めただけだが、その阪大方式についても同省は三月、公式に回答を要求して発令までにかかりの曲折があつた。なお、神戸大では十二月、学部長選と同じ方法で岩井誠三教授が選ばれたが、岩井病院長の任命上申はまだ同省にきていない。こういうことが続発してきておる。

この具体的な事例を前提として、あなたは法制局長官として文部大臣に拒否権があるかないか、明確にお答え願いたい。

○高辻政府委員 教育公務員特例法の十条と関連しての法律解釈を先ほど米申し上げておるわけでありましたが、ただいま詳しく仰せになりましたけれども、やはり個々のケースについてなれるのかわからないのかといふことにつきましては、法制局としてはこれをみずからの責任において所定すべきではないと思つております。また同時に、そういう意味での研究も一切いたしておりません。したがって、そういう具体的な問題について、ここに堅く結論を申し上げることはどうかと思ひます。やはりその基本になりますのは、さつき申し上げた解釈、法律上の考え方、それが基本でございまして、それがもし必要があれば、間違つてゐるかどうかについて必要があればさらに御議論をしていただきたいと思ひますけれども、私は実は申し上げることは全部申し上げたつもりでございますので、その具体的なケースについての答弁は差し控えてさせていただきます。

○山中(青)委員 それでは、具体的な問題はたんに置きます。思想、言動、あるいは政府の批判をするような表現があつたとか。そういうことが文部大臣が拒否する理由になるからぬか、これは一般論です。いかがでしょう。

○高辻政府委員 さつきからの考案の際にも、何べんも申し上げたと思ひますけれども、政府当局の主観的な意図において、これは気に食わないというようなことで拒否ができるというものでないといふことははっきりと申し上げておりました。十条の「申出に基いて」といふこの申し出に

基づくといふことは、非常に比重の重いものである。あるいは比重の高いものである。ですから、全く大学の目的に照らして明らかに不適当だと認められるような、つまり国民の任命権、これを私どもはやや委員よりも重視するような結果になります。それが、そういうものに照らして責任を負ひ得ないといふようなことである場合にだけ、きつめて限定された場合にもできないといふわけではないという程度のことでありまして、全く主観的に、気に食わないといふようなことでそれを拒否できるわけでは絶対にございせん。

○山中(青)委員 主観的な理由で拒否できない、そんなことはあたりまえのことじゃないですか。赤ちゃんと問答してゐるのではないですよ。客観的事実として、政府に対して御都合の悪い言動をしたとか、その人の思想はいわゆる資本主義批判の思想であるとか、そういうことは主観じゃなくて、著書その他で客観的にわかる。そういう客観的な、いわゆる形式的任命権がもう実質的な任命権になるようなことは、大学自治の上から、現行法の解釈としては否定されるかどうか、これは当然のことじゃないですか。否定するかどうかをお聞きしたいのです。主観的なことは何も言つていない。主観的なことをいふ、そんなばかなことはいりませんよ。

○高辻政府委員 私の言ひ方がまずかつたかも知れませんが、主観的といふのは、拒否するものの側において気に食わないとかなんだとかいうような、全く主観的な判定からこれを気に食わないから拒否するといふようなことではなくて、もう少し客観的に、明らかに国民の任命権に対して責任を負ひ得ない。大学の目的に照らして不適当である。したがって、国民に対して責任を負ひ得ないといふような場合であるといふことを申し上げておるつもりでございます。その著者が主観的なものであるといふふうに申したことはございせん。拒否するほうの側における主観的意図、好惡によつてそれを左右できるものではないといふことを申し上げてゐるつもりでございます。

が、拒否権を持ち、実質的任命権を持つような解釈を前提としながらこういう法案が出たときには、被告が被告でなくなってくる。これは命令と同じだ。そういうことが審議の主要になるのであります。この第五條の規定に即して、この職務に違反する者に対して、文部大臣は、この拒否権を発動する条件になるかならぬか、お聞きをいたします。

○高辻政府委員 だいたい具体的なケースに入る場合があり得ると思いますが、第五條の被告をする、これは国立大学の学長に対し勸告をするというわけで、被告を受けた学長が、これを尊重しなければならぬということになっておりますが、現に学長であるわけでございますから、あまり切実な問題も出てまいらないかと思ひますけれども、私、この際申し上げたいことは、何か任命権者の個人的好悪によって左右されることがあるのではないかと、これを非常に心配なさっておりますが、私もそれであれば非常に問題だと思ひます。私が申し上げているのは、任命権者の、何というか、主観的と言つて、さつき私からいへばそのことは誤解されましたが、任命権者の主観的な立場における好悪、気に入るか気に入らぬとかいうようなことで拒否ができるというわけでは、決してあつてはならない。あり得ない。それを許しているわけではない。もっと高い視野において、やはり憲法十五條一項を通じて規定されておる國民の任命権に対して、その責任を果たすべくえんではないというふうなふうに思われるときのことでございます。全く文部大臣が、どうも単純にけしからぬというふうなことでやれるものではないということ、特に重ねて申し上げたいと思ひます。せつかくの御指摘の場合でありますけれども、これが一体どういふ場合にどうなつてくるのか、これを具体的に申し上げるわけにはいきません。ところが、大体的場合において、この勸告というふうなことで拒否ができるというふうになることは、そういうものではない、普通には考えられない、こう申し上げていいと思ひま

す。

○山中(香)委員 法理的答弁という感じがしないでもないのですが、非常にあいまいであります。一応こういう場合はないと思はれるということでありま。まことに私は不満足であつて、法制局長官に対しては法律専門家として、政治から自由、純粹に解釈させる立場という点については、ちよつと疑義を持ったのであります。次にいろいろの機会にまたあなたと論争をしなければならぬと思ひます。法制局長官でありますから、やはり法解釈を正當に、日本の憲法と民主主義が發展する方向で深めていただきたいと思ひます。非常に不瞭解なために、この法案は非常に危険なものであるという感じが私にはますます深まつてきておるのであります。この点については、この審議の過程でさらに皆さんとともに検討すべきであると思ひますので、宿題に残したいと思ひます。法制局長官への私の質疑はこれで終わります。

○大坪委員 帆足計君。

○帆足委員 公聴会をいたしていろいろ公衆人の意見を聞きまして、その後最初の私は質問でござい

ますが、この問題に對処いたします方法につきまして、いろいろ勉強もいたしました。私どもは、皆さまの御意見も同じであつたかと思ひますが、このたびの学校紛争はその寄るところ遠くかつ深いものがある。したがひまして、私も時は時代の苦悩を敏感に反映する学生、学問、教育等の場、苦悩を通じて学校並びに学校教育制度、学生自治、学校自治、それから大学自治のあり方等、自主的にその自治をはぐくむという方向に沿うて、苦悩の中から新しい芽を育てよう、そのような方法を皆さんとともにさがし求めよう、このように考えておる次第でございます。しかし同時に、公衆人の一、二の方の御意見では、紛争をただ端的に遠慮に思ひまして、それが頭に來まして方でもいから、また干渉してでももつと強力な指導をしてでも、これに規範を与える必要があ

る。また、ある大学の学長さんで、自然科学のお医者さまの方は、このたびの紛争について非常なショックを受けられたというところについての感銘深いお話がありました。しかし、医学者でありま。すから、社会科学のほうのことは存じないことをよく肯定されて、しかし、平素政治に全然無関心な医学部の学生たちが、最後に決起したときは実にすさまじかつたということに遺憾されま。して、私は問題の本質の一部が、平素政治と関係の薄い医学部の学生諸君までが決起して、それが一番ショックであつたということの中に、その真相があらわれているように思ひます。さういふ、教育的方法によつて問題に接近せねばならぬ、こう思ひます。人とはかく時流に流されがちでございますが、ただ外からの権力、指導、奨励を強化すればよいというふうな安易な道を選びがちなことがあること、すなわち、その時の潮流に流されがちであること、これは遠く太平洋戦争のときに私も私も非常に体験したことでございます。社会科学者として私もこのたびの法案を歴史的に見ますならば、この学校規制に對する、大学規制に對する法案の中に、大学治安維持法への一歩前進というふうな危険な要素を含むということを懸念いたすものでござい。ます。それににつきまして思ひ出しますことは、戦争中東軍陸軍大将が文部大臣になられたこととでございます。彼には当時十九歳になられたことがありまして、この暖かいむすこが、当時禁止されておりました髪をふさふさと長くいたしまして、油をつけまして、髪を分けておることがこの連隊な老將軍に氣に食わないで、何とかしてま。る坊主にさせたいと夜思つておりました。朝な朝なおみをつけをするたびごとに、いっす子供にきつ。く言つてやううか、ちよいといふ言ひですけれども、とても聞きやうにありませんので、深夜ひそかにむすこのベッドを襲ひまして、はさみを

むすこは知らぬ間にふことに成長しております。この老將軍、老文部大臣を逆手に手をはね上げまして、彼のカイゼルひげをびしやりと切らうといたしました。このひげがなかったならば、この將軍の頭の中は全くからつぽな將軍でござい。ますから、ひげによつてのみ生きておるこの老將軍に對して、これはもう命にもかへがたきものでござい。ます。その連隊の中核を切られてはならぬのでござい。ますから、ついに果たさずしてすこすことわが部屋に戻つた。これは文藝春秋に出ておりましたエピソードでございます。私は当時興味深く読んだのでござい。ます。

今日、私もこの法案を可とする方々との意見の差には、ややこれを拡大してカリカチュア風に考えますと、このような問題への近づき方方法論につきまして、その人生観と哲学につきまして、このような聞きがあるのだからうかと思ひるのでござい。ます。

そこでまず第一にお尋ねしたいことは、私も事務局を持っておりますので、すなわち官庁という大きな行政機關を直接持つておられま。から、調査に事欠くのでござい。ます。紛争の生じております学校全部の數、及び紛争のきわめて常態的なおそれの題目、それから現在の解決状況、それから未解決の学校の状況、その学部、それからその問題点、その一覽表をいただきたいのでござい。ます。もちろん、文部省當局は専門の行政官庁でありますから、平素用意しておられることと思ひますので、この審議の途中においてそれを御提出願ひたいと思ひます。ちよつと大学局長から御用意があるかどうか。

○村山(松)政府委員 紛争の状況は、時々変わつておりますので、現時点におきまして紛争の現況をいたしましては、約六十九校がこの法案でいいますところの紛争の定義に当たります。紛争の定義は、施設の占拠、封鎖などをやつておるわけでありま。す。概況につきましては、審議資料として提出してござい。ます。現時点の數字は若干変わつておりますので、現時点のものにつきましては早

第九十八回 参議院文教委員会會議錄第七号

昭和五十八年五月十日(火曜日)
午後三時四十分開会

委員の異動

四月二十八日

辞任 山東 昭子君

補欠選任 福島 茂夫君

四月三十日

辞任 沖 外夫君

補欠選任 世耕 政隆君

林 道君

中西 一郎君

五月九日

辞任 福島 茂夫君

山東 昭子君

五月十日

辞任 小西 博行君

補欠選任 柳澤 敏彦君

辞任 柳澤 敏彦君

補欠選任 小西 博行君

出席者は左のとおり。

委員長

堀内 俊夫君

理事

片山 正英君

委員

田沢 智治君

委員

柏谷 昭夫君

委員

佐藤 昭夫君

委員

山東 昭子君

委員

杉山 金彦君

委員

世耕 政隆君

委員

中西 一郎君

委員

仲川 幸男君

委員

藤田 進君

委員

柏原 ヤス君

委員

高木健太郎君

国務大臣

小西 博行君

政府委員

丹羽 兵助君

内閣総理大臣官

手塚 康夫君

房務局長

藤江 弘一君

日本学術会議事務局長

荒井 昭君

常任委員会専門員

荒井 昭君

参考人

久保 亮五君

本日

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

参考人

久保 亮五君

質疑のある方は順次御発言を願います。

○藤田進君 今度のこの一部改正を見ますと、非常に重要な問題を含んでいるように思われます。特に、選挙制を推薦、総理大臣任命に切りかえている点等がこれに当たると思われます。

それから、この経過を私なりに調べてみますと、非常に唐突な提案となつていのであります。そこで、肝心な点を政令で述べているか、このようになって、どうも内容の裏面が十分つかめないわけでありまして、時間の都合で一々指摘いたしません。政令案を提出、説明は無理かとも思いますが、最低限政令要綱案なるものをまず個条別にお示しをいただきたい。

○政府委員(手塚康夫君) 個別に政令部分を全部御説明するのはなかなか時間もとりますので全部は申し上げません。主なところを申し上げますと、現在、定員の配分、これが七つの部、四十四の専門というふうに分かれております。これは実は法律で規定されているというところで、これは学術会議の自主改革の要望におきまして、これは現在の科学の進歩に対応できない、それを改正してほしいという要望も出ております。その要望を取り入れまして柔軟性を持たせるということで、法律から落として政令にしているという部分がございます。

それから、先生のお話ございましたように、現在の選挙からこれを推薦制に変えるというところで、推薦制に係る基本的な部分を全部法律に書くというのなかなかむずかしい面がございます。その部分を、実は基本的な点は政令にゆだねるという点がございまして、その他推薦管理会等、これの中立性を保つために、これも政令で活動を決めるというふうなことにしております。大きく大體そんなところかと思ひます。

○藤田進君 いや、その政令にゆだねられている点ばかりお尋ねなくともわかるわけですが、その政令が意図している要綱をお示しいただきたい。憲法上必要があるもので、それぞれの政令内容を、現在要綱的なものはあるはずでありますからお出しいただきたい。

○政府委員(手塚康夫君) この点は必ずしもまだ要綱的になつていないものがあるわけではございません。政令と申しましては、わが方だけで独自につくつていくというよりは、考へております。恐らくはかなりの運用部分、細かい部分を規則にゆだねることになりまして、それとの関連で政令で大きく定めていくというところは必要でございますので、これはじっくり学術会議でその細部を詰めていただいて、それに応じて政令を定めていく、このように考えております。

○藤田進君 国会、立法院が法案を審査する場合に、主要な点について政令にゆだねられている以上、政令の意図しているものはこうなんだ、もちろん日本学術会議会長さんなり総会なりの意見を徴しながら円満に合議の上で決められることは結構ですけれども、そういうものの粗ごなしはした上で議会の審議にひとつ役立つようによつてもいいと思ふのであります。それが全く何もできていない。海のものやら山のものやらまだわからないう。こういう点がやはり問題の一つであるように思ふです。本法案が成立したとすれば、しからば今後どういう手はずでいつごろ政令として施行することになるのか、見通しをお伺いいたします。

○政府委員(手塚康夫君) 時間の関係もございまして、細かいことは述べなかつたわけではございますが、どういった事項を政令で定めることになるのかといったものはございまして、これは読み上げても結構でございますが、ただその実際の身にならずと、やはり学術会議側の意見も聞いていかなければいけないと思ひます。考へておりますので、そうなりますと、この法案が幸いに成立したら学術会議側になるべく早急にさういった点

至っております。しかし最善の努力もいたしまし、また私は学会の方から、政府の方と話し合うことの一件も受けておりますが、今後とも話し合いは続けていきたいということでございまして、今後とも話し合いを続けていきたい、いままの段階ではまだよろしいとは言えない、こうおっしゃっていただきましたので、私としてはどうしてもこれは認めていただきたい。どうして先生方に……

○藤田達君 押しつけじゃないか。押しつけになるじゃないか。

○国務大臣(羽羽兵衛) 押しつけじゃない。誠意をもってお願いしたいということを申し上げたのでございまして、会長の先生の方からよろしいということまでは聞いておりません。しかし、そういう気持ちで政府にあるならば、できるだけ交渉するということ権限は受けておるで努力はしまし、こういふことを聞いておりますので、そういう解釈でおります。

○藤田達君 久保さんが黙っておれないな、これは。

○参考人(久保五郎) ただいま事務局長からお答えがございました。先ほど私、御質問にお答えしたときに申し上げたと思うのですが、ちょっと繰り返して申し上げ、ちょっと補足もいたしますけれども、この長官試案なるものが出来まして、これを検討してほしいということでございます。これ、これは改革委員会におきまして御検討をいただきます。

その報告をここで申し上げるのは時間が許しません、その改革委員会の報告には長官試案が、学術会議の改革に関して、許容といえます。すか、その許容範囲に入るかどうかということについて六つのクワイテリオンを挙げております。その一を申し上げる時間がございせんが、先ほど申し上げましたように、学会の申し合わせによって折衝の責任を負われました者といいたしましては、その六つのクワイテリオンに対して最大限の条件をつくり出すように折衝するのが私の責任

であつたわけでございます。

その責任は一〇〇%果たしたとは申せないかも知れませんが、相当の程度私としては果たしたつもりではあります。それが最終的にその許容範囲に入るか否かということについては、委員の間にいろいろな御意見もございしますが、その点につきましては明らかにされるものと思ひます。

○藤田達君 まだ法案の入り口で時間が参りまして、また委員長におかれてもひとつ機会をつくっていただく。なお、審議を進めるに当たって、先ほど申し上げました政令についての、質疑応答でなしに文書でひとつ要項を、政令にゆだねたものの、規則にゆだねたもの、これをお示しいただきたい。それから、先ほどお答えがないのですが、本法案をめぐっていろいろ、特別委員会とか懇談会とか持たれておられる、このメンバー、審議に入つた、それからその終結というか、答申された日等を資料として御提出をいただきたいと思ひます。

○政府委員(手塚康夫) ただいまの点わかりました。政令で規定する事項につきましては、中身は、先ほど御説明したようにまだどうだというのは言えませんが、関係条文と、それからその事項で、どういった事項という点を出します。それから、関係の私ども懇談会等をやっておりますが、そちらの方、いま先生おっしゃった点について早急に資料を提出したいと思ひます。

○高木健太郎君 この日本学術会議は、私から申し上げるまでもなく、「わが国の科学者の内外に對する代表機関として、科学の向上発達を圖り、行政、産業及び国民生活に科学を反映促進させる」それからまた、「独立して左の職務を行う」と、重要事項を審議するとか、その実現を図る、あるいは研究の連絡を図る、また、種々のことについて政府はこれに諮問をする、あるいはまた、学術会議は政府に対して勧告ができる、このような職務を持つておられるわけでございまして、今度の改正案を見まして一番皆さん気がなされていることは、いま藤田委員からもお話がありましたように

に、この条文の中にある、政令によるということが幾つかあるということと、また、委員は総理大臣の任命によるということと、委員は総理大臣の任命によるということと、委員は総理大臣の任命による……

なされたときに、このように改革案が政府から、ある一部の委員にとつてはまさに唐突として出されたという感じを受けているようにございまして、それはいまもお答えがございまして、たの繰り返しになりますが、このように改革をすればよくなるという、沈没しかつた学術会議が、つばになるというふうなお考えが政府の方にはあるようにございまして、しかし、私はこのように學者からぞつばを向かれていますとか、あるいは閣心が薄れているというふうな現在の学術会議が、このようになつてきた原因の多くは、政府のこれに対する対応にあるのではないかと、思ふわけ

です。この第三條にございまして、政府は今度の改革で「日本学術会議は、独立して左の職務を行う」というこの独立してということとを完全に守られるという、そういう決意が、あるかどうか、そのことをまず最初にお伺いしたいと思ひます。

また、学術会議の会長からは政令を規則に直して、これという類つかの注文が出てくるようにございまして、その点については政府はどのようにお考えか、まず第一にそれをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(手塚康夫) 学術会議法、先生御質問のとおり、学術会議は独立してその職務を行うということと、いろいろ規定してございまして、私どもこれにつきましましては、懇談会の席上での話、学術会議の性格からすれば何も独立してという規定がなくとも同じであるというふうな御意見も実はございまして、しかし、それが置かれたのはそれなりに意味があるわけでございまして、科学に關する重要事項の審議あるいは研究の連絡といった職務に關しましては政府が直接指揮監督するものではない、それは独立してという趣旨だと理解しております、その点は今後とも十分尊重していくつもりでございまして。

すみません、第二点ちょっと……

○高木健太郎君 政令とかそういうことがあるけれども、また会長からは政令を規則に改めてはどうだという御注文も出てくるというわけですね。それはそれと学術会議にとつては重要な要求であるかと思ふから、政府によつて科学者の独立性、学術会議の独立性が失われる危険があるのではないかと、いままの段階ではまだよろしいかと思ふので、その点はどういうふうにお話し合いをなされたか。そして、それによつて決して学術会議の独立性は失われないという保証をされますかと、こういうことなわけです。

○政府委員(手塚康夫) 私ども役人でございます。法律の体系として法制局ともいろいろ相談をいたさなければいけません。現実には法律になつていふものを落とすという、こと自体なかなか大変なことでございまして、そういうふうな意味で、協議の途中で、私どもの立場からするとやはりこれは政令にしておかなければいけないというふうな点は何点かあつたことは事実でございまして、その辺は最後に会長、十分な御了解だけなかつたかもしれないが、こういう形で出させていただきます。

しかし、今回の改正に当たつても、私どもは二百十名の会員を相手にして協議するということとはとても不可能でございまして、そういう意味で二月の総会の要項、申し合わせに際しまして、会長初め三役の方と何回か協議を重ねてきてこの案をつくり上げたというふうな思つておるわけでござい

ます。恐らく政令を今後つくるに当たりましてはやはり中身が問題でありまして、規則等の関係も十分ございまして、そういう点を考えますと、これは当然私どもの方は学術会議と協議を重ねながらつくっていくということになると考えております。そういう意味で、先生御懸念されるようなそれによつて独立を侵すというふうなことは毛頭考へていないことをここに断言しておきます。

○高木健太郎君 毛頭ないというのを断言され

ます。

もう一つは、委員は総務大臣の任命制によるという事でございますが、学術会議から推薦してきた委員はこれを形式的任命である、そういう言葉は使えないにしても、それを最大限尊重して任命するということではなくてはいけないう、こう思っています。

もちろん、現在の国立大学の学長は文部大臣が総務大臣が存じませんが、任命制になっておりますが、かつて京都大学におきまして、京都大学の学長の任免というような問題で大変大きな問題が津川事件として起こったことがございます。そのようなまた過ちを繰り返さないという事をここで長官にひとつ言明をお願いしたい、こう思っています。

○政府委員(宇塚廉夫) ただいまの点、確かに現行では選挙制によっているために、実は任命を必要としておりません。実はこの総務長官法案につきまして、学術会議の方で改革委員会、選挙制度一般に関する分科会の報告、比較的短期間の間によく分析したといたしたと私も思っておりますが、その中にも、「選挙の場合には、立候補制であるから任命を必要とするが、学術会議推薦制の場合には任命行為が必要となる。したがって、それが自主的に行使されるものであつてはいいので、「学長の任命におけること」、「形式的任命権にとどめておかなければならない」というふうに書いてあります。

それから、いまちょっとお話をいたしましたように、何か法令上の根拠もというふうに書いてございます。その辺もこれは、これは全く形式的任命であると考えているわけでございます。

○研連に二百十名の委員候補者の選り当てを行つて、そこから二百十名出てくれば、これはそのまゝ総務大臣が任命するといふことでございまして、それが二百二十名出るとか何とかであれば問題外ですが、そういう仕組みになっておりません。そういう意味で、私どもは全く形式的任命というふうに考えており、法令上もしたがってこ

れは形式的ですよという規定、はかにも例がございせんが、書く必要がないと判断して現在の法案になっているわけでございます。

○高木健太郎君 法律に明文化されておきませんので、いまの審議官がおっしゃったことをそのまゝ私信用するわけにはまいりますが、この委員会においでの方はすべてそのようにお考えだと思つて、強くその点はしっかりと記憶していただく、しっかりと守つていただくという事をここで言明をしていただきたいと思います。長官にひとつお願いしたいと思つてます。

○國務大臣(丹羽兵助君) せっかく高木先生からの御注意であり、要請でございますし、当然なことでございますから、この場で責任のある大臣として、長官として、いま事務当局から答えましたように、守らしていただくことをはっきり申し上げておきたいと思つてます。

○高木健太郎君 ぜひその点をお願い申し上げたいと存じます。

次に、このような一昨年から起こりましたこの学術会議の改革に関する問題は、私はまことに不幸なこととございすけれども、学術会議と政府の間の相互不信といふものに端を発しているように思つてございす。政府は、せっかくわれわれがサポートして何とかつばな学術会議にしたいと、こういうふうに考えているの、これをされたと思つて、学術会議の方ではいまの日本を養つて、あるいは世界の将来を養つて、科学者の立場から純粋にいろいろなことを勧告もする、あるいは申し入れもするといふようなこととございすけれども、政府は自分の耳に逆らうものは受けつけない、また日本学術会議の方では、いろいろなことをやつても一向それに対して反応がない、ときには予算が大額にだんだん削られていくといふようなことで、不信感を相互に持つていく。

そして、国民の税金を使つてつばな学術会議、会議の室を持ちながら、しかも大勢の学者がそこに会して年間何日間かを熱心に討論をし、あるいはうちに帰つてもこのことを一生懸命考えてきた、そういう学者の努力に対して、政府は何らこたえない。また政府側から見ると、何か耳に痛いことばかりを言つて、お氣に召さないうことを言つてはどうか、だんだんと不信感が増してきたのではない。今回の改革案が私共の全改革案だとは思つてはおりませんが、政府と学術会議の間に一つ一つの機としまして、政府と学術会議の間に信頼を取り戻すといふことが私はまず第一に大事なことであらうと思つておる。

そういう意味では、これまで学術会議の総会が開かれましたときに、その第一回の総会の際にでも、総務府総務長官がその場においでになつて、全国の学者に向かつてごあいさつなんかをされたことはございすか。それをお願いいたします。

○政府委員(藤江弘一君) お答え申し上げます。その事実はこれまでございせんでした。

○高木健太郎君 これは、おいでになつたからどうなるというふうなものでもございせんが、お互いに信頼し合つて、頼みます、うばな政策を答申していただきたといふか、あるいは政府に対してそのようなアドバイスをしていただきたといふ熱意があれば、中には余りうばな学者でない方もおいでかも知れませんが、大部分が非常なうばな学者であられる。そういうところにおいでになつて、皆さんにあいさつをされて、そして十分な御審議をお願いしたいといふふうにお願ひなさると、一層私は親密度が増すのではないかと。そういう不信感が取り除かれていくのではないかと。それは、法律をいじるといふよりもかえつてうばなことをいじらないかといふふうに思つてございす。

○長官、何か御感想ございしたらお願いいたします。

○國務大臣(丹羽兵助君) いま高木先生から、大変いい御提案と申しますか、御意見を聞かしていただきましたので、学術会議の方ともよく打ち

合わせをいたしまして、また適当なときに、その御提案どおり実行させていただくようにしたい、かように思つております。

○高木健太郎君 よろしくお願ひいたします。次に、もう一つ私申し上げたいことがございす。それは、学術会議の予算のことでございす。先ほど藤田委員からお話ございましたように、全体で七億何がしのものでございす。そのうちの事務費が約四億を超しているわけでございます。また、事務費を除いた三億のうち、国際学術会議の関連として払つていく費用、これはもう当然払わなければならない費用でございす。そういう費用とを除いてみますと、私の計算したところでは、一億七千三百万円にしかならないわけですが、この一億七千三百万円のもの

でございす。そのうちの、この学術会議の一番重要な任務でございす学術会議の開催費、あるいは関係費といふのがございす。それが昭和五十八年度では一億一千六百、それが昭和五十八年一億三千三百万円に上つておる。汽車賃なんか上がつて交通費が上つておる。これは全く上がつていらないと言つてもいいわけではございす。全体として少し五十三年ころからふえておる。結局これは事務費のべアとかそういう関係でございまして、一番重要なものである会議、あるいは国際共同事業とか、そういうものを全部合わせまして一億七千万にしかならないといふことです。

私はかつて学術会議におつたことがございす。ある問題がございまして、そのことについていろいろの運動家が学術会議にだれだんたこととございす。そういう関係で、必死になつてその調査をしたことがございす。で、その調査の費用といふものは一文も出ないわけではございす。また現在、種々の常設委員会あるいは特別委員会等、研連その他の会議がございす。また、常設委員会といふのは年に三回しか開かれない。その他の委員会でも、遠方からおいでになる方で、あ

第九十八回 参議院文教委員会會議、録第八号

昭和五十八年五月十二日(木曜日)
午前十時四十三分開会

委員の異動

五月十二日

辞任

内藤三郎君

栗野 章君

宮之原貞光君

藤田 進君

小野 明君

補充選任

田代由紀男君

高木 正明君

刈馬 孝且君

瀬谷 英行君

赤根 謙君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

堀内 俊夫君

片山 正英君

田沢 智治君

粕谷 照美君

佐藤 昭夫君

井上 裕君

山泉 昭子君

杉山 令華君

世耕 政隆君

田代由紀男君

高木 正明君

内藤三郎君

中西 一郎君

仲川 幸男君

赤根 謙君

瀬谷 英行君

刈馬 孝且君

柏原 ヤス君

高木健太郎君

小西 博行君

衆議院議員

文教委員長代理

内閣総理大臣

文部大臣

内閣府総務長

官務大臣

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

内閣府総務長

前島英三郎君

石橋 一弥君

中曾根康弘君

瀬戸山三男君

丹羽 兵助君

手塚 康夫君

藤江 弘一君

宮地 昌一君

大崎 仁君

高岡 亮治君

横尾 和子君

久保 亮五君

永原 慶二君

案(衆議院提出)

○委員長(堀内俊夫君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、日本学術会議会長久保亮五君及び一橋大学教授永原慶二君を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

○委員長の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

きもございまして国会の方に御相談に参りましたら、実は国会の事務局の方が衆議院規則、参議院規則を参照いたしました。これはどうも内閣委員会では扱えないかもしれないというお話をございまして、私もさきからいろいろ御検討願ったわけなんです。過去の経緯を見ましても、二十三年にこの会議法ができましたときも実は文教委員会でも衆議院でもやっておりました。それから途中二度ほど改正がございまして、これも実は文教委員会でもやっておられるわけです。

特に衆議院規則の場合には明確に、日本学術会議の所管に関する事項は文教委員会に扱うというふうになっていくものから、そういった点、それから過去の点も考えて、これは文教委員会でもやらざるを得ないのではないかという事務局の意見もございまして、これは最終的には国会の問題でございまして、国会の方で文教委員会という御判断をいただいたというふうに私も考えております。

○粕谷照美君 確かに衆議院では規則にありますけれども、その当時この法律を審議するのは総理府総務長官のもので、これができるといふ条件になったから、便宜的にといいますが、そういうことで文教委員会でもやったのではないかと、こういうふうには判断いたしますけれども、わが国の学術体制、学術行政というものが大きな影響を与える重要な法案であれば、普通通常国会の冒頭に出席してきて、そして国民や議員や科学者の前にその内容について早くから明らかにしておかなければならない問題だったというふうに思うわけですが、それが突如としてというような感じで参議院に回ってきて、しかも文教委員会というところについては、やっぱり納得のいかないものがあるわけでありまして、もしこの次にこういうような法

うふうに思ふんです。やはりそういう意味では、
學協会は今度は責任を持って一番ふさわしいとい
う方を出し、それを広く二百十名の構成の中で、
こういう方がいじやないかと、そういう話し合
いで出てくることを期待しているわけでございま
す。

○柏谷照美君 いまの審議官の御答弁は非常に問
題が大きいと思えますね。いままでの推薦は学会
が余り責任を持たなかったのではないかと、冒頭
ではないですか。長官、その点についてどうお考
えですか。いままでこの会員になられて立候補さ
れる方、それは推薦をされて立候補する方もいら
っしゃるし、立候補した後で推薦を受ける方もい
らっしゃるけれども、推薦はちよつと問題があつ
たのではないかと、これ、だれがどこで判断する
のですか。

○政府委員(藤江弘一君) 私が答へるのは、
あるいは差し出がましいことかも知れませんが、
でも、先ほど先生から御指摘ございましたように
に、現在会員立候補の方々は、ほとんどが學協
会あるいは大学等から推薦を受けておられる方々
でございます。もちろん数学会から推薦を受けて
おられる方もおられるわけでございますし、その
事情等についてはいろいろ背景としてはございま
すけれども、私どもとしては、學協会は
それが責任を持って推薦されているものと考
えております。

○柏谷照美君 そうすると、答へ違ふじやないで
すか。長官、どっちが正しいんですか。余り推薦
人責任を持っていないんじゃないかと、片一方
は、いや、学会ちゃんと責任を持って推薦したん
じやないかと。どっちをとつたらよろしいんです
か。

○政府委員(手塚康夫君) 私、いろんな方々、議
談会ばかりじゃなくていろんな先生方などから御
意見伺つたときの、一つの御意見として承つたこ
とは事実なんです。ただ、もう一つの問題点
は、現在學術會議の登録學協会の数は五百程
度なんです。その中で実際に出しているのはどの

くらいかという、現在また少なくなつてゐる。
ですから、今度の仕組みは學協会にもう少し責任
を持たせて選ばせるという点にあるんだというこ
とをちよつと裏から申し上げた点でおしかりを受
けますのは、その点は撤回いたします。ただ、今
度の仕組みは、さらに學協会に責任を持っていた
だくという仕組みになつてゐるというふうに御理
解いただきたいということでございます。

○柏谷照美君 もう少し責任を強く持つてもらい
たい、こういう気持ちで言つたんだが言葉が足り
なかつた、こういうふうになじやあ私も理解をい
たししょう。

しかし、確かに立候補された本人の方につい
て、個人有権者がいろいろな批判は持つてゐると
いうふうに思ひます。何で延べ三十三年もやつ
てゐるんだとか、あんな二流、三流が何だとか、
あると思ひます。自分が一流だと思へばそうい
うことを言ふわけでありますから。しかし、そ
の言つてゐる人に対して、あなたは一流だとい
うことを言つたが言つてくださったか、こういう問題
も含めまして、學者の偉い先生の社会というものは
非常にむずかしいものがある。たとえば非暴力攻
撃などということを考えましても、弗萊は人体に有
害であるというのと、もう大文夫だといふのと、
もう全然価値判断が違ふような方が、あれは一流
の學者だ、こつちは二流の學者だなどというよう
なことを判断できない部分があるというふうに思
ひますので、そんないろんな聲音には振り回され
ないで、私はやっぱり學協会は、いままでの公選
制でやつてゐても、選挙制でやつてゐても、
きちんとした責任を持つ推薦をやつてもらうよ
うに努力をお願いする、注意をするというものが
総理府の態度ではないだろうかというふうに考
えてゐるところでございいます。

ところで、この推薦制にいたしますと、競争率
が低下したのが上るのではないかと、どう
考へていらっしゃる方もいますけれども、競争率
というんですか、立候補者が少ないという原因
のものは、鶏が先か卵が先かという問題がありま
すが、どういうふうに考へていらっしゃる
か。

○政府委員(藤江弘一君) ただいまの御質問で
ございませうけれども、競争率と推薦制は必ずしも
私ども関係はないというふうに考へております。
○柏谷照美君 推薦制になれば確かに競争という
のはなくなるわけですからあれで結構だけれども、推
薦制をとつていくということでは非常に有権者の
方々が大きい學術會議に対して目を向けるように
なつていく、なつていくと思ひますけれども、
飛躍的になつていくというふうな判断をしていら
っしゃるんですか。

○政府委員(藤江弘一君) ただいまの御指摘で
ございませうけれども、改革委員会等でもその点の議
論はございまして、先ほどもお話ございましたよ
うに、學協内での関心というのは非常に強まる
であらうという推定はいたしております。

○柏谷照美君 私は、この學術會議に対する、若
い人たちが入らないとか、あるいは信頼感が落ち
てゐるとか、意氣が落ちてゐるとかといういろい
ろな批判をつくり出す条件というもの政治的に
あつたというふうに思ひます。それは、午前中に
いろいろの例を挙げながら意見を申し上げたとこ
ろですけれども、科学技術會議や學術審議會、学
術振興會、そういうものをつくり出して推薦を
委譲していった。委譲していくからこそ要らない
ものが取られて、本質が残つて學術會議の本當の
仕事ができるんだという見方もあつたと思ひま
すけれども、しかし、そういう本當の仕事をする
という意味も含めて、それでは予算措置はどうな
んだらうか。この問題がありますね。活動力を制
限されてゐたおかつ本質的な仕事ができるんだ
らうか、こういう疑問があります。その辺のこ
ろの疑問点を學術會議の会員の方々に明確に説明
もすることなしにこういう法律を學協の前に決め
てしまふなんていうことは、私は問題があるとい
うふうに判断いたします。その点はどういうお考
えですか。

○政府委員(手塚康夫君) 先ほど申し上げまし
たように、私どもは、學術會議の同意を取りつけ
るということがわれわれ法案を出す前提とはなつ
ていないと考へておりますが、しかし、學術會議
の意見を十分取り入れていかなければいけない
ということでは協議を重ねてまいつたつもりでござ
います。それは申し合はせによつても、会長を
口とし、会長も運営審議會等に諮りながら相談し
ていくということでもございまして、私どもはそ
ういう意味で十分協議を尽くしたつもりでございま
す。あと學協内部の問題もございまして、
それは内部の問題として、会長からやはり会員の
方に御理解いただくようにしていただくのが私は
先決かと思つております。

○柏谷照美君 それは學術會議の同意を取りつけ
ないでも法的にはできるでしょうね。しかし、法
律の精神そのものを本當に尊重していくという態
度からは――あなた方はこれで十分努力をした
と、こういうふうにおっしゃいます。しかし私た
ちは、その努力はなつてない、この判断をして
いるので、その判断が違つてゐるんです。だ
から同じことを何度も何度も、繰り返して繰り返
し質問しているし、あなたの方も同じことを何度も
何度も答へをしてゐる。全くもうすれ違ひの議論
にしかなくなつてゐないことを非常に残念に思つてお
ります。

さて、それで推薦制のことは別にしましてその
次に移りますが、學術會議の会員について、いま
までは総理大臣の任命行為がなかつたわけですが、
けれども、今度法律が通るとあるわけですね。政府
からの独立性、自主性を担保するという意味も
いままでではあつたと思ひますが、この法律を通す
ことによつてどういった状況の違ひが出てくるかと
いうことを考えますと、私たちは非常に心配さ
るを得ないわけですね。

いままで二回の審議の中でも、たしかに本委員
の方から国立大学長の例を挙げまして御心配も合
めながら質疑がありましたけれども、絶対にそん
な独立性を侵したり推薦をされた方を任命を拒否
するなどというふうなことではないのですか。

人事院も判断してゐるところでございます。その中で、國公法の中で、就任について選挙によることを必要とする職員ということで、この場合にはそのままでいゝわば特別職になるということで、實際には任令行為を行つていない。ただ、今度のような形になりますと、それで職むことはもちろんできませんし、いま参事官からも申しましたように、付随的な行為として形式的な任命を行わざるを得ないということでございます。

○粕谷照美君　いまの學術會議の會員構成についてですけれども、推薦制になつたら本當に望ましい何か新しい會員構成になるのかなあという期待なども持つていらつしやる方もおりますのでお伺いするわけでございます。たとえば年齢構成だとか男女比あるいは職業別、民間企業、研究機關、研究者の占める比率だとか、あるいは大学の教員については國公私立別の割合だとか、國立大學については旧帝大の系統、地方大學と、こういうような割合についての調査はありますか。

○政府委員(藤江弘一君)　ただいま御指摘の全部ではございませんけれども、部分的には用意いたしております。

○粕谷照美君　部分的にあつたら、それ御説明ください。

○政府委員(藤江弘一君)　まず、所屬機關別でございますけれども、國立大學の方が百十八名でございます。公立大學が十三名、私立大學が六十二名、官公署の方が四名、公社公園等が二名、民間会社の方が五名、その他が六名でございます。そのうちには女性の方が一名いらつしやるわけでございます。

○粕谷照美君　そうしますと、行營庁の報告を見ましても、學の比率が九・一九%、官の比率が二・九、産の比率が二・四、その他が二・八ということになりますね。非常に國立大學の先生方の占める比率というのは大きいわけですね。しかし、私立の大學というのは國立大學の先生よりももっと数がよいなんですね、私學の先生の数。

みます。

○佐藤昭夫君 事実であれば当然訂正、謝罪の何らかの形がとられるべきであるというように、政治倫理を口にされる中曾根總理、総説でありますから、明らかにそれが言われたということが確認をされれば何らかの対応をされますね。

○國務大臣(中曾根康弘君) ともかく相談はいたしてみます。

○佐藤昭夫君 まだちょっと、一分ありますね。何らかの相談をする、それは總理としての、総説としての指導性は何も発揮しないということですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) やはり本人の自主性においてなさるべきことでありますから、相談はいたしてみます。

○佐藤昭夫君 結局そこへ逃げ込むんですね。

○小西博行君 日本の将来のためには、私は先端技術の開発というものが非常に大きな重要な要素になってくるというふうな前々から考えております。

研究機関というのは何も總理府だけじゃなくて、科学技術庁にもございまして、各省庁にございまして、特に、その中で總理が学術会議に対してどのような期待をされているのか、その点をまず一点お聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 学術会議は一番総合的な各方面を網羅した学者の集団であると思ひます。また、国際学術団体に対する加盟、あるいはその交流の度合いも非常に総合的に行われている場であると思ひます。そういう意味において活躍を期待いたしております。

○小西博行君 学術会議の立て直しを図るために今度の改正法案が出たというふうには私共は考えておるわけでありまして。しかし、私はその法案だけの改正では前向きにならないんじゃないかという心配も同時にしているわけでありまして。先ほども議論しましたが、予算の問題であるとか、あるいは学者それぞれの動機づけといひますか、こういう目

主性とか、そういう問題も十分に考えてあげることがではないかというふうに考へておりますが、その点に対してはいかがでしよう。

○國務大臣(中曾根康弘君) 国立の機関としてこのようなりっぱな機関ができておるわけでございますから、十分に活躍できるように諸般の面でわれわれも配慮をいたしたいと思ひます。

○前島英三郎君 いろいろと質疑の中で、この法案は大変問題点があるのではないかと私の個人的認識を持っておりますが、学術会議のいろいろな意見を伺う耳を持たず、何か、大要妙な形でこの委員会に付託されているような形になっているんですけれども、その趣旨理由というものが總理の中にもあるんですか。それはいかがですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 学術会議は非常に重要な団体でございまして、それが早く活発化すればもたらされる日本の学術は深められます、国際交流も盛んになると思ひます。一日もゆるがせにすべからざるものであり、またこの問題は、久しく議論されてきておる問題でもございまして、もうこの辺で法律として成立させていたいただきたいと思ひております。

○前島英三郎君 特に、先ほど私は、見えない部分の学術会議の今日までの評価というものをいろいろ取り上げてきたんですが、たとえばリハビリテーションの問題あるいは障害者の職業の問題、これらが、いろいろな方々が現場の中から体験したものが報告として政府に出されている。その報告を、政府は守ったかどうかは別といたしまして、特にわれわれのように、科学にあるいは学術に、今後の失われた機能を取り戻すための期待感というものが非常に多いだけに、それが学問とかあるいはそれそれの深奥のような形の中で、本当に草の根の中で生きてきたような、そういうわれわれの気持ちや、そういう疑問を持つのであります。その辺は今後の学術会議に対しては總理はどのような期待を持っておりますか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは日本の学者の心構えに關することでございます。学術会議を重視して、おのおのの学会なり集団からそれに関ふまいりっぱな学術のある方を出していただくかどうか、それによって学術会議が権威のあるものになるかどうか、そういうことにかかつておると思ひております。

○前島英三郎君 代表が選挙によって選ばれるということが国のいろいろな審議機関に見られないわけですが、この中では、いままで選挙によって選ばれてまいりました。これはやっぱり大変重要な特質でありまして、この原則が守られないならば本会議の存在理由もまたあり得ないというふうな気がするんですけれども、今後この学術会議は、たとえば他の諮問機関のような形に変わっていくのでしょうか。その辺はどうなんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは、学会やあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実際は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。

○前島英三郎君 そういう意味では、政府案を私ずっと聞いておりましたが、学術会議の存在理由をなくすというふうな危険性をも一面感じているのでありますけれども、その辺は、全く自主独立、そういう介入する意図はあり得ない、こういうことで理解してよろしいですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 昔のような学術会議はなくなつてくると思ひます。つまり、学者が選挙運動に狂奔して、郵便を配つたりいろいろやっております。学問の権威というものは票数にかかわるものではない、生きた人間同士が生きた人間に権威を認むという方がより真実に学問の場合には近いと私は考へております。

○前島英三郎君 終わります。

○委員長(堀内俊夫君) 總理に対する質疑は以上をもちまして終了いたしました。中曾根總理は御退席をいたして結構でございます。

○前島英三郎君 總理の質疑があらうと中断いたしましたので、どういふ流れであつたか、何となく意をそがれた感じがするんですけれども、昨年の参議院全国区の比例代表側の選挙制度の審議を思い返しながら臨んでおりますが、学会並びに学術会議の自主性にゆだねるということは非常に民主的なところで政府案を押すけれども、調整がややこしくなりそうなのは自主性に任せる形で押しつけてしまつていとも官能するような気がしてなりません。私は、大枠につきましても当然自主性を重んじて、学術会議の自主改革の後押しをするという姿勢がやっぱり政府になければならぬというふうな思ひをしております。

○國務大臣(丹羽兵助君) ただいまのお尋ねでございますが、總理からもお答えのございましたように、この改正案を取りまとめるに当たりましては、科学者の意見や各方面の議論を十分念頭に置きながら、また政府との折衝を委任せられました久保会長とは私自身がたびたびお会いいたし、その意見を十分聞きながらこの改正法案を取りまとめたものでございまして、御理解を賜りたいと思ひます。先ほど總理の申されましたような考えで運営に当たつていただきたい、かように考へております。

○高木健太郎君 学術会議の改革につきましましては、学術会議の内部におきましては十年ぐらいた前から取り組んでおられると思ひます。で、お聞きをしたのは、まず改革の必要性というのをどういうふうにお考えになったのだろうか、その中にやはり推薦制というふうなものもお考えになったかどうか。また、どうして今日までこんな

つて、たとえ第十九条は会員候補者の数とその割り振りを政令で定めるわけですね。これこそ会長の言われるごとく、日本学術会議、学会は利益集団ではありませんということであれば、本場に日本の学術文化の将来の発展という、そういう見地に立つて学術会議としての自主的な共同の討議、これを通して決めたい問題だ。それを一休で政令で決めないかという問題か、これは総理府に説明してもらいましょう。

○説明員(高岡宗治) この第十九条の規定につきましては、午前中、私どもの総務審議官の方から御説明を申し上げました。前回の委員会では先から御指摘のありました点については御理解をいただいたと存じます。ここで、この法案で政令、規則とそれを使い分けておりますのは、基本的な考え方を申し上げます。いわば推薦制というこの法律の基盤ともなるようなもの、学術会議の構成の基本的事項にかかわりますようなことは、これは原則として政令で決めるべきであるというのが法律制度についての基本的な考え方でございます。それに従って書いてあるということでございます。

ただ、学術会議の事務局の方で、四月の臨時総会におきまして書かれましたものは、午前中に御説明申し上げましたように、研究連絡委員会が一つであるということ、それはいろいろ判断が入り込む余地がないということから規則でもよからうということ、内閣法制局で規則ということになっておたわけでございますが、途中で学術会議の方から、やはり複数の研究に会員候補者を出す必要がある、どうしても学会に強い影響を与えていかないと配慮するためにはそれが必須だと、こういう強い御指摘、御要望がございましたので、これを推薦人と同様複数ということにしたわけでございます。そのようなことで政令というところに変わったようなわけでございます。基本的な考え方は、学術会議の構成の基本的事項であります事柄を政令で決めるということとでこの法案はすべて貫かれておる、こういうこととでございます。

とでございます。

○佐藤昭夫君 私が先回来指摘している四月の日本学術会議総会でのあそこをめぐる問題ですね、要するにだましてきた、総会をだましてきた、法条とは違う内容を配つてきたという、この問題は御理解をいただいた。私は何も理屈をしてないわけ、そのあなたの方の弁解を通して三カ所重大なそういう違いがあるということを確認をできたわけでありまして、そんなことはもう要らぬことを言うたらまたこれは大論争になるだけ。

問題は、第十九条のこの定めをしっかりと重要事項は政令で定めようというふうにしていただくと、言うだけども、十九条を規則というふうにしていただくと、政令と変えたんでしよう。あいが悪かったから、政令と変えたんでしよう。

○説明員(高岡宗治) 特になんか悪いからという政令ということにしたわけではございません。先ほど申し上げましたように、会員推薦制度の基本的な事項でございますので、それを政令というところにいたしました。十九条から二十二条までを政令で決まれば、すべてそういう考え方で貫かれておるところでございます。

○佐藤昭夫君 しかば第二十條はどうですか。登録学術研究団体、まあ学会ですね。これが会員候補者の推薦に当たるその者を日本学術会議に届け出ると。これこそ種々の学会が学術会議に届け出るというこの問題でありますから、学術会議の内閣問題、規則で定めて何もくあいい悪いことない。なぜこれを政令にしないくあいい悪いのですか。

○説明員(高岡宗治) この第二十條は、会員の推薦人を学会から指名することができるといふ規定でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、一つの登録学術研究団体が複数の研究、複数の推薦人をそれぞれ届け出ることができ、指名することができるといふ規定でございます。その推薦する基準というものは、や

は今回の会員推薦制度の基本的事項、根幹にかかわる問題ではないかということと政令ということにしたような次第でございます。

○佐藤昭夫君 まだあるわけですか。この第十一條の二項、ここでは各部の定員、さらに政令で専門別を定めるんだという、だから、たとえば自然科学分野一つ例にとれば、物理、化学、生物、地学等、こういうそれぞれの分野の専門別を政令で決めるというわけでしょう。しかし、どういふ専門別を定めるかという、このことこそが日本学術会議というか、日本学術会議に所属をされる科学者の判断にゆだねるべき問題じゃないかと思ひます。それをなぜ政令という形で政治の問題にするんですか。

たとえば、そういうことでいけば、応用物理というふうな専門、これが一番低級だとか、地球物理というふうな専門、これが一番高級だとか、そんなようなことをもしも政治が介入をして決めてらうというところになると、ここにこそ学術界に対する国家統制の萌芽があるんだということとで問題になっている。結局、すべて重要事項を政令で定めます、そのあなたたちが言えは言うほどでその部分が危ない。重要部分だから規則という形で日本学術会議にゆだねるわけにはいかぬ、ここぞというときには政府が口を出さなくちゃならぬ、だから政令で決めるんだ、こういう論理になるわけだから、だからこそそこが危ないというふうにならぬと思ひます。

いま言った各部の専門別、各部の定数、これをどういふふうにするか、これこそ学者にゆだねたい問題じゃないか。学者が専門家じゃないですか。なぜ政令で決めるんですか。

○説明員(高岡宗治) この十一條の政令は、いわゆる日本学術会議というものを広い意味では行政組織であることはお認めいただけるだろうと思ひます。ただ、それはきわめて独立性の強い、内閣総理大臣の所轄機関であるという点におきまして、私ども総理府のような一般の行政機関と非

常に異なるところではございます。しかし、いかにいたしましても行政組織につきましては、これは法律または政令によってその基本を決めるといふのが法律制度一般の原則的な考え方でございます。

ここで私どもが考えておりますのは、この第十條の第一項で部の定員を決める、これは自主改革要綱におきましても、先ほど複合的あるいは学際的領域云々の関係から流動化を図っていたべきたいという、こういう御要望がございました。関係省庁とも相談の上、やはり組織関係ということ、法律制度一般の原則に従って、これは政令としたわけでございます。

しかしながら、先生がおっしゃいますように、じやどの専門にどういふ定員がいいのかというふうなことは、私どもではなかなか決めるだけの能力を、またその判断力を持ち合わせておりません。それにつきましては、たびたびお答え申し上げます。この点についての議論、御検討の結果を待って、十分総理府と日本学術会議との間で相互に意見を交換いたしまして、この部の定員の具体的な数というものを決めていきたい、また場合によってはこの政令に基づいて規則に落とすというふうなことも考えていきたい、そのような二つの考え方をもちましてこの法案の明文文化を固めたところでございます。

○佐藤昭夫君 二つ聞きましょう。政令と書いてあるけれども規則に落とすとしてもいいというふうに言ひ通れをされるけれども、それならばなぜ規則というふうにならなかったか。依然として重要な事項だから政令と書いたんですと、ここへ戻るんでしよう。

それからもう一つ、結局、今度の法案の基本点が公選制を学術会議の推薦、総理任命というこのシステムに委ねるということからすべてが出力しているから、ここが大前提になつていふから、したがって政令と書かざるを得ないんでしよう、選出の重要部分については、そういうふうに正に言

「たらいいんですよ、どうですか。」

○説明員(高岡幸治) 今回の改正法案のこの制度の改正は、内閣総理大臣の任命制をとることが目的では毛頭ございせん。選挙制を推薦制に変えるというのが今回の改正法案の骨子でございます。先ほども御説明申し上げましたように、推薦制をとるがために国家公務員としての位置づけをされております日本学術会議員が、その法的地位を獲得するために何らかの入口をあげ、中に引き入れるという行為が法的には必要になつてくるわけでございまして、そういう随伴する行為として内閣総理大臣の任命というものを考えなければなりません。したがって、申し上げるまでもなくそれは形式的任命ということでございまして、これは先ほども御説明からお答えになりましたとおりでございます。

○佐藤昭夫 久保会長にお尋ねします。私は三つほどの具体的な問題を挙げて、具体的に各学協会での会員候補者の推薦をするその数の割り振り、あるいは各学協会が会員候補者の推薦人を日本学術会に登録するという、届け出るといふその問題とか、各部の専門別定数問題、まさにこれこそ日本学術会が自主的に決めたいという問題じゃないかということいろいろ申し上げたつもりです。

実は久保会長は私もよく存じ上げています。というのは、これは余分なことかもしれないけれども、私もかつて学生時代に物理の一分野を勉強しておいた人間として、先生の学問的業績についてはそれなりに大変敬服しているわけですから、どうやってこの日本学術会議員の自主性を守り抜くかということ、そういう立場で、しかし、片や政府の政治的な要が非常に厚いということで、苦闘をしておられるのはよくわかるんですよ。しかし、いよいよというこの段階へ来たこの時に、本当に日本学術会議員の当然学問分野にかかわる問題だと、さき三つほどの問題を挙げたわけですから、こゝに問題、日本学術会議員が自主的に決めるべき問題、その問題を、重要事項だからという言い方で、重要事項だからさき三つは決めたけれども、政令で決められたいに急がないと、こういうふうにお答えになりませんか、会長。

○参考人(久保五郎) 政令と規則の関係につきましては非常に多くの時間を費やして論議もし、折衝もしたところでございまして。政令でなければならぬという理由は、私は法律の専門家ではございませんので、そういう意味ではあれですが、御説明を伺うところでは法律の体系としてそうざるを得ないということではございまして。学問的な内容に関するところにおいては、もしそれが政治の干渉によつて曲げられるということであれば、それは私のみならず学術会として入れがたいことであり、いつの時点においてもはつきりそのことは表明することと思ひます。

○佐藤昭夫 もう余り時間ありませんから、さらにもう少し問題を進めましょう。第二十二条の二で会員の推薦管理会の問題を定めているわけですね。これは現行制度のいわゆる選挙管理委員会、これと任務、権限は変わってくるんですか、総理府。

○政府委員(手塚康夫) 現在の選挙管理と今度の推薦管理、推薦と選挙では確かに違いますから、やる内容は確かに変わってくる部分もあります。しかし……

○佐藤昭夫 ところが変わるんですか。○政府委員(手塚康夫) 細かい点は、じゃ、参事官の方から御説明させます。

○説明員(高岡幸治) 現行の選挙管理会のことにつきまして、選挙制というのを前提にいたしまして、たとえば有権者資格の資格認定でございまして、あるいは当選についての確認作業といったようなことが行われておるわけでございまして。私どもこの二十二条の二の会員推薦管理会につきましては、原則として選挙管理会にかかわるものというふうに考えておりますけれども、ただいま参事官から御答弁申し上げましたように、

中身が変わるということで、たとえばいままでの有権者という概念が全くなくなりますために、会員の資格の認定というふうなことでございまして、あるいは登録学術研究団体としての要件を充足しているかどうか、こういった確認作業、認定作業を今度の新しい会員推薦管理会では行うことになるわけでございまして。

○佐藤昭夫 そこで、この法の仕組みでいきますと、第十七条で会員候補者には資格要件を定めているんです。一方、会員推薦管理会の委員、これについては資格要件を定めていない。しかしこれも政令で定める、こういう形ですね。なぜかというふうになるんですか、違いが。

○説明員(高岡幸治) 第十七条につきましては、会員の候補者の資格、つまりは会員の資格とすることになるわけでございまして、これはきわめてやはり重要な点でございまして、法律でもってやはり御審議をいただかなければいかぬだろう、法律事項であらうという考え方で十七条はそのまま法律に書いたわけでございまして。この中身は、自主改革要綱で、有権者資格のところ、こういう研究五年以上というものを一本化するというところが書かれておりますので、それをそのまま取り入れさせていただいたところでございまして、

次に、会員推薦管理会の委員につきましては、この法文を解釈をいたしまして出てまいります。これは、会長が委嘱するということで、会員以外の人という要件はこの二十二条の二の第二項において決めているわけでございまして、しかしその人数でございまして、あるいは会長が委嘱される基準でございまして、そういうこともこの法にございまして、政令で決めるということになっております。

この政令を定めるに当たりまして、やはり従来から申し上げてまいりましたように、十分日本学術会議員の御意見、御検討の結果をまづ、私ども十分御相談をさせていただいた上でこの政令を定めさせていただきたい、かように考えておるところでございまして。

○佐藤昭夫 先ほどの答弁で、会員推薦管理会、この任務、権限は従来の選挙管理委員会とは違うというふうに言われておる。その中には会員の資格認定、こういったようなことも含んでるんだということですが、どうなるんですか、実際に上の会員の選挙委員会のようなところに進んでいくおそれを感じます。しかも、この推薦管理会、政令で定めると、こうなっているわけでありまして、私が言ったように、会員の資格認定、資格確認というところを通じつつ、思想差別や学問の自由、これを侵害するようなそういう資格認定というところへ突き進むおそれがあるんじゃないか。

なぜならば、重要事項だからという、またもやこの論法、そして重要事項だから学術会議員の規則にゆだねるわけにはまいりません、政令で定めるんですというこの論法でしょう。そういうようなことは絶対に起こり得ない、起こさないというふうには……。もう大体しさいですから、総務長官、どうですか。

○国務大臣(丹羽兵助) 先ほど来先生からいろいろと御意見ありお尋ねがあり、それに当局の方からお答えしておりますように、そういうことは絶対にあり得ないように、学術会議員と十分十分打ち合わせの上でやらしていただきたいと考えております。

○佐藤昭夫 もう一言、念のために。言葉にこだわるようですけども、絶対にそういうことがあり得ないように日本学術会議員と十分十分相談をと、こう言われたわけですが、私がそういう危険があるんじゃないかという指摘をしておるこの問題について、提案者の責任、総務長官の責任において絶対にそういうことは来ない、一件たりともそういうことは起こさないと、こういうふうにはっきりこの文教委員会の席上で明言ができませんか。ちよつと注意が抜かっておつてとか、後で言いわけをするようなことを起こさない、御心配はさらさら無用でありますというふうには断言ができませんか。——いや、大臣。

第百回 参議院文教委員会會議錄第二号

昭和五十八年十一月二十四日(水曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動
十二月二十四日

辞任

補欠選任

蔵内 修治君
世耕 政隆君
森野 章君
久保 亘君
粕谷 照美君
高木健太郎君

吉村 真事君
志村 哲良君
松岡清男君
菅野 久光君
梶原 敬義君
伏見 康治君

出席者は左のとおり。

委員長 長谷川 信君
理事 杉山 令肇君
田沢 智治君
久保 亘君
吉川 春子君

委員

大島 友治君
山東 昭子君
志村 哲良君
仲川 幸男君
林 健太郎君
松岡清男君
柳川 登治君
吉村 真事君
梶原 敬義君
粕谷 照美君
菅野 久光君
中村 哲君
安永 英雄君

衆議院議員

文教科員長代理

文部 大臣 高木健太郎君
国務 大臣 高松 榮松君
官(総務府事務局長) 伏見 康治君
官 小西 健行君

政府委員

内閣総理大臣官 石橋 一弥君
房総事務局長 酒戸山三男君
日本学術会議事務局長 丹羽 兵助君
文部大臣官房長 西崎 清久君
文部省大学局長 宮地 貫一君
文化庁長官 鈴木 繁君
文化庁次長 加戸 守行君
厚生省医務局長 吉崎 正彦君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

内閣総理大臣官 高岡 完治君
房総事務局長 川崎 雅弘君
科学技術庁計画局計画課長 堀田 裕三君

参考人

日本学術会議会長 堀田 裕三君

本日の会議に付した案件

○商業用レコードの公衆への貸与に関する著作等
等の権利に関する暫定措置法案(衆議院提出)
○参考人の出席要求に関する件

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告をいたしま

す。
本日、蔵内修治君、世耕政隆君、森野章君及び
高木健太郎君が委員を辞任され、その補欠として
吉村真事君、志村哲良君、松岡清男君及び伏見
康治君が選任をされました。

○委員長(長谷川信君) 引き続きまして、商業用
レコードの公衆への貸与に関する著作等々の権利
に関する暫定措置法案を議題とし、衆議院文教委
員長代理石橋一弥君から趣旨説明を聴取いたしま
す。石橋一弥君。

○衆議院議員(石橋一弥君) ただいま議題となり
ました衆議院提出、商業用レコードの公衆への貸
与に関する著作等々の権利に関する暫定措置法案
について、その提案理由及び内容の概要を御説明
申し上げます。

この法律案は、商業用レコードを公衆に有償で
貸与する行為に関し、著作、実演家及びレコー
ド製作者の権利を定め、これらの者の複製権や録
音権の保護に資することを目的とするものであり
ます。

商業用レコードを販売価格よりはるかに安い価
格で公衆に貸与することを業とするいわゆる貸し
レコード業は、昭和五十五年六月ごろ東京三鷹に
出現して以来、全国的に急速な普及を見て、現在
では約千七百店舗あると言われています。

その貸しレコードの利用者の多くが借りたレコ
ードからテープに録音しているためにレコードの
売り上げの減少を来し、著作、実演家及びレコ
ード製作者がその収入に影響を受けるといふ事態
が生じるに至っています。

このような影響を放散する場合には、音楽文化

世問題が提案をされたというふうに関係しております。この審議の状況について報告いたしたい。

○政府委員(藤江弘一君) この九十四回参議院におきまして、選挙期日の臨時特例に関する案件のほかに、ただいま御指摘のように選挙用はがきの廃止と、それから第十三期議員選挙に当たって通算三期を超えて議員となることの自席の申し合わせの二案が提案されたわけでございまして、審議の結果いずれも否決されております。

○粕谷照美君 私はこの問題については、学術会議みずからがまとめた改革要綱の中にきちんとしていた問題ではないかというふうに思っております。

その否決されたという討論は、一体どういうこととありましたか。

○政府委員(藤江弘一君) この案につきましても、反対論の骨子を申し上げますと、申し合わせに拘束力はないから、候補者間に混乱や不均等を生ずる上、有権者の立候補権や推薦権を事実的に侵害することになりかねない。また、緊急の次期選挙に際して、この申し合わせの結果候補者の確保が困難となるおそれも出てくることなどございまして、

また、選挙用はがきの廃止問題につきましても、反対論の骨子を申し上げますと、選挙の差し迫った時期に、しかも選挙はがきの制限枚数を五千枚以下と定めて、いまだ一度も実施されていない時期に改革要綱のこの部分だけを抜き出して実施することは適当ではなく、現在は現行規則のまま手続を進めるべきであるということでございます。

○粕谷照美君 そうしますと、学術会議というところは不思議なところなんですね。自分たちで申し合わせして選挙用はがきは五千枚以下にしよというといったことが一度も守られたことがない。ちやうど国会における年賀状の廃止みたいな、そんな感じなんですね。この権威ある学術会議なんですから、その辺のところはもうちょっと、そんなことが国民の前に明らかにされるような討論が展開されるという、私はその辺

はおかしいというふうに思いますけれども、会裏いかがですか。

○参考人(塚田裕三君) ただいまの御指摘でございますけれども、確かに改革要綱の中には、はがきをやめよう、それから四選禁止しようということをやったところがございます。しかし、ただいま事務局長から御報告申し上げましたように、この時期に申し渡すのは、非常に選挙が差し迫った時期に要綱の中のはがきの問題とか四選禁止の問題だけを取り出して、それだけを申し合わせるに決めるというように対峙しては、議員の多くの方々の賛成が得られなかったというふうに私は考えておるわけでございまして、改革要綱と申しますのは、これは改革要綱全体で一つのセットという考え方でございまして、その中の一部分だけを、私もそのこと自身は非常にいいことだと思っておりますのでございまして、この差し迫った選挙の前に一度もまだ行われていない、五千枚にしたのは、ちやうど前期の選挙が終わりましたすぐ後で五千枚というふうに規則を改正しました、その新しい改正に基づいた選挙は一度も行われていないわけでございまして、ですから、まだ一度も行われていない規則をまたそこで変えてしまいうというように、これに対する疑念の念があったというふうなこともあるんじゃないかと思っております。

私は、いま先生御指摘のように、それは私も思っております。は思っております。

○粕谷照美君 了解しました。五千枚決まっております。一度も選挙をやっていないということですね。それならわかりました。私自身もこの要綱そのものはセッティングであるというふうに思っておりますから、その部分だけを取り上げて安易というふうにとらえてはやっぱり問題があるというふうなふうに考えておりましたので、その御説明でよくわかりました。

しかし、そういうことで言えば、選挙制度そのものが学術会議の考え方とこの法律は違っておりますわけですから、否定をされている法案なんですか

ら、やっぱりこれは反対ということが明確にならなければならぬというふうに思っておりますけれども、お、会長いかがですかそれは、セットなんですか。

○参考人(塚田裕三君) いまの学術会議の議員の選挙の問題でございますけれども、改革要綱の中では三分の二を公選制、三分の一を推薦制にしようというふうなところがございます。この点と今度の法案との間には大きな隔たりがあることは事実でございます。その後、法案の検討をいたしました中에서도、この点が非常に大きな論点になっているというところでございまして、しかしながら、公選三分の二を公選ゼロにするということにしまして、一体それが改革要綱の線と全く相反するものであるのか、少し理解を広げるとすれば改革要綱の中にある程度組み込めるものなのか、その辺の議論がいろいろございまして、ある程度具体的に検討がされたわけでございまして、けれども、これは両論ございまして、改革要綱の範囲内に入り得るというふうな理解をなさる方、やはりこれは全く異質なものであるというお考えの方、その辺の意見が分かれておるわけでございまして、その辺は報告書にも書いてあるところでございまして、

○委員長(長谷川信孝) 粕谷委員の関連質問で、中村君。

○中村君 私は社会党の議員として、この学術会議法案に賛成し、必ずしも御質問について、そしてお答え願ふところがあるなら答えていただきたければ、私の方も用意して通告しております。客えられるところは答えていただきたいと思います。

結論的に言いますと、この日本学術会議というものは終戦後間もなくできて、私も学術にあまり関係が少なければならぬ関係しているんですが、私は一回も出たことにはありません。出るほどの余裕がありませんので出ませんでした。大体今日までの学術会議のたどってきた道というものは

は知っているつもりであります。今度の改正案というものを、このままの形で通すようなものでは私はないというので結論でありまして、ただ、私が六月に国会に出ます前に、すでに参議院社会党はこの法案についての見解を出し、そしてそれが衆議院に回っております。またここへ戻ってきたのであります。そのときの参議院の審議の問答等については十分知っております。先ほどの粕谷委員の発言されたそういう社会党の立場の枠外に出るものではありません。しかし質問したいことがあるんです。お答え願ふ必要もないことあるんですが、というのは、今度の改正案を見ますと、前の改正案にない内閣総理大臣が任命しというふうな非常に私にとっては唐突とした言葉が出ております。第六章第二十五

条「内閣総理大臣は、議員から病氣その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することとができる。」「次の第二十六条もやはり「内閣総理大臣は、」途中を抜かして「これは前の」を退職させることができる。」「これは前のそれに相当するところでは「総会の議決」となっているんですが、まあ、中曽根首相自身がこれを議員にするとかそういうことの選任を必ずしもするわけじゃありませんでしようけれども、実際にはそれに類似したことが起こるぐらいの中曽根首相といふのはタレントでありまして、なかなか学術のことと云ふことも発言しております。これは、学術院員だとか学術院員とかいうのはそれぞれ機関があるけれども、やはり政府の方針、政府の中でリーダーシップをとっている者の発言というものは影響を持っておりますから、したがって、事によつてはそこまで発言しなくても別に違法ではないわけですね。

それで、私がちやうど心配するのは、現在の段階で、昨日でありましたが、中曽根首相自身が国際関係のことを一言したときにゲーム理論のことを発言しました。このゲーム理論というのは国際政治学者がよく使う言葉でありまして、また国際

政治学の現況がゲーム理論に傾斜しておる。このゲーム理論というのは、仮定の相手を決めて、そのストラテジーを、戦術を考へる。そういうゲームの、対立の、力関係の理論でありまして、いまの国際政治学者は、われわれ政治学一般の学者とも違つて、そのことを非常に追求しているというふうに見られております。

このゲーム理論に関連しては、アメリカにおきましても非常に問題にされてゐる。なぜなら、この原爆の時代に、対立する者との間の国際関係、それを戦術的に考へる。もつと高い次元の平和とか、あるいは人類の将来とか、そういうことを考へない。それがゲーム理論に対する今日の批判でありまして、先般、中曽根氏自身がすでにゲーム理論によつて、こういうふうな立場をとつておりました。そして日本から一歩いかなことを言うようですけれども、日本から韓国へ行きますと、最前線まで出ていって、そして望遠鏡でのぞいてゐる。そういうレーガンの最近の性格といふものは、ヨーロッパの目から見ると、たとへば英米の「ニコニスト」の表紙は、御承知の方もあるかと思ひますけれども、レーガンがヘリウツドの俳優だったときにピストルを持つて構えてゐるあの写真を正面に掲げておりました。レーガンの登場というのはいささか西部劇的なセンスで出てきてゐるところがあつて、これがアメリカをいま代表してゐる。御承知のように、アメリカにもケネディ大統領あり、その他いろんな学会の空気がありまして、決してレーガンによつて代表されてゐるわけじゃないし、またゲーム理論によつて代表されてゐるわけじゃない。

しかし、論理は飛躍するようだけれども、この法案の提出理由の中に、特に三行目のところにおいて「日本学術会議は、我が国の科学者の内外に對する代表機関として」と、国の代表機関でありまされども国際的な関係のことを言つてゐるが、その国際的関係という中に国際政治学の学会の事情も反映してゐるんでありましよう。

そういうふうなことで、政治学関係一つをとりますけれども、内閣の方で学者を会員として決めるときに、国際政治学のゲーム理論に非常に通曉した人を入れるとか、そういうふうになつてゐるのではありませんか、そういう時代のこと、ことに権勢を背景とした空気に對して、學術というものは然としていなければならぬ。そのつもりで実は最初の学術会議の出発のときに、文部省に直轄させるとかそういうのじゃなくて、内閣直屬にしましたところ、それが内閣総理大臣直屬という形で、逆に非常に政治的介入を予想させるような改正案の条文になつてきてゐる。このことを非常に私は憂慮するわけでありましよう。

この学術会議は英文ではサイエンス・カウンスル・オブ・ジャパーンとなつておりました。サイエンスという概念は、これはどちらかと言へば自然科学に傾斜しておりました。また日本の学術会議もどちらかと言へば自然科学の方に傾斜する考え方が強いのではないかと思ふんです。

日本のそういう學術の最高の機関としては、別に日本学士院というものがあつて、藝術の關係では芸術院というものがあつて、サイエンスのものと並ぶような形で、サイエンスの最高のこういう機構にしようというのでありましようが、それは一つの考へ方でありまされども、そのサイエンスというものが今日、内外の物理学者が非常に重要にするような核兵器の問題など、そういう技術的なことに進んでいきますと、それをチェックする、それについての価値判断をする要素、そういうものが同時に学術會議の中に強くなければならぬけれども、何かそういう科学技術—科学と技術ということになりますと、先ほどの政治学の中にもゲーム理論がずっと強く入つてきてゐる、こういう時代でありまされども、一たびこういう形で改正が行われたときに、何がチェックできるのかという点で非常に疑問を持ちます。そして、いままでの選挙にかかりまして——いままでの選挙も、終戦後長い月日がたちますと、最初の選挙から離れてだんだん空虚になつてきて

いることがないとは言へない、私どももそう思ひますけれども、それをどう改正するかというときに、内閣直屬で、内閣総理大臣が会員まで決定する形になつてゐる、そういう改正法案を、御承知のようなこういう国際關係が非常に微妙な時期に改正するというのことに對して憂慮するのであります。以上私の考へであります。

ただ、この選挙にかつて——こういう会員を選ぶのは、私の理解してゐるのでは、一種の学会などから選ぼうと思つてゐるんだと思つても、学会といひましても、例をとりましても、国際政治学会があり、政治学会があり、その他政治史の学会もあり、一人が幾つも兼ねてゐるわけですから、いままでのように、学術會議の選挙権といふのは一人一票だけれども、いろんなものを兼ねてゐるものを期待したときにどういふふうな判断をするのか、その判断の有機的解釈は内閣、そして総理府にあるといひ、この点が私は極めて文部省にあれば、文部省は何といひましても大学關係のことをよく知つておられますから——そういうところと違つて、総務長官のもとに、政治的な決定をする、そのところからこの学術會議が所屬してゐる、先ほどのようなことだつていうことは、一

体、いま改正にいろいろ理由をつけておられますけれども、これから一週出されたときに、こういうことじゃなかったというときに、どうして、国民が反対し、政界がそれに気がついたときに、批判できるかといふことを心配します。

最後に、お聞きするところとしては、実際に会員を決めることの手続はどうするか、この手続が非常にむづかしいのでありまして、それらの点について細かく案を持っておられると思つて、その案を出されないと最終的にこれを判断することできない。私は十年前後文部省關係の審議會にずっと出ておりました。審議會の会員の決定、選挙で決まるところもありまされども、そういう審議會の実情から見ますと、学術會議のように一般の学者から

選挙されるんじゃないやなくて、やはり官庁の方が行政指導で決めたり、また会員を決めたりといふことが強いのがこれが審議會。その審議會よりもさらに強く内閣総理大臣に直屬してゐると、これはどうもいただけない、まあ、そんなことであります。お答えいただかなくてもそういうことだと思ひます。

○國務大臣(丹羽共助君) いま先生からいろいろなことをお聞かせいただいたんですが、冒頭おっしゃいましたように、柏谷先生のお許しを得て、御了承を得て閣下質問で通告もなしでするんだから答弁の要はない、よく聞いておけ、こういうこととでございまして、申し上げるだけのことはいまだ以上はちょっと申し上げるだけのことはいまだ一、二言申し上げさせていただきますと思ひますけれども、特に今回の改革そのものは、学術會議が先生のおっしゃいましたように真に科学者の代表機関としてその本来の機能を十分果たすことができるようにするため会員の選出方法を改めるものでございまして、その会員の選出方法も、いまお話がありましたように、内閣総理大臣による会員の任命行為といふものはあくまでも形式的なものでございまして、会員の任命に当たりましては、学術會議における自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命するといふことにしております。

だから、会員の選出方法を改めろといふことであつて、その心配はないと思ひます。いまお話がありましたように、学術會議の性格、目的、任務等に少しも変更を加へるものではない。特に、総理のもとに置く、総理府に置くよりは文部省の方に置いた方がよいではないか、こういう先生の御意見もございまして、先生はそういう御意見でございまして、そういう考えを持つていらっしゃる方もあつたでしょうが、私の方としては、先ほど申し上げましたように、政府としては、学術會議が真に科学者の代表機関としていふこととでございまして、そういう専門的な文部省の所管よりは政府である内閣に、総理府の、総

【判例ID】 27661679

【要旨】 1. 大学の学長、教員および部局長の任用申出が、明らかに違法で客観的に無効と認められる場合でない限り、文部大臣（任命権者）は、相当期間内に申出のあつた者を任命すべき職務上の義務を負う。
2. 国立大学学長事務取扱による、後任者を任命すべき旨の上申書につき、文部大臣がこれを受理してから一箇月を超えても発令に及ばなかつたことが、合理的な期間を超えた違法な不作為に当たらないとされた事例。
3. 一般的に、公務員の不作為が違法な職務の執行として国家賠償責任の原因となりうるには、その前提として、公務員が法律上作為をなすべき義務を負い、これを懈怠した場合であることを要する。
4. 大学の学長事務取扱に発令する法的根拠は、任命権者として学長等の任用に関する教育公務員特例法一〇条の規定が類推適用される。
5. 大学の学長事務取扱の発令に要する期間は三〇日あれば十分であると認められるが、一箇月を超えてもなお発令しなかつたことについて特段の事情があつた場合は、合理的な期間を超えた違法なものとの法的評価を加えることは相当でない。

【裁判年月日等】 昭和48年5月1日／東京地方裁判所／判決／昭和44年（ワ）7406号

【事件名】 名誉回復請求事件

【裁判結果】 棄却

【上訴等】 確定

【裁判官】 中田四郎 萩尾保繁 早井博昭

【参照法令】 日本国憲法 23条／国家賠償法 1条／国家公務員法 55条／国家行政組織法 10条／教育公務員特例法 10条 25条

【出典】 訟務月報19巻8号32頁

【判例評釈】 松元忠士・憲法判例百選〔1〕＜第2版＞（別冊ジュリスト95）

144～145頁1988年1月

松元忠士・憲法判例百選〔1〕＜第3版＞（別冊ジュリスト130）

174～175頁1994年9月

松元忠士・憲法判例百選〔1〕＜第4版＞（別冊ジュリスト154）

188～189頁2000年9月

松田浩・憲法判例百選〔1〕＜第5版＞（別冊ジュリスト186）

192～193頁2007年2月

【重要度】 4

■27661679

原告 井上正治

被告 国

訴訟代理人 真鍋薫 外三名

主 文

原告の請求はいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

1 被告は原告に対し、別紙目録（一）記載の陳謝文を、別紙目録（二）記載の条件で官報に掲載せよ。

2 被告は原告に対し、金一〇〇万円を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決および第2項につき仮執行宣言。

二 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨の判決。

第二 当事者の主張

一 請求原因

（一） 原告は昭和四四年当時九州大学教授であつたところ、同年三月六日開催の同大学学部長会議の推薦に基づき、同月一日同大学評議会によつて同大学学長事務取扱に選考された。そこで、当時の九州大学学長事務取扱原俊之教授は、同月一二日同大学庶務部人事課長舟橋昭夫を文部省に赴かしめ、同人に人事異動上申書を提出させて、文部大臣（坂田道太）に対し、原告を学長事務取扱に任命すべき旨申し出た。しかるに、文部大臣は、九州大学の督促および抗議にもかかわらず、原告を学長事務取扱に任命しないまま日を過ごし、その後同年五月二一日の上記学長事務取扱原俊之教授の申出に基づき、同月二四日同大学医学部長問田直幹教授を学長事務取扱に任命するに至つた。

（二） 教育公務員特例法（以下、教特法という。）一〇条は、大学の学長の任用は、大学管理機関の申出に基づいて、任命権者が行なう旨定めている。ところで、右の任用にあたり任命権者たる文部大臣は、憲法二三条の保障する学問の自由に由来する大学の自治の原則から、大学管理機関たる学長の申出に対してその当否の実質的審査権、いわゆる拒否権を有しないと解すべきである（最高裁昭三八・五・二二大法廷判決参照）。そして、右の教特法の規定は学長事務取扱を置かなくてはならない場合にも当然準用されるべきであるから、文部大臣は、前記申出に基づいて原告をすみやかに九州大学学長事務取扱に任命すべきであつた。けだし、学長事務取扱は、学長が任期満了、辞任、死亡等によつて欠員となり、後任が任命されていない場合、または学長が病気、海外出張等のためその職務の執行ができない場合に、当該大学の学部長、教授等のなかから、その本来の職務に従事しながら臨時、応急に大学内および大学外に対し学長のすべての権限を代理して行使するために指定される者であり、かような性質に鑑みれば、文部大臣が学長事務取扱を命ずる行為は、併任に準ずる「任命行為」と解すべきだからである。

しかして、現行憲法施行後、文部大臣が学長等の任命について大学の申出を拒否した例は全くなく、学長、学長事務取扱のいずれについても大学の上申から数日をまたぎて発令されてきたにもかかわらず、本件において文部大臣が正当な理由なく前記のとおり二か月の長きにわたつて放置し、右の発令をしなかつたのは、その職務上の義務を懈怠したものにはほかならず、かかる不作為は憲法二三条、教特法一〇条に違反し、違法なものというべきであ

る。

(三) 文部大臣の前記発令義務の違背は、発令の拒否に比すべきものであるから、原告が学長事務取扱あるいは国立大学教授として不適格であるという評価を権威的に決定づけたものであり、誹毀的意義を有するといわなければならない。加えて、文部大臣のかかる態度は社会に対して公表された。すなわち、〈1〉昭和四四年三月二〇日付朝日新聞によつて、文部省大臣官房長安嶋弥名義で九州大学長あてになされた別紙目録(四)記載のような同月一七日付調査照会がスクープされたところ、その際安嶋官房長は同紙に見解を發表して、調査の間は発令を保留することを確認し、これによつて叙上の態度が社会に対して公表された。〈2〉前記のごとく、ながらく学長事務取扱の発令がなければ、通常の経緯としてこれが新聞、テレビ等によつて社会一般に報道され、その結果国会でも論議を呼び、この点につき文部大臣において答弁しなければならないことは当然予測されなければならないところ、果して実際にも右のような経緯をたどり、文部大臣の態度は社会に公表されるに至つた。

(四) しかば、原告は、右第(二)および第(三)項に記載した文部大臣の所為、すなわち誹毀的意義を有する不作為に基づいて、国立大学教授として最高学府において学問、教育にたずさわる者の有していた社会的評価を低下せしめられ、かつその名誉感情を甚だしく傷つけられた。これは、まさに文部大臣が学長事務取扱の任命権者として、その職務を行なうにあたり、故意に原告の名誉を毀損したものにほかならない。

よつて、原告は被告に対し、国家賠償法一条一項、四条(民法七二三条)に基づき、原告の名誉を回復するため、請求の趣旨第1項記載のとおり陳謝文を官報に掲載し、かつ、原告の蒙つた精神的苦痛を慰藉するため、金一〇〇万円を支払うよう求める。

二 請求原因に対する認否

(一) 請求原因第(一)項の事実は、人事異動上申書の提出の日時を除き、いずれも認める。舟橋課長が文部省を訪れた際には、人事異動上申書の提出はなく、右上申書は、昭和四四年三月二二日書留速達郵便によつて文部省に提出されたものである。

(二) 同第(二)項のうち、教特法一〇条に主張のような規定のあることおよび学長事務取扱が主張のような場合に発令されることは、いずれも認めるが、その余は否認する。

(三) 同第(三)項のうち、本件に関して国会において論議がなされ、文部大臣がこれについての答弁をしたことおよび文部省大臣官房長安嶋弥名義で原告主張のような調査照会がなされ、かつ、その主張の日の朝日新聞に主張のようなスクープ記事が載つたことは認めるが、その余は否認する。

(四) 同第(四)項は争う。

三 被告の主張

(一) 文部大臣の行為に違法はない。すなわち、

1 国立または公立の大学は学校教育法にいう大学であり、その目的とするところは、同法五二条にいわゆる「學術の中心として、広く知識を授けるとともに、一深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させること」にある。したがつて、一方においてそのような国立または公立の大学の学長、教員および部局長の任命を任命権者の裁量のみ委ねることは、右の大学の目的に照らして妥当ではなく、何人が右の学長等としても最も適任であるかについて、妥当な判断をしようとするならばなうと一応認められる当該大学管理機関の申出を待つとともに、他方、右機関の申出のあつた者を任命することが明らかに不適当な場合には、そもそも右の学長等が憲法一五一条一項にいう公務員である以上、任命権者たる文部大臣としては、大学管理機関の申出にかかわらず、その申出のあつた者を任命しないことができるものと解されなければならないことは当然である。そして、学長事務取扱については、教特法一〇条の適用のないことは文理上明らかであり、また学長と学長事務取扱とは以下に述べるようにその性格を異にするものであるから、発令手続が同一

でなければならぬことはない。すなわち、一般に学長事務取扱の発令は、学長が欠けあるいは学長に事故があるときに大学の事務運営上の必要から臨時的かつ緊急的な措置としてなされるものであること前記のとおりであるから、場合によつては文部大臣は大学からの上申をまたずに発令する必要さえあるのであり、したがつてこれにつき特別の選任手続を必要としないものである。現に本件において、原告を学長事務取扱に発令されたいとの九州大学からの上申も、大学管理機関である大学協議会ではなく、大学評議会の議決に基づいてなされており、学長任命の場合とは同一の手続を経ていない。要するに、右発令の法的性質は国家行政組織法（以下、行組法という。）一〇条に基づく職務命令であり、法律上大学管理機関の申出に基くべきものではないから、運用としては当該大学の意向を可及的に尊重するのが妥当であるとしても、その発令が大学側の申出に依拠したものでない場合にも、当不当の問題が生ずることのあるは格別、違法の問題の生ずる余地はない。

2 仮に、学長事務取扱の発令について、教特法一〇条が準用されるとしても、学長について述べたように、大学管理機関の申出があつた場合、任命権者はその申出のあつた者を必ず任命しなければならないものではなくその者が法律上当該職に就く資格を有しない者であるときはもとより、その者を任命することが大学の目的に照らして明らかに不適当と客観的に認められるときには、申出を拒否することができるというべきである。

3 原告に対し学長事務取扱の発令をしなかつたのは、発令を拒否したのではなく、次の経緯で発令を一時保留したものであり、文部大臣の右発令保留に違法はない。

(1) 週刊誌「サンデー毎日」昭和四四年二月二日号（一一〇頁ないし一一四頁）に、「二人の井上教授—その「勇ましかつた発言」」という見出しで、別紙目録（三）記載の内容の記事が掲載されたところ、その後国会において、右に記載されていた原告の諸発言は、国立大学の教授として、また国家公務員として、法令を遵守するとともに政治的中立性を保持すべき義務に反するものではないかという疑いから前記のように再三にわたつて論議の対象に取り上げられ、それについての質疑がなされた。

(2) 文部大臣は、その職責上国会で答弁しなければならない必要にも迫られ、行組法一〇条所定の国立大学職員に対する服務統督権に基づき、時として本人の発言の内容ないし真意が正確に把握されにくいテレビ放送、あるいは週刊誌にあらわれた原告の前記諸発言の真否、真意、経緯等を確かめるため、前記のように大臣官房長をして昭和四四年三月一七日付をもつて九州大学長あてに別紙目録（四）記載の照会をなさしめたところ、これに対し、同大学学長事務取扱原俊之教授より同月二六日付で大臣官房長あてに、別紙目録（五）記載の回答がなされた。しかし、当時は既に原告を学長事務取扱に発令されたいとの上申がなされており、かつ、原告の発言として前記週刊誌に記載されていたところは、単なる個人的な意見に関するものではなく、国家公務員としての、また国立大学教官としての職務の執行に関連があると受けとられ得る趣旨のものであることから、文部大臣はその職責上、右発令のための資料を得るため、再度九州大学に対し、照会の趣旨にそつた回答をするよう要請したにもかかわらず、同大学からは何らの回答もなされないまま、前記のように同年五月二一日に至り同大学学長事務取扱原俊之教授から問田直幹医学部長を学長事務取扱に任命されたい旨の上申がなされたものである。

(3) 国立大学の学長事務取扱は憲法一五一条一項にいう公務員であるところから、その任命権者である文部大臣としては、発令にあたり国立大学教官としての言動について正確な事実を把握し、場合によつてはこれを発令判断の資料とするのは当然の職責であり、またそれは学問、思想の内容について云々しようとするものでもない。したがつて、本件について右判断の資料となるべき九州大学からの回答がなされるまで発令をしなかつたこと、すなわち発令を保留していたことは適法な権限の行使であり、何ら違法のかどはない。

(二) 文部大臣の行為によつて原告の名誉は毀損されていない。
すなわち、

1 発令の保留は、国家行政組織内部における事務処理手続の進行をとどめていただけたことであり、何ら公表的なものはない。右発令の保留が原告主張のように新聞によつて「スクープ」されたものとしても、「スクープ」というのは、当事者が公表しないのに報道機関がこれを探知する類のことをいうのであるから、これが公表というにあたらぬことは多言を要しないし、また、右の新聞において安嶋官房長が述べているところは、原告のいわゆる「スクープ」に対するもので、文部省としての見解の公表ではない。さらに、文部大臣が国会において答弁するのは、立法府に対する行政府の重要な責務であるから、もとよりこれも公表にあたるものではない。

2 仮に発令保留という態度が公表されたとしても、それが当人の名誉を毀損するような事実を理由とするものでないかぎり（例えば、当人が病弱であるというような理由による場合）、これにより当人の社会的評価を低下せしめるものではないところ、本件においては、未だ何ら原告の名誉にかかわる事実ないし意見を公にしたものはないから、原告の名誉が毀損されてはいない。

3 文部大臣が、原告の発言として週刊誌に記載されたところについて九州大学からの回答を求めて、その間発令を保留しているということは、社会一般も認識し、またそれ以上の認識はなかつたのであるから、仮に原告の国立大学教授としての社会的評価の低下があつたとしても、それは原告自身の言動に対する評価に基づくものといわねばならない。もし、右発言の内容がそれ自体社会一般に知られても何ら原告の学長事務取扱としての適格性を疑わせるおそれのないものであるというのであれば、それについて文部大臣が調査をし、その間発令を保留していることが社会一般に知られたとしても、それだけのことによつて原告の社会的評価を低下せしめるとき道理はないから、文部大臣の行為と原告の社会的評価の低下との間には因果関係がないものというべきである。

四 被告の主張に対する認否および反論

(一) 1 被告の主張第(一)項1のうち、本件における九州大学からの上申が大学評議会の議決に基づいてなされていることは認めるが、その余は争う。文部省設置法五条一項一八号、二項によれば、文部省（文部大臣）は国立大学に対して「その運営に関して指導と助言を与える」権限を有するのみで、指揮監督権を有するものではないから、これに前記大学における自治の原則を考え合わせれば、学長事務取扱発令の法的性質が行組法一〇条に基づく職務命令であり得ようはずがない。

元来大学は、国家の施設として一般的には特別権力関係の下にあつて行組法一〇条にいわゆる「統督」の権限に服するとしても、大学自治の原則を認めなければならない限度においては、この特別権力関係の外に置かれるべきものである。けだし、大学を全面的に特別権力関係のもとに置くことは、大学を官僚の支配の下に委ねることになり、学問の自由は全く否定されてしまうからである。また、被告の主張するような、学長事務取扱を大学の上申を待たずに発令する必要がある場合はまず存しない。九州大学についてみても、「総長の代理を行なう前任学部長についての申合せ」（昭三五・三・一評議会決定）なる内規があり、これによつて緊急事態に対処し得るよう必要な手当てがされているから、右のような場合を考えることができないのである。さらに、学長事務取扱は、その応急的、臨時的な性格から教特法四条による手続の完全な遵守ができない場合があつても、評議会のような大学の最高機関による選考が行なわれた以上、これによつて大学の意思は明らかにされ、学長選任に準じた手続が履まれたものとみるべきであるから、この場合にも同法一〇条を準用して、文部大臣は右の選考に基づく上申を尊重すべき義務を負うものである。

2 同第(一)項2は争う。被告主張のような例外を認めると、その例外を判断する者が任命権者そのものであることからその濫用の危険があり、ひいて大学の自治が侵される虞れがある。したがつて、文部大臣には如何なる拒否権もないものと解すべきである。仮に被告主張のように文部大臣が学長事務取扱の発令について、裁量権を有するとしても、大学

の人事については大学自治の原則によつて制約を受ける結果、「明らかに不適当と客観的に認められるとき」に限つて発令を拒否し得るのであつて、それが疑わしいときは、むしろ発令すべきことこそ、その職責といわなくてはならない。

3(1) 同第(一)項3(1)のうち、被告主張の週刊誌にその主張のような記事が掲載されたことは認める。しかし、ここにいわゆる原告の発言は、その内容において政治的中立性に反する疑いは全くなく、この点は人事院規則(昭二四・九・一九)および「政治的行為の運用方針について」(同二四・一〇・二八文部事務次官通知)に徴しても明白である。

(2) 同第(一)項3(2)のうち、大臣官房長名義による照会に対して、九州大学学長事務取扱より主張のような回答がなされたことは認める。

右の調査照会は違法なものである。すなわち、文部大臣において学長事務取扱発令の判断資料を得る目的でかような調査照会をなすことは、前述のように本来学長事務取扱の発令について裁量を行なうなどということが許されないものである以上、服務統督権に名をかりた権限の濫用である。のみならず、仮に、被告主張のように発令前に調査照会を行なうことができる場合があり得るとしても、本件の調査照会は、原告の国立大学教授としての学問、思想の自由に関連する事項であるばかりでなく、原告の発言に対する大学当局の見解をはじめ、大学当局としてこれまでにとつた措置、さらには今後とらうとする措置までも報告するように要求しているものであつて、これは憲法二三条、一九条に違反するものである。

(3) 同第(一)項3(3)は争う。叙上のように、調査照会は違法なものであるから、これに対する正式の回答があるまで発令を保留するという文部大臣の行為も違法である。しかも、大学においては、永年の慣行によつて一たび学長事務取扱が選任されれば、その者が直ちにその職務をとることになるから、文部大臣の不発令により大学にとつて最も重要な人事はすべて停滞して大学は混乱に陥り、結局、学長事務取扱に選任された者も辞任を余儀なくされるのであつて、これはまさしく発令の拒否以外の何ものでもない。

(二) 同第目項はいずれも否認する。

第三 証拠(省略)

理 由

一 請求原因第(一)項の事実は、人事異動上申書(以下、単に上申書という。)の提出の時期を除き、当事者間に争いがない。

ところで、原告は、上申書提出の時期について、これを昭和四四年三月一二日になされたものと主張する。しかしながら、右主張事実を認めるに足る的確な証拠はなく、むしろ、

〈証拠省略〉ならびに原告本人尋問の結果によれば、九州大学庶務部人事課長舟橋昭夫は、昭和四四年三月一二日右上申書を携行して文部省に出向いた際、従来学長あるいは学長事務取扱の発令を求める上申書は、当該大学の事務局長が担当部課長とともに持参説明するのが慣行であつたことから、同省大臣官房人事課任用班主査橋本真より、本件についても事務局長自身が来向するよう求められ、上申書を提出しないまま事務局長の上京を待機するに至つたこと、翌一三日上京して来た山崎事務局長は、文部省で同省大臣官房人事課長諸沢正道と会い、同人に対し、上申書を受理して欲しい旨申し入れたが、同人より、同年一月中旬ないし下旬ころテレビ、週刊誌等で報道された原告の諸発言について、既に国会がこれを取り上げて質疑がなされており(週刊誌「サンデー毎日」の同年二月二日号に「二人の井上教授―その勇ましかつた発言―」という見出しで、別紙目録(三)記載の如き内容の記事が掲載され、かつ、その後国会において右記事をめぐつて再三論議がなされたことは当事者間に争いがない。)、今後も相当の論議が予想される情勢であることから、かねて九州大学に対

し、電話照会していた原告の諸発言についての調査報告がなされるまでは、上申書を受理するわけにはいかぬ旨説かれた結果、なるべくすみやかに右の調査報告をすることを約し、それまで上申書を預ってくれるよう依頼して、これを同人に手交したこと、そして同月一七日には文部省大臣官房長安嶋弥において九州大学長あてに別紙目録（四）記載のような調査照会をしたが（この点も当事者間に争いが無い。）、九州大学はこれら照会のいずれにも回答をなさないまま同月一九日にあらためて上申書を書留速達郵便で文部省にあてて郵送し、右上申書は同月二二日送達されたので、文部省は同日これを受理したことが認められる。以上の事実によれば、同年三月一三日に諸沢人事課長のとつた措置の当否はともかく、上申書は、同月二二日に至つてはじめて文部省に受理されたものといわざるを得ない。

二 原告は、文部大臣が前項記載のとおり上申書の受理によつて、原告を九州大学学長事務取扱に発令すべき旨の申出を受けながら、昭和四四年五月二一日新たに問田直幹教授を任命すべき旨の申出がなされるまでの間、申出にそう発令をしなかつたことは、憲法二三条、教特法一〇条に違反し、違法な不作為にあたりと主張し、そして、右の態度は文部省大臣官房長が新聞紙上で意見を表明したことにより公表されたのみならず、文部大臣はかかる態度が当然新聞等で公表されることを予測でき、事実そのとおりとなつて原告の名誉は毀損されたから、上記不作為そのものが原告に対する国家賠償責任の原因にあたる旨主張する。

おもうに、一般的に、公務員の不作為が違法な職務の執行として国家賠償責任の原因となり得るには、その前提として、公務員が法律上作為をなすべき義務を負い、これを懈怠した場合であることを要するから、本件における原告の立論に従えば、先ず、文部大臣が前記の申出に基づいて、原告を九州大学学長事務取扱に発令すべき法律上の義務を負担していたか否かが検討されなければならない。

（一） 教特法一〇条は、大学の学長、教員および部局長の任用について、「大学管理機関の申出に基いて、任命権者が行う。」旨定めている。

ところで、大学において自治が認められていることは繰述を俟たないが、右自治の原理は、大学における学問の自由、すなわち真理の探究、学術の研究の場としての大学における研究、教育ないし教授の自由の保障を実効あらしめるために、大学の管理、運営に対する外部からの不当な介入、制約を排して、これを大学自身の手に取りめるべきものとする要求から必然的に生まれ、かつ徐々に醸成されてきたものであり、とりわけ、この自治は根幹である大学の教官そのほかの研究者の人事が大学の自主的決定に委ねられるべきことを要請し、かくて、大学の学長、教授そのほかの研究者は、大学の自主的判断に基づいて選任されるものとする人事の自治が、慣習法的に確立されるに至つたことは、明らかなところである。原告の援用する最高裁判決（昭三八・五・二二）も、「大学における学問の自由を保障するために、伝統的に大学の自治が認められている。この自治は、とくに大学の教授その他の研究者の人事に関して認められ、大学の学長、教授その他の研究者が大学の自主的判断に基づいて選任される。」と判示するゆえんである。

叙上のような大学自治の原理、なかんずく右原理の中核ともいふべき大学における人事の自治に鑑みれば、前記教特法一〇条にいう「大学管理機関の申出に基いて」とは、大学管理機関（同法二五条一項六号により、当分の間は学長）から申出がなされたときは、任命権者（国立の大学にあつては国家公務員法五五条一項により文部大臣、公立の大学にあつては教特法二五条二項により当分の間その大学を設置する地方公共団体の長）は、右申出が既に同法四条に準拠して大学の自主的選考を経たものとされる以上、その申出に羈束されて、申出のあつた者（それはおのずから一つの地位に一人だけと解さねばならない。）を任命すべく、そこに選択の余地、拒否の権能はなく、他面、申出がなければ、右の人事を行ない得ないものと解するのが相当である。もつとも、任命権者たる文部大臣あるいは地方公共団体の長は、その権限を適法に行使しなければならないこともいうをまたないから、申出が明らかに違法無効と客観的に認められる場合、例えば、申出が明白に法定の手續に違背していると

き、あるいは申出のあつた者が公務員としての欠格条項にあたるようなときなどは、形式的瑕疵を補正させるために差戻したり、申出を拒否して申出のあつた者を学長等に任用しないことができるといわなければならないが、しからざる限り、その申出に応ずべき義務、すなわち相当の期間内に申出のあつた者を学長、教員および部局長として任命したければならない職務上の義務を負うものと解すべきである。

(二) 進んで、学長事務取扱の発令について教特法一〇条の規定の適用ないし類推適用があるか否かについて検討する。

1 学長事務取扱は、学長が任期満了、辞任、死亡等によつて欠員となり後任が未だ任命されていないとき、または学長が病気、海外出張等のためその職務の執行ができないときに、当該大学の学部長、教授などのなかから、その本来の職務に従事しながら、臨時かつ応急に大学内および大学外に対し、学長のすべての権限を代理して行使するため指定されるものであることは当事者間に争いが無い。ところで、一般に、行政庁を構成する者が欠けたとき、またはこれを構成する者に故障を生じたときに、誰がその職務を代つて行なうかということについては、法令上の定めに基づいて当然に行なわれる場合と、代つてなすべき旨の発令があつてはじめて行なわれる場合とがあり、前者については内閣法九条、国家公務員法一条三項、地方自治法一五二条一項などにその例を見るところであるが、国立大学における学長事務取扱については特別に法令上の根拠は存したい。そして、〈証拠省略〉に徴すれば、従来、国立大学における学長事務取扱の発令を求める場合には、慣例的に各大学において内規、慣行等に基づき適宜学内のしかるべき機関に諮るなどして学長事務取扱の候補者を選考し、大学管理機関において文部大臣にその旨の申出をなし、同大臣は例外なく申出のあつた者を「学長事務取扱」（学長が欠けているとき）、もしくは「学長代理」（学長に故障があるとき）として発令しており、かつ、未だその申出をまたずにかような発令をした事例はないこと、しかし、発令については、学長の場合にはそれが閣議了解事項であり、発令にあつて学長に採用する、または昇任させる旨の人事異動通知書のみならず、学長に任命する旨の辞令書の交付もなされ、発令の結果は、俸給の根拠準則あるいは一定の任期（教特法八条一項）など一般の教員とは異なつた待遇を受けることになるのに反し、学長事務取扱にあつては、発令も閣議了解事項ではなく、発令にあつて学長事務取扱または学長代理を命ずる旨の人事異動通知書の交付があるにとどまり、発令後における俸給の根拠準則、また本来の職務が部局長であればその任期（同法八条一項）、一般教員であれば停年（同法八条二項）など、処遇についても従前と何ら変わるところのないことが認められる。

2 以上のような学長事務取扱に見られる諸事実から推考すれば、国立大学の学長事務取扱として発令する行為は、任命権者である文部大臣が任命権の対象である学長が欠け、またはこれに事故のあるときに、臨時かつ応急にその代理者を指定する行為（指定代理）にほかならず、右の指定は、任命権の一環に含まれ、これに由来するものとして、ひつきよう任命の性質を具えるものと解するのが相当である。この点につき、被告はこれを行組法一〇条に基づき職務命令であると主張し、〈証拠省略〉も右主張に添う供述をする。しかしながら、〈1〉形式的には、人事院規則八一一二の七五条によれば、任命権者が人事異動通知書を交付しなければならない場合の事例として、「職員を採用し、昇任させ、転任させ、若しくは配置換え」（一号）たり、「臨時的任用」（四号）あるいは「併任」（五号）を行なう場合など、同規則に定める任用行為（五、一六、二〇条）にあたる場合を掲げているのであるから、学長事務取扱の発令について学長と異なり右通知書のほかに「辞令書」の交付がないことをもつて、これが任用にあたらないということはいふことができないし、むしろ、同規則八一一二の二条一項は、その二〇条をうけて、任命権者が「併任」を行なうことができる場合を列挙し、その中には「併任の期間が三箇月をこえない場合」（五号）という暫定的な事例を掲げていることからすれば、臨時的かつ応急的な性格を有する学長事務取扱の発令もまた同規則にいわゆる「併任」に含まれ、任用行為にあたると解することができること、〈2〉実

質的には、大学における人事の自律性を尊重すべく、一時的にせよ学長と同一の権限を有する学長事務取扱の発令を、いわゆる特別権力関係において任命権者がその包括的支配権に基づいて発する職務命令とみることは、右自律性になじみ難い理と考えられること（従来、学長事務取扱の発令について行なわれていた手続上の慣行は、右自律性に極めて適合したものであると思料される。なお、原告は、文部省設置法五条一項一八号および同条二項をもつて、国立大学の学長事務取扱の発令が職務命令たり得ないことの一つの根拠となし、また〈証拠省略〉にも同趣旨の記述があるけれども、これら条項は高等専門学校、研究機関などにも適用があり、大学のみに関する規定でないことは自明であるから、同条項から直ちに右の如き結論を導き出すことにはにわかに左祖し難い。）、以上〈1〉、〈2〉の諸点を踏まえて考えるとき、〈証拠省略〉は、たやすく同調し難いところである。

3 してみれば、国立大学の学長事務取扱に指定し発令するのは、任命行為として、学長等の任用に関する教特法一〇条の規定が類推適用されるものといわなければならない。ただし、その基礎となる選考過程ないし資格要件については、学長事務取扱の発令が緊急の事態に対処するための臨時的な措置であることに鑑みれば、必ずしも同法四条に規定する学長についての選考手続、資格を要するもの之は認められず、当該大学における内規、慣行等に従い、学長について定められている大学管理機関（同法二五条一項一号により協議会）の選考を経ていればもとより、そうでなくともこれに準ずる機関によつて、全学的な立場から自主的な選考を経たものと認められるならば、足りると解すべきであろう。

（三） ひるがえつて、本件についてこれをみれば、原告が九州大学において学部長会議の推薦に基づき、同大学評議会によつて学長事務取扱に選考されたものであることは前記のとおりであり、そして、〈証拠省略〉および原告本人尋問の結果によれば、右の選考は昭和三五年三月一日評議会決定の「総長の代理を行う先任学部長についての申合せ」に則つて行なわれ、その結果、当時法学部長であつた原告が選ばれたものであることが認められる。しかして、右評議会は同二八年四月二二日文部省令第一一四号「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」に拠るものであるが、旧制の国立大学においては、評議会が大学の最高の議決機関であつたことを考えれば、原告に関する選考手続は、前記の要件を充たすに足るものといつて差支えなく、従つて、右の結果に基づいて、当時の学長事務取扱である原俊之教授が文部大臣に対してなした上申書の提出については、教特法一〇条の類推適用があるべきである。

そして、原告に関する上申書の提出、換言すれば教特法一〇条にいう「申出」については、明らかな手続違背等の形式的要件の不備を認めるに足る証左はなく、また原告自身について、公務員の欠格条項に該当し、または同条項に比肩すべき明らかな不適格性を窺うに足る資料もないのであるから、文部大臣は、上申書の受理後、相当の期間内に原告を九州大学学長事務取扱として発令しなければならない職務上の義務を負担するに至つたといわねばならない。

もつとも、本件上申書の提出に先だち、週刊誌「サンデー毎日」昭和四四年二月二日号に、「二人の井上教授―その勇ましかつた発言―」という見出しで、別紙目録（三）記載の内容の記事が掲載されたこと、その後の国会において右記事をめぐつて再三に亘り質疑がなされたことは、いずれも前述のとおりであり、そして原告本人尋問の結果および弁論の全趣旨に徴すれば、原告が同年一月一三日のTBSテレビ「マスコミQ」において、また上記週刊誌の取材に対して、微細な点における正確性、ニュアンスの差異はともあれ、大筋において右記事にあるような趣旨の発言をしたことも、これを肯認し得るところである。他方、当時の社会情勢に眼を転ずるとき、同四三年半ばごろから、各所にいわゆる大学紛争が発生して、前述の如く自治を享有し、学問と理性の府であるべき大学が未曾有の混乱におちいり、翌四四年一月に至つては、東京大学の安田講堂事件に象徴されるような公の施設、建物の損壊や暴力行為の中で、大学の多くはその正常な機能が麻痺して、もはや自主的解決の方途を

失い、やむなく警察力を導入することによつて辛うじて秩序の維持を保ち得ていた状況にあつたこと、そして九州大学もまた紛争を抱えた大学であつたことは、公知の事実である。さすれば、かような時期にあたつて、原告が、時として興味本位の扱いから真意をそのままに把握されにくい、一般大衆向けのテレビ番組あるいは週刊誌上で、簡にして断定的な発言をしたと見られることは、その形式、方法などから、学者としての純然たる学問上の意見とは受け取られずに、世上一般の誤解、紛議を招くおそれのある言動であつたことは否み難いところといわねばならないが、しかしながら、原告のかような形における発言の片言隻句をとらえて、直ちに国立大学の教員または学長事務取扱として、法定の欠格事由にも比すべき不適格性の存在を疑わしめるに足る事情となし得たいことも明らかである。従つて、これら原告の発言をめぐる諸事実は、叙上の判断を動かすものではない。

三 よつて進んで、文部大臣が昭和四四年三月二二日に上申書を受理しながら、同年五月二一日に至るまで、原告を九州大学学長事務取扱に指定しなかつたことが、相当の期間を超えた違法なもの、すなわち、通常の手続上やむを得ない期間を超えて長期に亘つて発令を放置したものといえるかどうかについて判断する。

(一) 〈証拠省略〉よれば、学長事務取扱について上申書の提出、受理がなされた場合には、当該大学の事務局長から選考の経過および結果、申出があつた者の経歴、特に管理職の経験の有無等の説明を受けて、選考手続の適法性および上申書の形式を点検し、上申書に添付すべき当人の履歴書および選考の経緯、結果等を記載した文書を作成したうえ、文部省大臣官房人事課任用班の職員を振り出しに、任用班主査、人事課副長、人事課長を経て、大学学術局の関係各課長、審議官、局長、さらに大臣官房長、事務次官の各中間決裁、最後に文部大臣の決裁を受けたのち、申出のあつた者に人事異動通知書を交付するという経緯をたどること、なお、右通知書の交付は、文部大臣が直接本人に辞令書を交付する慣行が確立している学長の場合と異なり、適宜の方法でなされていることがそれぞれ認められる。さらに、九州大学に対する調査囑託の結果によれば、九州大学において学長事務取扱の発令を求めた事例としては、本件原告に先立つものとして昭和四四年一月の前記原俊之教授の場合をみるに過ぎないが、同教授に対しては文部省が上申書を受理してから六日で発令がなされ、本件後のものとしては前記門田直幹教授および同年八月に谷口鉄雄教授の場合があり、いずれも上申書の受理から発令までが三日であること、一方学長については、本件以前の事例では、上申書の受理から発令まで一四日ないし三〇日、以後の事例では右発令まで七日ないし一八日を要していることが認められる。以上の事実、前述のように学長事務取扱が学長と異なり閣議了解事項ではないことを勘考すれば、文部省が学長事務取扱について上申書を受理してからその発令に至るまでに通常の手続上必要とされる期間は、最長の期間を考えても、三〇日あれば十分であると認めざるを得ない。

(一) そうすると、本件においては、文部大臣は上申書を受理してから通常の手続上必要とされる期間を約一か月超えてもなお原告を学長事務取扱に発令しなかつたことになるわけであるが、これをもつて、不当に長期に亘つて発令を放置したものと評価し得るか否かは、所詮、本件における具体的な諸事情を勘案して決めなければならない。

そこで、案ずるに、〈証拠省略〉および原告本人の各供述ならびに九州大学に対する調査囑託の結果を総合すれば、次の事実が認められる。

1 国立大学の学長事務取扱の発令を求める申出は、大学紛争の発生以前においては、さほど事例を見なかつたところ、紛争の激化に伴つてにわかにその数を増したもので、ために法令上に根拠のない右発令の性格については、これまで十分に検討される機会も必要もなく、学説上においても定説はもとより、明確に意識してこの点を論じたものとてなく、また未だ裁判例も存しなかつた。けれども、文部省においては、学長事務取扱の職務の暫定性、応急性を重視して、これを任命権者の権限に当然に含まれる職務命令と目し、従つて教特法一〇条の適用ないし類推適用はないとするのが一致した見解とされ、また、原告を九州

大学の学長事務取扱として発令を求める本件上甲に関連して、国会で行なわれた質疑に際しては、内閣法制局の係官においても、一般的に右発令の性質は検討中として明確な意見の表明を避けながらも、本件上申については、学長に関して定められている大学管理機関（協議会）の選考を経たものではないことを一事由として、同法一〇条そのものの適用、ひいて任命の拘束性はなからう旨の見解を述べていた。

2 別紙目録目記載の内容の記事等について、昭和四四年三月一七日付で文部省大臣官房長安嶋弥名義をもつて九州大学長あて一に同目録四記載の照会をしたところ、これに対して同月二六日付で同大学学長事務取扱原俊之教授から同目録（五）記載の回答がなされたが（右の各事実は当事者間に争いが無い。）、文部大臣としては、上記の照会を行組法一〇条に基づくものとし、かつこの照会に対し上記の如き回答では足りないとして、さらに照会の趣旨に添う具体的な内容の回答を求めるべく、その後再三にわたって同大学事務局長を通じて督促を重ね、なおこれが得られるまでは原告を学長事務取扱として発令しないとの意向を有していた。一方、原告は、前記のいわゆる発言の後に、一部の新聞、テレビ上で右発言についての釈明（ここにいわゆる警察とは公安警察を意味する等）を行なうところがあった。

3 原告に関する本件上申のなされた時点において、九州大学では、さきに昭和四四年一月に水野高明学長が辞任したため同月三十一日付で前記のとおり原俊之教授が学長事務取扱に発令され、原告に関する本件上申がなされたのは、原教授が右発令後僅か一か月余りにして同年三月一日ごろ病気を理由に同大学評議会に辞任を申し出た結果によるものであった。

以上の各事実が認められる。しかして、これらの事実から推せば、〈1〉学長事務取扱の発令を職務命令と目する文部省の見解も、全く根拠を欠いた独善の論とはなし得ず、従つて、かかる見解に基づいて本件上申につき任命の拘束性はないとの立場からこれに対処せんとした文部大臣の態度を一概に非難することはできないこと、〈2〉原告のテレビ番組あるいは週刊誌上における発言は前叙のとおり熊様を有し、従つて、右発言は、研究者、学生を相手として、大学において、または学術的な機関誌等において研究結果を発表する場合と異なり、いわば社会的活動としての色彩を帯びたものといつてよく（純粋に学問上の意見、研究結果の発表であれば、上記の如き照会は、もちろん学問の自由を侵すものとして許されない。）、とりわけ、当時の大学をめぐる異常な情勢から、学長事務取扱に任ぜられれば大学の管理運営の責任者として、警察に対し出動要請の衝に当らねばならぬ事態の発生もおのずから予想されないではなかつたことを慮れば、任命権者たる文部大臣が学外において徒なる紛議、誤解あるいは摩擦の加わることをあらかじめ避けるために、叙上のような方法によつて、直接九州大学または原告自身から何らかの釈明回答を得たいと意図したことは、発令すべき職務上の義務とは別に、行政上の措置として、また政治的配慮として是認できないものではないこと、〈3〉本件上申は、その機縁において当時の大学紛争の深刻さを示すとともに、その応急性の点においても、学長が欠け、または事故があるときに、当初なされる学長事務取扱発令の申出とは若干の相違のあることを否定し難く、総じて通常の場合とは別異の状況のもとに置かれていたこと、を認めざるを得ない。そうだとすれば、帰するところ、本件においては、文部大臣が前記のように通常の所要期間を約一か月超えてなお原告を学長事務取扱に発令しなかつたことについて、斟酌するに足る特段の事情があつたものといわねばならない。すなわち、文部大臣は未だ不当に長期に亘つて原告を学長事務取扱に発令しないまま放置したものとは断じ難く、文部大臣の右不作為をとらえて、合理的な期間を超えた違法なものとの法的評価を加えることは相当でないというべきである。

四 以上の次第であるから、文部大臣の不作為の違法であることを前提として、被告に対し国家賠償を求める原告の本訴請求は、その余の判断を俟つまでもなく理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条の規定を適用して、主文のとおり判決す

る。

(裁判官 中田四郎 萩尾保繁 早井博昭)

目録 (一)

陳謝文

九州大学評議会は、昭和四四年三月一日貴殿を同学学長事務取扱に選考し、同学の大学管理機関は直ちにその任命を文部大臣に申出ました。しかるに、文部大臣が憲法第二三条及び教育公務員特例法第一〇条に違反してその発令をせず、貴殿の名誉を傷つけたことは甚だ遺憾であります。

ここに深く陳謝の意を表します。

文部大臣 奥野誠亮
井上正治 殿

目録 (二)

(掲載条件)

- 一 掲載場所 官報最終頁の二段枠組
- 二 掲載回数 一回
- 三 活字の大きさ (一) 表題、文部大臣奥野誠亮、井上正治殿はいずれも一六ボ活字
(二) 右 (一) 以外の本文は一四ボ活字
(三) 表題と本文との行間は一〇ボ
(四) 本文と文部大臣奥野誠亮との行間は二〇ボ
(五) 文部大臣奥野誠亮と井上正治殿との行間は二〇ボ
(六) 本文の行間は六ボ

目録 (三)

(記事内容)

(1) 原告は、昭和四四年一月一三日午後一時一五分から同四五分までの間放送されたTBS (東京放送) テレビの報道番組「マスコミQースクラツプかシンボルカー九大ジェット機引下しの波紋」において、大原麗子ディレクターの「あなたの敵はだれですか。」との質問に対して、「私の敵は警察です。警察は私を敵視しています。」と答え、また、「(墜落した米軍ジェット機の) 機体の処理はどうしますか。」との質問に対し、「大学の構内に厳重保管する。引きわたしを強制されたらあくまで戦う。公務執行妨害罪でつかまれば法廷で戦う。……」と答えた。

(2) 週刊誌「サンデー毎日」の記者が原告を九大法学部長室にたずねた際、原告は、「安保は違憲であると私が公けに唱えることは、国家公務員法や教育公務員特例法に違反するでしょう。しかし、基地撤去の運動を進めてきたのだから、ある意味では九大全体がそういう法律に違反することになります。問題は学問的信念から出た行為かどうかです。」
「……権力側は機体を九大内に保管しておくことは、横領罪だとか窃盗罪だとかいつて一方的に返却をせまってくるに違いない。そのときは反対デモの先頭に立つ。公務執行妨害罪に問われてつかまるときがあるかもしれない。しかし、それはもつきの幸いだ。安保が違憲であることを法廷で主張するチャンスが与えられるからです。」
「われわれは教育の中立、大学の中立というワクにしばられているが、そのワクを踏み越えても、自分の見解をはつきりさせなければならない。」等の発言をした。

目録（四）

井上正治教授の言動に関する調査について（照会）

貴学井上正治教授（法学部長）の言動については、先般来、週刊誌等に報道されておりますが、この件に関し、下記の事項について調査のうえ、すみやかに文書で御報告願います。

記

（1） 井上正治教授の一月一三日TBS「マスコミQ」における発言及び、サンデー毎日二月二日号一一〇頁から一一四頁に掲載された発言について、その事実の有無、事実とすればその内容等について

（2） 井上正治教授の上記の言動が事実である場合に、これに対する大学当局の見解、大学当局としてこれまでにとった措置及び今後とろうとする措置について

目録（五）

井上正治教授の言動に関する調査について（回答）

三月一七日付け文人審第五二号でご照会のこのことについて、本学は、教授個人の学問思想の自由に関連する事項についての調査照会に対しては、回答すべき筋合のものではないと考えます。このような照会は、まことに遺憾であります。

参照条文

○日本国憲法	… 1
○日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）（抄）	… 6
○日本学術会議法施行令（平成 17 年政令第 299 号）	… 10
○日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）（抜粋）	… 11
○日本学術会議細則（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 146 回総会決定）	… 16
○日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令（平成 17 年内閣府令第 93 号）	… 20
○補欠の会員の選考手続について（平成 18 年 6 月 22 日日本学術会議第 18 回幹事会申合せ）	… 21
○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）	… 23
○総理府設置法（昭和 24 年法律第 127 号）（抄） ※昭和 24 年の設置時のもの	… 28
○内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）（抄）	… 30
○裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）（抄）	… 33
○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）（抄） ※昭和 58 年当時のもの	… 35
○教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）（抄） ※平成 13 年 4 月 1 日施行のもの	… 36
○官報（平成 11 年 5 月 28 日号外第 100 号）（抜粋）	… 39
○国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）（抄）	… 41
○学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）（抄）	… 44

平成 30 年 10 月 25 日（木）
内閣府日本学術会議事務局

○日本国憲法

朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第七十三條による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼外務大臣

吉田茂

国務大臣

男爵

幣原喜重郎

司法大臣

木村篤太郎

内務大臣

大村清一

文部大臣

田中耕太郎

農林大臣

和田博雄

国務大臣

斎藤隆夫

逓信大臣

一松定吉

商工大臣

星島二郎

厚生大臣

河合良成

国務大臣

植原悦二郎

運輸大臣

平塚常次郎

大蔵大臣

石橋湛山

国務大臣

金森徳次郎

国務大臣

膳桂之助

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国会を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。

七 栄典を授与すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、

これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができ、る。

第六十三条 内閣総理大臣その他の國務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、こ

れを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一 法律を誠実に執行し、國務を総理すること。

この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

○日本学術会議法

(昭和二十三年七月十日)

(法律第二百一十一号)

第二回通常国会

芦田内閣

改正

昭和二十四年 五月三十一日法律第一三三三号

同 二十四年二月二日同 第二五二二号

同 二五年三月七日同 第四号

同 三二年三月二三日同 第二二一號

同 三二年三月二四日同 第二七号

同 三六年六月一七日同 第一四五号

同 三九年六月一九日同 第一一〇号

同 五八年一月二八日同 第六五号

平成一一年 七月一六日同 第一〇二号

同 一六年 四月一四日同 第二九号

日本学術会議法をここに公布する。

日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学

術会議法と称する。

2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

(平一一法一〇二・平一六法二九・一部改正)

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分

二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針

三 特に専門科学者の検討を要する重要施策

四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

一 科学の振興及び技術の発達に関する方策

二 科学に関する研究成果の活用に関する方策

三 科学研究者の養成に関する方策

四 科学を行政に反映させる方策

五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策

六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

(昭三二法二一・追加、平一一法一〇二・平一六法二九・

一部改正)

第三章 組織

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。

3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。

4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。

6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。

7 会員には、別に定める手当を支給する。

8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

(昭二四法二五二・昭二五法四・昭五八法六五・平一六法

二九・一部改正)

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。

3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。

4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができ

る。

5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができ

る。

(平一六法二九・一部改正)

第九条 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十条 日本学術会議に、次の三部を置く。

第一部

第二部

第三部

(平一六法二九・全改)

第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第十二条 各部に、部長一人、副部長一人及び幹事二人を置く。

2 部長は、その部に属する会員の互選によつて定める。

3 副部長及び幹事は、その部に属する会員のうちから、部会の同意を得て、部長が指名する。

4 第八条第四項及び第六項の規定は部長について、同条第五項及び第六項の規定は副部長及び幹事について、それぞれ準用する。

(平一六法二九・全改)

第十三条 部長は、部務を掌理する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務

を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四条 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長、副会長、部長、副部長及び幹事をもつて組織する。

3 日本学術会議は、第二十八条の規定による規則（以下この章及び次章において「規則」という。）で定めるところにより、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる。

(昭五八法六五・平一六法二九・一部改正)

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところに

より第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3 連携会員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一六法二九・全改)

第十五条の二 日本学術会議に、規則で定めるところにより、会員又は連携会員をもつて組織される常置又は臨時の委員会を置くことができる。

(昭五八法六五・追加、平一六法二九・一部改正)

第十六条 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、局長その他所要の職員を置く。

3 前項の職員の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行う。

(昭二四法一三三・昭三一法二一・平一一法一〇二・平一

六法二九・一部改正)

第四章 会員の推薦

(昭五八法六五・全改)

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

(平一六法二九・全改)

第十八条から第二十二条まで 削除

(平一六法二九)

第五章 会議

第二十三条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。

2 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年二回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。

3 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。

4 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。

(昭五八法六五・旧第二十二條繰下)

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。

(昭五八法六五・旧第二十三條繰下)

第六章 雑則

(昭五八法六五・旧第七章繰上)

第二十五条 内閣総理大臣は、会員から病氣その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。

(昭五八法六五・全改)

第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。

(昭五八法六五・全改、平一六法二九・一部改正)

第二十七条 削除

(昭五八法六五)

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項そ

○日本学術会議法施行令

(平成十七年九月十六日)

(政令第二百九十九号)

日本学術会議法施行令をここに公布する。

日本学術会議法施行令

内閣は、日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十五条第四項の規定に基づき、日本学術会議法施行令(昭和五十九年政令第六十号)の全部を改正するこの政令を制定する。

(連携会員の任期等)

第一条 日本学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)の任期は、六年とする。ただし、一定の期間内に限ってその職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命することを妨げない。

2 連携会員は、再任されることができる。

(連携会員の辞職)

第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があつたときは、その辞職を承認することができる。

(連携会員の退職)

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると
きは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則(以下単に
「規則」という。)で定めるところにより、当該連携会員を退職
させることができる。

(雑則)

第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項

は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

(日本学術会議会員候補者選考委員会令の廃止)

2 日本学術会議会員候補者選考委員会令(平成十六年政令第六十二号)は、廃止する。

○日本学術会議会則

(平成十七年十月二十四日)

(日本学術会議規則第三号)

改正 平成一八年 二月二八日日本学術会議規則第一号

同 一八年 五月 八日同 第二号

同 二〇年 五月 七日同 第一号

同 一三年 七月二八日同 第一号

同 二五年一〇月二八日同 第一号

同 二八年 五月一八日同 第一号

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則(昭和二十四年日本学術会議規則第一号)の全部を改正する規則を次のように定める。

日本学術会議会則

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 職務(第二条、第三条)
第三章 組織(第四条—第六条)
第四章 会員及び連携会員の選考等(第七条—第十五条)
第五章 会議(第十六条)
第六章 総会(第十七条—第十九条)
第七章 部会(第二十条—第二十二条)
第八章 幹事会(第二十三条—第二十六条)
第九章 委員会(第二十七条—第三十二条)

第十章 地区会議(第三十三条)

第十一章 若手アカデミー(第三十四条)

第十二章 栄誉会員(第三十五条)

第十三章 日本学術会議協力学術研究団体(第三十六条)

第十四章 雑則(第三十七条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(総則)

第一条 日本学術会議(以下「学術会議」という。)の運営に関する事項は、この会則の定めるところによる。

第二章 職務

(意思の表出)

第二条 学術会議は、日本学術会議法(以下「法」という。)第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出をすることとし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。

- 一 要望
- 二 声明
- 三 提言
- 四 報告
- 五 回答

(平二〇日学会規一・一部改正)

(国際活動)

第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行うことができる。

- 一 学術に関する国際会議等への代表の派遣
- 二 学術に関する国際会議の主催及び後援
- 三 二国間学術交流
- 四 アジア学術会議に関すること。
- 五 その他会長が必要と認めるもの
- 2 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。

第三章 組織

(会長の互選等)

第四条 法第八条第二項の会長の互選は、他の案件に先立って総会で行うものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、会長の互選に関する事項は、総会が定める。

(副会長の職務)

第五条 副会長は、会長が定めるところにより、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること。
 - 二 学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること。
 - 三 学術会議の国際活動に関すること。
- (部への所属)

第六条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員が

らの申出に基づき総会が定める。

第四章 会員及び連携会員の選考等

(連携会員の任期の例外)

第七条 日本学術会議法施行令(平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。)第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員(以下「連携会員」という。)を任命することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

(平一八日学会規一・一部改正)

(会員及び連携会員の選考の手続)

第八条 会員及び連携会員(前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。)は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

- 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

- 3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。

- 4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会

員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。

6 その他選考の手續に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(平一八日学会規一・一部改正)

(会員の辞職)

第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があつたときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。

2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。

3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

(会員の退職)

第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出することにつき、総会に議決を求めることができる。

2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の補欠の者の任期)

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携会員の再任)

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。

(連携会員の辞職)

第十三条 令第二条の辞職の申出があつたときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

(連携会員の退職)

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

第二条 令第一条の連携会員のうち、平成十七年十月四日から平成

十八年九月三十日までに任命される者の任期の終期は、平成二十
三年九月三十日までの間で会長が指定する。

2 前項の連携会員のうち、半数の者の任期は、平成二十年九月三
十日までとするよう努めるものとする。

(平一八日学会規二・一部改正)

第三条 会長は、平成十七年十二月三十一日までの間、委員会又は
地区会議の活動のため特に必要があると認める場合、第八条の規
定にかかわらず、平成十八年六月三十日までの必要な期間を定
め、連携会員を任命することができる。

2 前項に基づき任命された連携会員は、第八条第一項の推薦をす
ることはできない。

3 第十二条第一項の規定は、第一項に基づき任命された連携会員
には適用しない。

附 則 (平成一八年二月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年五月八日日本学術会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月七日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年七月二八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月二八日日本学術会議規則第一

号)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一八日日本学術会議規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第二条関係)

(平二〇日学会規一・全改、平二五日学会規一・一部改

正)

種 類	表出主体	定 義
要 望	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が政府及び関係機関等に実現を望む意思表示をすること。
声 明	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。
提 言	部、委員 会、分科会 又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。
報 告	部、委員 会、分科会	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミー

答 回	
学術会議	又は若手アカデミー
関係機関からの審議依頼（法第四条の諮問を除く。）事項に対し、学術会議が回答すること。	―が審議の結果を発表すること。

●日本学術会議細則

〔平成17年10月4日
日本学術会議第146回総会決定〕

改正 平成18年 2月13日日本学術会議第147回総会決定
平成18年 4月11日日本学術会議第148回総会決定
平成18年10月 3日日本学術会議第149回総会決定
平成19年 4月10日日本学術会議第150回総会決定
平成20年 4月 8日日本学術会議第152回総会決定
平成20年10月 1日日本学術会議第154回総会決定
平成21年10月19日日本学術会議第156回総会決定
平成26年 7月11日日本学術会議第167回総会決定
平成28年 4月14日日本学術会議第171回総会決定

日本学術会議細則を、次のとおり定める。

日本学術会議細則

第1章 総則

(総則)

第1条 日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成17年日本学術会議規則第3号、以下「会則」という。）に定めるもの及び会則において幹事会で定める事項とされているもののほか、この細則の定めるところによる。

第2章 会長

(会長の互選)

第2条 事務局長は、会長の互選のための資料として、互選が行われる総会時における会員（送付時には候補者である者を含む。以下本条において同じ。）に対し、総会に先立ち、次の資料を送付する。

(1) 互選が行われる総会時における会員の名簿（略歴等を含む。以下本条において「名簿」という。）

(2) その他幹事会が必要と認める資料

2 会長の互選は、総会に出席した会員の投票により行う。この場合の投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 会員は、前項の規定により送付された名簿に掲載された者のうち1人に投票する。この投票は、単記無記名による。

(2) 投票者数の過半数の票を得た者を会長の候補者とする。

することができる。

4 提出者は、前項の助言に基づき、必要に応じ議案を修正の上、議案を会長に提出する。

5 会長は、提出された議案を総会に付議する。幹事会の意見のうち、議案に反映されないものについては、会長が総会において当該意見を述べるものとする。

6 総会において2人以上の会員により議案の修正提案が行われた場合は、会長は、必要に応じ総会の休憩を求め、幹事会又は関係する部若しくは委員会の意見を聴くことができる。

(報告の手續)

第6条 総会に報告する案件を有する会員又は連携会員(本条において「報告者」という。)は、原則として総会開催の7日以前に開催される幹事会で報告することとする。

2 報告者は、幹事会で報告した後、総会で報告することとする。

(提出資料の様式)

第7条 議案及び報告のための提出資料の様式は、別表第1のとおりとする。

(定足数)

第8条 法第24条第1項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

(公開の手續)

第9条 議長は、総会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴可能人数につき、事前に適当な手段をもって周知することとする。

2 総会の傍聴可能人数は、議長が定める。

第4章 委員会

(常置の委員会の設置)

第10条 機能別委員会は、別表第2のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

2 分野別委員会は、別表第3に掲げるものを設置することとし、調査及び審議すべき事項並びに運営に関する事項は、幹事会が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この決定は、決定の日から施行する。

(関係する決定の廃止)

第2条 日本学術会議の運営の細則に関する内規(昭和61年総会決定)、日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規(昭和62年総会決定)、日本学術会議の行う国際学術交流事業について(申合せ)(昭和62年総会決定)及び副会長世話担当研究連絡委員会の運営について(申合せ)(平成3年総会決定)は、廃止する。

附 則 (平成18年2月13日日本学術会議第147回総会決定)

別表第2（第10条関係）（150総・167総・171総・一部改正）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第8条）
科学者委員会	会則第5条第1号に規定する職務を行う副会長	科学者の在り方、人権及び自由交流に関すること、科学における男女共同参画に関すること、会員及び連携会員の辞職（会則第9条第3項、同第13条第2項）、会員及び連携会員の退職（会則第10条第2項、同第14条第2項）、地区会議に関すること、日本学術会議協力学術研究団体に関すること、その他科学者間の連携に関すること
科学と社会委員会	会則第5条第2号に規定する職務を行う副会長	勧告、要望及び声明の内容等の検討（幹事会決定事項）、総合科学技術・イノベーション会議との連携に資するための審議課題の検討、国民の科学に対する理解の増進、その他学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること
国際委員会	会則第5条第3号に規定する職務を行う副会長	学術会議における国際活動の調整、その他学術会議の国際的対応に関すること

別表第3（第10条関係）（147総・149総・154総・156総・一部改正）

委員会名	委員会名	委員会名
言語・文学委員会	基礎生物学委員会	数理科学委員会
哲学委員会	統合生物学委員会	物理学委員会
心理学・教育学委員会	農学委員会	地球惑星科学委員会
社会学委員会	食料科学委員会	情報学委員会
史学委員会	基礎医学委員会	化学委員会
地域研究委員会	臨床医学委員会	総合工学委員会
法学委員会	健康・生活科学委員会	機械工学委員会
政治学委員会	歯学委員会	電気電子工学委員会
経済学委員会	薬学委員会	土木工学・建築学委員会
経営学委員会	環境学委員会	材料工学委員会

○日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣 への推薦手続を定める内閣府令

(平成十七年九月一日)

(内閣府令第九十三号)

日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十七条の規定に基づき、日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令を次のように定める。

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行うものとする。

附 則

この府令は、平成十七年十月一日から施行する。

●補欠の会員の選考手続について

平成18年6月22日
日本学術会議第18回幹事会申合せ

会員が任期の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が1回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の10月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことが可能な場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から5人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。
6. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。
ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、適時に総会の承認を得ることができるようにするため、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年3月19日日本学術会議第73回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２２年１０月２１日日本学術会議第１０９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２３年３月１７日日本学術会議第１１７回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

○国家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日)

(法律第二百十号)

第一回特別国会

片山内閣

改正

同	昭和二十二年二月一七日法律第一九五号
同	二三年二月三日同 第二二二号
同	二三年二月二日同 第二五八号
同	二三年二月二日同 第二六五号
同	二四年三月三〇日同 第二号
同	二四年五月三一日同 第二二五号
同	二四年六月一日同 第一七四号
同	二五年三月三一日同 第四九号
同	二五年四月三日同 第九五号
同	二六年三月三〇日同 第五九号
同	二六年二月二日同 第三一四号
同	二七年三月三一日同 第四一号
同	二七年四月二六日同 第九七号
同	二七年六月一〇日同 第一七四号
同	二七年六月二一日同 第二〇七号
同	二七年七月三一日同 第二五二号
同	二七年七月三一日同 第二五八号
同	二七年七月三一日同 第二六五号

同	二七年七月三一日同 第二六八号
同	二九年六月九日同 第一六四号
同	三一年三月一七日同 第一二二号
同	三一年三月二四日同 第二七号
同	三一年六月二一日同 第一四〇号
同	三一年六月二六日同 第一六一号
同	三二年六月一日同 第一五八号
同	三三年四月二四日同 第七八号
同	三三年四月二五日同 第八六号
同	三四年四月一五五同 第一三七号
同	三四年五月一五五同 第一六三三号
同	三五年三月三一日同 第三〇号
同	三五年六月三〇日同 第一一三三号
同	三七年四月一六日同 第七七号
同	三七年五月二一日同 第一二二二号
同	三七年五月一五五同 第一三二二二号
同	三七年五月一六日同 第一四〇号
同	三七年九月一五五同 第一六一号
同	三八年六月二二日同 第一一一号
同	三九年六月二九日同 第一一八号
同	四〇年五月一八日同 第六九号
同	四〇年六月三日同 第一一六号
同	四一年六月二八日同 第八九号

条の四)

第二款 再就職等監視委員会(第百六条の五―第百六条の十二)

第三款 雑則(第百六条の二十三―第百六条の二十七)

第九節 退職年金制度(第百七条・第百八条)

第十節 職員団体(第百八条の二―第百八条の七)

第四章 罰則(第百九条―第百十三条)

附則

国家公務員法

第一章 総則

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準(職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。)を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導さるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはな

らない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し又は、い触する場合には、この法律の規定が、優先する。

(昭二三法二二三・全改、昭四〇法六九・一部改正)

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を含む。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官

七の三 大臣補佐官

八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

十二 日本学士院会員

十二の二 日本学術会議会員

十三 裁判官及びその他の裁判所職員

十四 国会職員

十五 国会議員の秘書

十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）

十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」とい

う。）の役員

④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうかが本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。

⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

（昭二三法二二二・全改、昭二三法二五八・昭二四法二・

昭二四法一二五・昭二五法四九・昭二六法五九・昭二六法

三一四・昭二七法四一・昭二七法九七・昭二七法一七四・

昭二七法二〇七・昭二七法二五二・昭二七法二六五・昭二

九法一六四・昭三一法一二・昭三一法二七・昭三一法一四

〇・昭三一法一六一・昭三三法一五八・昭三三法七八・昭

三七法七七・昭三七法一二二・昭三七法一三二・昭四〇法

六九・昭四〇法一一六・昭四一法八九・昭四五法九七・昭

四八法一一六・昭五八法六五・昭五八法七八・昭五八法八

〇・平元法一・平七法五四・平八法一〇三・平一〇法一

三・平一一法一〇二（平一一法一一六）・平一一法一〇

四・平一三法三二・平一四法九八・平一七法一〇二・平一八法一一八・平一九法八〇・平二五法二二・平二五法八九・平二六法二二・平二六法六七・平二七法三九・平二七法六六・一部改正)

第二章 中央人事行政機関

(昭二三法二二二・昭四〇法六九・改称)

(人事院)

第三条 内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣に報告しなければならない。

② 人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、採用試験(採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する事項を除く。)、任免(標準職務遂行能力、採用昇任等基本方針、幹部職員任用等に係る特例及び幹部候補育成課程に関する事項(第三十三条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて、行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用の確保に関するものを含む。))を除く。)、給与(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条の二第一項の規定による指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定の方法並びに同法第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定及び改定に関する事項を除く。)、研修(第七十条の六第一項第一号に掲げる観点に係るものに限る。))の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、

苦情の処理、職務に係る倫理の保持その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

③ 法律により、人事院が処置する権限を与えられている部門においては、人事院の決定及び処分は、人事院によつてのみ審査される。

④ 前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する権利に影響を及ぼすものではない。

(昭二三法二二二・全改、昭三四法一六三・昭四〇法六

九・平一一法一二九・平一九法一〇八・平二六法二二・一

部改正)

(国家公務員倫理審査会)

第三条の二 前条第二項の所掌事務のうち職務に係る倫理の保持に関する事務を所掌させるため、人事院に国家公務員倫理審査会を置く。

② 国家公務員倫理審査会に関しては、この法律に定めるもののほか、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の定めるところによる。

(平一一法一二九・追加)

(職員)

第四条 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。

② 人事官のうち一人は、総裁として命ぜられる。

③ 人事院は、事務総長及び予算の範囲内においてその職務を適切

う。

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

(平一九法一〇八・全改、平二六法二二・一部改正)

(欠員補充の方法)

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(昭二三法二二・一部改正)

(採用の方法)

第三十六条 職員の採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職(第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五条の二第一項において同じ。)以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

(昭二三法二二・平一九法一〇八・平二六法二二・一部改正)

第三十七条 削除

(平一九法一〇八)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(昭二三法二二・平一一法一五一・平一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するために、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

により降任され、又は免職された職員については、適用しない。

6 日本郵政公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、三万八千四百十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

7 日本郵政公社の職員は、その数が昭和二十四年十月一日において、五十万六千七百三十四人をこえないように、同年九月三十日までの間に、逐次整理されるものとする。

8 日本郵政公社及び日本国有鉄道労働組合は、前二項の規定による整理を実施する場合においては、その職員をその意に反して降職し、又は免職することができない。

9 公共企業体労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第八條第二項及び第十九條の規定は、前三項の場合には、適用しない。

10 日本郵政公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第十七條の二の規定は、第六項の規定による整理により退職する日本郵政公社の職員については、適用しない。

11 第三項、第四項、第六項及び第七項の規定による整理により退職する者に對して支給する退職年金については、昭和二十四年度予算の範囲内において、恩給法(大正十二年法律第四十八号)、國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)及び労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の適合措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基き給與その他の給付との關係を考慮して、政令で定める。

12 未給還職員に関する取扱については、なお従前の例による。日本郵政公社及び日本国有鉄道の未給還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。

13 國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(昭和二十三年法律第三十号)及び行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十七号)は、廃止する。

公社及び日本国有鉄道の未給還職員に関する取扱も、これに準ずるものとする。

13 國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律(昭和二十三年法律第三十号)及び行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十七号)は、廃止する。

内閣総理大臣 吉田 茂
外務大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
法務大臣 磯田 俊吉
文部大臣 高橋 貞太郎
厚生大臣 林 義雄
農林大臣 森 幸太郎
逓送大臣 細田 平太郎
運輸大臣 大庭 秀三
逓信大臣 小澤 佐重雄
労働大臣 鈴木 正文
建設大臣 益谷 秀次

總理府設置法をここに公布する。

總理府設置法をここに公布する。

總理府設置法をここに公布する。

總理府設置法をここに公布する。

總理府設置法をここに公布する。

總理府設置法をここに公布する。

第三章 機關第十六條
第四章 職員(第十九條-第二十二條)
附則

第一章 總則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、總理府の所掌事務の範圍及び権限を明確に定めるとともにその所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二章 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、總理府を設置する。

總理府の長は、内閣総理大臣とする。

總理府の任務は、左に掲げる國の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

總理府は、統計及び榮典に関する事務並びに新聞出版用紙の割當

一 各行政機関の施設及び事務の適合調整
二 他の行政機関の所掌に属しない行政事務並びに條約及び法律(法律に基く命令を含む)で總理府の所掌に属せしめられた行政事務

(總理府の任務)
總理府は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範圍内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴收し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に必要必要な事務所の施設を建設し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に必要必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員に任免及び官制を行ひ、その他職員に人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保護のため必要な施設を設け、及びこれを管理すること。

八 職員に貸與するために宿舍を設け、及びこれを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の業務を行ひ、法令の定めるところに従ひ、必要な措置をすること。

十一 所掌事務の周知宣傳を行ふこと。

十二 總理府の公印を創定すること。

十三 官報及び法令全書、國史及び印刷並びに内閣所掌の機密文書の印刷について指揮監督すること。

十四 榮典を授與すること。

十五 榮典の授與及びはく奪に關し審査すること。

十六 恩給を受ける権利を規定し、及び恩給に關する具申について決定すること。

十七 各機種の統計調査を行ふこと。

十八 新聞出版用紙の割當を行ふこと。

十九 前各号に掲げるものの外、他の行政機関に属しない事項及び條約、法律又は命令に基き總理府に属せしめられた行政事務を行ふこと。

(平成十一年七月十六日)

(法律第八十九号)

第四百十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成十一年 七月三〇日法律第二一六号

同 一 年 二 月 一 七 日 同 第 一 五 六 号

同 一 年 二 月 二 日 同 第 一 六 〇 号

(同 一 年 二 月 一 七 日 同 第 一 五 六 号)

同 一 年 二 月 二 日 同 第 一 六 一 号

同 一 二 年 五 月 一 九 日 同 第 七 一 号

同 一二年二月 八日同 第一四八号

同 一 四 年 三 月 三 一 日 同 第 五 号

同 一 四 年 三 月 三 一 日 同 第 一 四 号

同 一 四 年 五 月 一 〇 日 同 第 四 一 号

同 一 四 年 六 月 一 四 日 同 第 六 九 号

同 一 四 年 七 月 二 六 日 同 第 九 二 号

同 一四年二月一日同 第一四三號

同 一四年二月一八日同 第一八九号

同 一五年 四月 九日同 第二三號

同 一五年 四月 九日同 第二八号

同 一五年 五月三日同 第四八号

同 一五年 五月三〇日同 第 五七号

同 一五年 五月三〇日同 第六一號

同 一 五 年 六 月 一 日 同 第 七 〇 号

同 一五年 七月三〇日同 第一三三號

同 一五年 八月 一日 同 第一三七号

同 一六年 四月 二日 同 第二七号

同 一六年 四月一四日同 第二九号

同 一六年 六月 二日同 第七〇号

同 一 六 年 六 月 四 日 同 第 八 〇 号

同 一六年 六月 九日同 第一〇二号

同 一六年二月 八日同 第一六一号

同 一 七 年 四 月 一 日 同 第 二 四 号

同 一七年 六月一七日同 第六三號

同 一七年 七月二十九日同 第八九号

同 一 八 年 六 月 二 日 同 第 五 〇 号

同 一 八 年 六 月 二 日 同 第 五 一 号

同 一 八 年 六 月 七 日 同 第 五 四 号

同 一 八 年 六 月 二 日 同 第 八 五 号

同 一八年二月一五同 第一一號

同 一八年二月二〇日同 第一一四号

同 一八年二月二〇日同 第一一六号

同 一八年二月三日同 第二一八号

同 一九年 三月三十一日同 第一五号

同 一九年 五月二三日 同 第五三號

ロ 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項

ハイ及びロに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

2 宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二四法三五・全改)

第四款 施設等機関

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(平一一法一六〇・平一一法一六一・一部改正)

第五款 特別の機関

(設置)

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法
中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策	犯罪被害者等基本法（平成十六年法

推進会議	律第六十一号)
子どもの貧困対策 会議	子どもの貧困対策の推進に関する法 律
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協 力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法(昭和二十二年法律 第二百一十一号)
官民人材交流セン ター	国家公務員法

(平一五法一三三・平一六法二九・平一六法七〇・平一六
法一六一・平一七法六三・平一八法八五・平一九法一〇
八・平二〇法七九・平二二法七一・平二三法五七・平二四
法六七・平二五法六四・平二七法六六・平二八法二九・一
部改正)

(地方創生推進事務局)

- 第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七に掲げる事務をつかさどる。
- 2 地方創生推進事務局の長は、地方創生推進事務局長とする。
- 3 地方創生推進事務局に、所要の職員を置く。

- 4 前二項に定めるもののほか、地方創生推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・追加、平三〇法三七・一部改正)

(知的財産戦略推進事務局)

- 第四十条の三 知的財産戦略推進事務局は、第四条第一項第六号に掲げる事務をつかさどる。

- 2 知的財産戦略推進事務局の長は、知的財産戦略推進事務局長とする。

- 3 知的財産戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

- 4 前二項に定めるもののほか、知的財産戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・追加)

(宇宙開発戦略推進事務局)

- 第四十条の四 宇宙開発戦略推進事務局は、第四条第一項第十七号及び第三項第七号の五から第七号の八までに掲げる事務をつかさどる。

- 2 宇宙開発戦略推進事務局の長は、宇宙開発戦略推進事務局長とする。

- 3 宇宙開発戦略推進事務局に、所要の職員を置く。

- 4 前二項に定めるもののほか、宇宙開発戦略推進事務局の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二七法六六・追加、平二九法二八・一部改正)

(北方対策本部)

○裁判所法

(昭和二十二年四月十六日)

(法律第五十九号)

第一次吉田内閣

改正

同 四〇年	三月三十一日同	第二七号
同 三九年	六月二四日同	第一一四号
同 三七年	五月一六日同	第一四〇号
同 三五年	六月二五日同	第一〇四号
同 三二年	五月一日同	第九一号
同 二九年	六月八日同	第一六三号
同 二九年	五月二七日同	第一二六号
同 二七年	七月三十一日同	第二六八号
同 二六年	三月三〇日同	第五九号
同 二五年	四月二四日同	第九六号
同 二四年	五月三十一日同	第一三六号
同 二三年	七月二二日同	第一四六号
同 二三年	二月二一日同	第二六〇号
同 二二年	二月二七日同	第一九五号
同 二三年	一月一日同	第一号
同 二三年	七月二二日同	第一四六号
同 二三年	二月二一日同	第二六〇号
同 二四年	五月三十一日同	第一三六号
同 二四年	六月一日同	第一七七号
同 二五年	四月二四日同	第九六号
同 二五年	二月二〇日同	第二八七号
同 二六年	三月三〇日同	第五九号
同 二六年	二月六日同	第二九八号
同 二七年	七月三十一日同	第二六八号
同 二九年	五月二七日同	第一二六号
同 二九年	六月八日同	第一六三号
同 三二年	五月一日同	第九一号
同 三五年	六月二五日同	第一〇四号
同 三七年	五月一六日同	第一四〇号
同 三九年	六月二四日同	第一一四号
同 四〇年	三月三十一日同	第二七号

同 二九年	四月二六日同	第二三三号
同 二五年	六月一九日同	第四八号
同 二四年	八月三日同	第五四号
同 二三年	五月二五日同	第五三三号
同 二二年	二月三日同	第六四号
同 二〇年	六月一八日同	第七一号
同 一九年	三月三十一日同	第一八号
同 一八年	五月八日同	第三六号
同 一七年	七月一五日同	第八三三号
同 一六年	二月一〇日同	第一六三三号
同 一六年	六月一八日同	第二二〇号
同 一六年	三月三十一日同	第八号
同 一五年	七月二五日同	第二二八号
同 一五年	七月一六日同	第一〇九号
同 一四年	二月六日同	第一三八号
同 一二年	二月六日同	第一四二二号
同 一〇年	五月六日同	第五〇号
平成 七年	四月一九日同	第六六号
同 五七年	八月二四日同	第八二二号
同 五三年	六月二三日同	第八二二号
同 四五年	五月一八日同	第六七号
同 四一年	七月一日同	第一一一号
同 四一年	三月三十一日同	第二二三号

(最高裁判所の裁判官の任免)

第三十九条 最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

② 最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

③ 最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

④ 最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

(昭二三法一・一部改正)

(下級裁判所の裁判官の任免)

第四十条 高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、

最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。

② 高等裁判所長官の任免は、天皇がこれを認証する。

③ 第一項の裁判官は、その官に任命された日から十年を経過したときは、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

(最高裁判所の裁判官の任命資格)

第四十一条 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

一 高等裁判所長官

二 判事

三 簡易裁判所判事

四 検察官

五 弁護士

六 別に法律で定める大学の法律学の教授又は准教授

② 五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は十年以上同項第一号から第六号までに掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官、法務省の事務次官、法務事務官又は法務教官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号から第六号までに掲げる職の在職とみなす。

③ 前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

④ 三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官(副検事を除く。)又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

(昭二三法一・昭二二法一九五・昭二三法二六〇・昭二四法一三六・昭二五法九六・昭二七法二六八・平一六法八・平一七法八三・一部改正)

(高等裁判所長官及び判事の任命資格)

第四十二条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一

○教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（抄）
※昭和58年当時のもの

2

法令番号	改正（公布）年月日	ページ番号	マガジンID	フィッシュNo	コマ番号
昭24法001号	昭40年 5月18日	002	14	037	D 14

（休職の期間）

第七條 学長、教員及び部局長の休職の期間は、心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職において、個々の場合について、大学管理機関が定める。

（任期及び停年）

第八條 学長及び部局長の任期については、大学管理機関が定める。

2 教員の停年については、大学管理機関が定める。

（懲戒）

第九條 学長、教員及び部局長は、大学管理機関の審判の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第五條第二項から第五項までの規定は、前項の審判の場合に準用する。

（任命権者）

第十條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、大学管理機関の申出に基づいて、任命権者が行う。

（恩遇）

第十一條 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第九十六條第一項の根本業務の実施に關し必要な事項は、同法第九十七條から第九十五條までに定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十條の根本業務の実施に關し必要な事項は、第二十一條の三第一項並びに地方公務員法第三十一條から第三十五條まで、第三十七條及び第三十八條に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。

（勤務成績の評定）

第十二條 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、大学管理機関が行う。

2 前項の勤務成績の評定は、大学管理機関が定める基準により、行われなければならない。

第二節 大学以外の学校の校長及び教員

（採用及び昇任の方法）

第十三條 校長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、大学附置の学校にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の国立学校にあつては文部大臣、大学附置の学校以外の公立学校にあつてはその校長及び教員の任命権者である教育委員会が行う。

2 文部大臣は、前項の選考の権限を校長に委任することができ、る。

（条件附任用）

第十三條の二 地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十條に定める場合のほか、公立学校（大学及び高等専門学校を除く、以下この条において同じ。）の校長又は教員で地方公務員法第二十二條第一項の規定により正式任用になつてゐる者が、引続き同一都道府県内の公立学校の校長又は教員に任用された場合には、その任用については、同条同項の規定は適用しない。

（休職の期間及び効果）

第十四條 校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、滿二年とする。但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、その休職の期間を滿三年まで延長することができる。

2 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

第十五條 附則

第三節 教育長及び専門的教育職員

（採用及び昇任の方法）

第十六條 教育長（地方教育行政の組織及び運営に關する法律第十六條第三項の規定により教育委員会の委員のうちから任命される教育長を除く。）の採用は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会が行う。

2 専門的教育職員の採用及び昇任は、選考によるものとし、その選考は、当該教育委員会の教育長が行う。

○教育公務員特例法

(昭和二十四年一月十二日)

(法律第一号)

第四回通常国会

第二次吉田内閣

改正

同 三六年	五月一九日同	第一八七号
同 三二年	六月一日同	第一四七号
同 三一年	二月一八日同	第一七五号
同 三一年	六月三〇日同	第一六三号
同 三一年	六月一四日同	第一五二号
同 三〇年	八月五日同	第一二五号
同 二九年	六月一四日同	第一八一号
同 二九年	六月三日同	第一五九号
同 二九年	六月三日同	第一五六号
同 二九年	五月二九日同	第一三一号
同 二六年	二月二四日同	第三一八号
同 二六年	六月一六日同	第二四一号
同 二五年	五月一六日同	第一八四号
同 二四年	五月三十一日法律第一四八号	

同 三六年	六月一七日同	第一四五号
同 四〇年	三月三十一日同	第一六号
同 四〇年	五月一八日同	第六九号
同 四〇年	五月一八日同	第七一号
同 四三年	六月一五日同	第九九号
同 四四年	六月九日同	第四〇号
同 四六年	三月三十一日同	第二三号
同 四七年	五月一日同	第二六号
同 四八年	九月二十九日同	第一〇三号
同 四九年	六月一日同	第七〇号
同 四九年	六月七日同	第八一号
同 五〇年	七月一日同	第五九号
同 五一年	五月二十五日同	第二五号
同 五二年	五月二日同	第二九号
同 五五年	三月三十一日同	第一四号
同 五六年	四月一四日同	第二三号
同 五八年	二月二日同	第七八号
同 六三年	五月三十一日同	第七〇号
平成 三年	四月二日同	第二三号

論、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十條の二第三項を除き、以下同じ。)

3 この法律で「部局長」とは、大学の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。

4 この法律で「評議会」とは、国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第七条の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成する会議をいう。

5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

(昭二四法一四八・昭二六法二四一・昭四八法一〇三・昭四九法七〇・昭六三法七〇・平一一法五五・平一一法八三・平一一法一〇七・一部改正)

(身分)

第三条 国立学校の学長、校長、教員及び部局長は国家公務員、公

立学校の学長、校長、教員及び部局長並びに教育長及び専門的教育職員は地方公務員としての身分を有する。

第二章 任免、分限、懲戒及び服務

第一節 大学の学長、教員及び部局長

(採用及び昇任の方法)

第四条 学長及び部局長の採用並びに教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

2 学長の採用のための選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者について、評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二条第一項において同じ。)の議に基づき学長が行う。

する場合を含む。)中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

(平一一法二〇七・全改)

(懲戒)

第九条 学長、教員及び部局長は、学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

〽 第五条第二項から第五項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(昭二六法二四一・平一一法五五・一部改正)

(任命権者)

第十条 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基づいて、任命権者が行う。

(平一一法五五・一部改正)

(服務)

第十一条 国立大学の学長、教員及び部局長の服務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第百五条まで又は国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)に定めるものを除いては、評議会の議に基

づき学長が定める。

〽 公立大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十条の根本基準の実施に関し必要な事項は、第二十一条の四第一項並びに同法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条及び第三十八条に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

(昭二六法二四一・昭二九法一五六・昭四〇法七一・平一一法五五・平一一法八三・平一一法一〇七・平一一法一二九・

一部改正)

(勤務成績の評定)

第十二条 学長、教員及び部局長の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長が行う。

〽 前項の勤務成績の評定は、評議会の議に基づき学長が定める基準により、行わなければならない。

(平一一法五五・一部改正)

第二節 大学以外の学校の校長及び教員
(採用及び昇任の方法)

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

(経過措置)
第三十七條の七 一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際現に当該一般公共海岸区域において権原に基づき施設又は工作物を設置(工事の場合を含む)している者は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物の設置について第三十七條の四又は第三十七條の五の規定による許可を受けたものとみなす。一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際現に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき同条第一号及び第三号に掲げる行為を行つてゐる者についても、同様とする。

(準用規定)

第三十七條の八 第十條第二項、第十一條から第十二條の二まで、第十六條、第十八條、第二十四條、第二十五條、第二十八條、第三十一條及び第三十四條から第三十七條までの規定は、一般公共海岸区域について準用する。この場合において、第十條第二項、第十一條並びに第十二條第一項及び第二項中「第七條第一項」とあるのは「第三十七條の四」と、第十條第一項並びに第十二條第一項及び第二項中「第八條第一項」とあるのは「第三十七條の五」と、第十一條中「第八條第一項第一号」とあるのは「第三十七條の二第一項第一号」と、第十二條第一項中「第八條の二第一項第三号」とあるのは「第三十七條の六第一項第三号」と、「第八條の二第一項」とあるのは「第三十七條の六第一項」と、第二十四條中「海岸保全区域台帳」とあるのは「一般公共海岸区域台帳」と読み替へるものとする。

第三十八條中「都道府県知事」の下に「、市町村長」を加える。

(許可等の条件)

第三十八條の二 海岸管理者は、この法律の規定による許可又は承認には、海岸の保全上必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第三十九條の二 第一項第一号中「若しくは第八條第一項」を「、第八條第一項、第三十七條の四若しくは第三十七條の五」に改め、同項第二号中「第二項」の下に「第三十七條の八において準用する場合を含む。」を加える。

第四十條第一項第五号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 一般公共海岸区域のうち、第三十七條の三第一項の規定により特定区域の管理者が管理するものに関する事項については、前各号の規定により特定区域に関する事項を所掌する大臣

第四十條第四十條の二の次に次の一号を加える。

(経過措置)

第四十條の三 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十一條中「第七條第一項又は第八條第一項の規定に違反した」を「次の各号の一に該当する」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七條第一項の規定に違反して海岸保全区域を占用した者

二 第八條第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

三 第八條の二第一項の規定に違反して海岸管理者が管理する海岸保全施設を損傷し、又は汚損した者

第四十二條中「五十万円」を「三十万円」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「第十八條第六項」の下に「第三十七條の八において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第八條の二第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者(前条第三号に掲げる者を除く。)

第四十二條に次の三号を加える。

五 第三十七條の四の規定に違反して一般公共海岸区域を占用した者

六 第三十七條の五の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者

七 第三十七條の六第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十七條の二の規定は、公布の日から施行する。

(海岸保全基本計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の海岸法(以下「新法」という。)

改正後の海岸法(以下「新法」という。)

第三條 この法律の施行の際現に一般公共海岸区域内において権原に基づき施設又は工作物を設置(工事の場合を含む)している者は、従前と同様の条件により、当該施設又は工作物の設置について第三十七條の四又は第三十七條の五の規定による許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に一般公共海岸区域内において権原に基づき同条第一号及び第三号に掲げる行為を行つてゐる者についても、同様とする。

(治水特別会計法の一部改正)

第四條 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十號)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「の新設、改良又は災害復旧」を削り、「第九條第一項」の下に「又は海岸法第三十七條の二を「一級河川」の下に「又は海岸保全区域」を加える。

(災害対策基本法の一部改正)

第五條 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第四十一條第四号中「第二十三條第一項に規定する海岸保全施設の整備に関する基本計画」を「第二條の三第一項の海岸保全基本計画」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

第六條 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六號)の一部を次のように改正する。

第八十六條第四項ただし書中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

農林水産大臣 中川 昭一
運輸大臣 川崎 二郎
郵政大臣 野田 聖子
建設大臣 関谷 勝嗣
内閣総理大臣 小淵 恵三

学校教育法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
平成十一年五月二十八日
内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第五十五號
学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第五十五條の三 大学は、文部大臣の定めるところにより、当該大学の学生(第五十五條第二項に規定する課程に在学するものを除く。)

で当該大学に三年(同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする)の学生の学生にあつては、三年以上で文部大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部大臣の定める者を含む。)

が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第五十八條第二項中「副学長」の下に「、学部長」を加え、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。第六十六條を次のように改める。

(国立大学等の運営の基準)

第七條の七 国立大学及び国立短期大学は、当該国立大学又は国立短期大学の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に發揮するようにしなければならない。

(教育研究等の状況の公表)

第七條の八 国立大学及び国立短期大学は、文部省令で定めるところにより、当該国立大学又は国立短期大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を公表しなければならない。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「評議会」とは、国立大学にあつては国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第七條の三に規定する評議会をいい、公立大学にあつてはその大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成する会議をいう。

第四條第一項中「とし、その選考は、大学管理機関が行う」を「とし、その選考は、大学管理機関が行う」に改め、同条第二項中「前項の選考は、学長については、学長の採用のための選考は、に、すなわち、且つ」を「優れ、かつ」に、「大学管理機関の定める基準により、学部長については、当該学部の教授会の議に基づき、教員及び学部長以外の部局長については、大学管理機関の定める基準により、行わなければならない」を「評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基づき学長の定める基準により、評議会が行う」に改め、同条に次の四項を加える。

3 学部長の採用のための選考は、当該学部の教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、学長が行う。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教授会(国立学校設置法第二章の二の規定によりその組織が定められた大学にあつては、人事委員会。第十二條第一項において同じ。)の議に基づき学長が行う。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その教授会が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に關し、教授会に対して意見を述べることが出来る。

第五條第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に、「當つては」を「當たつては」に改め、同条第三項及び第四項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に改め、同条第五項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。

第六條第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。

第七條及び第八條中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。

第九條第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。

第十條中「大学管理機関」を「学長」に、「基いて」を「基つて」に改める。

第十一條第二項中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改め、同条第二項中第二十一條の三第一項並びに地方公務員法(第二十一條の四第一項並びに同法)に、「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。

第十二條第一項中「大学管理機関」を「学長にあつては評議会、教員及び学部長にあつては教授会の議に基づき学長、学部長以外の部局長にあつては学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。

第二十二條中(昭和二十四年法律第百五十号)を削る。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 削除

附則

(施行期日)

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(学校教育法の一部改正に伴う経過措置)

2 第一條の規定による改正後の学校教育法第十五條の三の規定は、この法律の施行の日前から引き続き大学に在学者(同日前に大学に在学者、同日以後に再び大学に在学者)となつた者のうち、文部大臣の定める者を含む。)については、適用しない。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

3 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第三條第二項中「大学管理機関」を「教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき学長」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)

4 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第一号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

第六條中「大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四條第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五條第一項第二号の規定により読み替えられたものを含む。次項において同じ)は、学長は、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二條第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき、学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「学長」に改める。

国民金融公庫法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十一年五月二十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

法律第五十六号

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民生活金融公庫法

目次中「第二十七條」を「第二十七條の二」に、「第三十條」を「第三十條の三」に、「第四十九條」を「第四十條」に改める。

第一條を次のように改める。

(目的)

第一條 国民生活金融公庫は、独立して繼續が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であつて、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もつて国民経済の健全な發展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第二條中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「公法上の」を削り、後段を削る。

第三條第二項中「大蔵大臣の認可を受けて」を削る。

第四條を次のように改める。

第五條第一項中「二百億円とする」を「二千四百十九億四千四百円とし、政府がその全額を出資する」に改め、ただし書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することが出来る。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第六條第一項中「政令の」を「政令で」に改める。

第八條中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に、「又はこれに類する名称を用いることができない」を「を用いてはならない」に改める。

内閣総理大臣 有馬 朗人
文部大臣 小淵 恵三

○国立大学法人法

(平成十五年七月十六日)

(法律第百十二号)

第百五十六回通常国会

第一次小泉内閣

改正

平成一七年	五月二五日法律第	四九号
同 一七年	七月二六日同	第八七号
同 一八年	六月二一日同	第八〇号
同 一八年	二月二二日同	第一二〇号
同 一九年	六月二〇日同	第八九号
同 一九年	六月二七日同	第九六号
同 二一年	三月三一日同	第一八号
同 二二年	五月二八日同	第三七号
同 二四年	八月二二日同	第六七号
同 二五年	二月二一日同	第九八号
同 二六年	六月一三日同	第六七号
同 二六年	六月二七日同	第八八号
同 二七年	五月二七日同	第二七号
同 二七年	六月二四日同	第四六号
同 二八年	五月一八日同	第三八号
同 三〇年	五月二三日同	第二六号

国立大学法人法をここに公布する。

国立大学法人法

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条―第八条)

第二節 国立大学法人評価委員会(第九条)

第二章 組織及び業務

第一節 国立大学法人

第一款 役員及び職員(第十条―第十九条)

第二款 経営協議会等(第二十条・第二十一条)

第三款 業務等(第二十二条・第二十三条)

第二節 大学共同利用機関法人

第一款 役員及び職員(第二十四条―第二十六条)

第二款 経営協議会等(第二十七条・第二十八条)

第三款 業務等(第二十九条)

第三章 中期目標等(第三十条―第三十一条の四)

第四章 財務及び会計(第三十二条―第三十四条の三)

第五章 指定国立大学法人(第三十四条の四―第三十四条の八)

第六章 雑則(第三十四条の九―第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条―第四十一条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえ

科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、その職務を行うため必要があるときは、国立大学法人の子法人（国立大学法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、
る。

8 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（平一九法九六・平二六法六七・一部改正）

（学長等への報告義務）

第十一条の二 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（平二六法六七・追加）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各

同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者

二 第二十一条第二項第三号又は第四号に掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者

3 前項各号に掲げる者のほか、学長選考会議の定めるところにより、学長又は理事を学長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、学長選考会議の委員の総数の三分の一を超えてはならない。

4 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 議長は、学長選考会議を主宰する。

6 この条に定めるもののほか、学長選考会議の議事の手続その他学長選考会議に関し必要な事項は、議長が学長選考会議に諮って定める。

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができ、能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準

を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

9 監事は、文部科学大臣が任命する。

(平二六法八八・一部改正)

第十三条 理事は、前条第七項に規定する者のうちから、学長が任命する。

2 学長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

(役員の任期)

第十五条 学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

2 理事の任期は、六年を超えない範囲内で、学長が定める。ただし、理事の任期の末日は、当該理事を任命する学長の任期の末日以前でなければならない。

3 監事の任期は、その任命後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、当該役員がその最初の任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員で

なかったときの前条の規定の適用については、その再任の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者とみなす。

(平二六法六七・一部改正)

(役員の欠格条項)

第十六条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員の解任)

第十七条 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 前項に規定するもののほか、文部科学大臣又は学長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該国立大学法人の業務の実績が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

4 前二項の規定により文部科学大臣が行う学長の解任は、当該国

(昭和二十二年三月三十一日)

第一次吉田内閣

昭和二年	七月一〇日法律第一三三号
同三年	七月一五日同 第一七〇号
同四年	五月三一日同 第一四八号
同四年	六月一日同 第一七九号
同四年	二月一五日同 第二七〇号
同五年	四月一九日同 第二〇三号
同八年	八月五日同 第一六七号
同八年	八月一五日同 第二一三号
同九年	三月三一日同 第一九号
同九年	六月三日同 第一五九号
同十二年	六月一日同 第一四九号
同十三年	四月一〇日同 第五六号
同十五年	三月三十一日同 第一六号
同十六年	六月一七日同 第一四四号

四条に關する部分によつて改正される該当
 条項はない。」

同十六年	一〇月三十一日同 第一六六号
同十七年	九月一五日同 第一六一号
同十九年	六月一九日同 第二一〇号

「条項はない。」

-44-

第十三章 罰則（第四百三十三条―第四百六十六条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（昭三六法一四四・昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平一九法九六・平二七法四六・一部改正）

第二条 学校は、国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第百二十七条において同じ。）及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

（昭二四法二七〇・昭五六法八〇・平一四法一五六・平一五法一一七・平一五法一一九・平二八法四七・一部改正）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これ

を設置しなければならない。

（平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第十三条第二項、第十四条、第百三十条第一項及び第百三十一条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け

出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

④ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）（指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

⑤ 第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に關する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

（昭二八法二一三・昭三六法一六六・昭三九法一一〇・昭

五二法二五・平三法七九・平一〇法一〇一・平一一法八七・平一一法一六〇・平一四法一一八・平一四法一五六・平一七法八三・平一八法八〇・平一九法九六・平二三法三七・平二六法五一・平二七法四六・平二七法五〇・平二八法四七・一部改正）

第四条の二 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

（平二三法三七・追加）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

（昭二八法二一三・昭三五法一六・昭三六法一六六・平一〇法一〇一・平一八法八〇・平一九法九六・平二七法四六・一部改正）

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

(昭二四法一四八・全改、昭二九法一五九・昭三六法一六六・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となる

ことができる。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(昭二四法一四八・全改、昭三六法一六六・平一一法一五

一・平一一法四五五・平一九法九八・一部改正)

第十条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

(平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正)

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(昭三六法一六六・平一一法八七・平一一法一六〇・平一九法九六・一部改正)

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

(昭三三法五六・全改、平一九法九六・一部改正)

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

一 法令の規定に故意に違反したとき

二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき

三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

② 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県教育委員会」と読み替えるものとする。

(昭三六法一六六・平一一法八七・平二三法三七・一部改正)

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県教育委員会若しくは

追加参考資料

- ・国会議事録（昭和 23 年 6 月 15 日 第 2 回国会参議院文教委員会）（抜粋） … 1
- ・国会議事録（昭和 44 年 3 月 31 日 第 61 回国会参議院予算委員会）（抜粋） … 4
- ・国会議事録（昭和 38 年 6 月 24 日 第 43 回国会衆議院文教委員会）（抜粋） … 7

平成 30 年 10 月 30 日（火）

内閣府日本学術会議事務局

第二回 参議院文教委員会會議錄 第二号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)

委員の異動

六月十一日(金曜日) 委員羽仁五郎君
辭任につき、その補欠として藤田芳雄
君を議長において選定した。

本日の会議に付した事件

○教育勸励の失効確認に関する決議案
に関する件

○教科書の発行に関する臨時措置法案
(内閣送付)

○日本学術会議法案(内閣送付)

○学校教育法及び義務教育振興法附
法の一部を改正する法律案(内閣送
付)

午前十時四十二分開会

○委員長(田中耕太郎君) それでは文
教委員会を開会いたします。今日の議
事日程は、教科書の発行に関する臨時
措置法案(予備審査のための議案)、日
本学術会議法案(予備審査のための議
案)、学校教育法及び義務教育振興法
附法の一部を改正する法律案(予備
審査のための議案)、初めに御報告な
り、又お諮り申上げたいことがござい
ます。それは教育勸励の失効確認に關
する決議案は、如何にして本会議に上
程するかという問題でございます。こ
の点につきましては箇間の衆議院と
の関係もあるし、委員長で以て然るべ
く取計らうようにしようと思つてござ
います。いろいろ考えまして、衆議院の
方では各派共同提案の形で以て行くよ
うでございます。従つてこちらでもさ

うにいたしましたらどうかと思ひます。發
議者をどうしようにいたしましたらよい
かということでございます。私自身の
考えましたところでは、文教委員の方
が全部が發議者になつて頂くのが適當
ではないかと存じます。この問題は、
委員会自体として審議して参つたわけ
ではございません。そのために打合會
の形式を取つて参つたのでございま
す。實質上は、この問題については委
員の方々が一番詳しいのでございま
す。従つてさうな意味で發議者にな
つて頂く、ただ併しその中から各派の
會議の内部で以て賛成演説をされる方
が出て来るだろうと思ひますし、又委
員の方々が一番賛成演説をなさるのに
も適當だから、自然にさういうことに
なつてしまふかと思はれます。さうい
ふ場合には、發議者と賛成演説をされ
る方とは、これは兼ねることができな
いわけでありまして、この發議者の
中から除くというふうにいたしましたらど
うかと思つております。如何なもの
でございませうか。

○左議長(田中耕太郎君) 發議者は何名必要なん
ですか。

○委員長(田中耕太郎君) 別に制限は
ないように思ひます。

○左議長(田中耕太郎君) 各派一名はいけませ
んか。

○委員長(田中耕太郎君) 少いのもこ
ざいますし、多いのもございます。

○左議長(田中耕太郎君) 各派一名はいけませ
んか。

○委員長(田中耕太郎君) 各派一名に
限るかとおつしやるのですか。

○左議長(田中耕太郎君) そつとすると賛成演説の
ときに便利ですがね。誰が賛成演説す
るか先へ持ち帰らんと決まりませんで
す。

○委員長(田中耕太郎君) 發議者は一
人でもよいのです。

○左議長(田中耕太郎君) 委員一人で如何です
か。

○委員長(田中耕太郎君) 各派共同提
案ということになりますと、やはり發
議者は少くとも各派共同とするといふよ
うなことで……。

○左議長(田中耕太郎君) 各派一名くらいにして
置きますと、演説するときに便利で
すね。さうでないかと各派へ持ち帰つて決
めなければならぬ。今日決まりませ
んね。

○委員長(田中耕太郎君) 実は印刷の
都合からいって早く印刷しなければな
りませんので、發議者の中から賛成演
説者を又訂正して以て除くという不便が
あるのです。かような点で若しこ
で決めて頂ければ非常に都合がよいわけ
であります。併しこれは各派のやはりそ
の内部でお決めになるのが、各派共同
提案の趣旨からいって適當と思われま
すので、ただ大分事を急いで参ります
から、一應さういふふうにして参つて、後
で賛成演説をなさる方を除くというの
は、印刷の訂正等を要しますので困り
ますけれども、さうにいたしましたらどうか
と考へた次第であります。

○左議長(田中耕太郎君) その手続さへお願ひに
ならなければ私は賛成がありませぬ。

○委員長(田中耕太郎君) それではさ
うに進行いたしますことにいたします。
次に、本日の議事日程に入りまして、
先ず教科書の発行に関する臨時措置法
案(予備審査のための議案)につしまし
て、文部省の提案理由の説明を求め
ます。

○國務大臣(藤原俊武君) 教科書の發
行に関する臨時措置法案について御説
明申し上げます。

文部省におきましては、本年一月以
來教科用圖書委員会を設けて教科書制
度の民主化の方途を種々研究して参り
ましたが、その具体的第一歩として今
年より教科書の検定を実施することに
なつたことはすでに御存知のことであ
ります。教科書の検定は教科書として
教科用に適合するといふことを認めるも
のでありまして、それ以外に及ぶもの
ではございません。従つて検定を受けた
教科書の発行は、各発行者の責任にお
いて自由に行へるのであります。併し
ながら現在の用紙事情その他の経済事
情は極めて窮乏でありまして、検定教
科書の発行を各発行者の自由に行せ
るときは、一般圖書のごとく教科書が都
市に集中するとか、各地方によつて値
段が異なるとか、いろいろ教育上不利
合な事象が生ずると予想されるのであ
ります。

現在出版されております教育上有益
適切な参考圖書や教材は極めて乏しい
のであります。教科書の重要性はこ
うした現状においては、特に大きいと
言わなければなりません。従つて自由

に選んだ教科書の供給が期待を裏切ら
ず、確實に教師、生徒の手に渡るよう
にすることは、極めて重要でありまし
て、教科書の検定が実施せられた今、
速かに適切な措置を取る必要がある
のであります。これがこの臨時措置法
案を提出いたしました理由であります。

本法は教科書の展示會、需要額の集
計、發行の指示、發行補助、定價の認
可を管子としたしております。詳しく
は關係官に説明いたしますが、何と
ぞ教科書の検定制度を意義あらしめる
ため、是非この法案の必要性を認めら
れて、速かに御賛成下さることをお願
いたします次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) それでは尚
細目の点につきましては、政府委員
田中耕太郎局長の説明を聴取したいと思
ひます。

○政府委員(田中耕太郎君) それでは本
法案の内容につきまして、簡明扼要に
申上げたいと思ひます。この法律の目
的といはしますところは、只今提案の
理由の説明に述べられましたごとく、
教科用圖書の需要供給の調整を図り、
發行を迅速、確實にし、且つ又價格の
適正を維持するといふ点にあるのであ
ります。この目的は法案第一條に掲
げてあるものでござります。只今申上
げました目的のうち、教科用圖書の需要
供給の調整の点であります。御承知
の通り、先にも中等学校以上の教科書が
自由検定制を採り、自由出版されま
した當時におきましては、非常に各出
版者におきましては競争に熱心であり

まして、いわゆる見本の洪水ともいわれる程、各学校に対してそれ（見本）を多数に送り付けて競争をいたしておつたような状態であつたのであります。今日のこの紙の状況から見まして、本府は検定制度を開きまして、その健全なる発達を企図するといふような点から考えましても、こうした見本について紙を多量に使用する、或いは又業者の間において激甚なる競争を招くといふことは、極力回避しなければならぬ、こういうような趣旨に立ちまして、需要供給の調整を考えたのであります。それに關しまする規定は、大体第四條から第九條に至りまが間に規定されておるのであります。

即ち先ず教科用圖書を發行しようとする業者は、文部大臣の指示する時期に文部省にその發行の書目を届出る。これから始められなければならない。これは第四條の規定であります。

次に、第五條におきまして、各都道府縣知事は、文部大臣の指示する時期に各都道府縣において、教科用圖書の見本展示会を開かなければならないといふことになっておるわけでありま

す。第六條の規定によりまして、文部大臣は届出を受けました教科書の書目を目録に編纂いたしました。これを都道府縣を通じて各学校に送付いたしますのであります。各学校当局者は、この目録によりまして、明年度如何なる教科書をそれ（）の学校において使うかといふことを、大体の見当をつけるのであります。更に教科書の内容、体裁、実質を十分検討いたしました。その選択ができますように考えましたのが、今申しました見本展示会の制度であるのであります。都道府縣知事が

開催いたします見本展示会に對しては、各出版者は教科書の見本を送り付けることができるのであります。各学校の校長その他教員の方は見本展示会に出まして、親しく教科書を一覽して、それ（）の学校で使います教科書を決定して、教員、生徒等に即した需要数を添えて縣廳に申込むわけでありま。縣廳におきましては、第七條の規定によりまして、教科書の需要数を集計いたします。それを文部省に送りまして、文部省において、第八條の規定によりまして、各教科書毎に需要数を計算決定したわけでありま。そうして用紙の事情と配合をしまして、それ（）發行部数を發行者に対して指示いたします。かくのごとき方法によりまして、一方学校の側におきましては、自分の教育方針に即して、好める教科書を選択する自由が與えられます。又これに對して、用紙の事情に即して無駄のない紙の用紙がで、需要供給の調整が図られるといふような趣旨の規定を設けたわけでありま。

發行を迅速確実にするという点でありま。一般の圖書と異なりまして、賣れるところで賣つてしまふといふので、ばいけのないので、發行者におきましては、山間僻地の学校と雖も、所製数を確實に所要の時間までに供給しなければならぬ責務を持つべきであるといふような趣旨からいたしまして、第十條の規定を設けました。發行の指示を受諾した者に、教科書を發行する義務、供給する義務を負わせておるわけでありま。更にこれを確保する意味におきまして、第十二條以下の規定がありま。つまり、發行者から一定額の保証金を文部省が取りまして、義務違反の場合においては、この保証金を沒收することに由つて、その責務を確保いたしておるわけでありま。更に又教科用圖書が一般の圖書と異なりまして、教育上非常に必要不可欠からざるものであるといふような点から考えまして、その定價につきましても、第十一條の規定によりまして、文部大臣の認可を受けしめることになつておるやうなわけでありま。

この法律の性格及び内容を御説明申し上げました。尚御質問によりましてお答え申上げたいと思ひます。

○委員（田中耕太郎君） 只今の提案理由より細目の説明につきまして御質問が、ちよつとお諮りいたします。一、應援案理由の説明を聴き、それから質疑に移りますか、それともこの教科書の發行に關する臨時措置法案につきまの質疑に入りまするか、如何でありますか。

○柏木康治君 一つずつの方がよいと思ひます。何回も説明を聴いておると、どれを聴いていいか分らなくなつて來る。

○本内幸三君 私は他の委員会の關係もあるで、ずつと初めに伺つて置きたい。

○岩間正男君 これは今日大体概略のことを聴いて審議に當るわけでありま。そういう關係から、極めて先に伺つてあとに質問したいと思ひます。

○柏木康治君 天山説明を聴きますと、頭の特別によい人は別といたしまして、これだけの法案一つでもあれだと思ひますから、私は説明を一つずつして、一つずつ片付けて行く方が、實際親切なやり方であると思ひます。それでこの法案はこの法案だけで聴くところは聴き、それから又次に移るといふようにして頂きたいと思ひます。

○委員（田中耕太郎君） 外に御意見はございませんか。

○藤田孝雄君 法案の説明を只今直ぐ聴きまして、直ぐに質問する程頭がよくないので、一應説明を聴きまして、それを本にして尙法案をよく研究してから質問に移つた方がいいかと思ひま

すので、大体三つばかりだから概略法案の説明をお聴かせ願つて、あとはもう少し研究の後質問に移る方が妥當だと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員（田中耕太郎君） 討論をやつて今日片付けようという意味から、一つやつてもよろしいと思ひますが、併し大體文部省の方でもこれが概略の説明だけの意味で出席しておられるのでございまして、私自身今後大體さうなつもりであるので、今日議題に書いたのも一應の説明といふやうな趣旨で……。

○柏木康治君 結構です。

○委員（田中耕太郎君） そういうつもりですが、ではさうにいたします。次に、日本學術會議法案（予備審査のための議案）につきまして、文部當局の説明をお聴きしたいと思ひます。

○國務大臣（野村胡堂君） 日本學術會議法案について提案理由を御説明申し上げます。

本法案の規定いたしまする日本學術會議は、内閣の所轄に屬することが予定されておるのでありますけれども、設立の準備事務を文部省に委託されたので、その關係から私が御説明をするになつておるのであります。

さて、敗戦後の我が國が貧困な資源、荒廢した産業施設等の惡條件を克服して、文化國家として再建すると共に、世界平和に貢獻し得るためには、是非とも科學の力に頼らなければならぬことは申すまでもございせん。從來我が國の學界を顧みますと、個々の研究においては優れた成果が必ずしも少いとはいへないに拘らず、そ

の有様、統一な発達が十分でなく、全科学者が一致協力して現下の危機を救い、更に科学永遠の進歩に寄與し得るような体制を欠いていたことは、科学者みずからによつて指摘せられていたところであり、ここに於いて我が國從來の學術体制に再検討を加へ、全科学者の緊密な連絡協力によつて、科学の振興發達を圖り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させる新組織を確立することが、科学振興の根本的な前提となるであります。

我が國科学者の代表機關として、このような組織が確立されて、初めて科学による我が國の再建と、科学による世界文化への寄與とが期し得られるのであります。この法案制定の理由は、右のような役割を果し得る新組織、即ち科学者みずからの自主的團體たる日本學術會議を設立するにあるのであります。

次に、この法案の内容を申し上げますと、先づ日本學術會議設立の趣旨を明らかにいたしますために、只今申し上げますような前文が附せられてゐるのであります。次に本文に入りますのは、第一章に日本學術會議を法律により設立することを明記し、その目的とするところを掲げました。第二章におきましては、日本學術會議が政府の諮問的、審議的機關としての性格を有するが、その活動はあくまで科学者の自主性、独立性に基いて行われることを明記して、その職務及び権限を限りました。第三章、第四章及び第五章におきましては、日本學術會議は、一定の資格を有する全国の科学及び技術の研究者によつて選舉される會員を以て民

主的に組織され、その他日本學術會議の構成、その會議等について規定いたしました。次に第六章以下におきましては、日本学士院を學術優遇の榮譽機關としての性格を明らかにし、日本學術會議に寄附し得ることを、日本學術會議は、その機能が日本學術會議に吸収されるから、これを廃止すること等を示しました。

以上本法案制定の理由、性格並びに内容の概略を御説明申し上げたのでございますが、この法案は、我が國の新學術体制の立案、企画を目的として、昨年八月全國科学者の民主的選舉によつて選出された委員百八人を以て結成せられた日本學術體制刷新委員會におきまして、約七ヶ月に亘り慎重審議を重ねて成案を案じましたとして、殆んどこれを要更することなく、政府において立法化したものであります。この意味におきまして、本法案は我が國科学者の意見を反映して民主的に立案された眞に歴史的なものと稱し得るのであります。日本學術會議の成立は、全國科学者の切望するところであると信じます。何とぞ慎重審議の上、御協賛あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(田中耕太郎君) 更に本法案の細目につきまして、清水科学教育局長の御説明を聴取いたしましたと思ひます。

○政府委員(清水龍二君) 只今大臣から大体の提案理由の御説明がございましたが、向補足する意味におきまして、從來の経過と重要な点とを御説明申し上げます。

終最後、日本の學術振興の團體といひまして、帝國学士院、學術研究會

議、日本學術振興會と三つの團體が残つたのでございましたが、これらの團體を統體後最もよい形に改組するといふことが各方面から提議されて、文部省といたしまして、改組準備委員會を設けまして研究いたして討つたのでございますが、總司令部の方面から、日本の學者には相當有力な人がおりながら、どうも成果が十分に挙がらないといふことは、結局制度が悪いのであらう、何とか民主的な、そうして若い人も登れた學者も、すべての人が學術上に十分研究し得る制度を作りたて、長い討議の結果、昨年八月二十五日に學術體制刷新委員會といふものが生れました。これに對しましては米國から學術顧問團の派遣がありまして、學術體制の刷新に對して忠告を與へられたのであります。爾來大臣の御説明のごとく七ヶ月以上、總會を開くこと八回に及びまして、本法案の骨子が決定されたのでございます。學術體制刷新委員會そのものも世福人會を設けまして、全國から科学者の代表者を選挙いたしましたとして、選舉の結果によつて百八名を選びまして、民主的な形においてこの學術體制の刷新を協議いたしましたのであります。その結果生れましたのが本法案でございます。この法案に盛り込まれた内容は、日本學界の最高の審議機關又諮問機關といたしまして、日本學術會議を設け、又日本學術會議が學界の代表機關として内外に臨むことにされたのであります。その所管は内閣總理大臣の所轄となりますけれども、日本學術會議自体は自主的にその職務を行うことが規定されておるのであります。科学に関する重要事

項は本會議を通して行われることになつておるのであります。

その組織といたしましては、會員は全國の科学者から選舉によつて選ばれたのであります。その會員たる資格については規定してあり、又選舉方法については規定があるのであります。學術の部門を七つに分けて、各部門三十人ずつ二百八十人を以て構成することになつてゐるのであります。この會議が、日本學界の代表機關であり、最高の審議機關及び諮問機關であるという性格から、從來存した團體はその會議に包括し、或いはその中に發展解消を以て學界のことを處理して行くといふように規定されておるのであります。從來の學術研究會議は、その性格が全く同一でありますので、その中に發展解消し、日本学士院は學術優遇の府といたしまして、日本學術會議の中に含めて置くことになつたのであります。この点につきましては、日本学士院の會員の選舉等について多少問題はございますけれども、本法案が、全國から選ばれた科学者の總意であり、日本學術體制刷新委員會において決定せられたところでありまして、その總意を尊重いたしましたとして、學術體制刷新委員會の決定の通りに法案が提出されておるのであります。

○委員長(田中耕太郎君) 次に、第三

の議題でございますが、学校教育法及び義務教育費國庫負擔法の一部を改正する法律案(予備審議のための議案)につきまして、文部大臣から提案理由を伺いたしたいと思います。

○國務大臣(森戸喜久君) 学校教育法及び義務教育費國庫負擔法の一部を改正する法律案について提案理由を大略御説明いたします。

第一條は学校教育法の一部改正であります。先づ、大學設置委員會を「大學設置審議會」に改めましたのは、國家行政組織法の施行に伴ひまして、一委員會なる名稱は合議制の行政機關を意味することになり、諮問的又は調査的なものは審議會又は協議會等と呼ばれることになつたからであります。従つて諮問機關としての大學設置委員會の名稱を大學設置審議會に改めた次第であります。第八十六條を削除いたしましたのは、地方自治法の施行に伴うものであります。第九十三條及び第九十六條第二項中、「勸令」を「政令」に改めましたのは、新憲法の施行に伴うものであります。いづれも當然の改正であります。第九十三條の改正は、盲学校及び聾学校の小學校の第一学年の義務制施行に関する規定であります。

盲学校、聾学校及び養護學校における就學義務等の施行期日につきましては、学校教育法第九十三條但書の規定によりまして勸令で定めることになつておりますが、この規定に基きまして、去る四月七日の政令第七十九号で、盲学校及び聾学校の小學校の義務制が施行されたのであります。併しながら校舍、設備の整備、教員の養成、學年進行等の關係から小學校六年の義務制

第六十二回 参議院予算委員会會議録第二十一号

(三三)

昭和四十四年三月三十一日(月曜日)
午後零時十九分開会

委員の異動

三月二十九日

辞任

増原 恵吉君

松永 忠二君

萩原 隆吉君

山崎 げり君

三月三十一日

辞任

塚田 十一郎君

長屋 茂君

佐藤 隆君

小野 明君

阿具根 登君

和田 静夫君

鈴木 静夫君

多田 省吾君

渡辺 武君

市川 房枝君

補欠選任

塚田 十一郎君

小野 明君

中沢 伊登子君

市川 房枝君

補欠選任

増原 恵吉君

田村 賢作君

中村 喜四郎君

松永 忠二君

前川 且君

川村 清一君

竹田 四郎君

峯山 昭範君

岩間 正男君

山田 勇君

出席者は左のとおり。
委員長
理事

塩見 俊二君

内田 芳郎君

江藤 智君

栗原 祐幸君

小林 章君

米田 正文君

秋山 長造君

山本 伊三郎君

二宮 文彦君

片山 武夫君

委員

大森 久司君

鬼丸 勝之君

堀原 茂雄君

川上 為治君

小山 邦太郎君

都 祐一君

佐藤 一郎君

柴田 榮君

白井 勇君

杉原 荒太君

田村 賢作君

中村 喜四郎君

西田 恒一君

西村 尚治君

林田 修紀夫君

増原 恵吉君

柳田 桃太郎君

山崎 竜男君

吉武 恵市君

川村 清一君

竹田 現昭君

中村 波男君

野上 元君

羽生 三七君

前川 且君

松永 忠二君

村田 秀三君

鈴木 一弘君

矢追 秀彦君

中沢 伊登子君

岩間 正男君

山田 勇君

佐藤 榮作君

西郷 吉之助君

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局第一部長

警察庁警備局長

防衛庁防衛局長

防衛庁人事教育局長

防衛庁衛生局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁国民生活局長

経済企画庁調査局長

外務大臣官房長

外務省アジア局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務省アメリカ局長

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

愛知 揆一君

福岡 越夫君

坂田 道太君

斎藤 昇君

長谷川 四郎君

大平 正芳君

原田 憲君

河本 敏夫君

原 健三郎君

坪川 恒三君

野田 武夫君

荒木 高壽夫君

有田 喜一君

菅野 和太郎君

木内 四郎君

床次 徳二君

保利 茂君

高辻 正巳君

真田 秀夫君

川島 広守君

穴戸 基男君

麻生 茂君

浜田 彰君

赤澤 瑠一君

八塚 陽介君

矢野 智雄君

齋藤 鎮男君

須之部 重三君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

東郷 文彦君

外務省経済協力局長

外務省条約局長

大蔵政務次官

大蔵省主計局長

大蔵省国際金融局長

文部省初等中等教育局長

文部省大学学術局長

文部省管理局長

農林大臣官房長

食糧庁長官

通商産業省貿易振興局長

運輸省鉄道監督局長

運輸省航空局長

気象庁次長

建設大臣官房長

建設省計画局長

事務局側

常任委員会専門員

首藤 俊彦君

手塚 良成君

坂本 勉介君

志村 清一君

川島 博君

上田 常光君

佐藤 正二君

沢田 一精君

城山 威一郎君

村井 七郎君

宮地 茂君

村山 松雄君

岩間 英太郎君

大和田 啓君

檜垣 徳太郎君

宮沢 鉄蔵君

原田 明君

町田 直君

手塚 良成君

坂本 勉介君

上田 常光君

佐藤 正二君

沢田 一精君

城山 威一郎君

村井 七郎君

宮地 茂君

村山 松雄君

岩間 英太郎君

大和田 啓君

檜垣 徳太郎君

宮沢 鉄蔵君

原田 明君

町田 直君

手塚 良成君

坂本 勉介君

志村 清一君

川島 博君

上田 常光君

佐藤 正二君

沢田 一精君

城山 威一郎君

村井 七郎君

宮地 茂君

村山 松雄君

岩間 英太郎君

大和田 啓君

檜垣 徳太郎君

宮沢 鉄蔵君

原田 明君

町田 直君

手塚 良成君

坂本 勉介君

志村 清一君

川島 博君

上田 常光君

佐藤 正二君

沢田 一精君

城山 威一郎君

為は、凶悪犯罪にそれぞれ該当したし
す。しかし、この場合におきましても、適切な取
り締まりを行なうためには、大学当局関係者によ
る被害の申し出、これらの事案についての適宜の
連絡など、被害者側の捜査機関に対する協力がな
くは困難なのであります。しかしながら、従来
の事情は、すでに発生しました犯罪事案について
の警察に対する申告、通報はもとより、警察の取
り調べに対してもきわめて非協力的であります。
私闘による負傷者自身が、みずからの過失で傷つ
いたものであると称するため、犯罪の証明ができ
ない場合も少なくないのであります。これを要す
るに現状では、公務員である大学教授はじめ教職
員は、刑事訴訟法の規定により職務上の犯罪を認
知したときは告発すべき義務があるにもかかわらず、
多くはその義務を果たすことを怠り、その結果、
大学構内は暴力学生の活動拠点となり果てて
いますし、また、学内で捜索、差し押え、検証を
行なうにつれて、国立、公立の大学は刑事訴訟法
の定めの上で公務所に当たりますので、その執行
には学長またはこれにかかわるべき者の立ち会いが
必要であります。事情はこの立ち会いをするこ
とについても、原則として、拒否する意向を示す
など非協力でありましたために、効果的な捜査の時
期を失うことも多いのであります。

以上申し上げましたように、法律に定められた
職務や責任すらも遂行しようとして、学内の暴
力を放置している大学当局が多い実情に堪がみ
まして、正常な秩序ある学園を築いていきますた
めには、大学を管理する人々に、要望したいと思
います。それは学園研究の自由を
阻害している一切の暴力や犯罪に対し、き然たる
態度で臨んでいただきたいということでありま
す。そういう態度で御協力をいただければ、冒頭に
申し上げましたように、現行法で十分であると、
かように現在では考えております。

○秋山長造君 いま大学の人事と文部大臣の任命
権との関係の問題をめぐって、また新しい紛争が
あらちこちで起こっているわけであり。いわゆ

る拒否権があるかないか問題、大学人事に対し
て文部大臣の拒否権ありやなしやというところをこ
の際はつきりしていただきたい。これは総理大
臣、ひとつ方針をはっきりしていただきたいと思
うんです。

○国務大臣(坂田道太君) これはたびたび私が申
し上げておるとおりであります。教育公務員
特例法の十条によりまして、大学の管理機関の申
し出に基づいて文部大臣が任命をするということ
になっております。しかしながら、大学自治の根
幹と申すものは、この大学の人事に関する事柄で
あると、私は承知をいたしております。したが
いまして、その選考というものは大学機関において行
なわれるということが一応慣行としてでき上がつ
ておるわけでございます。しかし、一方におきま
して、最終的な任命権者は私でございます。これ
は学園の自由というものが憲法で保障され、一般
公務員よりも教育公務員というものが高く一そう
守られておると、こういうことでござい。その
意味は、教授の政治的信条あるいは思想あるい
はイデオロギー、そういうことは憲法で保障され
ていて、こういう意味です。したがって、そうい
うことで任命をしないということではできません。
ただ、国家公務員として、また教員としてあるい
は大学の管理運営の長として、はなはだしく不適
当であるということが、客観的に明瞭である場合
には、これを任命しないこともあり得るといふの
が従来から一貫してとつてまいりましたところの
見解でございます。

○秋山長造君 それでは具体的な問題に対してお
答えをいただきたいのですが、九大の問題、北大
の問題、阪大の問題、東北の問題、その他等々、
こういう問題に対して、いつまでもはっておく
わけにいかぬのですが、これはどうされるのです
か。

○国務大臣(坂田道太君) ただいまの九大の場合
も、それから北大の場合も、その照会をいたし
ておる段階でございます。九大と北大とはおのず
と違うわけでありますが、九大の場合は井上教授
の発言の問題にかかわるわけでありすけれども
も、その真意が実はわれわれのほうにわかりませ
ん。私といたしましては、一片の週刊雑誌等の片言
集句というものを取り上げて、そうして判断をす
るということは、私はやはりいたずらに問題を紛
糾させることになるし、従来からのいわば学園の
自由というものを保障しておる上からいって、は
なはだ国民に対して申しわけないことである。
ところが、井上発言というものが、片言集句をと
らえて、とにかくいろいろ問題にされ、ま
た、そのこと自体につきまして、国民の方々も、
不安とあるいは疑いを持っている。これは国民の
常識から言へば、そういう発言というものは、
国家公務員としてあるいは教授として良識の
府である最高学府のいわゆる管理運営をする長と
して、はたして適當であるかどうかどうであらう
かという疑いが国民の中にあるというところは、こ
れまた私は事実だかと思うのです。このことは、
これはこの委員会におきましても、単に自民党だけ
ではなくて、社会党の方々からも、また民社党の
方々からもその疑問を投げかけられたわけござ
いまして、この国会において、こういう議論があ
るといふことは、国民のある部分におきましてあ
るいは多数がもしもせんけれども、一般庶民の
間において、非常に不安があり、疑いがあるとい
う、こういうことだと思ふのであります。それに
対しまして、私は直接の任命権者といましては、
やはり週刊雑誌だとか、あるいは一つの新聞
に書かれておるからといって、そのことだけで判
断をすることははなはだ不當である。事が明瞭
であり、またそれが客観的にそうなんだというこ
とは言えないのじゃないかというふうに思ふわけ
でございます。あくまでも機関を通じてあるいは
その長に対して真意をお伝えいただくということ
が、私は国民に対して、私、任命権者として責任
を果たすゆえんだと、それを知らないままに、任
命をいたすということはできないというふうに考
えるわけであり。私といたしましては、今
日、ここにこういう問題が法律的にそれがわか

るとか、かわらないとかいうような問題を離れ
まして、やはりこういう不安が国民の中にある以
上は、その責任者となる人は道徳的な規範と申し
ますか、というものを一般社会人より以上に兼ね
備えていなければならぬということがやはりこ
の法の前提としてあるのじゃないだろうかとい
ふふうに思ふわけでございます。この言動等につ
いては、やはり国家公務員として、教授として、
またその大学を管理運営する長として慎重にし
ていただきたいということを任命権者の文部大臣と
しては考えるわけでございます。

○秋山長造君 いまの文部大臣の拒否権の点につ
いては、法制局長官から法制局の見解をお伺いし
たいと思います。

それから、もう一分しかりませんから、文部
大臣、続いて、先般中教審の学生の地位に関する
中間報告の草案が発表されました。これは今後ど
ういうふうに扱われるおつもりかということ、
それから、いまの人事の問題にも関連しておるん
ですが、学生参加の問題をどう考えられておるか
ということをお伺いしたい。それから、明らかにしてお
いたください。

○政府委員(高辻正巳君) この問題は、実は昭和
三十八年の六月の衆議院文教委員会、当時の政
府の見解が示されておるわけでございますが、た
だいまの見解につきましては、先般私も当委員会
で申し上げたこともあり。また、文部大臣
が明瞭にお答えになっております。その筋は概し
て同じでございますが、その考え方の大筋を簡単
に述べてみますと、大学の学長等の任命につきま
しては、大学の自治という面が確かにあることは
ありますけれども、われわれとしては、同時に国
民主権の原理、これとのやはり調整的見地からも
のを考えないと、これはどうであらうということ
が基本の考え方でございます。そういう調整的見
地において、理論上は、一定の場合、任命権者た
る文部大臣に拒否権があるということも私も先般
申し上げましたが、その一定の場合の考え方、こ
れはどうしても拍案的な言ひ分にならざるを得な

と、かかわらないとかいうような問題を離れ
まして、やはりこういう不安が国民の中にある以
上は、その責任者となる人は道徳的な規範と申し
ますか、というものを一般社会人より以上に兼ね
備えていなければならぬということがやはりこ
の法の前提としてあるのじゃないだろうかとい
ふふうに思ふわけでございます。この言動等につ
いては、やはり国家公務員として、教授として、
またその大学を管理運営する長として慎重にし
ていただきたいということを任命権者の文部大臣と
しては考えるわけでございます。

いのでありますが、申し出のあつた者を任命することが大学の目的に照らして明らかに不適当であるというやうな言い方、これがどの程度こまかく言えるかどうかは別といたしまして、そういう場合には、やはり文部大臣に拒否権があると言わざるを得ない。これをもう少し強いて申し上げますと、大学の自治も、憲法上の学問の自由に導くといひますか、つながるものであつて、無視することが許されないものであることはもとよりでありまして、国立大学の場合に、国会の信任にその存立の基礎を有する内閣の指導監督のもとに立つ文部大臣が、学長等の任命につきましても、おおよそいかなる場合においても、発言権を有しないと解しますことは、憲法十五条一項に明らかにされておりますところの、公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理を否定することになつてしまひはしないか、むろん、だから自由かつてというわけではむろんありませんけれども、その調整的見地において、ものを考える必要があるといふことが、前からの考え方でありまして、現在も、またそういう基本的な考え方を堅持しておるわけでございます。要するに大事なことは、大学の自治もむろん大事である。しかし、同時に公務員の終局的任命権は国民にあるんだといふこと、これも忘れてはならない問題である。その調整をどこではかるか、これは確かにむずかしいといひますけれども、やはりいかなる場合にも、大学の申し出のありました者は、そのとりにきめなきやいかぬといふことはむろんない。場合によつては、文部大臣がそれを拒否することができるというふうに、いま法制局としても考へておるわけでございます。この点は最初に申し上げましたとおり、昭和三十三年に文教委員会が政府の見解を出されたそのものと検討の経過を、いまさらではございませんけれども、御報告申し上げた次第でございます。

○秋山長壽 那点、疑わしい場合、はっきりしておる場合よりも、疑わしい場合にどうするかといふことがやっぱり問題だ。

○政府委員(高辻正四郎) その疑わしい場合といふのにつきましては、やはり任命権者が国民に対する責任において判断すべき問題でありまして、私どものほうが、いかなる場合がそれに当たるかといふことを、まあ相談があれば、むろん考へてよろしゅうございませうけれども、やはりそれは処分の衝に当たる人が、その責任において考慮すべき問題であらうと考へております。

○國務大臣(坂田道太夫) 学生参加につきまして、特に学生の地位につきまして、ただいま第二十四特別委員会が審議をいたしまして、中間草案という形で発表されたことは御承知のとおりでございます。この草案は各大学に送付をいたしまして、いろいろ御意見があれば、その御意見をも賜わりたいと、建設的な意見を歓迎するといふことにいたしております。また、各政界間におきましても、御意見がございませうならば、それを採録したいと考へておるわけでございます。で、おそろしくこの四月の中旬、あるいは少しおくれるかと思ひますけれども、これとあわせて、それに関連いたします管理運営の問題、あるいは緊急の紛争処理の問題等について、あわせて中間報告といふものが出てまいるといふふうに思ひます。それを見たと、必要とあれば、法制というやうなことも考へなければならぬし、また同時に行政的にやらなかならぬことも出てまいるかと思ひます。ただ、参加の問題につきましては、いろいろの方法が考へられておる、あるいは提案をされておる。どこにもはつきりこれがいいといふものは定着をしないといふ、私は思ひます。考へておるわけですが、しかし、たとえば東大等におきまして、たとえは人事権とか、あるいは財政権とか、そういうやうな領域まで学生参加を認むべきでないといふやうな考へもあるようでございます。また、中教等においても、そのやうな考へ方で、やはり学生は学生、あるいはまた教官は教官のおのずと地位といふものがあるといふやうに聞いております。あるいはこの学生参加といふのが、フランスでドゴール大統領によつて、ドゴールのフィロソフィによつてやられたわけでございますが、しかし、あそこではむしろ中央集権的な、むしろ文部大臣が発意をして、内閣が承認をして、大統領が任命をする。そういう非常に中央集権的な制度のもとにおいて、しかも、登録学生六〇％以上によつて代表が選ばれるといふやうな、きびしい条件が付されておるわけでございます。まして、やはりそういう手続、組織、ルールといふものを踏まえないければ、これがいかに悪いかといふことは言えないのではないだろうか。そういう非常にむずかしい問題について、やはりある特定の学部においてこれを簡単に考へて実行される、あるいは定着をされるということは、将来の新しい大学、国民のための大学といふものを、つくる上において、いかかといふふうに考へて、慎重に取り扱つていただきたい、かように私は言ひ続けてまいつてきておる次第でございます。

○山本伊三郎 閣下、最後でございますから、簡単に一つ御質問申し上げたいと思ひます。大学問題です。特に、大学教授の人事権の問題について、私は旧憲法下の問題と、新憲法下の問題とは、こ

んがらかして質問しようと思つておりますが、かつて京大の滝川幸辰教授とか、あるいはまた河上肇、美濃部達吉等、いろいろの学者に対する学問の自由といふことが非常に圧迫された時代がございまして、したがって、私は先ほど文部大臣が申されましたが、いわゆる道徳的規範、国民がこれを審判するのだと、こういうことでありますけれども、現実の問題でやつぱり文部大臣は最後のいわゆる詰否をあらわされることになつておる。したがって、公務員だから、教育公務員だからといふ、その憲法第十五条といふことよりも、学問の自由、教育基本法、こういう問題から私は取り扱わなかならぬと思つておる。したがって、私は時間がございませぬから、くどくどと申しませんが、いふ点を十分考へて、権力の容喙といふものは、これは避けるべきである。それはどういふ学者で

も、どういふ時代でも、やはり学者というものは真理を探究するのですから、時の政府に対してこびを売るといふことだけではないか。そういうときには、どうしても時の権力にさからうことがあります。それをもつて直ちに国民の道徳規範に反するといふことで言われたとは思ひません。しかし、その点は慎重にこの問題の研究を考へられて、学園はこれによつてその秩序を保てないのですから、早急にこの問題を解決するように要望したいのですが、その点だけを聞いておきたい。

○國務大臣(坂田道太夫) 大学自治といふものは、ほんとうにこれは大事な問題でございます。特にその中核となる人事権について国家権力が介入するといふことは、過去の例に見られるとおりでございます。そのことを私は承知をいたしましたので申し上げておるわけでございますが、さりとて国民の間に疑ひがあり、またその常識を疑うといふやうなことにつきまして、はつきりやはり国民に對して弁解する義務、あるいは釈明をする私の責任といふものは私にあると思つてございまして、先ほど法制局長官がお答えになりましたとおり、その発言の場といふものは私にある、発言権といふものは私にあるといふふうに思ひます。また指導、助言もできるといふふうに私は思つておるわけでございます。しかも井上問題に関する限りにおきましては、むしろ真意を聞いてあげる機会を求めておるわけでございます。私は、これがいわば大学の自治を侵害しているといふことは、いささかも考へておらないといふことを申し上げておきたいといふふうに思ひます。しかしながら、この問題については、公正なる私は判断をいたしたいと考へております。

○委員(堀見俊二君) 以上をもちまして、秋山君の質疑は終了いたしました。

○委員(堀見俊二君) 次に、米田正文君の質疑を行ないます。米田正文君。

○米田正文 私は自由民主を代表して、若干の質問を政府に対していたしたいと思ひますが、

○委員(堀見俊二君) 次に、米田正文君の質疑を行ないます。米田正文君。

○委員(堀見俊二君) 次に、米田正文君の質疑を行ないます。米田正文君。

○委員(堀見俊二君) 次に、米田正文君の質疑を行ないます。米田正文君。

○委員(堀見俊二君) 次に、米田正文君の質疑を行ないます。米田正文君。

第四十三回国会 文 教 委 員 会 議 録 第二十六号

昭和三十一年六月二十四日(月曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重君

理事竹下 登君 理事長谷川 峻君

理事八木 徹雄君 理事小林 信一君

理事村山 喜一君 理事山中 吾郎君

伊藤 輝一君 坂田 道太君

田川 誠一君 中村隆一郎君

松永 東君 松山千恵子君

南 好雄君 川村 鑑義君

高津 正通君 辻原 弘市君

二宮 武夫君 野原 豊君

三木 喜夫君 山口 鶴男君

湯山 勇君 受田 新吉君

谷口善太郎君

出席國務大臣

文 部 大 臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

内閣法制局参事 關 道雄君

(第四部長) 人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務官 瀧本 忠男君

(秘書局長) 總理府事務官 増子 正宏君

(内閣総理大臣 官房公務員制度 調査室長) 大蔵事務官 平井 建郎君

(主計局長) 文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長) 文部事務官 小林 行雄君

(大学事務局長) 文部事務局 天城 龍君

(調査局長)

委員外の出席者

専 門 員 田 中 彰君

六月十四日

委員前田榮之助君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として黒田壽男君及び岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡田春夫君及び黒田壽男君辞任につき、その補欠として柳田秀一君及び前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員伊藤輝一君、田川誠一君及び松山千恵子君辞任につき、その補欠として南好雄君、森清君及び星島二郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員南好雄君、星島二郎君及び森清君辞任につき、その補欠として伊藤輝一君、松山千恵子君及び田川誠一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山田千治郎君、前田榮之助君、松前重義君、柳田秀一君及び鈴木義男君辞任につき、その補欠として川村鑑義君、辻原弘市君、二宮武夫君、山口鶴男君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員川村鑑義君、辻原弘市君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として

て野原豊君、湯山勇君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

六月十七日

義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律案廃案に関する附則(渡辺孝子君紹介)(第四二八八号)

同(岡田良一君紹介)(第四二八九号)

同(前田榮之助君紹介)(第四二九〇号)

同(柳田秀一君紹介)(第四二九二号)

同(有馬武吉君紹介)(第四三二二号)

同(太田一夫君紹介)(第四三三三号)

同(五島虎雄君紹介)(第四三三四号)

同(田邊龍雄君紹介)(第四三三三二五号)

同(外一件(岸野米男君紹介)(第四三二六号)

同(中村英男君紹介)(第四三三七号)

同(石山雄作君紹介)(第四三四四号)

同(大原孝君紹介)(第四三四五号)

同(河野正君紹介)(第四三四六号)

同(小林進君紹介)(第四三四七号)

同(外一件(島本虎三君紹介)(第四三四八号)

同(猪俣三三君紹介)(第四三六六号)

同(長谷川保君紹介)(第四三六七号)

同(松前重義君紹介)(第四三六八号)

同(吉村吉雄君紹介)(第四三六九号)

同(横山利秋君紹介)(第四三六九六号)

同(外一件(島本虎三君紹介)(第四三九七号)

同(芳賀貞君紹介)(第四四〇二号)

同(佐藤親太郎君紹介)(第四四〇三三号)

同(久保田松君紹介)(第四四〇九号)

同(外三件(中村高一君紹介)(第四四一〇号)

同(田原春次君紹介)(第四四二三号)

同(赤松勇君紹介)(第四四二四号)

同(武藤山治君紹介)(第四四六七号)

義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律案の修正に関する附則(永井勝太郎君紹介)(第四四三九号)

同(松井健君紹介)(第四四三九〇号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第四四三七〇号)

同(二宮武夫君紹介)(第四三九八八号)

同(松井政吉君紹介)(第四三九九九号)

同(阪上太太郎君紹介)(第四四〇四号)

同(山口鶴男君紹介)(第四四〇六号)

へき地教育振興法の一部改正に関する附則(藤岡田清一君紹介)(第四三八一八号)

同(小松幹君紹介)(第四三八二二号)

同(中島康君紹介)(第四三八三三三号)

同(二宮武夫君紹介)(第四三八四四号)

同(山中吉郎君紹介)(第四三八五五号)

同(和田博雄君紹介)(第四三八五六号)

義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律案反対に関する附則(外三十九件(中村高一君紹介)(第四四〇五五号)

世界各宗教原典編纂に関する附則(森島守人君紹介)(第四四一八八号)

同(伊能繁太郎君紹介)(第四四六六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案(内閣提出第八六号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますのでこれを許します。村山喜一君。

○村山委員 この国立大学総長の任免、給与に関する法律の内容についてでございますが、この際文部大臣にお尋ねしたいのは、この前文部大臣は現在の法令のもとにおいても、大学の管理機関から推薦されてまいりました大学の学長に対する人事権の発動にあたって拒否権を持っているんだというところを、憲法十五条に対する立場から説明をされたわけでありまして、その文部大臣の解釈は、憲法条項の場合においてはやはり憲法十五条に基づく基本的な考え方に基づいて拒否権というものがあるんだという解釈をお立てになつていらっしゃるかどうか。その点はいくらまでもその点で固執をされるのかというところを、第一点にお尋ねをいたしたい。

○荒木國務大臣 結論から先に申し上げますれば、いま御指摘のとおりでございます。これは私が個人的に固執するところかということにかかわらず、およそ憲法の解釈、適用上からして当然の結論である、そういう見地に立つて申

し上げておるような次第でございます。

○村山委員 しからばお尋ねいたしますが、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」との条項から、どうして文部大臣が拒否権を持つてゐるという解釈理論が生れてまいりますか。

○荒木国務大臣 憲法第十五条の規定を受けて、あらゆる公務員について、端的に申し上げれば、主権者たる国民が公務員を選定しこれを罷免する機会というものが、明文上すべてにおいて規定されておる、法律段階においてそれが明らかになつておるものと解するのであります。大学の教職員につきましても同様でございます。教育公務員特例法ないしは学校教育法を通じて見ます場合、大学であるがゆゑに教授、助教授の任命あるいは学長の任命につきましても、教授会ないしは評議會等の管理機関が選びましたものをその申し出に基づいて文部大臣がこれを任命するということになつておることは、申し上げるまでもなく御承知のところでありまして、本来ならば、大学でそういう特別の管理機関等が中にあると、一応そこで候補者を選んで申し出るといふような方法はとられていないわけでありまして、あえて大学についてそのことがなされますことは、すでに御指摘もありましたが、いままでの委員会の論議を通じてもお断り出されたとおり、私も同様にもう考えざるわけでございますが、大学なるがゆゑに学園の自由、それに密着しました大学の自治という、慣行上のことではありますけれども、そのことを十二分に尊重

して、任命についても管理機関の申し出という一つのクッションを置いておるものと存するのでございます。でございますから、申し出がないのに申し出のあったもの以外について任命するなどということは、むろん制度上あり得ないということも当然でございます。そうしてまた申し出の内容が何處に尊重されるべきことも当然でございます。けれども、大学の管理機関といふのも万一の限りなしとしない。管理機関の申し出は、いま申し上げるやうに制度上信頼しなければならぬいたゞてでございますから、それを信頼してそのまゝ任命する。任命権者といふこともむけにこれを主観的に左右することはむろん許されません。そう考へて任命することによつて憲法第十五条にいうところの主権者たる国民の公務員選定の作用が行なわれる。しかし方に一つ、客観的に見まして、申し出の内容が大学の目的に照らして適当ではないといふことは理論上あり得ると考へられます。その場合においてすらもなおかつ大学の管理機関にすべてを主権者たる国民はまかせておるか、目いかえれば憲法第十五条の趣旨は、大学に關する限りそういう場合でもなおかつ大学の管理機関の申し出でなければ絶対にいけないと解すべきでないかと思ひます。したがひまして方に一つでもそういうことがあり得るとするならば、その場合において任命権者がノーということがあるのでなければ、第十五条の主権者の公務員選定権といふものはその部分についていふば通風孔を閉じられることになると思ひます。そういうことは許されません。すべ

でこれ任命権者が主権者の公務員選定権について国民に責任を負ふ。国民に責任を負ふといふことは、国会を通じて、主権者たる国民に責任を負ふべき筋合いだと存じますので、以上の考へ方に立つて、憲法第十五条の国民の公務員選定権に根拠をもちます場合、大学の学長の任命に關してもノーといふことが万に一つでありましようけれどももあつて得る。それが任命権者の国民に対する当然の責任体制であると解するわけでありまして。

○村山委員 憲法第十五条の解釈の中からするとそのまゝの形で大臣が拒否権を持つておるといふやうな解釈理論を引つぱり出してゐることは、これはいまでも荒木大臣以外に私は承つたことがないわけでありまして、そこで憲法運用について現在憲法調査会事務局が各憲法の調査を一々事項について進めておられますので、私はそういう内容をすつと調べてまいつたのでございまして、憲法第十五条といふのは、大臣も御承知のやうに、国民の権利としてそこには打ち出してございまして、國民にはそういうやうな公務員を選定をし、及びこれを罷免することができるといふことが國民主権の立場といふものがどこで明らかに打ち出されてゐるものであつて、大臣の論議ではそういうやうないわゆる國民の権利義務という第三章に掲げられる条項からいふなら第三國民固有の権利はイコール政府の任命権なんだ。というやり出し方をしておられるところに憲法に対する大臣の解釈の違いといふものが生まれてくるのではないかと。むしろ大臣がそれを主張し留められる以上は、憲法六十五

「行政権は、内閣に属する。」憲法七十二条「内閣総理大臣は、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。」この憲法条項によつて内閣が国会に責任を持つたなければならない。このやうな立場から拒否権を持つてゐるという論議は、一応意見としては承りますが、憲法第十五条の解釈理論からすると、文部大臣である荒木文部大臣が大学の学長に対するところの拒否権を持つてゐるんだという解釈理論は、そういうやうなところからは生まれてこないじゃありませんか。この憲法第十五条といふのは、民主主義の原則といふものはこうでなければならぬんだといふことが高らかにうたはれてゐるのであつて、國民主権はここにあるんだといふことが明示されてゐることに相なつてゐるとするならば、大臣の憲法第十五条に対するところの解釈理論は、大臣の個人的な思ひつきではございせんか。その点いかがでしようか。

○荒木国務大臣 思ひつきではなしに、憲法といふものがおおよそそういうものであらうと考へるからでありまして、御指摘のやうに憲法第十五条から具體的にいま私が申し上げました方に一つではあらうけれども、主権者のその公務員選定権といふもののつながりにおいてなければならぬといふことが出てくると申し上げるのじやございせん。憲法第十五条に限らずすべて第三章に關する限りその他の条項も同様でございますが、その憲法が保障しますものもろもろの基本的な権利、自由権は、御指摘のやうに憲法上確定してゐることは疑いないこととありますけれども、これを具体的に行使するについては、やはり主権者の意思であるといふ

るの憲法施行法といふべき、選舉によります場合は公職選舉法がございまして、その他もろもろの公務員の種類、立場、地位等に依りまして、憲法第十五条にいうところの國民の公務員選定権、罷免権といふものが具体的に定められて、憲法第十五条の基本的な権利が行使できるやうに窓口がつくられておるものが、例外ないところのすべてに通ずる制度だと思ふのであります。その一つとして教職員につきましても大学に關する限りは、教育公務員特例法ないしは学校教育法に基づきまして大臣が任免権を持つという法律上の定めによつて憲法第十五条の趣旨が傳達される、具體化されるという制度が第十五条と密着して存在するものと思ひます。その意味合ひにおいて諒をさかのばれば第十五条に根拠を持ち、具體的にはいま申し上げた法律に具體性を持った条文がございまして、それを運用することによつてこれが実行される、そういう關係に立つといふ意味において申し上げておるのであつて、何もなしにいきなり憲法第十五条を援用して申し上げておるわけではございせん。

○村山委員 そういたしますと、私が先ほど申し上げましたやうに、憲法六十五條ないし七十二条、この問題は、大臣としては行政権の行使に當たる閣務大臣として、そのやうなところからいまの拒否権の問題が出てくるという論議ではなくて、憲法第十五条を受けてすぐ法律理論から出てくるのであつて、憲法六十五條、七十二條については、その根拠はないといふやうにお答えになるのですか。その点はいかがですか。

追加参考資料

・国会議事録（平成 16 年 3 月 19 日 第 159 回国会衆議院文部科学委員会）（抜粋）	...	1
・日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議「日本学術会議の今後の展望について」（平成 27 年 3 月 20 日）（抜粋）	...	4
・審議依頼「国際リニアコライダーに関する審議について（依頼）」（平成 25 年 5 月 27 日付 25 文科振第 342 号）（抜粋）	...	11
・「国際リニアコライダーに関する審議について（回答）」（平成 25 年 9 月 30 日付 府日学第 2179 号）	...	14
・回答「国際リニアコライダー計画に関する所見」（平成 25 年 9 月 30 日 日本学術会議）（抜粋）	...	15
・審議依頼「国際リニアコライダーに関する審議について（依頼）」（平成 30 年 7 月 20 日付 30 文科振第 157 号）（抜粋）	...	19

平成 30 年 11 月 6 日（火）

内閣府日本学術会議事務局

第百五十九回国会 衆議院 文部科学委員会 會議録 第六号

平成十六年三月十九日(金曜日)

午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 池坊 保子君

理事 青山 丘君

理事 遠藤 利明君

理事 平野 博文君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 宇野 浩君

理事 小淵 優子君

理事 加藤 紘一君

理事 城内 実君

理事 近藤 基彦君

理事 田村 憲久君

理事 馳 浩君

理事 山際大志郎君

理事 城井 崇君

理事 古賀 一成君

理事 高井 美穂君

理事 鳩山由紀夫君

理事 牧野 聖修君

理事 笠 浩史君

理事 石井 郁子君

理事 茂木 敏充君

理事 中島 眞人君

理事 田村 憲久君

理事 馳 浩君

理事 林 幸秀君

理事 田中 順一君

理事 吉田 正嗣君

理事 石川 明君

理事 伊藤信太郎君

理事 川内 博史君

理事 牧 義夫君

理事 江崎 鐵磨君

理事 奥野 信亮君

理事 上川 陽子君

理事 岸田 文雄君

理事 鈴木 恒夫君

参考人 (日本学術会議会長) 黒川 清君
文部科学委員会専門員 崎谷 康文君

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

参考人出席要求に関する件

日本学術会議法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

○池坊委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本学術会議法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本学術会議会長黒川清君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府政策統括官林幸秀君、総務省大臣官房審議官田中順一君、日本学術会議事務局局長吉田正嗣君及び文部科学省研究振興局長石川明君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○池坊委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○池坊委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫です。よろしくお願いたします。

日本学術会議法の一部を改正する法律案、質問をさせていただきますかと思っております。

早速ですけれども、日本学術会議、名前はよく聞くんだけれども、何のために存在しているの

かということがいま一つわからないところがござります。

学術会議法を讀みますと、目的は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」と書いてございまして、職務は、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」という審議的機能、それから「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」という研究連絡的機能、審議的機能と研究連絡的機能から成っている、これが学術会議だ、このように書いてあるわけですね。

いわゆる行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることというふうな考えれば、内閣府があり、また文部科学省があつて、その仕事をしております。そして、審議的機能ということになれば、政府の中に多くの科学関係の審議会がございまして、いろいろな政策提言をしていただいております。それから研究連絡的機能ということですが、これはいわば内閣府総合科学技術会議や文部科学省がそういう研究連絡的機能も持つております。そういうことからすると、何のために日本学術会議があるのかということがいま一つはつきりしないということがあります。

そこで、この日本学術会議が何のために存在するのか。税金を使つて、国税を使つて、国民の負担で存在しているわけですから、何のために存在するのか、国民にわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になられましたように、この日本学術会議は、我が国の科学者の代表機関でございます。我が国、科学者は七十六万人いらっしゃいます。その代表機関といふのはこの日本学術会議だけでございまして、これは法律に

規定されておるところでございます。

そういった全国の科学者の意見あるいは知見をボトムアップ的に集約しまして、それを例えば提言というように形で政府あるいは社会に伝えていく、それでもって社会の発展あるいは政策の推進に寄与していく、こういう機関でございます。

○齊藤(鉄)委員 それはわかるんですけど、ではなぜ、例えば文部科学省にあるいろいろな科学者を集めた審議会、その審議会も政策提言能力や、またある意味での研究連絡調整機能もあるわけですが、そういうものとどこが違ふかということとを今の御説明ではいま一つすつとのみ込めないんですが。

○吉田政府参考人 各省に審議会という設置されておりますが、それぞれ所掌事務というのが決まっておりますので、その所掌事務の範囲の中で、あるいは意見具申をしたり、答申をしたり、そういうことをされておるわけでございますが、この日本学術会議は、学術、科学のことに關しましてすべての分野にわたつて意見具申あるいは提言をする、そういう機能を持つております。そういった所掌の範囲の違ひがござります。

それから、審議会は、全国の科学者の代表というような性格はございません。我が国の科学者の意見を代表する意見というものがこの日本学術会議から出てくる、そういうふうにお考えただければ幸いです。

○齊藤(鉄)委員 ということは、例えば、審議会等は各省庁にあつて所掌事務が決まっております。また、審議会等はある意味で行政の一機関であるけれども、この学術会議はその行政から独立して政策提言を行う、そこが違ふんだ、こういう意味です。それから、例えば、行政と議会、こういうふうな理解でよろしいんですか。行政は行政で、

国民から選ばれて、首長がいて、その行政を行っている。それとは独立して議会があつて、その行政に対してチェック機能等、またいろいろな提言機能等が議会にあるわけですが、その行政と議会という位置関係と同じようなものだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えを申し上げます。

日本学術会議は、法律上も独立して職務を行うというふうな規定されておりますが、これはあくまでも行政部内の機関でございます。行政と立法との違い、関係というものはまた違つておるかと思います。行政の中で、行政機関ではあるけれども、独立して仕事を行うことによつてその機能を発揮することができ、そういう趣旨であらうかと思ひます。

○斎藤(鉄)委員 この学術会議が全体の中では行政の中にあるというのは理解しているつもりなんです。内閣府、文部科学省と学術会議の対比、これを今理解しようと私は努めているんですけども。

例えば文部科学省、内閣府とは独立した存在としてあつて、内閣府や文部科学省がやうとしていろいろな科学行政に対して提言しチェックをする、こういう機能だ、それは例えば三権分立における行政と議会の、そういう関係と同じようにとらえていいんですかという質問なんですけど、どうなんでしょうか。

○茂木国務大臣 ある程度おわかりの上で、議論をクリアするために御質問いただいている面があると思うんですが、この日本学術会議は大きく分けますと三つの機能を持っております。今先生の方から御指摘いただいておりますは政策提言に関する機能の部分だと思ひます。それ以外に、科学者間のいわゆる連携であつたりとかコミュニケーション、それから社会全体に対して発信をしていく、情報提供していく、こういう機能も日本学術会議は持つわけでありまして。

その最初の部分について申し上げると、行政と議会、こういうことで対比していただいております。

ですが、恐らく、行政と議会の関係にしますと、議会の方は決定権があるわけでありまして、しかし、こちらの学術会議は専門的な立場から、しかし、総合的そしてまた長期的に政府に対して意見具申、提言を行つていく、こういう機能を持つわけでありまして。

ちなみに、そういう総合的な提言をする、こういうことではないかと、内閣の中に総合科学技術会議があるわけでありまして、総合科学技術会議の方は、総理大臣を長といたしまして、閣僚も入り、そしてまた有識者議員、科学者の方等々も入つて、まさにトップダウンで全体的な政策をみずから決めていく。それに対してこちらの学術会議の方は、科学者のコミュニティの中からボトムアップで政策をくみ上げ、そしてそれを提言していく。

こういうトップダウンとそれからボトムアップと、手法の違い。それから、総合科学技術会議の方はみずから政策をつくり、そして方向性を設定する、それに対してこちらの学術会議の方は提言機能を担う、こういった違いがあるかと思ひます。

○斎藤(鉄)委員 学術会議と行政の関係、何となくわかつたような気がいたします。総合科学技術会議との関係についてはまた後ほど質問させていただきます。そういう学術会議の存在の意義はわかりました。

その前に、ここで言う科学ですね。「行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」が目的である。ここで言う科学の意味ですけれども、我々、一般的には科学といういわゆるサイエンス、自然科学ということとをさく思ひ浮かべるわけですが、学術会議の組織を見ても、それではないということがわかるんですが、ここで言う科学の意味をちよつとはつきりさせておきたいと思ひます。

○吉田政府参考人 日本学術会議法で科学という言葉が使われておりますけれども、一般的には科学という用語は広い意味にもいろいろな狭い意味にも使われるということでございますけれども、この学術会議法の場合は、法律上も人文科学と自然科学という言葉が使われておりまして、人文科学の中にいわゆる社会科学以外の人文科学も含まれていてということ、すべての学術分野が含まれておること、非常に広い概念で使われておるわけでございます。

○斎藤(鉄)委員 ここで言う科学とは、すべての学術をいうことがわかりました。

では、次の質問に入らせていただきます。この目的の文章にこだわりますが、「行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」が目的である。いわば、まさに産官学そのものが目的のところ、書いてあるわけでございます。産官学の連携と推進ということが書いてあるわけでございます。

ところが、この学術会議の歴史を振り返つてみますと、産官学こそ学問の自立自主を促す思想であるという考えのもとで、まさにこの目的に反する、目的に逆行する考え方のもとで運営された時期がある、このように我々理解しております。学問の自由、学術の自由を強調する余り、国民生活への反映浸透ということ、そういう目的とはまさに逆行するような時代があつたと我々認識しておりますが、そのことをどのように認識され、またその反省に立つてどのような改革が行われてきたかということについて伺ひたいいたします。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

昭和二十四年に日本学術会議が設立されましたけれども、この日本学術会議の委員の選考方法は、当初、選挙によるという方法をとつておりました。その当時、先生の御指摘のように、日本学術会議の活動が科学の進展や学術研究の多様化に対応できないといった状況もございました。また、会員候補者として立候補する科学者も少なくなつて、科学者の日本学術会議離れが進んだ、そういったような状況もございました。

これに関係するということで改正がされて、一定の要件を備える学術研究団体である登録学術研究団体からの推薦に基づいて会員を選出という制度に改正されたところでございます。

○斎藤(鉄)委員 元総務庁長官でした中山太郎先生が、それまでの一部イデオロギーに支配されていた学術会議を正常な姿にした、このようによく語つておられますけれども、そのことがいわれる選挙方法の改善によつてなされた、これは大きな改革であつたと中山先生もおっしゃるのを何度も私聞いたことがございますが、その昭和五十八年の改革はその所期の目的を達成したものでしょうか。

○吉田政府参考人 昭和五十八年の改正によりまして、先ほど申し上げましたような問題が改善されたわけでございますけれども、近年になつてみますと、行政改革会議あるいは総合科学技術会議等の議論におきましては、日本学術会議に関しまして、陳情的な勧告等があられたのではないかと、あるいは会員の高齢化、長期在籍会員がいるということ、会員構成が硬直化しているのではないかと、そういったような指摘がなされるに至つてまいりました。

こういった御指摘を踏まえまして、今回、また日本学術会議の改革を行うということで、日本学術会議が我が国の科学者コミュニティの代表機関といたしまして、よりの確にその役割を果たしていくということにすることをいたしました。

具体的に申しますと、委員の選考方法でございますが、個別の学術研究団体の利害にとらわれな政策提言が行えるように、会員選出方法につきまして、現行の学術研究団体からの推薦に基づく方法を日本学術会議みずから会員を選出する方法に改めるということがございます。こういったことによりまして、前回の改正によりまして近年生じてまいりました弊害を改善できるというふうな考えでございます。

○斎藤(鉄)委員 随分先まで御答弁いただいて、

○吉田政府参考人 今回、副会長、現在二人のところを三名にふやすということにしておりますが、これは、御指摘のように、海外のアカデミーや国際的学術団体との連絡調整など、国際交流機能の面で会長を補佐する、そういう役割を想定しております。

○斎藤（鉄）委員 茂木大臣、先ほどちょっと総合科学技術会議についても言及されましたけれども、総合科学技術会議とこの日本学術会議、内閣府の中で車の両輪というふうに言われております。

しかし、その総合科学技術会議、先ほどは行政と日本学術会議の関係について、私、はっきりさせるために質問させていただいたんですが、今度は総合科学技術会議と日本学術会議の役割の違いについて、先ほど黒川会長から、ああいう国際的な活動をされている、あれは確かに学術会議ではないとできないというのはいかがなものでしょうか、この点についてわかりやすくお願いいたします。

○茂木国務大臣 先ほど日本学術会議とほかの機関との関係の中で若干触れさせていただきました部分もあるわけでありまして、総合科学技術会議、これは内閣総理大臣を議長といたしまして、関係閣僚と有識者議員から構成されます会議でありまして、政府全体としての科学技術政策の司令塔として、トップダウン的にみずから政策決定を行う、そういう会議体であります。

これに對しまして日本学術会議、これは科学者のコミュニティの中からボトムアップ的に広く意見を集約いたしまして、中立的な立場から政府に対して政策提言を行っていく、そういう会議体でございます。

このような役割分担があるわけでありましてけれども、両会議、これから一層連携を深めながら、我が国の科学技術政策の推進に寄与していきたい、こんなふうに考えております。

○斎藤（鉄）委員 最後に、先ほど黒川会長がPR不足ということをおっしゃったんですが、私もそのことを感じております。

例えば、私三年前に、中国に捨てられた遺棄化学兵器の調査に行ってきました。現地まで行ってきたんですが、実はこのうまで、学術会議が、中国に捨てられた遺棄化学兵器の廃棄技術に対するリコメンデーションをされているというのを知りませんでした。それは私の勉強不足ですから、それを棚に上げて言うつもりはありませんけれども、しかし、私のところに説明に来る内閣府の役人の方も、このことについては一切触れられておりませんでした。

事ほどさように、学術会議がこのような大変な努力をされながら、日本社会の中で認知をされていない、国際的にはアカデミー間で大変高い評価が得られているようですが、一般国民に認知をされていないというのを痛感いたします。

このことに対してどのように考えていらっしゃるか、今後どのようにされるかということをお願いいたします。

○黒川参考人 どうもありがとうございます。実は、この遺棄兵器につきましましては、二つの報告書を出しております。これは大変大きな問題だという認識があります。

この報告書はもちろんです、関係する省、府には報告書を出しておりますし、このステイターはある意味では内閣府の大臣官房参事官も委員として参加しております。つまり、だれが参加するかというの、学術会議の人だけではないということを見せたいわけでありまして、ただ、こういうもの、どこにプレスリリースをするかというの、どうして私どもは科学担当の記者にプレスリリースしますと、今振り返ってみると、むしろこれは社会部あるいは政治部の記者にプレスリリースすべきだったかなという、その戦略性が欠けているということを私は認識しているということでもあります。

さらに、ことし一月、またこの続きのシンポジウムを先日やったところであります。これは小冊子をつくって、より広いところに配付したいと思っております。

そのほかに、最初の御質問ございましたけれども、実はおとし、農水省から森林の多面的な機能という諮問を受けまして、それについての答申を出しております。それがWTOで、去年カンクンで、後で農水大臣から伺ったんですが、学術会議からこういう答申をもらっているというふうに出したところ、相手側から大変に信用が、顔つきが変わったということをお伺いしております。つまり、関係省庁の審議会ではなくて独立した学術のコミュニティからそのような答申を受けているということが非常に高く評価されたのでびっくりしたというふうに聞いております。

さらにこのほかに、例えば、南極問題が昭和三十年に国際的な枠組みで行われたんですが、そのときも学術会議がこれに参加すべしという提言を出しまして、これを審査、提言させていただきまして、昭和三十年から南極に行っております。

今南極大陸の中にある基地を持っているのは日本を含めて三カ国、この日本の昭和基地が世界で初めてオンホールを見つけて、世界をあとと言わせたというように実績もありまして、このような科学者コミュニティから、独立した、国際的な枠組みからのいろいろな提言を出しているというところ、非常に大事な機能があるということだろうと認識しております。

そのようなことから、いろいろな活動をしておりますけれども、例えば科学者の不正行為についての報告書、あるいは食の安全についての報告書も去年出しておりますが、このようなことをどのように生かしていただくかということについては、広報、あるいはその報告書を届ける先についていろいろのことを戦略的に考えなくてはいいけないというところは、私は常々考えているところでございます。

○斎藤（鉄）委員 終わりました。ありがとうございます。

○池坊委員長 鳩山由紀夫君。

○鳩山（由）委員 民主党の鳩山でございます。

きょうは、学術会議の黒川会長にまでお出ましをいただきました。斎藤さんもドクターでございますが、二人続いて、ある意味で科学に關してそれなりに勉強してきたはずの二人からまず話を申し上げたいと思っております。先ほどの黒川会長の話を伺いながら、やはりそうかという思いをいたしましたことがございます。

実は、私は夢を持っておりました。それは、大学に留学してアメリカにおりましたところに、一九七二年ごろだったと思いますが、ローマ・クラブが「成長の限界」というものを発表いたしました。それは大変刺激的な内容でありまして、先ほど黒川会長がお話されましたような、人口爆発とそれに伴う環境の破壊、経済が発展すれば、成長すれば、これはバラ色の未来があると思っていた我々に、ずいぶん大変な大きな衝撃を与えたテーマであったと思います。

それからいろいろな議論がなされていることは、今も伺ってよくわかったわけでありまして、私は、例えば日本の政府とかあるいは政党というものが、大きな計算機を常に回転させてながらこういった問題に対して常に自分みずからのデータで議論をし続けていけるものだというふうに思っています。政治に興味を持ったのでありますが、自民党に行ったときにもそういう議論は一切なかったようでありまして、また民主党にいても、残念ながら、そのような党の中で政策をみずから、すなわち大きな世界規模の議論というものをを行うということとはなかなかできないという実態に当たりました。

かつて経企庁にもその辺の話を申したことはあるんですが、いやいや、こんな二十年、三十年、五十年先の予測をしたことありませんという答弁でもありましたし、どうもそういう中でやはり学術会議の皆さん方、こういう世界規模な、あるいは世界規模的な議論の中で日本が何をなすべきかという議論をことごとく行っていたのだと思います。現実に行っているんだ、世界のいろいろな会議

日本学術会議の今後の展望について

平成 27 年 3 月 20 日

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議

目次

第1 はじめに

- 1. 日本学術会議の改革をめぐる経緯 1
- 2. 学術をめぐる近年の動向 1
- 3. 本有識者会議における議論の位置付け 2

第2 日本学術会議に期待される役割

- 1. 日本学術会議の位置付け及び存在意義 4
- 2. 日本学術会議に期待される役割 5

第3 平成17年改革の成果と概括的評価 9

第4 日本学術会議の活動のさらなる活性化に向けて

1. 日本学術会議の活動の在り方

(1) 政府や社会に対する提言機能の強化

- ① 意見集約と決定のプロセス 12
- ② 事後の検証 13
- ③ 緊急課題への対応 14

(2) 科学者コミュニティ内のネットワークの強化と活用

- ① 学協会との連携 15
- ② 地域の科学者との連携 16
- ③ 若手科学者の活動の促進 16

(3) 科学者コミュニティ外との連携・コミュニケーションの強化

- ① 広報・社会とのコミュニケーション活動 17
- ② 政府との関係 19
- ③ 産業界との関係 20

(4) 世界の中のアカデミーとしての機能強化

- ① 国際的な学術活動への参画 21
- ② 世界に向けた発信 22

2. 日本学術会議の組織としての在り方

(1) 会員・連携会員の在り方

- ① 意識、活動へのコミット 22
- ② 求められる人材と選出方法 23
- ③ 会員・連携会員の構成 25

(2) 組織としての継続性と発展性 26

(3) 組織形態 27

(4) 予算・事務局体制 28

参考資料

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議構成員	30
日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議審議経過	31
有識者会議における主な意見	32
各国アカデミーのデータリスト（2015 年更新版）	70
日本学術会議の在り方について（平成 15 年 2 月総合科学技術会議意見具申）	77
平成 17 年改革における主な改革事項と成果	98

関連ホームページ

日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議 配布資料、議事要旨等

<http://www8.cao.go.jp/scj/kaisai/index.html>

日本学術会議

<http://www.scj.go.jp/>

日本学術会議年次報告、活動状況に関する評価（外部評価書）

http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/nenji/nenji_hyoka.html

第2 日本学術会議に期待される役割

1. 日本学術会議の位置付け及び存在意義

日本学術会議は、法律上、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする「わが国の科学者の内外に対する代表機関」と位置づけられている（日本学術会議法第2条）。

日本学術会議の組織としての独自性、存在意義を成す要素としては、次のような点が挙げられる。

(1) 科学者の自律的な集団であること

近年、政府の政策決定に関わる各府省の審議会等の場に科学者が参画し、その知見を提供することが一般的であるが、日本学術会議は、組織自体が科学者の自律的な集団であり、組織として我が国の科学者コミュニティを代表し、政府や社会に対して科学的な知見を提供する役割を担っている。

(2) 全ての学術分野の科学者を擁していること

日本学術会議のような科学者コミュニティを代表する組織（以下、「アカデミー」という。）は諸外国にも存在しているが、多くの国では、例えば、自然科学系のアカデミーとは別に工学系のアカデミーが存在するなど、領域別にアカデミーが置かれているのに対し、日本学術会議は、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の全ての学術分野を網羅する科学者によって構成されているという世界的にも極めて稀な特徴を有している。

(3) 独立性が担保されていること

日本学術会議は、日本学術会議法第3条において「独立して」「職務を行う」こととされており、制度上その独立性が担保されている。この点は、特に政府や社会との関係において、真に学術的な観点に立った見解を提示する上で、非常に重要な要素である。

「第1 はじめに」でも述べたとおり、近年、学術には、地球環境問題をはじめ、1つの専門分野の知識のみでは解決できない複雑な問題について、様々な分野の知識を統合し、解決に向けた選択肢を示すことが求められている。こうした中、上記（1）～（3）のような特徴を有し、幅広い学術分野の科学的知見を動員して課題について審議を行い、その成果を政府や社会に対して提示で

きる組織として、日本学術会議の重要性はますます高まっている。

2. 日本学術会議に期待される役割

1. で述べた日本学術会議の位置付け及び存在意義、昨今の学術をめぐる様々な動向を踏まえ、本有識者会議として、これからの日本学術会議に特に期待する役割は、次のとおりである。

(1) 社会的な課題に対し我が国の学術の総合力を発揮した俯瞰的・学際的な見解を提示する「社会の知の源泉」としての役割

日本学術会議には、我が国や人類社会が直面する課題にすべての学術分野の知見を結集して正面から取り組み、その解決のための選択肢を提示することが求められる。

取り組むべき課題に関しては、限られた時間の中で迅速に対応することが求められるものもあれば、50年先、100年先を見通して取り組むべきものもあり、日本学術会議には、課題の性質に応じて次に掲げる2つの機能を兼ね備えることが必要である。

- ① 学術的知見に基づき日本の将来の姿を描くとともに、将来に向けた的確な課題を設定して長期的・継続的に取り組み、その蓄積に基づく学術的な見解を提示する機能

(課題の例：地球環境問題、人口減少問題)

- ② 社会的ニーズ、突発的な事態の発生等に応じて直ちに対応すべき課題に集中的に取り組み、迅速に学術的な見解を提示する機能

(課題の例：大規模災害の発生、伝染病の蔓延)

①、②いずれについても、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の幅広い学術分野の科学者を擁する組織としての特性を最大限に活かし、学術の総合力を発揮することが重要である。一方、意見集約や提言等の決定など、見解の表出に向けたプロセスや手法に関しては、それぞれの性質に応じた仕組みが必要であり、また、その仕組みに関して会員や連携会員の間で十分に認識が共有されることが求められる。

【有識者会議としての意見】

日本学術会議には、時々課題に機動的・迅速に対応することが求められると同時に、一つのテーマについて長期的・継続的に取り組む息の長い活動も必要であり、組織全体として、常に新たな知を取り入れていくための新陳代謝と一定の継続性とのバランスをとることが求められる。

組織全体としての継続性を維持するためには、一つには、活動の記録を意識的に文書化して残し、過去の蓄積を踏まえた活動を積み重ねていくことが重要である。また、個々の会員や連携会員が、日本学術会議の社会的使命や存在意義を真に理解し体得するためには、会員・連携会員を通じて一定の活動期間が必要であり、例えば連携会員について、任期、再任回数が必要に応じた見直しを行うなどにより、組織全体としての継続性を担保していくことが考えられる。

一方、運営を担う会員については、平成17年改革において「長期在籍会員や高齢会員が増加して、会員構成が硬直化し、活動が害われることがないよう」¹⁹任期や定年制を定めた趣旨を踏まえた上で、必要に応じて元会員の助言を受ける機会を設ける等により継続性にも配慮しつつ、引き続き一定の新陳代謝が図られるようにすることが適当と考えられる。

(3) 組織形態

【現状】

日本学術会議は内閣総理大臣の所轄の下、内閣府の「特別の機関」として設置されている。国の行政機関であるが、「独立して」職務を行うこととされており（日本学術会議法第3条）、制度上その独立性が担保されている。昭和45年7月以降、現在の東京都港区六本木に所在しているが、「国の行政機関等の移転について」（昭和63年7月閣議決定）において、移転対象機関とされている（移転先は横浜市）。

【有識者会議における主な指摘】

有識者会議においては、組織形態について、本有識者会議で議論すべきとの指摘があり議論したところ、独立性を担保するという観点が重要であるが、現状として制度上独立性は十分確保されており、現在の内閣府の「特別の機関」でよいのではないか、との指摘があった。独立性に関しては、財政的な

¹⁹ 「日本学術会議の在り方について」（平成15年2月26日総合科学技術会議）より抜粋

独立性、政治からの独立性といった観点も重要ではないか、との指摘があった。また、所在地について、緊急事態への対応等危機管理の観点から政府の主要な機関に近い現在の場所が望ましい、との指摘、会員・連携会員にとっての利便性の観点から交通アクセスのよい場所であることが必要、との指摘があった。

【有識者会議としての意見】

○ 組織形態

日本学術会議は、政府から独立性を保ちつつ、その見解が、政府や社会から一定の重みをもって受け取られるような位置付け、権限をもった組織であることが望ましい。また、日本学術会議の性格が、本質的には事業実施機関ではなく審議機関であることを踏まえると、安定的な運営を行うためには、国の予算措置により財政基盤が確保されることが必要と考えられる。

これらの点を考慮すると、国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい。

○ 所在地

所在地については、日本学術会議に求められる役割を踏まえた上で、その役割の発揮に向けた活動の活性化の観点から、最良の選択がなされることが望ましい。日本学術会議が政府や社会への提言を本質的な機能の一つとする組織である以上、必然的に提言等の取りまとめに向けた審議活動がその活動の中心となり、限られた活動経費の中で活動を活発化するためにその所在地はできるだけ会員・連携会員がアクセスしやすい利便性のよい場所であることが必要である。また、緊急事態において求められる役割に照らし、危機管理の観点からも、政府の諸機関との距離が近い場所であることが望ましい。

以上のような観点から、有識者会議としては、現在地よりも適した移転場所を見出すことは難しい。

(4) 予算・事務局体制

【平成 17 年改革後の取組】

予算及び事務局定員は、全体として逡減気味に推移している。平成 17 年改

25 文科振第 342 号

平成 25 年 5 月 27 日

日本学術会議会長

大 西 隆 殿

文部科学省研究振興局長

吉 田 大 輔

国際リニアコライダーに関する審議について（依頼）

国際リニアコライダー（ILC）については、貴会議がとりまとめた「学術の大型施設計画・大規模研究計画－企画・推進策の在り方とマスタープラン策定について－」（平成 22 年 3 月）において、「国際リニアコライダーの国際研究拠点の形成」として取り上げられ、その後、平成 23 年 9 月のマスタープラン小改訂においても引き続き取り上げられました。

一方、貴会議のマスタープランを受けて、当省の科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会において審議が行われ、「学術研究の大型プロジェクトの推進について（審議のまとめ）」（平成 22 年 10 月）及び、その改訂版である「学術研究の大型プロジェクトに関する基本構想－ロードマップ 2012－」（平成 24 年 5 月）の中で、別紙の評価結果及び課題が示されているところです。

ILC については、この分野の世界の研究者コミュニティにおいて継続して設計活動等が続けられ、本年夏には設計報告書が完成する見通しとなっています。また、CERN の LHC 実験においてヒッグス粒子が発見されるなどの研究面での大きな進展があり、高エネルギー物理学分野の国際的な研究者コミュニティにおいては、LHC の更なる高度化に加えて、ILC の建設への期待が高まってきています。

このような状況の中、我が国の高エネルギー物理学分野の研究者コミュニティにおいては、国際的な設計活動等への参画や技術開発等に加え、これまでのコミュニティにおける調査結果により ILC を建設することが可能と考えられている北上山地及び背振山系の国内 2 か所について地質調査を実施し、その結果等に基づいて、本年夏にはコミュニティとして建設地点を一本化するための取組を進めています。

一方、3月に提出された米国エネルギー省の高エネルギー物理学に関する諮問委員会の報告書や、5月末に取りまとめられる予定の素粒子物理の欧州戦略において、ILCについては、我が国が誘致する場合には参加を希望すること、参加を検討するために我が国からの具体的な提案を待つ旨などが記載されている又は記載されることとなる見込みです。

ILCの建設及び運営には巨額の経費を要することから、特に我が国でこれを実施する場合には、学術研究全体に大きな影響を与えることも想定されます。つきましては、学術に関する各分野の専門家で構成されている貴会議において、ILCに関する下記の事項及びその他貴会議において必要と判断される事項について、広範な分野の研究者を交えて御審議の上、御意見をくださるようお願い申し上げます。

なお、貴会議においては、現在、次期マスタープランの策定に向けた検討が行われていると承知していますが、本件依頼は、その緊急性に鑑み、可能な限り早期に御回答くださるようお願いいたします。

記

- ILC計画における研究の学術的意義、ILC計画の素粒子物理学における位置づけについて
- ILC計画の学術研究全体における位置付けについて
- ILC計画を我が国で実施することの国民及び社会に対する意義について
- ILC計画の実施に向けた準備状況と、建設及び運営に必要な予算及び人的資源の確保等の諸条件について

「学術研究の大型プロジェクトの推進について（審議のまとめ）」（平成 22 年 10 月 27 日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会）及び「学術研究の大型プロジェクトに関する基本構想－ロードマップ 2012－」（平成 24 年 5 月 28 日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術研究の大型プロジェクトに関する作業部会）における「国際リニアコライダーの国際研究拠点の形成」についての評価結果等について

評価①：c

評価②：c

主な優れている点等：

- ・国際的に日本の地位は高く、目指す成果の科学的意義も大きい。
- ・国際協力に関する期待が持てる。

主な課題・留意点等：

- ・まだ計画は十分に詰まっておらず、継続して研究者コミュニティや諸外国の関係者との慎重な協議が必要。
- ・LHC の成果等を踏まえつつ、B ファクトリー高度化の終了後の計画として位置づけるべき。
- ・長期に及ぶ高額な計画であり、社会的理解が得られるか不明。
- ・緊急性が明確でなく、関連コミュニティ及び社会や国民のさらなる理解が得られるよう努力が望まれる。

(注)

- ・評価①は、研究者コミュニティの合意、計画の実施主体、共同利用体制及び計画の妥当性についての評価。
- ・評価②は、緊急性、戦略性及び社会や国民の理解についての評価。



府日学第 2179 号

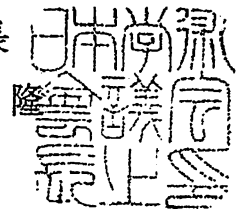
平成 25 年 9 月 30 日

文部科学省研究振興局長

吉田 大輔 殿

日本学術会議会長

大西

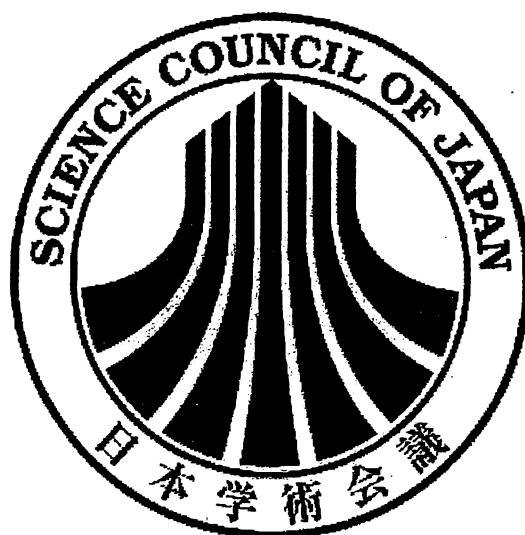


国際リニアコライダーに関する審議について（回答）

平成 25 年 5 月 27 日付け 25 文科振第 342 号で依頼のありました標記の件について、別添のとおり取りまとめましたので回答します。

回 答

国際リニアコライダー計画に関する所見



平成25年（2013年）9月30日

日 本 学 術 会 議

目 次

1	はじめに.....	1
(1)	本回答作成の背景	1
(2)	審議の経過	2
2	審議依頼を受けた各事項に関する検討.....	4
(1)	ILC 計画における研究の学術的意義、ILC 計画の素粒子物理学における位置づけ	4
(2)	ILC 計画の学術研究全体における位置づけ	5
(3)	ILC 計画を我が国で実施することの国民及び社会に対する意義	6
(4)	ILC 計画の実施に向けた準備状況、建設及び運営に必要な予算及び人的資源の確保等の諸条件.....	7
(5)	その他の関連事項.....	9
3	総合的所見.....	10
	＜用語の説明＞.....	12
	＜参考文献＞.....	14
	＜参考資料 1＞ 国際リニアコライダー計画に関する審議の経過.....	16
	＜参考資料 2＞ 文部科学省研究振興局長からの審議依頼文書.....	17
	＜参考資料 3＞ 「理学・工学分野の科学・夢ロードマップ」(2011 年 8 月 24 日)より抜粋.....	19

3 総合的所見

日本学術会議では、ILC 計画の意義と我が国への誘致を検討する際の論点を2段階に整理した。すなわち、①電子・陽電子衝突型加速器の必要性和意義、及び、その次期計画としての ILC の位置づけ、そして、②ILC 計画の我が国での実施の可否判断に向けた諸課題の検討、である。

① 電子・陽電子衝突型加速器の必要性和意義、及び、その次期計画としての ILC の位置づけ

LHCやILCが担う高エネルギー素粒子物理学は基礎科学の中でも最も基礎的な分野であり、自然の根源的理解を目指した知のフロンティア開拓の営みである。高エネルギー素粒子物理学の最前線において、LHCの将来戦略が明示されている状況を踏まえ、それと相補的な電子・陽電子衝突型加速器の必要性和意義は十分に認められる。電子・陽電子衝突型加速器の次期計画として現時点で最も検討が進んでいるのがILCであること、TDRが国際的検討チームによる詳細な検討に基づいて作成されたものであること、も認められる。

ILC計画におけるヒッグス粒子やトップ・クォークの精密測定とそれらを通した標準模型を超える物理の探索について、素粒子物理学としての学術的意義は認められる。その一方で、未発見の新粒子や標準模型を超える物理の探索の戦略については、高度化が予定されているLHCとの関係も含め、本計画に必要な巨額の投資に見合う、より明確で説得力のある説明がなされることが望まれる。

② ILC 計画の我が国での実施の可否判断に向けた諸課題の検討

ILC 計画は、その必要経費や人的資源の規模からして、単独の国や地域では実施し得ないものであること、その実施には参加国・地域による持続的な国際協力へのコミットメントが不可欠であること、が明白である。ILC を我が国に誘致することを想定した場合、現状では、国内の実施体制、海外からの研究者の参加の見通し、必要経費の国際分担の見通しなどの重要事項に関して不確定要素やリスク要因がある。

大震災からの復興や将来のエネルギー・資源・環境問題など、我が国として取り組むべき重要課題は山積している。ILC 計画を我が国で実施するには、国家財政が逼迫している中で長期にわたる巨額の財政的負担の問題をいかにして解決するかについて、政官学が知恵を出し合って国民に支持される持続可能な枠組みを示す必要がある。ILC への資源配分によって、国家的諸課題への取り組みに影響が及んだり、科学技術創造立国を支えるべき諸学術分野の停滞を招いたりするようなことがあってはならない。これらのことを勘案するに、ILC 計画の我が国における本格実施を現時点において認めることは時期尚早と言わざるを得ない。

日本学術会議としては以上の観点から、ILC 計画の実施の可否判断に向けた諸課題の検討を行うために必要な調査等の経費を政府においても措置し、2～3年をかけて

当該分野以外の有識者及び関係政府機関を含めて集中的な調査・検討を進めること、を提言する。

ILC の我が国への誘致の判断には、本回答が提示する諸課題や懸念事項について十分な調査・検討が行われ、建設、運転、高度化、最終処理にわたる経費の全容とその国際分担、人材や管理運営体制の問題など課題事項に対して明確な見通しが得られることが必須である。調査・検討と並行して海外主要国・地域の研究機関や資源配分機関との協議を行い、国際分担等に関する見極めを行うべきである。ILC 計画を我が国で実施し高い成果を挙げるための諸条件を余すところなく検討した上で、学術コミュニティ全体の合意形成、さらには国民の理解を求めることが必要である。

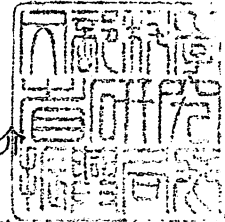
検討すべき重要課題として、(1)高度化される LHC での計画も見据えた ILC での素粒子物理学研究のより明確な方針、(2)国家的諸課題への取り組みや諸学術分野の進歩に停滞を招かない予算の枠組み、(3)国際的経費分担、(4)KEK、大学等の関連研究者を中心とする国内体制の在り方、(5)建設期及び運転期に必要な人員・人材、特にリーダー格の人材、などがある。ILC を我が国に誘致することの是非を判断する上で、これらの課題について明確な見通しが得られることが必要である。

日本学術会議は、上記の調査・検討を踏まえて改めて学術の立場からの見解を取りまとめることにより、政府における最終的判断に資する用意がある。

30文科振第157号
平成30年7月20日

日本学術会議会長
山 極 壽 一 殿

文部科学省研究振興局長
磯 谷 桂 介



国際リニアコライダーに関する審議について（依頼）

（ 国際リニアコライダー（ILC）については、平成25年5月の文部科学省からの貴会議への審議依頼への回答として、平成25年9月に貴会議より「国際リニアコライダー計画に関する所見」をまとめていただきました。

所見では、「本格実施を現時点において認めることは時機尚早」であり、「ILC計画の実施の可否判断に向けた諸課題の検討を行うために必要な調査等の経費を政府において措置し、2～3年をかけて当該分野以外の有識者及び関係政府機関を含めて集中的な調査・検討を進めること」と提言されていることから、平成26年5月より当省の下に「国際リニアコライダー（ILC）に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、ILC計画の科学的意義やコスト等の検証を行い、平成27年6月に「これまでの議論のまとめ」を取りまとめるなど、調査検討を進めてきたところです。

（ このような状況下、ILC計画の見直し案が ILC に関する国際的な研究者組織の一つであるリニアコライダー・コラボレーション（LCC）でまとめられ、リニアコライダー国際推進委員会（LCB）における審議を経て、国際将来加速器委員会（ICFA）において承認され、平成29年11月に公表されました。この見直しにおいては、欧州合同原子核研究機関（CERN）における大型ハドロン衝突型加速器（LHC）実験の結果を踏まえた上で建設に必要なコストを引き下げることとも考慮して、ILCの衝突エネルギーを500GeVから引き下げて250GeVのヒッグスファクトリーとする提案（以下「250GeV ILC」という。）に変更されました。

この見直しを受け、有識者会議においては、ILC計画（見直し後）の科学的意義やコスト等の再検証のために再度設置した作業部会における検討、さらに経済的波及効果等の再検証結果などを踏まえ、別添の通り平成30年7月4日に



「ILC 計画の見直しを受けたこれまでの議論のまとめ」を取りまとめたところで
す。

一方、貴会議における ILC 計画の取扱いについては、平成 25 年の所見以降、
「第 22 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン 2014)」
(平成 26 年 2 月)、「第 23 期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マ
スタープラン 2017)」(平成 29 年 2 月)が提言として取りまとめられ、学術大
型研究計画として掲載されているものの、別紙 1 のとおり、課題別委員会として
設立された「国際リニアコライダー計画に関する検討委員会」において別途所見
がまとめられ、その後も所見時の条件及び状況に変更がないことから、重点大型
研究計画の評価の対象としないとされています。

そのため、昨年貴会議によるマスタープラン 2017 の策定を受けて、当省の科
学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術研究の大型プロジェクト
に関する作業部会において審議が行われ策定される「学術研究の大型プロジェ
クトの推進に関する基本構想ロードマップ」については、ロードマップ 2017 が
策定されているものの、別紙 2 のとおりロードマップでは主としてマスター
プランにおける重点大型研究計画を選定対象としていることから、現在、ILC 計画
についてはロードマップに掲載されていない状況です。

当省においては、学術の大型プロジェクトの推進方策として、推進対象をロー
ドマップに掲載された優先度の高い計画とし、大規模学術フロンティア促進事
業として推進する仕組みとしております。現在、厳しい財政環境下、これまでロ
ードマップを踏まえ新規着手をした計画を含め 10 計画を進めており、これら既
存事業に加え、今後はロードマップ 2017 を踏まえた計画の推進が必要と考えて
おります。

現在、ILC 計画については、昨年 11 月の ILC 計画(見直し後)の公表に際し、
国際的な研究者組織が、日本における高エネルギー物理学研究者会議(JAHEP)
による 250GeV ILC を日本に建設するという提案を強く支持し、時宜を得た決定
に向け、日本政府が当該提案を本格的に検討するよう推奨し、主要な費用負担を
含め、日本がホスト国として明確に意思表示することを求める声明を発表して
います。

当省としては、平成 25 年の所見以降、有識者会議における検討を進め、この
度議論を取りまとめたところであり、さらに日本政府の判断を求められている
ILC 計画を巡る動向を踏まえて、今後の政府の判断に資するものとして、貴会議

において改めて学術の立場から見解を取りまとめていただく時機にあると考えております。

現状においても ILC の建設及び運営には巨額の経費を要することから、特に我が国でこれを実施する場合には、マスタープラン及びロードマップの推進など学術研究全体に大きな影響を与えることも想定されます。

つきましては、国際協力の枠組みの中で ILC 計画に取り組む意義について速やかに判断することができるよう、学術に関する各分野の専門家で構成されている貴会議において、ILC 計画に関する下記の事項及びその他貴会議において必要と判断される事項について、広範な分野の研究者を交えて早期にご審議いただき、ご回答くださるようお願い申し上げます。

記

- ILC 計画(見直し後)における研究の学術的意義、ILC 計画(見直し後)の素粒子物理学における位置づけについて
- ILC 計画(見直し後)の学術研究全体における位置づけについて
- ILC 計画(見直し後)を我が国で実施することの国民及び社会に対する意義について
- ILC 計画(見直し後)の実施に向けた準備状況と、建設及び運営に必要な予算及び人的資源の確保等の諸条件について

第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2014）
（平成26年2月28日）【抜粋】

6 提言：重点大型研究計画

(1) 策定過程

(略)

なお、当初の方針通り、各部から一定数程度以上の計画が重点大型研究計画に含むことに対して一定の配慮を行ったが、各分野別委員会の採択件数のアンバランスについては、調整を一切しなかった。また、物理学分野からの提案8件には、国際リニアコライダー計画に関する提案が含まれているが、本提案に関しては、日本学術会議課題別委員会として設立された「国際リニアコライダー計画に関する検討委員会」においてヒアリング当時別途検討が進められていたこと等を鑑みて、ヒアリングは実施したが評価の対象から除外した。

第23期学術の大型研究計画に関するマスタープラン（マスタープラン2017）
（平成29年2月8日）【抜粋】

2 マスタープラン2017の策定経緯

(2) 重点大型研究計画の策定経緯

(略)

学術大型研究計画として選定された提案のうち大型施設計画「国際リニアコライダー計画」については、以下の理由により、重点大型研究計画の評価の対象とはしないこととした。本提案については、第22期日本学術会議が、文部科学省研究振興局長からの審議依頼に対応して、課題別委員会「国際リニアコライダー計画に関する検討委員会」を設け、平成25年9月30日付け回答「国際リニアコライダー計画に関する所見」を取りまとめており、「マスタープラン2014」では重点大型研究計画の評価の対象から除外された。物理学分野の大型研究計画評価小分科会は、この回答に至った条件及び状況に本評価時点でも変更がないことから、本提案については他の提案と同じ基準で相対評価はしないことを、本分科会へ申し入れた。本分科会は、その申入れを承認し、本提案については学術大型研究計画にふさわしいか否かの評価を同小分科会へ依頼の上、上記の決定に至った。

学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想 ロードマップの策定
ーロードマップ2017ー（平成29年7月28日）【抜粋】

(2) 作業部会における審議

①ロードマップ策定の方針

- 今回、作業部会においては、日本学術会議で新たにマスタープラン2017が策定されたことを受け、新たなロードマップの策定について審議を行い、マスタープラン2017の区分Ⅰに記載された166計画のうち、重点大型研究計画と重点大型研究計画のヒアリング対象計画を選定対象として、書面審査とヒアリング審査を行い、一定程度以上の評価を得たものについて本ロードマップに位置付けることとした。

追加参照条文

・内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）（抄）

… 1

平成 30 年 11 月 14 日（水）

内閣府日本学術会議事務局

(平成十一年七月十六日)

(法律第八十九号)

第四百十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成二年 七月三〇日法律第一一六号

同 一 年 二 月 一 七 日 同 第 一 五 六 号

同 一 年 二 月 二 日 同 第 一 六 〇 号

(同 一 年 二 月 一 七 日 同 第 一 五 六 号)

同 一 年 二 月 二 日 同 第 一 六 一 号

同 一 二 年 五 月 一 九 日 同 第 七 一 号

同 一二年二月 八日同 第一四八号

同 一 四 年 三 月 三 一 日 同 第 五 号

同 一 四 年 三 月 三 一 日 同 第 一 四 号

同 一 四 年 五 月 一 〇 日 同 第 四 一 号

同 一 四 年 六 月 一 四 日 同 第 六 九 号

同 一四年 七月二六日同 第九二号

同 一四年二月一日同 第一四三号

同 一四年二月一日同 第一八九号

同 一五年 四月 九日同 第二三號

同 一五年 四月 九日 同 第二八号

同 一五年 五月二三日同 第 四八号

同 一五年 五月三〇日同 第 五七号

同 一 五 年 五 月 三 〇 日 同 第 六 一 号

同 一 五 年 六 月 一 日 同 第 七 〇 号

同 一五年 七月三〇日同 第一三三号

同 一五年 八月 一日 同 第一三七号

同 一六年 四月 二日 同 第 二七号

同 一六年 四月一四日同 第二九号

同 一 六 年 六 月 二 日 同 第 七 〇 号

同 一 六 年 六 月 四 日 同 第 八 〇 号

同、一六年六月九日同 第一〇二号

同 一六年二月 八日同 第一六一号

同 一 七 年 四 月 一 日 同 第 二 四 号

同 一七年 六月一七日同 第 六三号

同 一七年 七月二九日同 第八九号

同 一 八 年 六 月 二 日 同 第 五 〇 号

同 一 八 年 六 月 二 日 同 第 五 一 号

同 一 八 年 六 月 七 日 同 第 五 四 号

同 一八年 六月二日同 第八五号

同 一八年二月一五日同 第二一號

同 一八年二月二〇日同 第一一四号

同 一八年二月二〇日同 第二一六号

同 一八年二月三日同 第二一八号

同 一九年 三月二日同 第一五号

同 一九年 五月二三日同 第 五三號

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

(設置)

第二条 内閣に、内閣府を置く。

(任務)

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、行政手続における特定の個人を識別するための番号等の適正な取扱いの確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地か

ら管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(平一五法二三・平一八法一一八・平二二法四九・平二五法二八・一部改正)

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策(経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。)に関する事項(次号から第十一号までに掲げるものを除く。)

四 中心市街地の活性化(中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第一条に規定するものをいう。)の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

五 都市の再生(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第一条に規定するものをいう。)及びこれと併せた都市の

的な政策に関する事項

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項

二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

二十二 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

二十三 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

二十四 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

二十五 青少年の健全な育成に関する事項

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

二十八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の

消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

二十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項
三十 海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。

二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する

法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てゐるための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に限る。）、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七條第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国

際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関すること、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第十六条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

六 国民経済計算に關すること。

六の二 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に關する施策の実施の推進及びこれに必要な關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。

七 科学技術基本計画（科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に關すること。

七の二 科学技術に關する關係行政機關の經費の見積りの方針の調整に關すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に關する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に關すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に關する施策の推進に關すること。

七の四 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に關する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に關する施策に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の五 宇宙開発利用に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。

七の六 宇宙開発利用の推進に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

ものを除く。）。

七の七 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に關すること。

七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に關する施策に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の九 防災に關する施策の推進に關すること。

八 防災に關する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に關すること。

八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に關する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に關すること。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に關する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に關すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害

に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）

第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五百十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十七条第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

十四の二の二 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に

関すること。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業、同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業及び同法

第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に關すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土

地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関すること。

二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

二十六の三 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十

一条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。

二十七の三 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

二十七の四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九條に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二十七の五 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

三十 内閣総理大臣の行方表彰に関すること。

三十一 国民の祝日に関すること。

三十二 元号その他の公式制度に関すること。

三十三 国の儀式並びに内閣の行方儀式及び行事に関する事務に關すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の發展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費

者庁の所掌に属するものを除く。）。

三十六 市民活動の促進に関すること。

三十六の二 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。

三十九 世論の調査に関すること。

三十九の二 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十 公文書館に関する制度に関すること。

四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十一の二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十五項に規定する法人番

号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

四十六 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の

連絡調整に関すること。

四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十三 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十四の二 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

五十四の三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務

五十四の四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十

二号)第十八条第二項に規定する事務

五十五 所掌事務に係る国際協力に關すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第二条に規定する事務

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二 個人情報保護に關する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十一条に規定する事務

六十 金融庁設置法(平成十年法律第三十号)第四条第一項に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき内閣府に属させられた事務

(平一一法一五六・平一一法一六〇(平一一法一五六)・

平一一法一六一・平一四法五・平一四法四一・平一四法九

二・平一四法一四三・平一四法一八九・平一五法二三・平

一五法四八・平一五法五七・平一五法六一・平一五法一三

三・平一六法二七・平一六法二九・平一六法八〇・平一六

法一六一・平一七法二四・平一七法六三・平一八法五一・

平一八法五四・平一八法五〇・平一八法八五・平一八法一

一六・平一八法一一八・平一九法一五・平一九法五三・平

一九法一〇八・平一九法一一四・平二〇法三六・平二〇法

七九・平二一法四九・平二一法六六・平二一法七一・平二

二法六・平二三法四・平二三法三七・平二三法八一・平二

三法九〇・平二三法一二二・平二四法三五・平二四法四

七・平二四法七四・平二五法二八・平二五法五四・平二五

法六四・平二四法六七(平二五法五四・平二五法六四)・

平二五法六五・平二五法八七・平二五法八八・平二五法一

〇七・平二六法二二・平二六法三一・平二六法一二三・平

二七法五二・平二七法五六・平二七法六五・平二七法六

六・平二五法一〇九(平二七法六六)・平二七法七六・平

二八法二九・平二八法三〇・平二八法四三・平二八法五

五・平二八法一〇一・平二九法二八・平二九法七一・平二

九法七五・平三〇法三七(一部改正)

第三章 組織

第一節 通則

(組織の構成)

第五条 内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。